

## 10月企画運営委員会次第

日 時 平成30年10月11日(木)14:30～

場 所 県社会福祉会館 1階 身体障害者集会室

開 会

1 理事長挨拶

2 議事録署名人の選任について

3 議題

(1) 平成30年度「保育の日前夜祭」(第41回)について

(2) 平成30年度「保育所等食育研修会」について

(3) 平成30年度第2回保育園利用者相談室研修会(苦情解決の取り組みⅡ研修会)について

(4) その他

・第62回全国保育研究大会(川崎)フリー発表分科会への研究発表者の決定について

3 報告事項

(1) 全保協情報 18-22～18-25

(2) 部会からの報告

(3) 地域からの報告

(4) その他

閉 会

※12月企画運営委員会(予定)

平成30年12月6日(木)14:30～(未定)



## Half Moon プロフィール

湘南の波の音、風のささやきが自然な生き方を通して歌になると愛と平和の心が満ちあふれる。KUWATA BAND のベーシストとして活動した琢磨 仁とNHK「みんなのうた」に楽曲提供の琢磨啓子の心地良さ満点のアコースティック・ユニット。

藤沢市片瀬在住で湘南を拠点に音楽活動をする一方、地元で「アースデイ湘南」、「海にありがとう～湘南から海へ愛と感謝を！」などの環境をテーマにしたイベントを主催している。

毎年4月には江の島で原発事故で避難している富岡町のご家族をお招きして「アースデイ湘南 江の島フラ・パラダイス 世界中の子供達～フラでつなぐ心の絆 1000人フラ、100人ウクレレで愛と平和を湘南から世界へ！」を開催しています。

### ■ 琢磨 仁 (ベース、ウクレレ、ボーカル、プロデュース)

KUWATA BAND、宇崎竜童 & RU Connection with 井上堯之、小林克也 & The NO 1 Band のメンバーとして活動。

現在は琢磨啓子と共に Half Moon として活動。

230 Nama-Raika (柳沢二三男、成田昭彦、深町 栄、琢磨 仁) のメンバーとしてライブ活動中。

桑田佳祐、世良公則、斉藤誠、今井美樹、増田俊郎など多くのアーティストのレコーディングやツアーにベーシストとして参加。

桑田佳祐作曲「メリーシェーンと琢磨 仁」のモデルとなる。

桑田佳祐の音楽寅さん、やFM TOKYO「やさしい夜話」1000回記念スペシャルライブに出演。

宇崎竜童作「ロック曾根崎心中」、阿木耀子プロデュース「フラメンコ曾根崎心中」にベーシストで参加。  
平成5年 第61回伊勢神宮式年遷宮イメージソング「悠久」作曲。(作詞:星野哲朗、歌音羽ゆりかご会)  
ベストセラー教則本「ウクレレ・イージー1 & 2」執筆。(発行:株式会社エイ出版社)

(※エイの文字は「木」偏に「世」)

2006年11月～2010年3月 tvk (テレビ神奈川) で「琢磨 仁のハマランチョ的ウクレレ・イージーワンポイントレッスン」の講師を務める。

同時期にtvk1230@ハマランチョで「湘南へ行こう！」(木曜日放送)のレポーターとしても活動！  
江の島サムエル・コッキング苑で5月に開催の「湘南SOUND JAM」をプロデュース。地元アーティストを紹介。

### ■ 琢磨啓子 (ボーカル、ギター、ウクレレ、ピアノ)

幼少からピアノ、バイオリン、歌を学ぶ。高校卒業後ジャズピアノに目覚めニューヨークへ留学。作詞作曲する楽曲は爽やかな歌声と共に湘南の風となり、聞き手の心を優しく癒す。

2011年6月 「森から海へ 自然は繋がるトークセッション」海代表で出演。

山代表:オークビレッジ代表 稲本 正氏

東京ガス横浜ショールーム

2010年3月までハマランチョ「湘南へ行こう！」のレポーターとしても活動！

2003年「私の湘南スタイル大募集」でエッセイが最優秀賞受賞。

NHK総合放送「みんなのうた」楽曲提供:

「また明日」(作詞・作曲・歌 琢磨啓子)

O.A.「あったらいいなあ」

(作詞:酒匂みゆき・作曲:琢磨 仁・演奏 Half Moon)

NHK沖縄 O.A.「あたらしい沖縄の歌」:

「ヨロンのかたち」(作曲:琢磨 仁・演奏 Half Moon)

NHK鹿児島 O.A.「あたらしい鹿児島の歌」

「ヨロンのかたち」(作詞:川畑奈緒巳・作曲:琢磨 仁・演奏 Half Moon)

「澄み渡る風」(作詞:琢磨啓子・作曲:琢磨 仁・演奏 Half Moon)。



全社児福発第 291 号③  
平成 30 年 9 月 27 日

都道府県・指定都市保育協議会 会長 様

社会福祉法人全国社会福祉協議会  
全国保育協議会  
会長 万田 康  
〔公印略〕

**「第 62 回全国保育研究大会 フリー発表分科会」  
研究発表者の決定について（周知）**

本会事業の推進につきましては、日頃よりご尽力を賜り、厚くお礼申しあげます。  
さて、本会では、毎年開催される全国保育研究大会において、会員の方に自由な  
テーマで発表していただくため、フリー発表分科会を設けています。

本年度の大会（10月24日～10月26日：川崎市）においては、応募者に対する  
大会運営委員会の審査を経て、別紙一覧表のとおり決定しましたのでご報告申しあ  
げます。

**【お問い合わせ先】**

全国保育協議会事務局 担当：中川、安藤  
社会福祉法人全国社会福祉協議会 児童福祉部内  
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル  
TEL.03-3581-6503 / FAX.03-3581-6509  
E-mail:zenhokyo@shakyo.or.jp



## 全国保育研究大会フリー発表分科会研究発表順について

※会場は、川崎日航ホテル11階 楓・橘の間です。(敬称略)

時間 〔平成30年10月25日(木)〕		
9:30~9:35	オリエンテーション・開会	
9:35~10:00	【川崎市】緑の杜保育園 子母口わかば保育園	野上 紋子 高橋 登茂子
10:02~10:27	【千葉県】柏さかさい保育園	中山 勲
10:29~10:54	【青森県】はすね子ども園	小田桐 寛人
10:56~11:21	【東京都】昭島ナオミ保育園	磯 可南子 伊能 恵子
11:23~11:48	【宮城県】バオバブ保育園	千葉 公貴 中島 喜伸
11:50~12:15	【岐阜県】たちばな保育園	佐藤 鉄司
12:15~13:15	昼食・休憩 (60分)	
13:15~13:40	【東京都】ポピズナーサリースクール四ツ谷	小林 マヤ
13:42~14:07	【神奈川県】平塚市立若草保育園 平塚市立吉沢保育園	府川 和枝 安藤 淳子
14:09~14:34	【大阪府】摂津峡認定こども園	清水 百合 中藤 あかね
14:36~15:01	【福岡県】まみい保育園	野上 知美 詰坂 晴代
15:03~15:28	【香川県】三豊市立高瀬中央保育所	白川 久美子
15:30~15:55	【群馬県】高崎保育所	藤井 信之
15:57~16:22	【新潟県】みしま中央保育園	川野 亜希 岩本 久美子
16:22~16:30	まとめ・閉会	

1組 20分発表+質疑応答5分  
転換2分

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## —今号の目次—

- ◆ 「保育所等関連状況取りまとめ（平成30年4月1日）」が公表される  
（厚生労働省） ..... 1
- ◆ 「待機児童解消加速化プラン」「子育て安心プラン」集計結果が公表される  
（厚生労働省） ..... 2
- ◆ 第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の  
考え方が示される（内閣府） ..... 2
- ◆ 北海道胆振東部地震に伴う節電の協力について  
—北海道の会員の皆さま ..... 3
- ◆ 公立保育所等トップセミナー 400名が参加し開催 ..... 3
- ◆ 「保育所等関連状況取りまとめ（平成30年4月1日）」が公表される（厚生労働省）

平成30年9月7日、厚生労働省は平成30年4月1日時点の保育所等の定員や待機児童の状況を取りまとめ、公表しました。

○保育所等利用定員は280万人（平成29年比9万7千人の増加）。

○保育所等を利用する児童の数は261万人（平成29年比6万8千人の増加）。

○待機児童数は19,895人で平成29年比6,186人の減少。

・待機児童のいる市区町村は、平成29年から15増加して435市区町村。

・待機児童が100人以上の市区町村は、平成29年から16減少して48市区町村。

保育所等の施設数は34,763か所で、平成29年と比べて1,970か所（6.0%）増加しています。保育所等の定員は2,800,579人で、平成29年と比べて97,224人（3.6%）増加、保

育所等を利用する児童の数は2,614,405人で、平成29年と比べて67,736人(2.7%)増加、定員充足率(利用児童数÷定員)は93.4%となっています。

詳細は、資料1-1と、市区町村の状況を示した資料1-2をご参照ください。

## ◆「待機児童解消加速化プラン」「子育て安心プラン」集計結果が公表される(厚生労働省)

平成30年9月7日、厚生労働省は前記「保育所等関連状況取りまとめ」の公表にあわせて、標記プランについて自治体の取り組み状況を公表しました。

平成30年4月1日時点の保育の受け皿は、約294.4万人分となり、昨年から約10.8万人分拡大しました。

市区町村の「子育て安心プラン実施計画」によると、2018～2020年度の3年間で、申込者数は約16.7万人分増加、利用定員数は約23.3万人分増加し、待機児童は解消する見込みとなっています。財政支援を希望する市区町村として子育て安心プラン実施計画が採択された自治体は575市区町村です。

詳細は、資料2-1、解説は資料2-2をご参照ください。

上記2点については、厚生労働省ホームページに掲載されています。

厚生労働省トップページ > 報道・広報 > 報道発表資料 > 2018年9月 > 保育所等関連状況取りまとめ(平成30年4月1日)及び「待機児童解消加速化プラン」と「子育て安心プラン」集計結果を公表

[https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000176137\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000176137_00002.html)

## ◆第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方が示される(内閣府)

平成30年8月24日、内閣府は各都道府県・指定都市・中核市の子ども・子育て支援新制度担当部局担当課に対し、第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方を発出しました。

事業計画における提供体制確保の実施時期は、「子育て安心プラン」において、目標年次としている2020年度末までに、量の見込みに対応する教育・保育施設および地域型保育事業を整備することをめざし、設定することとされています(資料3「考え方」の2ページ参照)。

また、保育ニーズ(2・3号)のみならず、教育ニーズ(1号)についても、実態を適切に把握した上で、仮に提供体制に不足が見込まれる場合には、幼稚園・認定こども園(1号)の定員増や、公立幼稚園の入園対象年齢の満3歳への引下げ等により確実に提供体制

を整備すること、大規模マンション等の開発には、都市開発部局と情報共有・連携を行い、必要となる保育の受け皿を確保すること、0歳児保育をよりニーズの実態に近いものとなるよう、適切に量を見込むこと（以上、同3ページ）。共働き等家庭の子どもの幼稚園利用について、正確にニーズを把握すること（同4ページ）。企業主導型保育施設の地域枠の活用（同5ページ）等が示されています。

詳細は、資料3をご参照ください。資料は内閣府ホームページに掲載されています。

内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度  
> 自治体向け情報 > 事務連絡

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/office/index.html>

## ◆北海道胆振東部地震に伴う節電の協力について —北海道の会員の皆さま

平成30年9月7日、厚生労働省から、別紙にて節電の協力要請がありました。

北海道の会員の皆さまにおかれては、ご対応可能な範囲において節電へのご協力をお願い申し上げます。詳細は、資料4をご参照ください。

## ◆公立保育所等トップセミナー 400名が参加し開催

全国保育協議会では、8月24～25日に「平成30年度公立保育所等トップセミナー」を新横浜プリンスホテルで開催しました。本セミナーは、全国の公立保育所・公立認定こども園・子育て支援センターの長および行政の保育担当者等を主な対象に、今日的課題をふまえた公立の保育所・認定こども園等や保育行政等のあり方について考える機会として、平成7年度より毎年開催しており、本年度は約400名の参加がありました。

### 保育所保育指針等の改定（訂）と、公立保育施設に求められる役割

初日は、厚生労働省子ども家庭局保育課の齊藤克也課長補佐より子ども・子育て支援新制度の実施状況と公立保育所・公立認定こども園等を取りまく状況について行政説明をいただきました。また、全保協万田康会長による基調報告に続き、大阪総合保育大学の大方美香学長による「保育所保育指針改定と、教育・保育要領の改訂について」と題して講義が行われました。講義では、平成30年4月に改定（訂）施行された保育所保育



指針および幼保連携型認定こども園教育・保育要領がこれまでの保育とどのように変わるのか、改定（訂）の背景や施設長・リーダーとして押さえておくべきポイントについて話されました。その後、アドット・コミュニケーション(株) 代表取締役／日本アンガーマネジメント協会 理事の戸田久実氏による「保育現場と施設長に求められるアンガーマネジメント」と題して、保育施設における「感情」を上手にコントロールするためのスキルや考え方についての講義が行われました。

## 公立保育施設が担う役割を考える

2日目は、「東日本大震災から学ぶ～保育所と被災地域の復興について～」と題して、福島県いわき市こどもみらい部こども支援課の小島誠一課長と、いわき市立豊間保育園の大平恵美子園長から東日本大震災被災地の公立保育所として取り組まれた、安全・安心に向けた豊間保育園の再開に向けた整備等について報告をいただきました。その後、「公立保育所・公立認定こども園等が担う役割を考える～地域に根ざした施設であるために～」と題し、テーマに即した事例報告および報告をふまえたグループディスカッション・講義が行われました。

事例報告は、①仙台市から「公立保育所の役割～地域全体の保育の質の向上に向けて～」と題して地域拠点保育所としての実践・検証・検討を経た地域全体の保育の質向上に向けた取り組みについて、とくに地域における配慮を要する子どもたちへの対応強化やそのための人材育成、新設や経験の浅い経営主体が運営する保育所・認定こども園等への相談・支援、大規模災害時の情報伝達や物資搬送の中継地点としての役割を持っている点等について、報告がありました。また、②川崎市から「地域のセーフティネットとして、子どもを守る役割を果たす～公立保育所の機能を活かしたネットワークの構築～」と題して、公立保育所の機能を活かしたネットワークの充実とセーフティネットの役割の推進に向けた取り組みについて、民生委員・児童委員や主任児童委員、子育てサロン・サークル等との連携をはかり、保健師等の関係機関とも協働しながら孤立させないセーフティネット作りを進めることや、育ちの連続性を考えた保小中の連携をはかり、互いの顔の分かる関係性を築き、支援する取り組みが報告されました。

最後に文教大学の櫻井慶一名誉教授から、公立施設・行政としての役割や連携・協働のあり方を踏まえた、地域全体の保育の質を向上させるための取り組みや具体的な子育て支援の実践等について講義が行われました。

現在、公立保育施設の民営化や統廃合がすすめられています。その状況下で多くの公立保育所・公立認定こども園等が、地域の拠点保育施設としての役割を担っています。事例報告で紹介されたように、公立保育所・公立認定こども園等は、各市区町村の保育施策の充実や、地域全体の保育・子育て支援の質の向上に寄与しており、その存在は欠かすことができません。一方で、社会のニーズに応じた各種の事業に、さまざまな主体が参入してくるなかで、地域全体の保育の質向上のためにも、公立施設としての役割を果たし、その存在意義と必要性を示していく必要があります。

本セミナーは、公立保育所等や保育行政をとりまく情勢認識と、地域の保育水準の向上、次世代育成の中心としての役割を果たすための公立保育所等や保育行政のあり方について、考えを深める機会となりました。

報道関係者 各位

平成 30 年 9 月 7 日

【照会先】

子ども家庭局 保育課

課長 補佐 香取 徹 (内線 4833)

待機児童対策係長 堀江 博朗 (内線 4840)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)2542

### 「保育所等関連状況取りまとめ（平成 30 年 4 月 1 日）」を公表します

厚生労働省では、このほど、平成 30 年 4 月 1 日時点での保育所等の定員や待機児童の状況を取りまとめましたので公表します。

この取りまとめは、全国の保育所等の状況を把握することを目的に毎年実施しているものです。平成 27 年度の調査から、従来の保育所に加え、平成 27 年 4 月に施行した子ども・子育て支援新制度において新たに位置づけられた幼保連携型認定こども園等の特定教育・保育施設と特定地域型保育事業<sup>\*1</sup>（うち 2 号・3 号認定）の数値を含みます。

#### 【保育所等関連状況取りまとめのポイント】

○保育所等利用定員<sup>\*2</sup>は280万人（前年比9万7千人の増加）

○保育所等を利用する児童の数は261万人（前年比6万8千人の増加）

○待機児童数は19,895人で前年比6,186人の減少<sup>\*3</sup>

- ・待機児童のいる市区町村は、前年から15増加して435市区町村。
- ・待機児童が100人以上の市区町村は、前年から16減少して48市区町村。
- ・待機児童が100人以上増加したのは、さいたま市（315人増）、神戸市（239人増）、国分寺市（110人増）の3市。待機児童が100人以上減少したのは、大分市（450人減）、世田谷区（375人減）、大田区（322人減）など24市区。

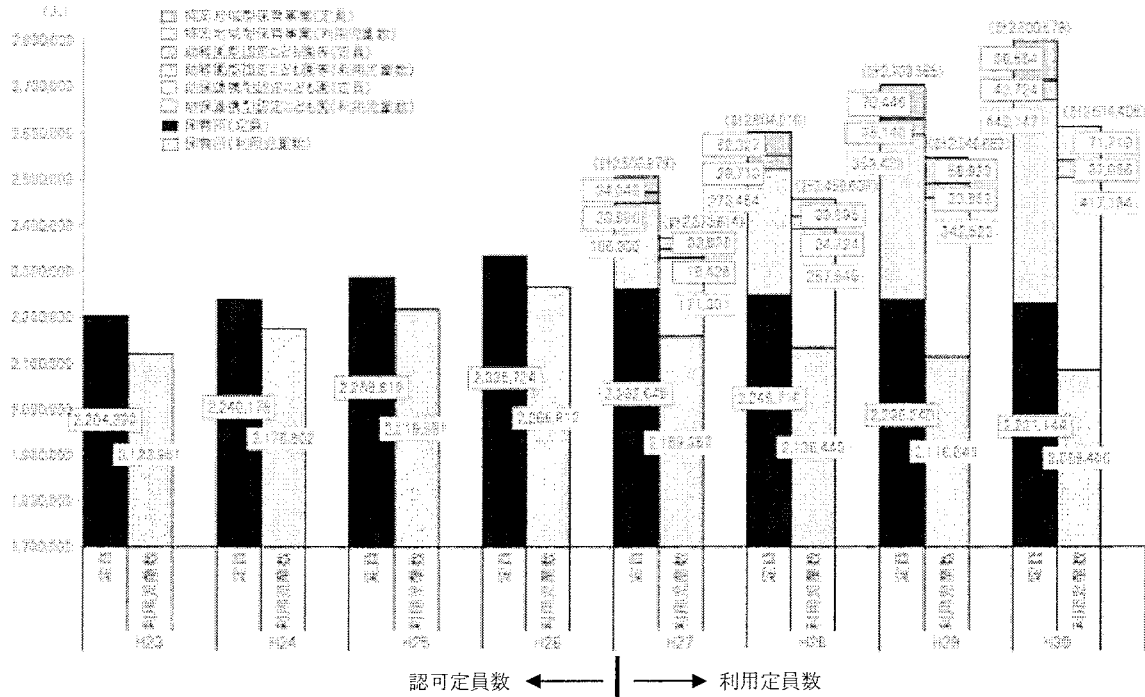
\* 1 特定教育・保育施設：幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園  
特定地域型保育事業：小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業

\* 2 保育所等利用定員：保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業の利用定員

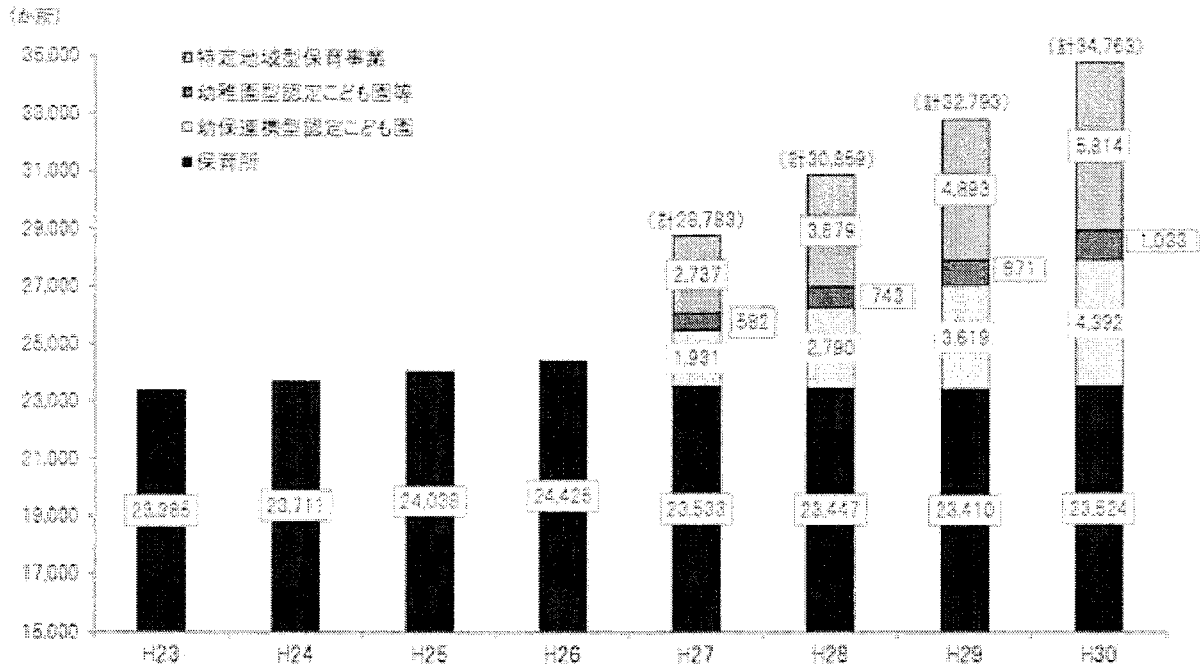
\* 3 待機児童数の把握については、平成 29 年 4 月 1 日の保育所等利用待機児童数調査より調査要領を改正

# 1. 保育所等利用児童数等の状況

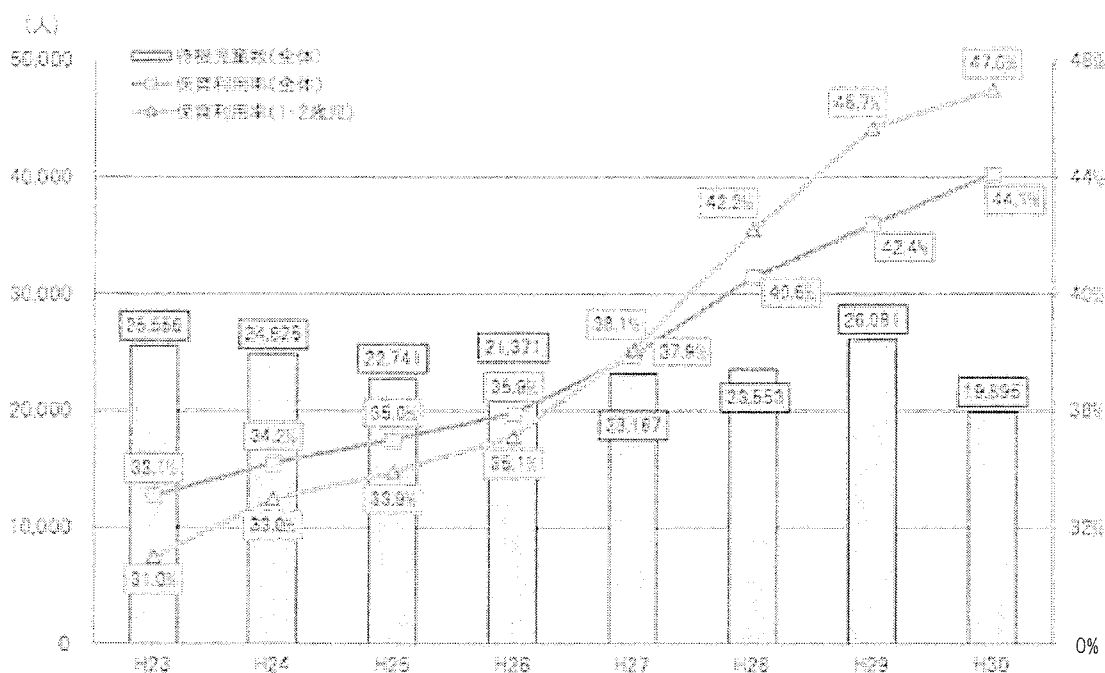
(保育所等定員数及び利用児童数の推移)



(保育所等数の推移)



(保育所等待機児童数及び保育所等利用率の推移)



[表 1] 保育所等の利用定員・利用児童数等の状況

	保育所等数	利用定員数	利用児童数	定員充足率
平成28年	30,859か所	2,604,210人	2,458,607人	94.4%
保育所等	26,237か所	保育所等 2,522,170人	保育所等 2,393,988人	
幼稚園型認定こども園等	743か所	幼稚園型認定こども園等 29,713人	幼稚園型認定こども園等 24,724人	
地域型保育事業	3,879か所	地域型保育事業 52,327人	地域型保育事業 39,895人	
平成29年	32,793か所	2,703,355人	2,546,669人	94.2%
保育所等	27,029か所	保育所等 2,597,763人	保育所等 2,458,864人	
幼稚園型認定こども園等	871か所	幼稚園型認定こども園等 35,146人	幼稚園型認定こども園等 30,882人	
地域型保育事業	4,893か所	地域型保育事業 70,446人	地域型保育事業 56,923人	
平成30年	34,763か所	2,800,579人	2,614,405人	93.4%
保育所等	27,916か所	保育所等 2,671,291人	保育所等 2,505,600人	
幼稚園型認定こども園等	1,033か所	幼稚園型認定こども園等 42,724人	幼稚園型認定こども園等 37,086人	
地域型保育事業	5,814か所	地域型保育事業 86,564人	地域型保育事業 71,719人	

① 施設数

保育所等数は34,763か所で、平成29年と比べて1,970か所(6.0%)の増。

② 利用定員

保育所等の定員は2,800,579人で、平成29年と比べて97,224人(3.6%)の増。

③ 保育所等利用児童数

保育所等を利用する児童の数は2,614,405人で、平成29年と比べて67,736人(2.7%)の増。

④ 定員充足率

定員充足率(利用児童数÷定員)は93.4%で、平成29年と比べて0.8ポイントの減。



[表2] 年齢区分別の保育所等利用児童の割合（保育所等利用率）

	平成30年4月	平成29年4月
3歳未満児(0～2歳)	1,071,261人 (36.6%)	1,031,486人 (35.1%)
うち0歳児	149,948人 (15.6%)	146,972人 (14.7%)
うち1・2歳児	921,313人 (47.0%)	884,514人 (45.7%)
3歳以上児	1,543,144人 (51.4%)	1,515,183人 (49.3%)
全年齢児計	2,614,405人 (44.1%)	2,546,669人 (42.4%)

(保育所等利用率：当該年齢の保育所等利用児童数÷当該年齢の就学前児童数)

[参考] 年齢区分別の就学前児童数

	平成30年4月(注1)	平成29年4月(注2)
3歳未満児(0～2歳)	2,923,000人	2,936,000人
うち0歳児	963,000人	1,002,000人
うち1・2歳児	1,960,000人	1,934,000人
3歳以上児	3,003,000人	3,073,000人
全年齢児計	5,926,000人	6,009,000人

(注1) 人口推計年報(平成29年10月1日)

(注2) 人口推計年報(平成28年10月1日)

### ○ 保育所等利用率

就学前児童の保育所等利用率は44.1%。うち、3歳未満児は36.6%、中でも1・2歳児は47.0%。

## 2. 保育所等待機児童数の状況

	30年4月1日 (A)	29年4月1日 (B)	差引 (A-B)
待機児童数	19,895人	26,081人	▲6,186人

[表3] 年齢区分別の利用児童数・待機児童数

	30年利用児童数	30年待機児童数
低年齢児(0～2歳)	1,071,261人 (41.0%)	17,626人 (88.6%)
うち0歳児	149,948人 (5.7%)	2,868人 (14.4%)
うち1・2歳児	921,313人 (35.2%)	14,758人 (74.2%)
3歳以上児	1,543,144人 (59.0%)	2,269人 (11.4%)
全年齢児計	2,614,405人 (100.0%)	19,895人 (100.0%)

(注) 利用児童数は、全体(幼稚園型認定こども園等、地域型保育事業等を含む)。

○ 年齢区分別待機児童数

低年齢児が全体の88.6%を占める。

そのうち、特に1・2歳児(14,758人(74.2%))が多い。

[表4] 待機児童のいる市区町村数

待機児童数	市区町村
100人以上	48 (64)
50人以上100人未満	62 (64)
1人以上 50人未満	325 (292)
計	435 (420)

( )は平成29年4月1日の数値

○ 待機児童のいる市区町村数

待機児童がいる市区町村数は435(全市区町村の25.0%)で、前年から15の増。

待機児童が50人以上の市区町村は110で、前年から18の減。

待機児童が100人以上の市区町村は48で、前年から16の減。

[表5] 都市部とそれ以外の地域の待機児童数

	利用児童数(%)	待機児童数(%)
7都府県・指定都市・中核市	1,538,805人(58.9%)	13,930人(70.0%)
その他の道県	1,075,600人(41.1%)	5,965人(30.0%)
全国計	2,614,405人(100.0%)	19,895人(100.0%)

[表6] 都市部とそれ以外の地域の待機児童率

	申込者数(%)	待機児童率
7都府県・指定都市・中核市	1,612,288人(59.4%)	0.86%
その他の道県	1,100,071人(40.6%)	0.54%
全国計	2,712,359人(100.0%)	0.73%

(待機児童率：待機児童数÷申込者数)

## ○ 都市部の待機児童の状況

都市部の待機児童として、首都圏（埼玉・千葉・東京・神奈川）、近畿圏（京都・大阪・兵庫）の7都府県（指定都市・中核市含む）とその他の指定都市・中核市の合計は13,930人（前年より4,869人減）で、全待機児童の70.0%（前年から2.1ポイント減）を占める。

また、都市部の待機児童率は、その他の道県より0.32ポイント高く、116人に1人が待機児童となっている。

（データ出典）

保育所等施設数、保育所等利用定員及び保育所等利用児童数等

・・・26年一福祉行政報告例（厚生労働省大臣官房統計情報部）

・・・23年～25年、27年～30年一厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ

幼稚園型認定こども園等及び地域型保育事業の施設数、利用定員及び利用児童数

・・・保育所入所待機児童数調査（厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ）

待機児童数・・・保育所入所待機児童数調査（厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ）

就学前児童数・・・人口推計年報（総務省統計局（10月1日現在））

**東日本大震災の影響による公表データの取扱について（平成23年4月のデータの取り扱いには注意が必要）**

○ 東日本大震災の影響により、8市町<sup>\*1</sup>は平成23年4月の調査を実施できず、平成23年4月の結果は8市町分を除いて集計している。

○ 8市町の平成23年4月の結果は「0」として集計していることから、平成23年4月の結果と比べる際には単純にその増減を表しており、数値の補正は行っていない。

なお、平成24年4月以降の調査では8市町を含め、全市区町村から結果を得て集計している。

※1…岩手県陸前高田市・大槌町、宮城県山元町・女川町・南三陸町、福島県浪江町、広野町、富岡町

（参考データ）

○ 平成23年4月1日時点の状況（8市町計）：保育所定員：2,040人<sup>\*2</sup>

○ 平成24年4月1日時点の状況（8市町計）：保育所定員：1,430人、利用児童：1,195人、待機児童数：10人

※2…平成24年4月調査の際、平成23年4月の定員数のみ把握

## (資料1-1) 利用定員数が100人以上増加した地方自治体

(注)利用定員数: 保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業の利用定員数

(平成30年4月1日現在)

順位	都道府県	市区町村	利用定員増加数 (H30.4.1における 対前年)		順位	都道府県	市区町村	利用定員増加数 (H30.4.1における 対前年)	
			人					人	
1	神奈川県	横浜市	2,874	51	香川県	高松市	567		
2	大阪府	大阪市	2,871	52	千葉県	松戸市	533		
3	福岡県	福岡市	2,482	53	兵庫県	神戸市	526		
4	愛知県	名古屋市	2,032	54	愛知県	西尾市	522		
5	埼玉県	さいたま市	1,934	55	東京都	三鷹市	502		
6	神奈川県	川崎市	1,896	56	神奈川県	藤沢市	502		
7	宮城県	仙台市	1,717	57	愛媛県	松山市	502		
8	静岡県	静岡市	1,608	58	兵庫県	明石市	497		
9	東京都	品川区	1,508	59	東京都	文京区	467		
10	千葉県	千葉市	1,429	60	福島県	いわき市	467		
11	北海道	札幌市	1,349	61	東京都	豊島区	461		
12	東京都	大田区	1,184	62	埼玉県	戸田市	450		
13	東京都	杉並区	1,171	63	福島県	郡山市	433		
14	大阪府	豊中市	1,028	64	栃木県	宇都宮市	430		
15	大分県	大分市	1,016	65	東京都	日野市	423		
16	沖縄県	那覇市	1,003	66	東京都	葛飾区	416		
17	東京都	足立区	1,002	67	富山県	富山市	376		
18	静岡県	浜松市	952	68	東京都	港区	373		
19	千葉県	市川市	930	69	東京都	台東区	373		
20	福岡県	北九州市	877	70	沖縄県	うるま市	370		
21	東京都	北区	859	71	神奈川県	大和市	358		
22	広島県	広島市	846	72	群馬県	前橋市	351		
23	東京都	調布市	840	73	愛媛県	伊予市	345		
24	沖縄県	沖縄市	833	74	沖縄県	石垣市	344		
25	千葉県	流山市	792	75	埼玉県	越谷市	341		
26	北海道	旭川市	781	76	大阪府	八尾市	337		
27	大阪府	吹田市	778	77	東京都	町田市	335		
28	東京都	練馬区	774	78	鹿児島県	鹿児島市	335		
29	東京都	目黒区	771	79	神奈川県	海老名市	334		
30	岡山県	岡山市	735	80	茨城県	つくば市	332		
31	東京都	渋谷区	717	81	東京都	武蔵野市	324		
32	東京都	世田谷区	705	82	東京都	小金井市	324		
33	千葉県	船橋市	683	83	千葉県	印西市	320		
34	愛媛県	今治市	677	84	山口県	山口市	320		
35	東京都	新宿区	670	85	神奈川県	厚木市	317		
36	沖縄県	浦添市	669	86	千葉県	袖ヶ浦市	310		
37	神奈川県	相模原市	659	87	鳥取県	鳥取市	306		
38	埼玉県	川口市	648	88	沖縄県	豊見城市	304		
39	東京都	江東区	645	89	愛知県	豊田市	300		
40	兵庫県	加古川市	644	90	鳥取県	米子市	299		
41	新潟県	新潟市	642	91	茨城県	水戸市	291		
42	東京都	墨田区	637	92	三重県	津市	291		
43	熊本県	熊本市	628	93	静岡県	藤枝市	290		
44	千葉県	柏市	605	94	静岡県	島田市	288		
45	東京都	江戸川区	604	95	奈良県	奈良市	288		
46	大阪府	堺市	600	96	東京都	中野区	285		
47	千葉県	習志野市	587	97	石川県	小松市	283		
48	東京都	板橋区	576	98	広島県	福山市	282		
49	沖縄県	宜野湾市	574	99	神奈川県	秦野市	277		
50	東京都	中央区	573	100	栃木県	那須塩原市	272		

(平成30年4月1日現在)

	都道府県	市区町村	利用定員増加数 (H30.4.1における 対前年)		都道府県	市区町村	利用定員増加数 (H30.4.1における 対前年)	
				人				人
101	山形県	天童市	269	151	沖縄県	南風原町	171	
102	宮崎県	宮崎市	269	152	新潟県	新発田市	170	
103	東京都	西東京市	267	153	福岡県	飯塚市	170	
104	埼玉県	春日部市	263	154	岐阜県	岐阜市	169	
105	愛知県	春日井市	259	155	兵庫県	姫路市	166	
106	埼玉県	八潮市	255	156	京都府	久御山町	165	
107	佐賀県	佐賀市	255	157	岡山県	真庭市	165	
108	石川県	金沢市	255	158	茨城県	日立市	164	
109	秋田県	秋田市	253	159	福島県	福島市	164	
110	山形県	山形市	250	160	京都府	亀岡市	163	
111	東京都	立川市	247	161	愛知県	美浜町	160	
112	群馬県	東吾妻町	245	162	沖縄県	今帰仁村	160	
113	滋賀県	長浜市	239	163	愛知県	岡崎市	160	
114	岡山県	倉敷市	239	164	富山県	高岡市	158	
115	埼玉県	川越市	237	165	愛知県	東海市	158	
116	宮城県	名取市	234	166	埼玉県	草加市	157	
117	神奈川県	茅ヶ崎市	234	167	愛知県	一宮市	157	
118	沖縄県	中城村	234	168	東京都	小平市	156	
119	滋賀県	大津市	232	169	茨城県	阿見町	150	
120	神奈川県	座間市	230	170	福岡県	春日市	150	
121	京都府	長岡京市	230	171	大阪府	枚方市	149	
122	島根県	松江市	226	172	大阪府	茨木市	148	
123	愛知県	刈谷市	225	173	愛媛県	八幡浜市	148	
124	東京都	八王子市	221	174	滋賀県	東近江市	144	
125	北海道	苫小牧市	220	175	鹿児島県	鹿屋市	143	
126	埼玉県	久喜市	214	176	愛知県	豊山町	142	
127	福岡県	須恵町	214	177	三重県	名張市	142	
128	埼玉県	秩父市	210	178	千葉県	富里市	141	
129	神奈川県	伊勢原市	203	179	滋賀県	守山市	140	
130	栃木県	栃木市	202	180	大分県	中津市	139	
131	東京都	府中市	202	181	愛知県	大治町	135	
132	埼玉県	新座市	198	182	愛媛県	四国中央市	135	
133	大阪府	箕面市	198	183	兵庫県	尼崎市	134	
134	長崎県	長崎市	195	184	宮崎県	都城市	133	
135	沖縄県	糸満市	193	185	福島県	二本松市	132	
136	千葉県	成田市	192	186	長野県	松本市	132	
137	埼玉県	ふじみ野市	191	187	大分県	佐伯市	132	
138	三重県	四日市市	188	188	兵庫県	西宮市	132	
139	福井県	福井市	185	189	栃木県	佐野市	131	
140	愛知県	半田市	183	190	北海道	占冠村	130	
141	千葉県	八千代市	181	191	茨城県	ひたちなか市	130	
142	東京都	狛江市	181	192	新潟県	胎内市	129	
143	岡山県	久米南町	180	193	広島県	廿日市市	129	
144	沖縄県	金武町	179	194	埼玉県	白岡市	128	
145	神奈川県	横須賀市	179	195	千葉県	鎌ヶ谷市	128	
146	埼玉県	志木市	177	196	福岡県	宇美町	128	
147	愛知県	豊川市	176	197	北海道	芽室町	126	
148	奈良県	香芝市	173	198	東京都	国分寺市	126	
149	青森県	八戸市	173	199	北海道	千歳市	124	
150	佐賀県	唐津市	171	200	北海道	江別市	123	

(平成30年4月1日現在)

	都道府県	市区町村	利用定員増加数 (H30.4.1における 対前年) 人
201	山形県	東根市	123
202	埼玉県	鴻巣市	123
203	長崎県	大村市	123
204	富山県	滑川市	122
205	静岡県	焼津市	122
206	福岡県	大野城市	122
207	沖縄県	南城市	122
208	愛知県	北名古屋市	121
209	愛知県	豊橋市	120
210	埼玉県	富士見市	119
211	愛知県	安城市	116
212	栃木県	大田原市	115
213	徳島県	徳島市	115
214	岩手県	盛岡市	115
215	埼玉県	吉川市	114
216	福岡県	那珂川町	113
217	東京都	東大和市	112
218	愛媛県	西予市	111
219	長野県	岡谷市	110
220	徳島県	阿南市	110
221	大阪府	東大阪市	110
222	茨城県	古河市	109
223	愛媛県	大洲市	109
224	静岡県	伊豆の国市	108
225	大阪府	寝屋川市	108
226	沖縄県	宮古島市	108
227	福岡県	宗像市	107
228	福島県	会津若松市	106
229	埼玉県	飯能市	105
230	大阪府	池田市	105
231	大阪府	大阪狭山市	105
232	愛媛県	鬼北町	105
233	岩手県	宮古市	104
234	滋賀県	草津市	104
235	福岡県	古賀市	104
236	栃木県	鹿沼市	102
237	岡山県	美作市	102
238	佐賀県	鳥栖市	102
239	熊本県	益城町	102
240	滋賀県	彦根市	101
241	愛媛県	東温市	101
242	熊本県	大津町	101
243	愛知県	日進市	100
244	大阪府	羽曳野市	100

## (資料1-2) 利用児童数が100人以上増加した地方自治体

(注)利用児童数: 保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業の利用児童数

(平成30年4月1日現在)

	都道府県	市区町村	利用児童増加数 (H30.4.1における 対前年) 人		都道府県	市区町村	利用児童増加数 (H30.4.1における 対前年) 人
1	神奈川県	横浜市	2,738	51	愛知県	豊田市	420
2	埼玉県	さいたま市	2,057	52	茨城県	つくば市	419
3	神奈川県	川崎市	1,810	53	東京都	豊島区	418
4	宮城県	仙台市	1,555	54	福島県	いわき市	406
5	愛知県	名古屋市	1,417	55	兵庫県	加古川市	391
6	福岡県	福岡市	1,385	56	福島県	郡山市	386
7	東京都	世田谷区	1,342	57	東京都	中野区	374
8	東京都	杉並区	1,262	58	鹿児島県	鹿児島市	364
9	大阪府	大阪市	1,209	59	富山県	富山市	362
10	北海道	札幌市	1,121	60	埼玉県	戸田市	356
11	沖縄県	那覇市	1,025	61	大阪府	吹田市	354
12	東京都	品川区	954	62	兵庫県	神戸市	352
13	静岡県	浜松市	928	63	沖縄県	浦添市	347
14	東京都	練馬区	920	64	東京都	港区	343
15	東京都	大田区	891	65	東京都	葛飾区	340
16	東京都	江戸川区	858	66	埼玉県	越谷市	337
17	大分県	大分市	846	67	神奈川県	藤沢市	336
18	千葉県	千葉市	839	68	京都府	京都市	332
19	千葉県	市川市	747	69	沖縄県	石垣市	301
20	埼玉県	川口市	727	70	愛媛県	松山市	289
21	東京都	江東区	719	71	東京都	台東区	278
22	静岡県	静岡市	697	72	新潟県	新潟市	274
23	千葉県	流山市	689	73	宮城県	名取市	271
24	大阪府	豊中市	673	74	宮崎県	宮崎市	269
25	東京都	北区	669	75	大阪府	守口市	266
26	沖縄県	沖縄市	662	76	東京都	板橋区	265
27	東京都	調布市	622	77	静岡県	島田市	265
28	千葉県	船橋市	583	78	山口県	山口市	259
29	東京都	目黒区	567	79	東京都	西東京市	255
30	熊本県	熊本市	566	80	神奈川県	大和市	255
31	東京都	渋谷区	563	81	東京都	日野市	250
32	千葉県	松戸市	551	82	埼玉県	川越市	250
33	東京都	新宿区	550	83	沖縄県	糸満市	249
34	兵庫県	明石市	548	84	茨城県	水戸市	244
35	北海道	旭川市	544	85	東京都	武蔵野市	241
36	千葉県	柏市	538	86	千葉県	印西市	240
37	東京都	足立区	536	87	茨城県	ひたちなか市	237
38	大阪府	堺市	529	88	東京都	三鷹市	236
39	栃木県	宇都宮市	501	89	神奈川県	海老名市	234
40	東京都	中央区	490	90	千葉県	浦安市	230
41	千葉県	習志野市	475	91	神奈川県	茅ヶ崎市	229
42	広島県	広島市	474	92	東京都	小平市	225
43	東京都	文京区	468	93	東京都	小金井市	217
44	香川県	高松市	455	94	東京都	町田市	215
45	神奈川県	相模原市	453	95	岐阜県	岐阜市	214
46	岡山県	岡山市	451	96	島根県	出雲市	207
47	沖縄県	うるま市	426	97	沖縄県	中城村	207
48	沖縄県	宜野湾市	423	98	群馬県	高崎市	207
49	東京都	墨田区	422	99	東京都	荒川区	203
50	福岡県	北九州市	422	100	秋田県	秋田市	203

(平成30年4月1日現在)

	都道府県	市区町村	利用児童増加数 (H30.4.1における 対前年)		都道府県	市区町村	利用児童増加数 (H30.4.1における 対前年)
			人				人
101	福島県	福島市	203	151	千葉県	市原市	126
102	神奈川県	厚木市	197	152	東京都	立川市	126
103	岩手県	滝沢市	196	153	福岡県	福津市	125
104	千葉県	袖ヶ浦市	191	154	埼玉県	和光市	123
105	静岡県	藤枝市	187	155	沖縄県	名護市	123
106	埼玉県	春日部市	186	156	愛知県	みよし市	122
107	群馬県	前橋市	186	157	滋賀県	近江八幡市	121
108	佐賀県	佐賀市	179	158	沖縄県	金武町	118
109	栃木県	小山市	176	159	栃木県	佐野市	117
110	三重県	四日市市	173	160	京都府	長岡京市	117
111	愛知県	一宮市	171	161	沖縄県	南風原町	117
112	山形県	山形市	169	162	埼玉県	志木市	112
113	京都府	京田辺市	169	163	福井県	福井市	112
114	沖縄県	豊見城市	169	164	東京都	千代田区	110
115	徳島県	徳島市	167	165	福島県	会津若松市	109
116	埼玉県	朝霞市	166	166	埼玉県	吉川市	109
117	愛知県	刈谷市	165	167	大阪府	寝屋川市	109
118	愛知県	安城市	165	168	岡山県	倉敷市	108
119	埼玉県	上尾市	163	169	長崎県	長崎市	108
120	東京都	府中市	162	170	北海道	芽室町	107
121	大阪府	枚方市	159	171	京都府	木津川市	106
122	滋賀県	大津市	157	172	北海道	千歳市	104
123	大阪府	八尾市	157	173	茨城県	常陸太田市	104
124	大阪府	茨木市	156	174	栃木県	那須塩原市	104
125	千葉県	八千代市	154	175	東京都	狛江市	104
126	兵庫県	宝塚市	153	176	山梨県	甲斐市	104
127	栃木県	栃木市	152	177	大阪府	高石市	104
128	神奈川県	秦野市	150	178	広島県	廿日市市	104
129	兵庫県	伊丹市	149	179	山口県	防府市	102
130	大阪府	東大阪市	149	180	沖縄県	南城市	101
131	北海道	江別市	148	181	東京都	昭島市	100
132	東京都	国分寺市	148				
133	福岡県	飯塚市	148				
134	山形県	東根市	147				
135	北海道	苫小牧市	146				
136	福島県	須賀川市	145				
137	山形県	天童市	144				
138	愛知県	大府市	144				
139	兵庫県	尼崎市	143				
140	宮城県	石巻市	142				
141	埼玉県	八潮市	142				
142	埼玉県	草加市	139				
143	大阪府	箕面市	134				
144	長崎県	大村市	133				
145	埼玉県	秩父市	131				
146	沖縄県	宮古島市	131				
147	埼玉県	久喜市	129				
148	大阪府	交野市	129				
149	兵庫県	三木市	129				
150	千葉県	成田市	127				



(資料2-1) 市区町村別保育所等利用定員数の増減

(注)利用定員数:保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業の利用定員数

(平成30年度ー平成29年度)

都道府県	利用定員数が増加した市区町村での累計		利用定員数が減少した市区町村での累計		計	利用定員数に変動がない市区町村数	指定都市 中核市	利用定員数の増減		計	
	人	市区町村数	人	市区町村数				人	人		人
1 北海道	1,365	33	▲ 386	21	979	122	48	札幌市	1,349	0	1,349
2 青森県	80	2	▲ 397	13	▲ 317	23	49	仙台市	1,717	0	1,717
3 岩手県	629	11	▲ 178	6	451	15	50	さいたま市	1,934	0	1,934
4 宮城県	1,060	22	▲ 56	2	1,004	10	51	千葉市	1,429	0	1,429
5 秋田県	15	1	▲ 488	11	▲ 473	12	52	横浜市	2,874	0	2,874
6 山形県	910	13	▲ 130	3	780	19	53	川崎市	1,896	0	1,896
7 福島県	634	14	▲ 431	8	203	34	54	相模原市	659	0	659
8 茨城県	1,903	29	▲ 40	3	1,863	12	55	新潟市	642	0	642
9 栃木県	1,184	13	▲ 333	6	851	5	56	静岡市	1,608	0	1,608
10 群馬県	592	12	▲ 261	7	331	14	57	浜松市	952	0	952
11 埼玉県	3,609	35	▲ 209	4	3,400	20	58	名古屋市	2,032	0	2,032
12 千葉県	4,931	27	▲ 219	6	4,712	18	59	京都市	0	▲ 911	▲ 911
13 東京都	19,391	44	▲ 99	6	19,292	11	60	大阪市	2,871	0	2,871
14 神奈川県	2,881	18	▲ 22	2	2,859	9	61	堺市	600	0	600
15 新潟県	499	8	▲ 723	14	▲ 224	7	62	神戸市	526	0	526
16 富山県	335	5	▲ 130	7	205	2	63	岡山市	735	0	735
17 石川県	507	7	▲ 279	5	228	6	64	広島市	846	0	846
18 福井県	362	8	▲ 80	2	282	7	65	北九州市	877	0	877
19 山梨県	354	9	▲ 104	6	250	12	66	福岡市	2,482	0	2,482
20 長野県	415	8	▲ 656	7	▲ 241	61	67	熊本市	628	0	628
21 岐阜県	343	13	▲ 285	11	58	17		指定都市計	26,657	▲ 911	25,746
22 静岡県	1,553	20	0	0	1,553	13	68	旭川市	781	0	781
23 愛知県	3,004	27	▲ 476	7	2,528	16	69	函館市	0	▲ 8	▲ 8
24 三重県	773	8	▲ 244	6	529	15	70	青森市	69	0	69
25 滋賀県	939	11	▲ 216	2	723	5	71	八戸市	173	0	173
26 京都府	800	10	▲ 129	3	671	12	72	盛岡市	115	0	115
27 大阪府	2,051	23	▲ 734	7	1,317	6	73	秋田市	253	0	253
28 兵庫県	1,363	15	▲ 177	6	1,186	15	74	福島市	164	0	164
29 奈良県	378	8	▲ 252	7	126	23	75	郡山市	433	0	433
30 和歌山県	40	2	▲ 240	10	▲ 200	17	76	いわき市	467	0	467
31 鳥取県	451	5	▲ 19	2	432	11	77	宇都宮市	430	0	430
32 島根県	87	4	▲ 177	5	▲ 90	9	78	前橋市	351	0	351
33 岡山県	776	14	▲ 149	3	627	8	79	高崎市	0	▲ 119	▲ 119
34 広島県	276	7	▲ 185	6	91	7	80	川崎市	237	0	237
35 山口県	468	6	▲ 239	5	229	7	81	川口市	648	0	648
36 徳島県	441	9	▲ 92	3	349	12	82	越谷市	341	0	341
37 香川県	291	7	▲ 105	4	186	5	83	船橋市	683	0	683
38 愛媛県	2,011	16	▲ 300	2	1,711	1	84	柏市	605	0	605
39 高知県	67	7	▲ 75	4	▲ 8	22	85	八王子市	221	0	221
40 福岡県	1,779	25	▲ 197	9	1,582	23	86	横須賀市	179	0	179
41 佐賀県	640	7	▲ 75	4	565	9	87	富山市	376	0	376
42 長崎県	196	5	▲ 160	7	36	7	88	金沢市	255	0	255
43 熊本県	749	14	▲ 765	17	▲ 16	13	89	長野市	25	0	25
44 大分県	459	7	▲ 159	5	300	5	90	岐阜市	169	0	169
45 宮崎県	416	12	▲ 100	3	316	10	91	豊橋市	120	0	120
46 鹿児島県	419	13	▲ 438	9	▲ 19	20	92	豊田市	300	0	300
47 沖縄県	4,638	21	0	0	4,638	19	93	岡崎市	160	0	160
都道府県計	67,064	635	▲ 11,209	286	55,855	746	94	大津市	232	0	232
							95	高槻市	59	0	59
							96	東大阪市	110	0	110
							97	豊中市	1,028	0	1,028
							98	枚方市	149	0	149
							99	八尾市	337	0	337
							100	姫路市	166	0	166
							101	明石市	497	0	497
							102	西宮市	132	0	132
							103	尼崎市	134	0	134
							104	奈良市	288	0	288
							105	和歌山市	86	0	86
							106	鳥取市	306	0	306
							107	松江市	226	0	226
							108	倉敷市	239	0	239
							109	呉市	36	0	36
							110	福山市	282	0	282
							111	下関市	0	▲ 99	▲ 99
							112	高松市	567	0	567
							113	松山市	502	0	502
							114	高知市	0	▲ 18	▲ 18
							115	久留米市	62	0	62
							116	長崎市	195	0	195
							117	佐世保市	56	0	56
							118	大分市	1,016	0	1,016
							119	宮崎市	269	0	269
							120	鹿児島市	335	0	335
							121	那覇市	1,003	0	1,003
								中核市計	15,867	▲ 244	15,623
								合計	109,588	▲ 12,364	97,224

注1:都道府県の数値には指定都市・中核市は含まず。

注2:市区町村の総数は1,741(平成30年4月1日現在)

(資料2-2) 市区町村別保育所等利用児童数の増減

(注)利用児童数：保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業の利用児童数

(平成30年度－平成29年度)

都道府県	利用児童数が増加した市区町村での累計		利用児童数が減少した市区町村での累計		計	利用児童数に変動がない市区町村数	指定都市 中核市	利用児童数の増加数	利用児童数の減少数	計			
	人	市区町村数	人	市区町村数							人	市区町村数	人
1	北海道	1,593	88	▲ 654	69	939	19	48	札幌市	1,121	0	1,121	
2	青森県	106	11	▲ 528	26	▲ 422	1	49	仙台市	1,555	0	1,555	
3	岩手県	705	22	▲ 195	9	510	1	50	さいたま市	2,057	0	2,057	
4	宮城県	908	25	▲ 268	8	640	1	51	千葉市	839	0	839	
5	秋田県	103	6	▲ 534	17	▲ 431	1	52	横浜市	2,738	0	2,738	
6	山形県	817	19	▲ 243	16	574	0	53	川崎市	1,810	0	1,810	
7	福島県	777	32	▲ 451	19	326	5	54	相模原市	453	0	453	
8	茨城県	1,819	25	▲ 289	18	1,530	1	55	新潟市	274	0	274	
9	栃木県	1,186	20	▲ 36	3	1,150	1	56	静岡市	697	0	697	
10	群馬県	272	12	▲ 552	19	▲ 280	2	57	浜松市	928	0	928	
11	埼玉県	3,165	43	▲ 190	15	2,975	1	58	名古屋市中核市	1,417	0	1,417	
12	千葉県	4,141	33	▲ 378	8	3,763	0	59	京都市	332	0	332	
13	東京都	16,898	48	▲ 182	11	16,716	2	60	大阪市	1,209	0	1,209	
14	神奈川県	1,984	25	▲ 61	4	1,923	0	61	堺市	529	0	529	
15	新潟県	258	11	▲ 445	18	▲ 187	0	62	神戸市	352	0	352	
16	富山県	144	6	▲ 145	8	▲ 1	0	63	岡山市	451	0	451	
17	石川県	138	6	▲ 295	12	▲ 157	0	64	広島市	474	0	474	
18	福井県	133	4	▲ 395	13	▲ 262	0	65	北九州市	422	0	422	
19	山梨県	390	15	▲ 213	9	177	3	66	福岡市	1,385	0	1,385	
20	長野県	324	25	▲ 785	48	▲ 461	3	67	熊本市	566	0	566	
21	岐阜県	159	11	▲ 816	29	▲ 657	1		指定都市計	19,609	0	19,609	
22	静岡県	1,214	18	▲ 176	14	1,038	1	68	旭川市	544	0	544	
23	愛知県	1,511	31	▲ 735	18	776	1	69	函館市	0	▲ 42	▲ 42	
24	三重県	503	16	▲ 369	13	134	0	70	青森市	86	0	86	
25	滋賀県	507	13	▲ 52	5	455	0	71	八戸市	0	▲ 3	▲ 3	
26	京都府	495	12	▲ 208	13	287	0	72	盛岡市	95	0	95	
27	大阪府	1,809	27	▲ 517	8	1,292	1	73	秋田市	203	0	203	
28	兵庫県	1,412	24	▲ 246	12	1,166	0	74	福島市	203	0	203	
29	奈良県	295	20	▲ 274	11	21	7	75	郡山市	386	0	386	
30	和歌山県	118	10	▲ 482	16	▲ 364	3	76	いわき市	406	0	406	
31	鳥取県	22	2	▲ 280	16	▲ 258	0	77	宇都宮市	501	0	501	
32	島根県	375	10	▲ 81	7	294	1	78	前橋市	186	0	186	
33	岡山県	421	19	▲ 184	6	237	0	79	高崎市	207	0	207	
34	広島県	273	8	▲ 306	11	▲ 33	1	80	川越市	250	0	250	
35	山口県	518	8	▲ 266	10	252	0	81	川口市	727	0	727	
36	徳島県	413	13	▲ 98	8	315	3	82	越谷市	337	0	337	
37	香川県	324	8	▲ 150	8	174	0	83	船橋市	583	0	583	
38	愛媛県	156	7	▲ 383	11	▲ 227	1	84	柏市	538	0	538	
39	高知県	218	17	▲ 127	15	91	1	85	八王子市	0	▲ 55	▲ 55	
40	福岡県	1,313	30	▲ 641	27	672	0	86	横須賀市	45	0	45	
41	佐賀県	330	9	▲ 405	11	▲ 75	0	87	富山市	362	0	362	
42	長崎県	261	6	▲ 357	13	▲ 96	0	88	金沢市	0	▲ 118	▲ 118	
43	熊本県	440	14	▲ 881	29	▲ 441	1	89	長野市	0	▲ 165	▲ 165	
44	大分県	225	10	▲ 102	7	123	0	90	岐阜市	214	0	214	
45	宮崎県	117	9	▲ 428	16	▲ 311	0	91	豊橋市	0	▲ 58	▲ 58	
46	鹿児島県	181	18	▲ 504	21	▲ 323	3	92	豊田市	420	0	420	
47	沖縄県	3,712	28	▲ 87	5	3,625	7	93	岡崎市	32	0	32	
	都道府県計	53,183	874	▲ 15,994	720	37,189	73	94	大津市	157	0	157	
									95	高槻市	62	0	62
									96	東大阪市	149	0	149
									97	豊中市	673	0	673
									98	枚方市	159	0	159
									99	八尾市	157	0	157
									100	姫路市	0	▲ 40	▲ 40
									101	明石市	548	0	548
									102	西宮市	45	0	45
									103	尼崎市	143	0	143
									104	奈良市	52	0	52
									105	和歌山市	0	▲ 67	▲ 67
									106	鳥取市	58	0	58
									107	松江市	0	▲ 5	▲ 5
									108	倉敷市	108	0	108
									109	呉市	0	▲ 393	▲ 393
									110	福山市	0	▲ 76	▲ 76
									111	下関市	0	▲ 47	▲ 47
									112	高松市	455	0	455
									113	松山市	289	0	289
									114	高知市	69	0	69
									115	久留米市	0	▲ 20	▲ 20
									116	長崎市	108	0	108
									117	佐世保市	0	▲ 34	▲ 34
									118	大分市	846	0	846
									119	宮崎市	269	0	269
									120	鹿児島市	364	0	364
									121	那覇市	1,025	0	1,025
									中核市計	12,061	▲ 1,123	10,938	
									合計	84,853	▲ 17,117	67,736	

注1：都道府県の数値には指定都市・中核市は含まず。  
注2：市区町村の総数は1,741(平成30年4月1日現在)

(資料3) 都道府県・指定都市・中核市別 待機児童数 集約表

(平成30年4月1日現在)

都道府県	保育所等数 か所	利用定員数 人	利用児童数 人	待機児童数 人	指定都市 中核市		保育所等数 か所	利用定員数 人	利用児童数 人	待機児童数 人				
1	北海道	670	43,507	38,133	129	48	札幌市	431	29,674	29,465	0			
2	青森県	331	22,644	20,121	0	49	仙台市	371	20,130	20,121	138			
3	岩手県	363	24,550	22,751	145	50	さいたま市	351	21,386	21,310	315			
4	宮城県	328	22,608	21,194	475	51	千葉市	275	16,710	16,375	8			
5	秋田県	220	18,883	16,330	37	52	横浜市	1,005	65,056	64,623	63			
6	山形県	360	27,289	25,528	46	53	川崎市	420	28,482	28,809	18			
7	福島県	242	17,702	16,166	207	54	相模原市	174	13,300	12,423	83			
8	茨城県	717	60,518	55,173	386	55	新潟市	261	22,920	22,105	0			
9	栃木県	398	32,292	28,746	41	56	静岡市	195	15,254	13,225	0			
10	群馬県	347	31,061	28,864	19	57	浜松市	157	15,108	13,059	97			
11	埼玉県	1,191	81,636	78,571	1,037	58	名古屋市	628	48,256	45,805	0			
12	千葉県	962	75,695	69,691	1,289	59	京都市	400	31,326	31,433	0			
13	東京都	3,765	271,609	258,984	5,358	60	大阪市	686	55,322	51,271	65			
14	神奈川県	573	42,838	42,112	663	61	堺市	175	17,593	17,499	61			
15	新潟県	524	45,619	39,319	1	62	神戸市	405	26,776	26,957	332			
16	富山県	209	20,623	17,784	0	63	岡山市	158	16,016	16,044	551			
17	石川県	249	26,203	22,179	0	64	広島市	264	28,336	26,681	63			
18	福井県	289	27,879	25,026	18	65	北九州市	243	18,672	17,158	0			
19	山梨県	265	24,134	20,648	0	66	福岡市	386	37,861	36,785	40			
20	長野県	507	52,027	42,129	50	67	熊本市	261	20,594	20,955	0			
21	岐阜県	405	39,276	32,524	0	指定都市計		7,246	548,772	532,103	1,834			
22	静岡県	521	39,904	37,458	228	68	旭川市	94	6,342	6,193	0			
23	愛知県	890	104,152	85,001	238	69	函館市	57	3,640	3,369	0			
24	三重県	461	44,881	39,340	80	70	青森市	101	6,932	6,746	0			
25	滋賀県	291	26,216	25,156	381	71	八戸市	81	6,076	5,488	0			
26	京都府	255	28,215	26,253	75	72	盛岡市	89	6,830	6,653	0			
27	大阪府	721	64,567	64,610	423	73	秋田市	97	7,125	6,758	0			
28	兵庫県	532	44,457	43,729	332	74	福島市	68	4,541	4,630	112			
29	奈良県	180	20,663	18,813	125	75	郡山市	65	4,409	4,344	45			
30	和歌山県	150	15,699	13,245	4	76	いわき市	75	5,948	5,921	7			
31	鳥取県	163	13,364	11,671	0	77	宇都宮市	140	9,534	10,260	0			
32	島根県	240	16,557	15,562	9	78	前橋市	86	7,975	7,185	9			
33	岡山県	218	18,734	17,572	22	79	高崎市	94	8,565	8,327	0			
34	広島県	303	24,370	20,376	144	80	川越市	76	4,885	4,775	73			
35	山口県	305	22,497	20,629	36	81	川口市	160	9,742	9,263	82			
36	徳島県	216	17,972	16,001	33	82	越谷市	90	5,426	5,312	45			
37	香川県	149	13,840	12,488	46	83	船橋市	136	12,852	11,901	95			
38	愛媛県	274	20,357	17,831	13	84	柏市	81	7,327	7,332	0			
39	高知県	181	13,266	10,370	8	85	八王子市	135	11,433	11,241	56			
40	福岡県	596	56,222	54,974	911	86	横須賀市	67	4,330	4,199	37			
41	佐賀県	311	25,635	23,760	33	87	富山市	105	12,285	10,851	0			
42	長崎県	328	20,848	20,438	93	88	金沢市	122	12,487	12,334	0			
43	熊本県	502	36,474	34,600	182	89	長野市	90	9,264	8,268	0			
44	大分県	249	17,086	15,743	0	90	岐阜市	67	5,977	5,759	0			
45	宮崎県	333	22,229	20,677	7	91	豊橋市	61	9,645	8,548	0			
46	鹿児島県	457	28,081	28,082	86	92	豊田市	79	11,537	7,266	0			
47	沖縄県	587	43,937	43,198	1,732	93	岡崎市	57	8,260	7,488	0			
都道府県計					22,328	1,808,816	1,659,550	15,142	94	大津市	101	7,823	7,952	58
									95	高槻市	82	5,962	6,205	0
									96	東大阪市	98	8,377	8,629	80
									97	豊中市	108	7,677	7,418	0
									98	枚方市	74	7,210	7,777	30
									99	八尾市	46	5,247	5,576	18
									100	姫路市	108	11,899	11,246	185
									101	明石市	77	5,693	6,321	571
									102	西宮市	124	6,849	7,338	413
									103	尼崎市	117	7,587	7,725	155
									104	奈良市	60	6,686	5,810	76
									105	和歌山市	61	7,571	6,843	12
									106	鳥取市	65	6,272	5,771	0
									107	松江市	78	6,745	6,826	21
									108	倉敷市	117	11,833	11,212	125
									109	呉市	57	4,073	3,767	0
									110	福山市	136	13,351	12,264	0
									111	下関市	59	5,628	5,236	0
									112	高松市	104	10,696	9,735	62
									113	松山市	122	8,139	7,431	36
									114	高知市	119	11,266	10,543	43
									115	久留米市	86	8,980	8,842	44
									116	長崎市	125	10,248	9,800	64
									117	佐世保市	98	6,861	6,460	0
									118	大分市	133	10,477	10,123	13
									119	宮崎市	153	12,100	11,998	56
									120	鹿児島市	167	12,969	12,942	158
									121	那覇市	141	11,405	10,551	138
									中核市計		5,189	442,991	422,752	2,919
									合計		34,763	2,800,579	2,614,405	19,895

注1: 都道府県の数値には指定都市・中核市は含まず。

注2: 保育所等数: 保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業

(資料4) 平成30年4月1日 全国待機児童マップ (都道府県別)



都道府県	待機児童数		待機児童率	参考	
	人	%		(H29) 待機児童数	増減
北海道	129	0.16	65	▲64	
青森県	0	0.00	0	▲0	
岩手県	145	0.48	178	▲33	
宮城県	613	1.43	790	▲177	
秋田県	37	0.16	41	▲4	
山形県	46	0.18	67	▲21	
福島県	371	1.15	616	▲245	
茨城県	386	0.68	516	▲130	
栃木県	41	0.10	131	▲90	
群馬県	28	0.06	2	▲26	
埼玉県	1,552	1.23	1,258	▲294	
千葉県	1,392	1.27	1,787	▲395	
東京都	5,414	1.84	8,586	▲3,172	
神奈川県	864	0.54	756	▲108	
新潟県	1	0.00	2	▲1	
富山県	0	0.00	0	▲0	
石川県	0	0.00	0	▲0	
福井県	18	0.07	0	▲18	
山梨県	0	0.00	0	▲0	
長野県	50	0.10	0	▲50	
岐阜県	0	0.00	2	▲2	
静岡県	325	0.49	456	▲131	
愛知県	238	0.15	185	▲53	
三重県	80	0.20	100	▲20	
滋賀県	439	1.29	356	▲83	
京都府	75	0.13	227	▲152	
大阪府	677	0.38	1,190	▲513	
兵庫県	1,988	1.83	1,572	▲416	
奈良県	201	0.79	287	▲86	
和歌山県	16	0.08	29	▲13	
鳥取県	0	0.00	0	▲0	
島根県	30	0.13	119	▲89	
岡山県	698	1.49	1,048	▲350	
広島県	207	0.32	186	▲21	
山口県	36	0.14	100	▲64	
徳島県	33	0.20	94	▲61	
香川県	108	0.48	227	▲119	
愛媛県	49	0.19	97	▲48	
高知県	51	0.24	73	▲22	
福岡県	995	0.82	1,297	▲302	
佐賀県	33	0.14	34	▲1	
長崎県	157	0.42	190	▲33	
熊本県	182	0.32	275	▲93	
大分県	13	0.05	505	▲492	
宮崎県	63	0.19	36	▲27	
鹿児島県	244	0.58	354	▲110	
沖縄県	1,870	3.26	2,247	▲377	
計	19,895	0.73	26,081	▲6,186	

注: 各都道府県には指定都市・中核市を含む。

(資料5) 待機児童数50人以上の市区町村

(平成30年4月1日現在)

	都道府県	市区町村	待機児童数	対前年増減		都道府県	市区町村	待機児童数	対前年増減		
1	兵庫県	明石市	571	24	49	沖縄県	宜野湾市	99	▲ 41		
2	岡山県	岡山市	551	▲ 298	50	沖縄県	与那原町	99	39		
3	東京都	世田谷区	486	▲ 375	51	埼玉県	三郷市	98	32		
4	東京都	江戸川区	440	20	52	静岡県	浜松市	97	▲ 71		
5	兵庫県	西宮市	413	90	53	東京都	小平市	96	7		
6	千葉県	市川市	385	▲ 191	54	千葉県	船橋市	95	14		
7	兵庫県	神戸市	332	239	55	福岡県	太宰府市	94	▲ 24		
8	東京都	目黒区	330	▲ 287	56	神奈川県	鎌倉市	93	46		
9	埼玉県	さいたま市	315	315	57	沖縄県	八重瀬町	92	32		
10	沖縄県	沖縄市	264	▲ 176	58	東京都	港区	89	▲ 75		
11	東京都	大田区	250	▲ 322	59	東京都	小金井市	88	▲ 68		
12	東京都	府中市	248	▲ 135	60	滋賀県	守山市	84	▲ 9		
13	沖縄県	うるま市	236	▲ 97	61	千葉県	木更津市	83	▲ 3		
14	東京都	足立区	205	▲ 169	62	東京都	多摩市	83	0		
15	東京都	国分寺市	202	110	63	神奈川県	相模原市	83	83		
16	沖縄県	南風原町	194	44	64	宮城県	名取市	82	38		
17	東京都	三鷹市	190	▲ 80	65	埼玉県	川口市	82	33		
18	東京都	墨田区	189	41	66	東京都	荒川区	80	▲ 101		
19	東京都	中央区	188	▲ 136	67	大阪府	東大阪市	80	▲ 26		
20	東京都	板橋区	185	▲ 46	68	東京都	練馬区	79	31		
21	兵庫県	姫路市	185	59	69	埼玉県	新座市	77	▲ 12		
22	東京都	台東区	183	▲ 44	70	東京都	江東区	76	▲ 246		
23	福岡県	筑紫野市	181	4	71	奈良県	奈良市	76	▲ 87		
24	神奈川県	藤沢市	174	26	72	埼玉県	志木市	75	▲ 29		
25	福岡県	大野城市	173	▲ 54	73	東京都	狛江市	75	▲ 23		
26	東京都	中野区	171	▲ 204	74	長崎県	大村市	75	▲ 24		
27	千葉県	浦安市	168	3	75	福岡県	粕屋町	74	▲ 23		
28	東京都	調布市	167	▲ 145	76	埼玉県	川越市	73	9		
29	鹿児島県	鹿児島市	158	▲ 94	77	京都府	向日市	72	34		
30	兵庫県	尼崎市	155	68	78	滋賀県	栗東市	70	17		
31	東京都	渋谷区	151	▲ 115	79	沖縄県	豊見城市	69	33		
32	東京都	町田市	146	▲ 83	80	埼玉県	富士見市	66	0		
33	千葉県	習志野市	144	▲ 194	81	神奈川県	座間市	66	▲ 13		
34	千葉県	八千代市	144	37	82	福岡県	春日市	66	▲ 8		
35	沖縄県	南城市	143	49	83	大阪府	大阪市	65	▲ 260		
36	東京都	日野市	139	▲ 113	84	宮城県	大崎市	64	41		
37	宮城県	仙台市	138	▲ 94	85	福島県	南相馬市	64	▲ 26		
38	沖縄県	那覇市	138	▲ 62	86	東京都	葛飾区	64	▲ 12		
39	千葉県	印西市	133	52	87	長崎県	長崎市	64	▲ 12		
40	東京都	西東京市	129	▲ 17	88	北海道	七飯町	63	63		
41	岡山県	倉敷市	125	▲ 61	89	奈良県	生駒市	63	17		
42	広島県	東広島市	118	25	90	沖縄県	浦添市	63	▲ 173		
43	茨城県	つくば市	116	2	91	沖縄県	北中城村	63	▲ 8		
44	兵庫県	宝塚市	116	▲ 12	92	神奈川県	横浜市	63	61		
45	福島県	福島市	112	▲ 111	93	広島県	広島市	63	▲ 30		
46	埼玉県	朝霞市	106	▲ 8	94	鹿児島県	始良市	62	23		
47	沖縄県	西原町	106	73	95	香川県	高松市	62	▲ 162		
48	東京都	文京区	100	▲ 2	96	茨城県	牛久市	61	16		
100人以上 小計					10,193	▲ 2,444	97	大阪府	堺市	61	30
							98	滋賀県	大津市	58	58
							99	神奈川県	伊勢原市	57	▲ 1
							100	福岡県	志免町	57	16
							101	東京都	八王子市	56	▲ 51
							102	宮城県	宮崎市	56	28
							103	大阪府	吹田市	55	▲ 69
							104	埼玉県	和光市	54	▲ 8
							105	東京都	稲城市	54	▲ 43
							106	東京都	武蔵野市	53	▲ 67
							107	東京都	国立市	53	▲ 48
							108	熊本県	菊陽町	53	5
							109	千葉県	市原市	52	14
							110	埼玉県	狭山市	51	5
							50~99人 小計		4,440	▲ 1,028	
							50人以上 合計		14,633	▲ 3,472	

## (資料6)待機児童数の状況

\* 待機児童数が平成29年及び平成30年ともにゼロの市区町村は除く

### 1. 待機児童数が減少した市区町村の状況

\* 待機児童数が減少した順に掲載

	都道府県	市区町村	待機児童数				都道府県	市区町村	待機児童数		
			H29.4	H30.4	対前年 (H30-H29)				H29.4	H30.4	対前年 (H30-H29)
1	大分県	大分市	463	13	▲ 450	51	熊本県	合志市	62	10	▲ 52
2	東京都	世田谷区	861	486	▲ 375	52	愛媛県	松山市	88	36	▲ 52
3	東京都	大田区	572	250	▲ 322	53	東京都	八王子市	107	56	▲ 51
4	岡山県	岡山市	849	551	▲ 298	54	福岡県	福岡市	89	40	▲ 49
5	東京都	目黒区	617	330	▲ 287	55	東京都	国立市	101	53	▲ 48
6	大阪府	大阪市	325	65	▲ 260	56	東京都	板橋区	231	185	▲ 46
7	東京都	江東区	322	76	▲ 246	57	福岡県	宇美町	46	0	▲ 46
8	東京都	中野区	375	171	▲ 204	58	熊本県	益城町	64	18	▲ 46
9	東京都	品川区	219	19	▲ 200	59	大阪府	八尾市	63	18	▲ 45
10	千葉県	習志野市	338	144	▲ 194	60	東京都	台東区	227	183	▲ 44
11	千葉県	市川市	576	385	▲ 191	61	東京都	稲城市	97	54	▲ 43
12	沖縄県	沖縄市	440	264	▲ 176	62	神奈川県	秦野市	49	7	▲ 42
13	沖縄県	浦添市	236	63	▲ 173	63	沖縄県	宜野湾市	140	99	▲ 41
14	東京都	足立区	374	205	▲ 169	64	東京都	北区	82	42	▲ 40
15	香川県	高松市	224	62	▲ 162	65	千葉県	千葉市	48	8	▲ 40
16	東京都	調布市	312	167	▲ 145	66	静岡県	静岡市	40	0	▲ 40
17	京都府	京田辺市	140	0	▲ 140	67	大分県	佐伯市	38	0	▲ 38
18	東京都	中央区	324	188	▲ 136	68	熊本県	大津町	61	24	▲ 37
19	東京都	府中市	383	248	▲ 135	69	山形県	天童市	36	0	▲ 36
20	大阪府	豊中市	121	0	▲ 121	70	福岡県	須恵町	57	21	▲ 36
21	東京都	渋谷区	266	151	▲ 115	71	静岡県	富士市	37	2	▲ 35
22	東京都	日野市	252	139	▲ 113	72	沖縄県	宮古島市	63	28	▲ 35
23	福島県	福島市	223	112	▲ 111	73	埼玉県	戸田市	83	49	▲ 34
24	東京都	荒川区	181	80	▲ 101	74	徳島県	北島町	34	0	▲ 34
25	東京都	立川市	145	48	▲ 97	75	鹿児島県	出水市	41	7	▲ 34
26	沖縄県	うるま市	333	236	▲ 97	76	栃木県	那須塩原市	37	4	▲ 33
27	宮城県	仙台市	232	138	▲ 94	77	大阪府	大阪狭山市	46	13	▲ 33
28	鹿児島県	鹿児島市	252	158	▲ 94	78	神奈川県	海老名市	58	28	▲ 30
29	奈良県	奈良市	163	76	▲ 87	79	京都府	長岡京市	30	0	▲ 30
30	茨城県	水戸市	113	30	▲ 83	80	広島県	広島市	93	63	▲ 30
31	東京都	町田市	229	146	▲ 83	81	高知県	高知市	73	43	▲ 30
32	東京都	三鷹市	270	190	▲ 80	82	茨城県	ひたちなか市	29	0	▲ 29
33	東京都	港区	164	89	▲ 75	83	埼玉県	志木市	104	75	▲ 29
34	島根県	出雲市	78	3	▲ 75	84	東京都	杉並区	29	0	▲ 29
35	静岡県	浜松市	168	97	▲ 71	85	東京都	東久留米市	67	38	▲ 29
36	大阪府	吹田市	124	55	▲ 69	86	宮城県	亶理町	42	16	▲ 26
37	東京都	小金井市	156	88	▲ 68	87	福島県	南相馬市	90	64	▲ 26
38	東京都	武蔵野市	120	53	▲ 67	88	大阪府	東大阪市	106	80	▲ 26
39	沖縄県	中城村	107	42	▲ 65	89	岩手県	宮古市	27	2	▲ 25
40	滋賀県	近江八幡市	71	7	▲ 64	90	宮城県	大和町	70	45	▲ 25
41	千葉県	流山市	92	29	▲ 63	91	宮城県	富谷市	24	0	▲ 24
42	沖縄県	那覇市	200	138	▲ 62	92	宮城県	涌谷町	26	2	▲ 24
43	岡山県	倉敷市	186	125	▲ 61	93	神奈川県	厚木市	48	24	▲ 24
44	兵庫県	加古川市	77	17	▲ 60	94	福岡県	太宰府市	118	94	▲ 24
45	福岡県	那珂川町	89	29	▲ 60	95	長崎県	大村市	99	75	▲ 24
46	東京都	東村山市	64	5	▲ 59	96	東京都	狛江市	98	75	▲ 23
47	宮城県	石巻市	78	21	▲ 57	97	大阪府	茨木市	58	35	▲ 23
48	山口県	山口市	92	36	▲ 56	98	福岡県	粕屋町	97	74	▲ 23
49	福岡県	大野城市	227	173	▲ 54	99	福島県	二本松市	51	29	▲ 22
50	千葉県	茂原市	70	17	▲ 53	100	千葉県	四街道市	24	2	▲ 22

	都道府県	市区町村	待機児童数				都道府県	市区町村	待機児童数		
			H29.4	H30.4	対前年 (H30-H29)				H29.4	H30.4	対前年 (H30-H29)
101	三重県	四日市市	54	33	▲ 21	151	沖繩県	名護市	12	1	▲ 11
102	埼玉県	草加市	39	19	▲ 20	152	沖繩県	北谷町	57	46	▲ 11
103	静岡県	島田市	20	0	▲ 20	153	和歌山県	和歌山市	23	12	▲ 11
104	滋賀県	長浜市	35	15	▲ 20	154	岩手県	八幡平市	10	0	▲ 10
105	福岡県	小郡市	27	7	▲ 20	155	岩手県	金ヶ崎町	10	0	▲ 10
106	茨城県	神栖市	29	10	▲ 19	156	栃木県	栃木市	18	8	▲ 10
107	埼玉県	ふじみ野市	24	5	▲ 19	157	埼玉県	熊谷市	29	19	▲ 10
108	北海道	旭川市	19	0	▲ 19	158	埼玉県	吉川市	58	48	▲ 10
109	福島県	郡山市	64	45	▲ 19	159	愛知県	瀬戸市	28	18	▲ 10
110	栃木県	大田原市	18	0	▲ 18	160	京都府	宇治市	10	0	▲ 10
111	神奈川県	逗子市	26	8	▲ 18	161	大阪府	門真市	17	7	▲ 10
112	福島県	いわき市	25	7	▲ 18	162	大阪府	交野市	18	8	▲ 10
113	宮城県	岩沼市	17	0	▲ 17	163	兵庫県	稲美町	10	0	▲ 10
114	福島県	田村市	25	8	▲ 17	164	滋賀県	守山市	93	84	▲ 9
115	栃木県	真岡市	22	5	▲ 17	165	滋賀県	東近江市	44	35	▲ 9
116	埼玉県	久喜市	40	23	▲ 17	166	福岡県	宗像市	15	6	▲ 9
117	埼玉県	白岡市	26	9	▲ 17	167	島根県	松江市	30	21	▲ 9
118	東京都	西東京市	146	129	▲ 17	168	茨城県	土浦市	10	2	▲ 8
119	静岡県	沼津市	30	13	▲ 17	169	茨城県	古河市	38	30	▲ 8
120	福岡県	岡垣町	19	2	▲ 17	170	埼玉県	朝霞市	114	106	▲ 8
121	奈良県	香芝市	16	0	▲ 16	171	埼玉県	和光市	62	54	▲ 8
122	北海道	伊達市	15	0	▲ 15	172	神奈川県	葉山町	47	39	▲ 8
123	宮城県	東松島市	39	24	▲ 15	173	兵庫県	芦屋市	44	36	▲ 8
124	宮城県	柴田町	44	29	▲ 15	174	奈良県	大和郡山市	20	12	▲ 8
125	山形県	東根市	27	12	▲ 15	175	山口県	下松市	8	0	▲ 8
126	福島県	棚倉町	15	0	▲ 15	176	徳島県	徳島市	38	30	▲ 8
127	埼玉県	松伏町	16	1	▲ 15	177	福岡県	春日市	74	66	▲ 8
128	静岡県	小山町	15	0	▲ 15	178	沖繩県	北中城村	71	63	▲ 8
129	福岡県	福津市	52	37	▲ 15	179	岩手県	北上市	9	2	▲ 7
130	福岡県	久留米市	59	44	▲ 15	180	宮城県	気仙沼市	27	20	▲ 7
131	福島県	矢吹町	14	0	▲ 14	181	埼玉県	所沢市	26	19	▲ 7
132	沖繩県	今帰仁村	14	0	▲ 14	182	千葉県	富里市	13	6	▲ 7
133	茨城県	下妻市	15	2	▲ 13	183	東京都	瑞穂町	21	14	▲ 7
134	神奈川県	座間市	79	66	▲ 13	184	神奈川県	小田原市	24	17	▲ 7
135	静岡県	御殿場市	13	0	▲ 13	185	奈良県	橿原市	20	13	▲ 7
136	静岡県	長泉町	15	2	▲ 13	186	福岡県	篠栗町	21	14	▲ 7
137	大阪府	箕面市	16	3	▲ 13	187	福岡県	新宮町	42	35	▲ 7
138	徳島県	藍住町	13	0	▲ 13	188	北海道	札幌市	7	0	▲ 7
139	福島県	須賀川市	23	11	▲ 12	189	神奈川県	寒川町	11	5	▲ 6
140	茨城県	つくばみらい市	29	17	▲ 12	190	静岡県	三島市	9	3	▲ 6
141	埼玉県	新座市	89	77	▲ 12	191	京都府	亀岡市	9	3	▲ 6
142	東京都	葛飾区	76	64	▲ 12	192	島根県	雲南市	9	3	▲ 6
143	大阪府	和泉市	56	44	▲ 12	193	徳島県	石井町	6	0	▲ 6
144	兵庫県	宝塚市	128	116	▲ 12	194	北海道	倶知安町	5	0	▲ 5
145	鹿児島県	徳之島町	12	0	▲ 12	195	宮城県	栗原市	24	19	▲ 5
146	長崎県	長崎市	76	64	▲ 12	196	秋田県	湯上市	19	14	▲ 5
147	岩手県	雫石町	26	15	▲ 11	197	福島県	喜多方市	5	0	▲ 5
148	栃木県	佐野市	16	5	▲ 11	198	福島県	会津坂下町	5	0	▲ 5
149	埼玉県	嵐山町	25	14	▲ 11	199	茨城県	東海村	6	1	▲ 5
150	兵庫県	播磨町	13	2	▲ 11	200	神奈川県	茅ヶ崎市	18	13	▲ 5

	都道府県	市区町村	待機児童数				都道府県	市区町村	待機児童数		
			H29.4	H30.4	対前年 (H30-H29)				H29.4	H30.4	対前年 (H30-H29)
201	神奈川県	大磯町	18	13	▲ 5	251	滋賀県	草津市	2	0	▲ 2
202	静岡県	藤枝市	5	0	▲ 5	252	大阪府	泉大津市	2	0	▲ 2
203	三重県	熊野市	5	0	▲ 5	253	大阪府	大東市	2	0	▲ 2
204	福岡県	広川町	5	0	▲ 5	254	大阪府	阪南市	2	0	▲ 2
205	佐賀県	佐賀市	27	22	▲ 5	255	島根県	大田市	2	0	▲ 2
206	沖縄県	嘉手納町	52	47	▲ 5	256	岡山県	備前市	2	0	▲ 2
207	岩手県	奥州市	22	18	▲ 4	257	岡山県	早島町	10	8	▲ 2
208	宮城県	女川町	4	0	▲ 4	258	香川県	観音寺市	3	1	▲ 2
209	福島県	塙町	5	1	▲ 4	259	熊本県	宇土市	2	0	▲ 2
210	茨城県	桜川市	4	0	▲ 4	260	沖縄県	糸満市	27	25	▲ 2
211	埼玉県	入間市	27	23	▲ 4	261	新潟県	新潟市	2	0	▲ 2
212	東京都	あきる野市	12	8	▲ 4	262	北海道	富良野市	2	1	▲ 1
213	神奈川県	二宮町	5	1	▲ 4	263	茨城県	稲敷市	2	1	▲ 1
214	静岡県	熱海市	4	0	▲ 4	264	埼玉県	川島町	1	0	▲ 1
215	静岡県	森町	4	0	▲ 4	265	千葉県	袖ヶ浦市	1	0	▲ 1
216	愛知県	刈谷市	12	8	▲ 4	266	千葉県	八街市	12	11	▲ 1
217	和歌山県	上富田町	5	1	▲ 4	267	千葉県	大網白里市	7	6	▲ 1
218	福岡県	久山町	5	1	▲ 4	268	神奈川県	伊勢原市	58	57	▲ 1
219	大分県	由布市	4	0	▲ 4	269	愛知県	尾張旭市	15	14	▲ 1
220	北海道	名寄市	3	0	▲ 3	270	滋賀県	愛荘町	12	11	▲ 1
221	茨城県	境町	3	0	▲ 3	271	大阪府	島本町	37	36	▲ 1
222	埼玉県	上尾市	24	21	▲ 3	272	奈良県	吉野町	1	0	▲ 1
223	埼玉県	滑川町	13	10	▲ 3	273	和歌山県	日高川町	1	0	▲ 1
224	千葉県	木更津市	86	83	▲ 3	274	岡山県	瀬戸内市	1	0	▲ 1
225	千葉県	成田市	18	15	▲ 3	275	徳島県	吉野川市	3	2	▲ 1
226	三重県	亀山市	6	3	▲ 3	276	福岡県	筑後市	19	18	▲ 1
227	三重県	伊賀市	3	0	▲ 3	277	長崎県	五島市	1	0	▲ 1
228	兵庫県	川西市	39	36	▲ 3	278	鹿児島県	奄美市	3	2	▲ 1
229	兵庫県	上郡町	3	0	▲ 3						
230	長崎県	対馬市	7	4	▲ 3						
231	宮崎県	門川町	8	5	▲ 3						
232	鹿児島県	薩摩川内市	7	4	▲ 3						
233	沖縄県	金武町	3	0	▲ 3						
234	北海道	斜里町	2	0	▲ 2						
235	岩手県	大槌町	2	0	▲ 2						
236	宮城県	角田市	3	1	▲ 2						
237	秋田県	北秋田市	3	1	▲ 2						
238	茨城県	取手市	13	11	▲ 2						
239	茨城県	阿見町	43	41	▲ 2						
240	栃木県	さくら市	18	16	▲ 2						
241	栃木県	上三川町	2	0	▲ 2						
242	埼玉県	秩父市	2	0	▲ 2						
243	埼玉県	坂戸市	9	7	▲ 2						
244	東京都	新宿区	27	25	▲ 2						
245	東京都	文京区	102	100	▲ 2						
246	神奈川県	綾瀬市	47	45	▲ 2						
247	岐阜県	瑞穂市	2	0	▲ 2						
248	静岡県	焼津市	25	23	▲ 2						
249	愛知県	豊明市	2	0	▲ 2						
250	三重県	菰野町	24	22	▲ 2						



2. 待機児童数が増加(変化なしを含む)した市区町村の状況

\* 待機児童数が増加した順に掲載

	都道府県	市区町村	待機児童数				都道府県	市区町村	待機児童数		
			H29.4	H30.4	対前年 (H30-H29)				H29.4	H30.4	対前年 (H30-H29)
1	埼玉県	さいたま市	0	315	315	51	大阪府	枚方市	9	30	21
2	兵庫県	神戸市	93	332	239	52	東京都	江戸川区	420	440	20
3	東京都	国分寺市	92	202	110	53	静岡県	菊川市	6	25	19
4	兵庫県	西宮市	323	413	90	54	熊本県	玉名市	12	31	19
5	神奈川県	相模原市	0	83	83	55	熊本県	嘉島町	8	27	19
6	沖縄県	西原町	33	106	73	56	沖縄県	読谷村	28	47	19
7	兵庫県	尼崎市	87	155	68	57	東京都	昭島市	17	35	18
8	北海道	七飯町	0	63	63	58	神奈川県	川崎市	0	18	18
9	神奈川県	横浜市	2	63	61	59	静岡県	伊東市	20	37	17
10	兵庫県	姫路市	126	185	59	60	滋賀県	栗東市	53	70	17
11	滋賀県	大津市	0	58	58	61	滋賀県	湖南市	10	27	17
12	千葉県	印西市	81	133	52	62	奈良県	生駒市	46	63	17
13	沖縄県	南城市	94	143	49	63	茨城県	牛久市	45	61	16
14	滋賀県	甲賀市	0	48	48	64	福岡県	志免町	41	57	16
15	神奈川県	鎌倉市	47	93	46	65	宮城県	塩竈市	3	18	15
16	静岡県	掛川市	0	46	46	66	群馬県	吉岡町	0	15	15
17	沖縄県	南風原町	150	194	44	67	千葉県	佐倉市	0	15	15
18	長野県	松本市	0	43	43	68	愛知県	幸田町	0	15	15
19	宮城県	大崎市	23	64	41	69	大阪府	岸和田市	23	38	15
20	東京都	墨田区	148	189	41	70	福島県	新地町	0	14	14
21	埼玉県	深谷市	2	42	40	71	千葉県	市原市	38	52	14
22	沖縄県	与那原町	60	99	39	72	千葉県	船橋市	81	95	14
23	宮城県	名取市	44	82	38	73	北海道	留萌市	0	13	13
24	千葉県	八千代市	107	144	37	74	岩手県	花巻市	17	30	13
25	香川県	丸亀市	0	36	36	75	埼玉県	杉戸町	0	13	13
26	京都府	向日市	38	72	34	76	福井県	鯖江市	0	13	13
27	沖縄県	豊見城市	36	69	33	77	埼玉県	蕨市	10	22	12
28	埼玉県	川口市	49	82	33	78	千葉県	白井市	10	22	12
29	埼玉県	三郷市	66	98	32	79	大阪府	富田林市	29	41	12
30	沖縄県	八重瀬町	60	92	32	80	兵庫県	豊岡市	8	20	12
31	東京都	練馬区	48	79	31	81	奈良県	天理市	13	25	12
32	大阪府	堺市	31	61	30	82	福岡県	大刀洗町	5	17	12
33	埼玉県	八潮市	16	45	29	83	岩手県	紫波町	28	39	11
34	滋賀県	高島市	0	28	28	84	東京都	清瀬市	33	44	11
35	福岡県	飯塚市	0	28	28	85	神奈川県	愛川町	16	27	11
36	宮城県	宮崎市	28	56	28	86	愛知県	扶桑町	5	16	11
37	東京都	武蔵村山市	12	39	27	87	三重県	名張市	8	19	11
38	千葉県	君津市	19	45	26	88	大阪府	藤井寺市	4	15	11
39	神奈川県	藤沢市	148	174	26	89	福岡県	水巻町	0	11	11
40	広島県	東広島市	93	118	25	90	鹿児島県	天城町	0	11	11
41	神奈川県	横須賀市	12	37	25	91	沖縄県	宜野座村	0	11	11
42	広島県	尾道市	0	24	24	92	宮城県	多賀城市	30	40	10
43	兵庫県	明石市	547	571	24	93	大阪府	摂津市	34	44	10
44	山形県	山形市	4	27	23	94	岩手県	洋野町	0	9	9
45	静岡県	御前崎市	0	23	23	95	茨城県	筑西市	5	14	9
46	鹿児島県	始良市	39	62	23	96	埼玉県	飯能市	3	12	9
47	茨城県	那珂市	6	27	21	97	埼玉県	春日部市	24	33	9
48	東京都	東大和市	3	24	21	98	埼玉県	宮代町	0	9	9
49	愛知県	長久手市	20	41	21	99	東京都	日の出町	0	9	9
50	沖縄県	恩納村	0	21	21	100	愛知県	みよし市	12	21	9

	都道府県	市区町村	待機児童数				都道府県	市区町村	待機児童数		
			H29.4	H30.4	対前年 (H30-H29)				H29.4	H30.4	対前年 (H30-H29)
101	滋賀県	彦根市	20	29	9	151	栃木県	下野市	0	3	3
102	福岡県	糸島市	4	13	9	152	千葉県	浦安市	165	168	3
103	群馬県	前橋市	0	9	9	153	愛知県	小牧市	3	6	3
104	埼玉県	川越市	64	73	9	154	愛知県	知立市	25	28	3
105	宮城県	美里町	20	28	8	155	愛知県	日進市	28	31	3
106	大阪府	河内長野市	0	8	8	156	三重県	明和町	0	3	3
107	兵庫県	赤穂市	0	8	8	157	大阪府	四條畷市	3	6	3
108	香川県	多度津町	0	8	8	158	兵庫県	三田市	25	28	3
109	福岡県	宮若市	8	16	8	159	兵庫県	加東市	0	3	3
110	宮城県	利府町	0	7	7	160	和歌山県	串本町	0	3	3
111	山形県	山辺町	0	7	7	161	島根県	西ノ島町	0	3	3
112	千葉県	東庄町	0	7	7	162	岡山県	里庄町	0	3	3
113	東京都	小平市	89	96	7	163	高知県	土佐清水市	0	3	3
114	長野県	安曇野市	0	7	7	164	福岡県	中間市	0	3	3
115	兵庫県	南あわじ市	0	7	7	165	長崎県	長与町	6	9	3
116	岡山県	玉野市	0	7	7	166	北海道	新十津川町	0	2	2
117	北海道	稚内市	7	13	6	167	宮城県	白石市	1	3	2
118	北海道	中標津町	3	9	6	168	宮城県	大河原町	22	24	2
119	宮城県	加美町	0	6	6	169	秋田県	三種町	0	2	2
120	埼玉県	蓮田市	13	19	6	170	茨城県	常総市	3	5	2
121	静岡県	磐田市	0	6	6	171	茨城県	つくば市	114	116	2
122	滋賀県	野洲市	16	22	6	172	埼玉県	東松山市	43	45	2
123	大阪府	忠岡町	4	10	6	173	千葉県	東金市	1	3	2
124	福岡県	荻田町	1	7	6	174	千葉県	酒々井町	0	2	2
125	北海道	北広島市	0	5	5	175	東京都	八丈町	0	2	2
126	北海道	比布町	0	5	5	176	神奈川県	平塚市	32	34	2
127	北海道	音更町	0	5	5	177	愛知県	大府市	16	18	2
128	宮城県	松島町	0	5	5	178	愛知県	高浜市	17	19	2
129	茨城県	鹿嶋市	0	5	5	179	滋賀県	豊郷町	0	2	2
130	埼玉県	狭山市	46	51	5	180	滋賀県	甲良町	0	2	2
131	福井県	越前市	0	5	5	181	兵庫県	加西市	6	8	2
132	熊本県	菊陽町	48	53	5	182	宮崎県	椎葉村	0	2	2
133	沖縄県	石垣市	31	36	5	183	埼玉県	越谷市	43	45	2
134	北海道	帯広市	1	5	4	184	北海道	赤平市	0	1	1
135	福島県	白河市	37	41	4	185	北海道	古平町	0	1	1
136	福島県	相馬市	6	10	4	186	北海道	当麻町	1	2	1
137	東京都	羽村市	0	4	4	187	北海道	剣淵町	0	1	1
138	兵庫県	西脇市	0	4	4	188	宮城県	蔵王町	5	6	1
139	兵庫県	太子町	43	47	4	189	秋田県	大館市	19	20	1
140	奈良県	葛城市	2	6	4	190	福島県	西郷村	28	29	1
141	岡山県	和気町	0	4	4	191	茨城県	常陸太田市	9	10	1
142	愛媛県	宇和島市	0	4	4	192	群馬県	榛東村	0	1	1
143	高知県	四万十市	0	4	4	193	群馬県	玉村町	2	3	1
144	福岡県	筑紫野市	177	181	4	194	埼玉県	羽生市	0	1	1
145	佐賀県	みやき町	4	8	4	195	東京都	青梅市	12	13	1
146	長崎県	壱岐市	1	5	4	196	神奈川県	南足柄市	9	10	1
147	北海道	島牧村	0	3	3	197	新潟県	津南町	0	1	1
148	岩手県	田野畑村	0	3	3	198	静岡県	袋井市	27	28	1
149	宮城県	大郷町	3	6	3	199	静岡県	函南町	6	7	1
150	茨城県	守谷市	0	3	3	200	静岡県	清水町	7	8	1

	都道府県	市区町村	待機児童数		
			H29.4	H30.4	対前年 (H30-H29)
201	愛知県	岩倉市	2	3	1
202	滋賀県	日野町	0	1	1
203	広島県	安芸高田市	0	1	1
204	広島県	府中町	0	1	1
205	徳島県	三好市	0	1	1
206	香川県	坂出市	0	1	1
207	高知県	南国市	0	1	1
208	福岡県	鞍手町	0	1	1
209	熊本県	山鹿市	0	1	1
210	岩手県	瀧沢市	27	27	0
211	宮城県	登米市	3	3	0
212	宮城県	村田町	6	6	0
213	埼玉県	富士見市	66	66	0
214	埼玉県	伊奈町	1	1	0
215	埼玉県	三芳町	1	1	0
216	東京都	多摩市	83	83	0
217	神奈川県	大井町	2	2	0
218	静岡県	湖西市	5	5	0
219	大阪府	守口市	48	48	0
220	大阪府	柏原市	12	12	0
221	奈良県	田原本町	6	6	0
222	愛媛県	砥部町	9	9	0
223	佐賀県	江北町	3	3	0
224	熊本県	荒尾市	18	18	0

(資料7) 待機児童数が100人以上で待機児童率の高い市区町村

(平成30年4月1日現在)

	都道府県	市区町村	申込者数	待機児童数	待機児童率
1	沖縄県	南風原町	1,919	194	10.11%
2	沖縄県	西原町	1,218	106	8.70%
3	福岡県	筑紫野市	2,218	181	8.16%
4	兵庫県	明石市	7,149	571	7.99%
5	福岡県	大野城市	2,290	173	7.55%
6	沖縄県	南城市	1,951	143	7.33%
7	東京都	国分寺市	2,848	202	7.09%
8	千葉県	印西市	2,062	133	6.45%
9	東京都	目黒区	5,719	330	5.77%
10	沖縄県	うるま市	4,462	236	5.29%
11	兵庫県	西宮市	8,166	413	5.06%
12	沖縄県	沖縄市	5,272	264	5.01%
13	東京都	三鷹市	3,835	190	4.95%
14	千葉県	八千代市	2,975	144	4.84%
15	東京都	台東区	3,838	183	4.77%
16	千葉県	習志野市	3,023	144	4.76%
17	千葉県	浦安市	3,760	168	4.47%
18	東京都	府中市	5,602	248	4.43%
19	千葉県	市川市	9,192	385	4.19%
20	東京都	中央区	4,882	188	3.85%
21	東京都	日野市	3,879	139	3.58%
22	東京都	江戸川区	13,214	440	3.33%
23	東京都	西東京市	3,914	129	3.30%
24	岡山県	岡山市	17,491	551	3.15%
25	埼玉県	朝霞市	3,382	106	3.13%
26	東京都	渋谷区	4,966	151	3.04%
27	東京都	調布市	5,718	167	2.92%
28	東京都	墨田区	6,567	189	2.88%
29	東京都	世田谷区	17,306	486	2.81%
30	東京都	中野区	6,120	171	2.79%
31	兵庫県	宝塚市	4,273	116	2.71%
32	広島県	東広島市	4,714	118	2.50%
33	神奈川県	藤沢市	7,518	174	2.31%
34	福島県	福島市	5,027	112	2.23%
35	東京都	文京区	5,022	100	1.99%
36	東京都	町田市	7,780	146	1.88%
37	兵庫県	尼崎市	8,349	155	1.86%
38	茨城県	つくば市	6,345	116	1.83%
39	東京都	大田区	13,883	250	1.80%
40	東京都	足立区	12,739	205	1.61%
41	兵庫県	姫路市	11,700	185	1.58%
42	東京都	板橋区	12,529	185	1.48%
43	埼玉県	さいたま市	22,889	315	1.38%
44	沖縄県	那覇市	10,779	138	1.28%
45	鹿児島県	鹿児島市	13,309	158	1.19%
46	兵庫県	神戸市	28,232	332	1.18%
47	岡山県	倉敷市	11,701	125	1.07%
48	宮城県	仙台市	20,752	138	0.66%



都道府県	市区町村	申込者数	保育所を利用している者	幼児連携型認定こども園を利用している者	幼稚園型認定こども園等を利用している者	地域型保育事業を利用している者	特別保育等を利用している者	企業主導型保育事業を利用している者	地方単独事業を利用している者	育児休業中の者	特定の保育園等希望している者	求職活動を休止している者	待機児童(人)
北海道	福島町	41	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	知内町	73	73	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	木古内町	66	66	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	七飯町	501	408	3	2	22	0	0	0	0	3	0	63
北海道	鹿部町	4	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	森町	192	183	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0
北海道	八雲町	256	233	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	長万部町	57	57	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	江差町	101	101	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	上ノ国町	110	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	厚沢部町	98	98	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	乙部町	65	65	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	奥尻町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	今金町	128	0	117	0	0	11	0	0	0	0	0	0
北海道	せたな町	131	33	98	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	島牧村	29	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
北海道	寿都町	62	62	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	黒松内町	37	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	蘭越町	101	78	0	0	3	20	0	0	0	0	0	0
北海道	二七二町	104	100	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0
北海道	真狩村	60	52	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0
北海道	留寿都村	61	61	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	喜茂別町	44	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	京極町	62	62	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	倶知安町	316	136	132	44	0	0	0	0	0	4	0	0
北海道	共和町	126	91	0	0	0	35	0	0	0	0	0	0
北海道	岩内町	117	117	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	泊村	30	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	神恵内村	16	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	積丹町	24	21	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0
北海道	古平町	36	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
北海道	仁木町	76	60	0	1	0	15	0	0	0	0	0	0
北海道	余市町	213	192	0	19	0	0	0	0	0	2	0	0
北海道	赤井川村	35	6	0	1	0	27	0	0	0	1	0	0
北海道	南幌町	94	86	0	7	1	0	0	0	0	0	0	0
北海道	茶井江町	87	87	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	上砂川町	37	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	由仁町	88	88	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	長沼町	139	138	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	栗山町	208	177	18	0	13	0	0	0	0	0	0	0
北海道	月形町	45	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	浦臼町	32	1	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(人)

都道府県	市区町村	申込者数	保育所を利用している者	幼保連携型認定こども園を利用している者	幼稚園型認定こども園等を利用している者	地域型保育事業を利用している者	特別保育等を利用している者	企業主導型保育事業を利用している者	地方単独事業を利用している者	育児休業中の者	特定の保育園等のみ希望している者	求職活動を休止している者	待機児童(人)
北海道	新十津川町	87	85	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
北海道	妹背牛町	38	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	秩父別町	62	62	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	雨竜町	69	0	0	0	0	69	0	0	0	0	0	0
北海道	北竜町	47	0	0	0	0	47	0	0	0	0	0	0
北海道	沼田町	60	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	幌加内町	35	32	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0
北海道	鷹栖町	156	131	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	東神楽町	239	99	123	0	12	0	0	0	0	5	0	0
北海道	当麻町	84	79	0	0	3	0	0	0	0	0	0	2
北海道	比布町	97	92	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
北海道	愛別町	37	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	上川町	37	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	東川町	171	162	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0
北海道	美瑛町	189	146	1	0	0	42	0	0	0	0	0	0
北海道	上富良野町	200	43	156	0	0	1	0	0	0	0	0	0
北海道	中富良野町	115	0	115	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	南富良野町	86	86	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	占冠村	25	0	0	0	0	25	0	0	0	0	0	0
北海道	和寒町	75	75	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	剣淵町	64	62	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
北海道	下川町	56	56	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	美深町	67	0	67	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	音威子府村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	中川町	37	0	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	増毛町	62	62	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	小平町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	苫前町	77	38	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	羽幌町	40	0	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	初山別村	19	0	0	0	0	19	0	0	0	0	0	0
北海道	遠別町	46	46	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	天塩町	82	82	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	幌延町	67	67	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	猿払村	107	107	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	浜頓別町	60	0	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	中頓別町	30	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	枝幸町	129	102	0	0	0	27	0	0	0	0	0	0
北海道	豊富町	94	94	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	礼文町	51	51	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	利尻町	39	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	利尻富士町	61	61	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	美幌町	171	110	3	9	0	46	0	0	0	0	3	0

(人)

都道府県	市区町村	申込者数	保育所を利用している者	幼児連携型認定こども園を利用している者	幼稚園型認定こども園等を利用している者	地域型保育事業を利用している者	特例保育等を利用している者	企業主導型保育事業を利用している者	地方単独事業を利用している者	育児休業中の者	特定の保育園等希望している者	求職活動を休止している者	待機児童(人)
北海道	津別町	89	2	87	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	斜里町	304	174	30	0	0	100	0	0	0	0	0	0
北海道	清里町	70	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	小清水町	132	91	0	0	0	41	0	0	0	0	0	0
北海道	訓子府町	128	1	127	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	置戸町	71	71	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	佐呂間町	100	71	0	0	0	29	0	0	0	0	0	0
北海道	遠軽町	258	193	52	2	0	11	0	0	0	0	0	0
北海道	湧別町	184	184	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	滝上町	37	0	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	興部町	49	45	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	西興部村	26	0	0	0	0	26	0	0	0	0	0	0
北海道	雄武町	87	87	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	大空町	138	1	0	0	0	137	0	0	0	0	0	0
北海道	豊浦町	85	85	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	壮瞥町	44	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	白老町	209	94	88	27	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	厚真町	136	135	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	洞爺湖町	118	118	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	安平町	159	0	159	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	むかわ町	128	41	87	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	日高町	229	229	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	平取町	152	106	0	0	0	46	0	0	0	0	0	0
北海道	新冠町	121	0	121	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	浦河町	197	157	37	3	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	様似町	73	0	73	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	えりも町	122	122	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	新ひだか町	376	282	73	0	0	15	0	0	0	0	6	0
北海道	音更町	1,107	808	173	20	37	59	0	0	0	5	0	5
北海道	士幌町	182	28	122	0	0	32	0	0	0	0	0	0
北海道	上士幌町	145	0	145	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	鹿追町	166	0	119	0	0	47	0	0	0	0	0	0
北海道	新得町	123	120	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0
北海道	清水町	228	228	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	芽室町	521	386	0	96	21	18	0	0	0	0	0	0
北海道	中札内村	113	107	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0
北海道	更別村	59	54	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	大樹町	158	158	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	広尾町	126	126	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	幌別町	504	501	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0
北海道	池田町	112	112	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	豊頃町	51	51	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(人)



都道府県	市区町村	申込者数	保育所を利用している者	幼保連携型認定こども園を利用している者	幼稚園型認定こども園等を利用している者	地域型保育事業を利用している者	特別保育等を利用している者	企業主導型保育事業を利用している者	地方単独事業を利用している者	育児休業中の者	特定の保育園等のみ希望している者	求職活動を休止している者	待機児童(人)
北海道	本別町	128	0	104	0	0	24	0	0	0	0	0	0
北海道	足寄町	168	122	0	0	12	34	0	0	0	0	0	0
北海道	陸別町	44	0	0	0	0	44	0	0	0	0	0	0
北海道	浦幌町	132	66	2	0	0	64	0	0	0	0	0	0
北海道	釧路町	259	252	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	厚岸町	181	168	0	0	0	13	0	0	0	0	0	0
北海道	浜中町	157	121	0	0	0	36	0	0	0	0	0	0
北海道	標茶町	163	139	0	0	0	24	0	0	0	0	0	0
北海道	弟子屈町	93	93	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	鶴居村	46	0	0	0	3	43	0	0	0	0	0	0
北海道	白糠町	128	52	53	0	0	23	0	0	0	0	0	0
北海道	別海町	301	158	0	86	11	46	0	0	0	0	0	0
北海道	中標津町	176	166	0	0	0	0	0	0	0	1	0	9
北海道	標津町	134	0	134	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	羅臼町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道	青森市	6,871	4,119	1,984	622	21	0	68	0	0	57	0	0
青森県	八戸市	5,605	1,823	3,607	58	0	0	1	0	0	116	0	0
青森県	弘前市	4,651	2,952	1,544	37	0	0	38	0	0	80	0	0
青森県	黒石市	991	547	405	34	0	0	0	0	0	5	0	0
青森県	五所川原市	1,204	425	723	56	0	0	0	0	0	0	0	0
青森県	十和田市	1,742	1,203	505	19	15	0	0	0	0	0	0	0
青森県	三沢市	1,132	581	520	2	8	20	0	0	0	1	0	0
青森県	むつ市	1,234	1,076	0	132	20	0	0	0	0	5	1	0
青森県	つがる市	830	384	387	51	0	0	8	0	0	0	0	0
青森県	平川市	1,000	184	806	3	0	0	0	0	0	7	0	0
青森県	今別町	281	208	68	0	0	4	0	0	0	1	0	0
青森県	今別町	32	0	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森県	蓬田村	83	4	79	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森県	外ヶ浜町	74	2	71	1	0	0	0	0	0	0	0	0
青森県	鱸ヶ沢町	203	107	96	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森県	深浦町	133	121	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森県	西目屋村	60	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森県	藤崎町	516	303	213	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森県	大鰐町	187	106	79	0	0	0	0	0	0	2	0	0
青森県	田舎館村	289	166	122	0	0	1	0	0	0	0	0	0
青森県	板柳町	381	209	172	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森県	鶴田町	341	146	193	1	1	0	0	0	0	0	0	0
青森県	中泊町	252	9	241	2	0	0	0	0	0	0	0	0
青森県	野辺地町	304	300	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森県	七戸町	389	51	338	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森県	六戸町	412	234	171	2	3	0	0	0	2	0	0	0
青森県	横浜町	98	97	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(人)

都道府県	市区町村	申込者数	保育所を利用している者	幼保連携型認定こども園を利用している者	幼稚園型認定こども園等を利用している者	地域型保育事業を利用している者	特例保育等を利用している者	企業主導型保育事業を利用している者	地方単独事業を利用している者	育児休業中の者	特定の保育園等希望している者	求職活動を休止している者	待機児童(人)
207	青森県 東北町	572	277	239	0	6	0	0	0	0	0	0	0
208	青森県 六ヶ所村	323	165	158	0	0	0	0	0	0	0	0	0
209	青森県 おいらせ町	881	42	838	0	1	0	0	0	0	0	0	0
210	青森県 大間町	108	108	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
211	青森県 東通村	148	2	146	0	0	0	0	0	0	0	0	0
212	青森県 風間浦村	33	30	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
213	青森県 佐井村	27	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
214	青森県 三戸町	184	94	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0
215	青森県 五戸町	358	36	321	0	0	0	0	0	0	1	0	0
216	青森県 田子町	115	114	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
217	青森県 南部町	355	309	45	0	0	0	0	0	0	1	0	0
218	青森県 階上町	324	56	268	0	0	0	0	0	0	2	0	0
219	青森県 新郷村	53	0	53	0	0	0	0	0	0	0	0	0
220	青森県 盛岡市	6,924	5,010	1,296	140	207	0	16	0	2	143	110	0
221	青森県 宮古市	1,008	772	65	145	3	0	0	0	0	21	0	2
222	青森県 大船渡市	1,006	856	143	0	0	0	0	0	0	7	0	0
223	青森県 花巻市	2,175	1,878	192	0	63	0	0	0	0	12	0	30
224	青森県 北上市	2,144	1,607	215	1	231	3	0	0	0	85	0	2
225	青森県 久慈市	1,047	796	221	0	0	30	0	0	0	0	0	0
226	青森県 遠野市	750	681	69	0	0	0	0	0	0	0	0	0
227	青森県 一関市	2,656	1,571	937	0	95	4	0	0	0	47	2	0
228	青森県 陸前高田市	469	469	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
229	青森県 釜石市	890	401	245	12	24	4	0	0	0	4	0	0
230	青森県 二戸市	673	266	377	12	18	0	0	0	0	0	0	0
231	青森県 八幡平市	832	618	1	0	13	0	0	0	0	0	0	0
232	青森県 滝沢市	2,933	1,837	865	149	34	0	0	0	0	30	0	18
233	青森県 岩手県	1,583	1,367	132	2	3	13	0	0	0	14	25	27
234	青森県 雫石町	449	428	0	0	0	6	0	0	0	0	0	15
235	青森県 葛巻町	115	115	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
236	青森県 岩手町	302	302	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
237	青森県 紫波町	724	426	240	9	2	0	1	0	0	7	0	39
238	青森県 矢巾町	904	652	247	0	4	0	1	0	0	0	0	0
239	青森県 西和賀町	107	107	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
240	青森県 金ヶ崎町	380	351	0	0	8	0	21	0	0	0	0	0
241	青森県 平泉町	217	217	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
242	青森県 住田町	109	109	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
243	青森県 大槌町	309	238	69	0	0	0	0	0	0	2	0	0
244	青森県 山田町	362	357	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
245	青森県 岩泉町	160	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
246	青森県 田野畑村	62	59	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
247	青森県 普代村	65	63	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
248	青森県 軽米町	201	187	4	0	0	10	0	0	0	0	0	0

(人)

都道府県	市区町村	申込者数	保育所を利用している者	幼保連携型認定こども園を利用している者	幼稚園型認定こども園等を利用している者	地域型保育事業を利用している者	特例保育等を利用している者	企業主導型保育事業を利用している者	地方単独事業を利用している者	育児休業中の者	特定の保育園等のみ希望している者	求職活動を休止している者	待機児童
249	岩手県 野田村	153	153	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
250	岩手県 九戸村	144	144	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
251	岩手県 洋野町	405	320	74	0	0	0	0	0	0	2	0	9
252	岩手県 一戸町	313	313	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
253	宮城県 仙台市	20,752	17,421	967	53	1,680	18	33	31	3	289	119	138
254	宮城県 石巻市	2,621	2,415	0	0	138	2	0	0	3	21	21	21
255	宮城県 塩竈市	799	698	0	0	20	0	0	3	4	13	43	18
256	宮城県 気仙沼市	665	581	4	0	10	46	0	4	0	0	0	20
257	宮城県 白石市	550	536	0	0	0	0	0	0	0	11	0	3
258	宮城県 名取市	1,415	825	148	129	142	2	4	0	0	50	33	82
259	宮城県 角田市	392	304	54	0	21	0	12	0	0	0	0	1
260	宮城県 多賀城市	1,289	1,085	40	0	98	0	1	0	0	8	17	40
261	宮城県 岩沼市	835	715	69	0	45	0	0	0	0	6	0	0
262	宮城県 登米市	1,955	1,270	340	108	196	1	3	0	0	25	9	3
263	宮城県 栗原市	624	551	0	0	51	0	0	0	0	3	0	19
264	宮城県 東松島市	725	653	0	0	48	0	0	0	0	0	0	24
265	宮城県 大崎市	3,116	2,615	243	0	160	0	1	0	0	33	0	64
266	宮城県 富谷市	927	792	77	0	50	0	0	0	1	7	0	0
267	宮城県 蔵王町	194	184	0	0	0	0	0	0	4	0	0	6
268	宮城県 七ヶ宿町	25	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
269	宮城県 大河原町	585	517	0	0	44	0	0	0	0	0	0	24
270	宮城県 村田町	107	98	0	0	3	0	0	0	0	0	0	6
271	宮城県 柴田町	487	398	1	0	59	0	0	0	0	0	0	29
272	宮城県 川崎町	160	0	146	0	0	0	0	0	14	0	0	0
273	宮城県 丸森町	271	264	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0
274	宮城県 亘理町	614	518	0	0	71	0	0	0	0	9	0	16
275	宮城県 山元町	172	162	0	0	6	2	0	0	0	2	0	0
276	宮城県 松島町	208	203	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
277	宮城県 七ヶ浜町	222	95	127	0	0	0	0	0	0	0	0	0
278	宮城県 利府町	786	674	0	0	38	58	0	0	0	9	0	7
279	宮城県 大和町	618	500	0	0	36	0	12	0	5	0	20	45
280	宮城県 大郷町	113	91	0	0	16	0	0	0	0	0	0	6
281	宮城県 大衡村	194	8	176	0	9	0	1	0	0	0	0	0
282	宮城県 色麻町	72	65	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
283	宮城県 加美町	567	217	304	0	39	0	0	1	0	0	0	6
284	宮城県 涌谷町	270	268	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
285	宮城県 美里町	269	210	1	0	20	0	0	9	1	0	0	28
286	宮城県 女川町	126	126	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
287	宮城県 南三陸町	239	178	0	57	2	0	0	0	0	2	0	0
288	秋田県 秋田市	6,840	4,381	2,001	153	223	31	7	0	0	28	16	0
289	秋田県 能代市	1,140	667	323	150	0	0	0	0	0	0	0	0
290	秋田県 横手市	2,456	2,333	12	105	6	0	0	0	0	0	0	0

(人)

都道府県	市区町村	申込者数	保育所を利用している者	幼保連携型認定こども園を利用している者	幼稚園型認定こども園等を利用している者	地域型保育事業を利用している者	特別保育等を利用している者	企業主導型保育事業を利用している者	地方単独事業を利用している者	育児休業中の者	特定の保育園等希望している者	求職活動を休止している者	待機児童
291	秋田県 大館市	1,709	821	730	0	14	80	24	17	0	3	0	20
292	秋田県 男鹿市	441	436	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0
293	秋田県 湯沢市	906	497	369	40	0	0	0	0	0	0	0	0
294	秋田県 鹿角市	846	846	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
295	秋田県 由利本荘市	2,062	1,921	140	1	0	0	0	0	0	0	0	0
296	秋田県 潟上市	717	336	310	18	13	0	14	0	0	10	2	14
297	秋田県 大仙市	2,303	1,318	948	0	21	16	0	0	0	0	0	0
298	秋田県 北秋田市	735	643	89	0	0	0	2	0	0	0	0	1
299	秋田県 にかほ市	620	472	148	0	0	0	0	0	0	0	0	0
300	秋田県 仙北市	613	91	520	0	2	0	0	0	0	0	0	0
301	秋田県 小坂町	113	113	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
302	秋田県 上小阿仁村	39	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
303	秋田県 藤里町	22	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
304	秋田県 三種町	365	351	3	3	6	0	0	0	0	0	0	2
305	秋田県 八峰町	118	60	58	0	0	0	0	0	0	0	0	0
306	秋田県 五城目町	177	1	175	0	0	0	1	0	0	0	0	0
307	秋田県 八郎潟町	91	91	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
308	秋田県 井川町	73	0	73	0	0	0	0	0	0	0	0	0
309	秋田県 大湯村	70	0	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0
310	秋田県 美郷町	463	12	451	0	0	0	0	0	0	0	0	0
311	秋田県 羽後町	387	111	276	0	0	0	0	0	0	0	0	0
312	秋田県 東成瀬村	70	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
313	山形県 山形市	5,975	4,148	1,362	123	211	0	7	1	0	81	15	27
314	山形県 米沢市	1,933	1,428	312	155	30	0	0	0	0	8	0	0
315	山形県 鶴岡市	3,505	3,076	199	154	29	0	17	27	0	3	0	0
316	山形県 酒田市	2,682	1,907	684	57	8	0	10	0	0	0	16	0
317	山形県 新庄市	868	699	2	90	77	0	0	0	0	0	0	0
318	山形県 寒河江市	967	865	63	0	34	0	3	0	0	2	0	0
319	山形県 上山市	622	468	154	0	0	0	0	0	0	0	0	0
320	山形県 村山市	516	417	78	0	21	0	0	0	0	0	0	0
321	山形県 長井市	507	398	81	9	18	0	0	0	1	0	0	0
322	山形県 天童市	1,210	1,036	51	51	15	0	3	25	0	25	4	0
323	山形県 東根市	1,179	967	79	0	36	11	0	1	0	56	17	12
324	山形県 尾花沢市	404	404	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
325	山形県 南陽市	733	638	68	0	24	0	3	0	0	0	0	0
326	山形県 山辺町	149	121	1	0	20	0	0	0	0	0	0	7
327	山形県 中山町	199	189	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0
328	山形県 河北町	358	4	316	0	17	0	0	0	0	21	0	0
329	山形県 西川町	106	106	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
330	山形県 朝日町	158	157	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
331	山形県 大江町	181	181	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
332	山形県 大石町	194	193	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(人)

都道府県	市区町村	申込者数	保育所を利用している者	幼保連携型認定こども園を利用している者	幼稚園型認定こども園等を利用している者	地域型保育事業を利用している者	特別保育等を利用している者	企業主導型保育事業を利用している者	地方単独事業を利用している者	育児休業中の者	特定の保育園等希望している者	求職活動を休止している者	待機児童
333	山形県	金山町	119	0	119	0	0	0	0	0	0	0	0
334	山形県	最上町	192	96	96	0	0	0	0	0	0	0	0
335	山形県	舟形町	131	131	0	0	0	0	0	0	0	0	0
336	山形県	真室川町	211	74	127	10	0	0	0	0	0	0	0
337	山形県	大蔵村	103	93	0	0	4	0	0	6	0	0	0
338	山形県	鮭川村	131	131	0	0	0	0	0	0	0	0	0
339	山形県	戸沢村	111	104	0	0	0	0	0	7	0	0	0
340	山形県	高島町	615	277	229	1	0	3	0	0	0	0	0
341	山形県	川西町	233	177	5	17	0	0	0	0	0	0	0
342	山形県	小国町	219	125	94	0	0	0	0	0	0	0	0
343	山形県	白鷹町	400	232	167	1	0	0	0	0	0	0	0
344	山形県	飯豊町	170	86	83	0	0	0	0	1	0	0	0
345	山形県	三川町	184	184	0	0	0	0	0	0	0	0	0
346	山形県	庄内町	353	351	2	0	0	0	0	0	0	0	0
347	山形県	遊佐町	334	229	105	0	0	0	0	0	0	0	0
348	福島県	福島市	5,027	3,794	470	245	8	5	78	21	189	4	112
349	福島県	郡山市	4,688	3,798	193	353	2	147	0	0	150	0	45
350	福島県	いわき市	5,992	5,048	589	184	7	0	0	11	46	0	7
351	福島県	会津若松市	2,865	1,648	977	54	50	3	0	0	22	0	0
352	福島県	白河市	925	573	250	33	8	0	0	0	19	0	41
353	福島県	須賀川市	1,547	669	765	102	0	0	0	0	19	0	11
354	福島県	喜多方市	1,124	628	387	78	0	0	0	0	19	0	0
355	福島県	相馬市	510	476	0	19	0	1	0	0	4	0	10
356	福島県	二本松市	953	501	292	53	0	2	0	0	5	0	29
357	福島県	田村市	605	318	231	48	0	0	0	0	0	0	8
358	福島県	南相馬市	851	641	87	10	2	0	0	25	4	18	64
359	福島県	伊達市	1,048	367	634	6	0	8	0	2	26	0	0
360	福島県	本宮市	621	573	0	0	0	0	0	0	18	30	0
361	福島県	桑折町	99	96	0	1	0	0	0	0	0	0	0
362	福島県	国見町	64	64	0	0	0	0	0	0	0	0	0
363	福島県	川俣町	124	124	0	0	0	0	0	0	0	0	0
364	福島県	大玉村	119	119	0	0	0	0	0	0	0	0	0
365	福島県	鏡石町	256	149	107	0	0	0	0	0	0	0	0
366	福島県	天栄村	28	25	0	3	0	0	0	0	0	0	0
367	福島県	下郷町	121	121	0	0	0	0	0	0	0	0	0
368	福島県	檜枝岐村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
369	福島県	只見町	93	93	0	0	0	0	0	0	0	0	0
370	福島県	南会津町	357	357	0	0	0	0	0	0	0	0	0
371	福島県	北塩原村	33	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0
372	福島県	西会津町	141	141	0	0	0	0	0	0	0	0	0
373	福島県	磐梯町	46	46	0	0	0	0	0	0	0	0	0
374	福島県	猪苗代町	230	9	203	18	0	0	0	0	0	0	0

(人)

都道府県	市区町村	申込者数	保育所を利用している者	幼保連携型認定こども園を利用している者	幼稚園型認定こども園等を利用している者	地域型保育事業を利用している者	特別保育等を利用している者	企業主導型保育事業を利用している者	地方単独事業を利用している者	育児休業中の者	特定の保育園等希望している者	求職活動を休止している者	待機児童
375	福島県	会津坂下町	180	121	1	3	55	0	0	0	0	0	0
376	福島県	湯川村	42	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0
377	福島県	柳津町	102	102	0	0	0	0	0	0	0	0	0
378	福島県	三島町	32	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0
379	福島県	金山町	26	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0
380	福島県	昭和村	12	10	0	0	2	0	0	0	0	0	0
381	福島県	会津美里町	560	253	0	0	0	0	0	0	0	0	0
382	福島県	西郷村	472	416	2	0	24	0	0	0	1	0	29
383	福島県	泉崎村	64	64	0	0	0	0	0	0	0	0	0
384	福島県	中島村	54	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0
385	福島県	矢吹町	308	184	0	0	11	0	0	0	1	0	0
386	福島県	柳倉町	141	141	0	0	0	0	0	0	0	0	0
387	福島県	矢祭町	63	63	0	0	0	0	0	0	0	0	0
388	福島県	塙町	56	55	0	0	0	0	0	0	0	0	1
389	福島県	鮫川村	99	0	99	0	0	0	0	0	0	0	0
390	福島県	石川町	286	217	60	0	9	0	0	0	0	0	0
391	福島県	玉川村	187	0	187	0	0	0	0	0	0	0	0
392	福島県	平田村	140	0	140	0	0	0	0	0	0	0	0
393	福島県	浅川町	47	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0
394	福島県	古殿町	101	0	101	0	0	0	0	0	0	0	0
395	福島県	三春町	332	211	70	0	20	2	0	0	1	0	0
396	福島県	小野町	143	143	0	0	0	0	0	0	0	0	0
397	福島県	広野町	20	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0
398	福島県	楢葉町	66	0	66	0	0	0	0	0	0	0	0
399	福島県	富岡町	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
400	福島県	川内村	35	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0
401	福島県	大熊町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
402	福島県	双葉町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
403	福島県	浪江町	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
404	福島県	葛尾村	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
405	福島県	新地町	302	287	0	0	0	0	0	0	1	0	14
406	福島県	飯館村	14	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0
407	茨城県	水戸市	5,336	4,627	320	86	125	1	0	9	138	0	30
408	茨城県	日立市	2,343	1,449	815	6	1	0	0	0	64	8	0
409	茨城県	土浦市	2,226	1,617	295	121	98	37	0	0	56	0	2
410	茨城県	古河市	2,378	1,454	741	31	33	8	7	1	73	0	30
411	茨城県	石岡市	1,528	1,274	110	126	18	0	0	0	0	0	0
412	茨城県	結城市	1,152	1,078	64	4	0	2	0	0	4	0	0
413	茨城県	龍ヶ崎市	1,417	1,040	262	3	39	13	0	4	52	4	0
414	茨城県	下妻市	858	785	15	22	15	0	0	0	19	0	2
415	茨城県	常総市	1,065	840	169	0	8	0	0	0	21	25	5
416	茨城県	常陸太田市	896	710	130	0	0	0	0	19	27	0	10

(人)

都道府県	市区町村	申込者数	保育所を利用している者	幼保連携型認定こども園を利用している者	幼稚園型認定こども園等を利用している者	地域型保育事業を利用している者	特別保育等を利用している者	企業主導型保育事業を利用している者	地方単独事業を利用している者	育児休業中の者	特定の保育園等希望している者	求職活動を休止している者	待機児童
茨城県	高萩市	426	277	149	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	北茨城市	610	473	9	125	0	0	3	0	0	0	0	0
茨城県	笠間市	1,304	726	386	148	23	0	0	0	0	21	0	0
茨城県	取手市	1,768	1,293	389	37	15	0	3	0	0	10	10	11
茨城県	牛久市	1,831	1,647	60	21	23	0	2	0	0	17	0	61
茨城県	つくば市	6,345	5,515	420	56	86	0	1	0	71	80	0	116
茨城県	ひたちなか市	2,861	2,810	2	0	3	0	1	0	0	44	1	0
茨城県	鹿嶋市	1,704	826	829	0	44	0	0	0	0	0	0	5
茨城県	潮来市	635	61	569	0	4	0	0	0	0	1	0	0
茨城県	守谷市	1,420	994	83	22	52	12	1	154	35	42	22	3
茨城県	常陸大宮市	892	799	63	22	8	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	那珂市	994	85	82	2	4	0	0	0	0	19	5	27
茨城県	筑西市	2,202	1,408	669	34	12	0	0	0	2	42	21	14
茨城県	坂東市	1,075	483	511	0	13	0	1	0	0	67	0	0
茨城県	稲敷市	596	262	324	0	2	0	0	0	0	7	0	1
茨城県	かすみがうら市	943	796	85	52	10	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	桜川市	738	607	122	0	8	0	0	0	0	1	0	0
茨城県	神栖市	2,759	2,206	369	0	32	0	9	0	0	133	0	10
茨城県	行方市	672	322	338	0	0	0	3	0	1	8	0	0
茨城県	鉾田市	1,036	989	45	0	1	0	1	0	0	0	0	0
茨城県	つくばみらい市	1,239	939	247	0	27	0	8	0	1	0	0	17
茨城県	小美玉市	1,118	752	315	25	0	0	0	0	0	26	0	0
茨城県	茨城町	604	344	206	14	27	0	0	0	0	13	0	0
茨城県	大洗町	324	323	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	城里町	292	129	159	1	0	0	0	0	0	1	2	0
茨城県	東海村	865	578	212	0	2	10	0	0	0	62	0	1
茨城県	大子町	247	247	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	美浦村	187	186	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	阿見町	1,002	805	72	40	43	0	1	0	0	0	0	41
茨城県	河内町	111	40	68	2	1	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	八千代町	348	244	54	50	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	五霞町	144	87	57	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	境町	471	172	264	19	0	0	0	0	0	16	0	0
茨城県	利根町	177	106	43	24	4	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	宇都宮市	10,635	8,378	1,191	89	602	0	2	0	0	373	0	0
茨城県	足利市	2,698	2,144	537	7	10	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	栃木市	2,965	1,391	1,092	319	60	0	0	0	2	54	39	8
茨城県	佐野市	2,073	1,327	511	2	169	0	0	0	0	56	3	5
茨城県	鹿沼市	2,217	1,968	59	63	86	0	0	0	0	41	0	0
茨城県	日光市	1,424	1,228	155	0	26	8	0	0	0	3	4	0
茨城県	小山市	2,741	2,184	461	0	0	0	1	0	2	93	0	0
茨城県	真岡市	1,936	1,047	805	1	48	0	1	0	7	9	13	5

(人)

都道府県	市区町村	申込者数	保育所を利用している者	幼保連携型認定こども園を利用している者	幼稚園型認定こども園等を利用している者	地域型保育事業を利用している者	特別保育等を利用している者	企業主導型保育事業を利用している者	地方単独事業を利用している者	育児休業中の者	特定の保育園等のみ希望している者	求職活動を休止している者	待機児童
459	栃木県 大田原市	1,574	1,109	184	133	88	0	0	0	1	57	2	0
460	栃木県 矢板市	798	625	89	82	2	0	0	0	0	0	0	0
461	栃木県 那須塩原市	2,824	2,009	616	76	70	0	0	0	0	48	1	4
462	栃木県 さくら市	1,194	1,052	91	4	25	3	0	0	0	3	0	16
463	栃木県 那須烏山市	497	347	123	0	26	0	0	0	0	1	0	0
464	栃木県 下野市	1,105	520	442	107	3	0	6	0	0	24	0	3
465	栃木県 上三川町	570	547	9	2	2	0	6	0	0	4	0	0
466	栃木県 益子町	592	391	201	0	0	0	0	0	0	0	0	0
467	栃木県 茂木町	258	215	42	0	1	0	0	0	0	0	0	0
468	栃木県 市貝町	305	241	64	0	0	0	0	0	0	0	0	0
469	栃木県 芳賀町	446	206	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0
470	栃木県 壬生町	958	782	107	57	11	0	1	0	0	0	0	0
471	栃木県 野木町	402	330	66	0	0	0	0	0	1	2	0	0
472	栃木県 塩谷町	218	213	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0
473	栃木県 高根沢町	703	682	2	0	15	0	3	0	0	1	0	0
474	栃木県 那須町	556	529	9	7	3	3	0	0	0	5	0	0
475	栃木県 那珂川町	243	6	236	0	1	0	0	0	0	0	0	0
476	群馬県 前橋市	7,341	3,872	3,047	265	1	0	9	0	0	138	0	9
477	群馬県 高崎市	8,530	5,025	3,047	251	4	0	26	0	0	177	0	0
478	群馬県 桐生市	2,235	1,179	982	73	0	0	0	0	0	1	0	0
479	群馬県 伊勢崎市	5,670	3,921	1,495	133	0	0	1	0	0	101	19	0
480	群馬県 太田市	5,841	3,169	2,442	175	12	0	5	0	0	38	0	0
481	群馬県 沼田市	1,071	683	348	8	10	0	5	0	0	1	0	0
482	群馬県 館林市	1,739	1,585	0	151	0	0	0	0	0	3	0	0
483	群馬県 渋川市	1,556	1,299	204	42	3	0	0	0	0	5	3	0
484	群馬県 藤岡市	1,571	794	751	25	1	0	0	0	0	0	0	0
485	群馬県 富岡市	1,235	350	858	25	1	0	1	0	0	0	0	0
486	群馬県 安中市	1,182	712	300	158	8	0	4	0	0	0	0	0
487	群馬県 みどり市	1,321	913	389	15	0	0	0	0	0	4	0	0
488	群馬県 榛東村	342	247	88	0	0	0	0	0	1	2	3	1
489	群馬県 吉岡町	801	697	86	2	1	0	0	0	0	0	0	15
490	群馬県 上野村	28	0	0	0	0	28	0	0	0	0	0	0
491	群馬県 神流町	14	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
492	群馬県 下仁田町	85	50	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0
493	群馬県 南牧村	12	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
494	群馬県 甘楽町	196	182	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0
495	群馬県 中之条町	222	222	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
496	群馬県 長野原町	40	0	0	36	0	0	0	0	4	0	0	0
497	群馬県 嬬恋村	92	92	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
498	群馬県 草津町	111	111	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
499	群馬県 高山村	26	0	0	0	0	26	0	0	0	0	0	0
500	群馬県 東吾妻町	199	72	0	127	0	0	0	0	0	0	0	0

(人)



都道府県	市区町村	申込者数	保育所を利用している者	幼保連携型認定こども園を利用している者	幼稚園型認定こども園等を利用している者	地域型保育事業を利用している者	特別保育等を利用している者	企業主導型保育事業を利用している者	地方単独事業を利用している者	育児休業中の者	特定の保育園等のみ希望している者	求職活動を休止している者	待機児童
群馬県	片品村	77	77	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	川場村	91	91	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	昭和村	240	234	4	0	2	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	みなかみ町	278	2	275	0	1	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	玉村町	920	842	18	49	1	0	0	0	0	5	2	3
群馬県	板倉町	230	188	19	23	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	明和町	208	208	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	千代田町	235	225	4	6	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	大泉町	848	656	55	112	1	0	0	0	0	7	17	0
群馬県	邑楽町	469	341	124	4	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	さいたま市	22,889	18,685	455	163	2,007	20	19	295	153	520	257	315
群馬県	川越市	5,164	4,248	151	0	376	0	0	12	45	183	76	73
群馬県	川口市	10,313	8,338	0	1	924	2	2	28	109	670	157	82
群馬県	越谷市	5,733	4,081	555	1	675	0	8	0	71	125	172	45
群馬県	熊谷市	3,554	3,017	303	0	111	1	0	0	0	98	5	19
群馬県	行田市	1,209	1,108	6	0	42	0	0	0	0	53	0	0
群馬県	秩父市	1,289	808	455	0	11	0	0	0	0	13	2	0
群馬県	所沢市	5,815	4,815	494	0	271	0	5	0	0	208	3	19
群馬県	飯能市	1,267	1,103	84	1	2	0	0	0	5	49	11	12
群馬県	加須市	1,992	1,791	198	0	1	0	0	0	0	2	0	0
群馬県	本庄市	1,908	1,779	105	1	6	0	0	0	0	17	0	0
群馬県	東松山市	1,566	1,311	4	34	58	2	1	16	32	49	14	45
群馬県	春日部市	3,000	2,595	104	119	49	0	0	0	28	12	60	33
群馬県	狭山市	2,350	1,903	248	0	90	0	0	0	8	41	9	51
群馬県	羽生市	1,130	631	479	0	0	0	0	0	0	19	0	1
群馬県	鴻巣市	1,954	1,480	330	0	105	0	0	0	16	17	6	0
群馬県	深谷市	3,340	2,968	123	1	89	0	0	0	0	117	0	42
群馬県	上尾市	3,579	2,851	206	0	281	10	18	2	26	71	93	21
群馬県	草加市	3,737	3,091	130	10	254	0	0	8	0	172	53	19
群馬県	蕨市	1,372	1,105	0	0	165	0	0	4	0	67	9	22
群馬県	戸田市	3,533	3,240	0	0	170	0	3	8	0	26	37	49
群馬県	人間市	2,348	2,178	6	0	81	0	0	0	0	30	30	23
群馬県	朝霞市	3,382	2,865	1	1	254	26	0	29	0	62	38	106
群馬県	志木市	1,529	1,261	10	0	136	1	0	5	0	46	15	75
群馬県	和光市	2,007	1,530	0	0	381	1	1	5	0	20	15	54
群馬県	新座市	3,214	2,703	104	2	253	5	0	2	0	37	31	77
群馬県	桶川市	1,062	719	240	0	75	0	0	0	11	7	10	0
群馬県	久喜市	2,352	1,547	646	51	42	0	0	0	0	26	17	23
群馬県	北本市	820	704	76	10	3	5	0	0	2	20	0	0
群馬県	八潮市	1,327	1,029	67	0	95	0	4	0	19	42	26	45
群馬県	富士見市	2,070	1,518	267	0	133	0	0	0	0	60	26	66
群馬県	三郷市	2,468	1,798	210	0	91	8	3	3	19	161	77	98

(人)

都道府県	市区町村	申込者数	保育所を利用している者	幼保連携型認定こども園を利用している者	幼稚園型認定こども園等を利用している者	地域型保育事業を利用している者	特別保育等を利用している者	企業主導型保育事業を利用している者	地方単独事業を利用している者	育児休業中の者	特定の保育園等のみ希望している者	求職活動を休止している者	待機児童
543	埼玉県 蓮田市	768	575	92	0	48	1	0	5	0	12	16	19
544	埼玉県 坂戸市	1,535	1,238	4	97	132	0	0	0	6	42	9	7
545	埼玉県 幸手市	512	477	13	0	15	0	0	0	6	1	0	0
546	埼玉県 鶴ヶ島市	1,204	1,028	88	1	53	0	0	0	0	34	0	0
547	埼玉県 日高市	873	789	36	0	22	33	0	0	0	8	5	0
548	埼玉県 吉川市	1,354	1,156	2	0	127	0	1	1	0	8	11	48
549	埼玉県 ふじみ野市	2,206	1,968	143	0	36	3	0	0	18	12	21	5
550	埼玉県 白岡市	628	516	6	0	70	4	0	6	4	7	6	9
551	埼玉県 伊奈町	774	691	4	0	57	0	3	0	11	0	7	1
552	埼玉県 三芳町	587	532	0	0	27	2	0	0	0	25	0	1
553	埼玉県 毛呂山町	487	418	55	0	5	8	0	0	0	1	0	0
554	埼玉県 越生町	172	168	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
555	埼玉県 鴻巣市	508	470	0	1	3	0	0	3	4	17	0	10
556	埼玉県 嵐山町	313	270	0	1	19	0	2	0	0	7	0	14
557	埼玉県 小川町	453	452	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
558	埼玉県 川島町	226	218	4	1	3	0	0	0	0	0	0	0
559	埼玉県 吉見町	224	223	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
560	埼玉県 鳩山町	164	161	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0
561	埼玉県 とぎがわ町	205	205	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
562	埼玉県 構瀬町	147	61	86	0	0	0	0	0	0	0	0	0
563	埼玉県 喜野町	195	194	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
564	埼玉県 長瀬町	161	155	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0
565	埼玉県 小鹿野町	207	203	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
566	埼玉県 東秩父村	48	48	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
567	埼玉県 美里町	287	266	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
568	埼玉県 神川町	275	250	17	1	0	0	0	0	0	2	5	0
569	埼玉県 上里町	682	659	18	0	2	0	0	0	0	3	0	0
570	埼玉県 寄居町	694	683	4	0	3	0	0	0	0	4	0	0
571	埼玉県 宮代町	496	441	3	1	19	0	0	0	11	8	4	9
572	埼玉県 杉戸町	517	490	1	0	2	0	0	0	0	11	0	13
573	埼玉県 松伏町	407	254	146	0	1	0	0	0	0	3	2	1
574	埼玉県 千葉市	16,792	14,258	742	472	903	9	1	45	0	342	12	8
575	埼玉県 船橋市	12,388	11,118	352	108	323	0	3	22	1	347	19	95
576	埼玉県 柏市	7,473	6,214	846	152	120	0	4	13	0	124	0	0
577	埼玉県 継子市	848	844	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0
578	埼玉県 市川市	9,192	8,120	0	3	221	0	0	176	0	227	60	385
579	埼玉県 館山市	643	457	0	0	0	1	0	0	0	4	0	0
580	埼玉県 木更津市	2,007	1,786	84	0	24	0	0	0	0	50	0	83
581	埼玉県 松戸市	8,186	6,590	603	15	860	1	0	0	0	80	37	0
582	埼玉県 野田市	2,176	1,944	99	0	26	0	3	0	1	49	54	0
583	埼玉県 茂原市	1,418	1,317	2	25	21	0	0	0	11	25	0	17
584	埼玉県 千葉市	2,618	2,410	9	0	113	0	42	0	0	28	0	15

(人)

都道府県	市区町村	申込者数	保育所を利用している者	幼保連携型認定こども園を利用している者	幼稚園型認定こども園等を利用している者	地域型保育事業を利用している者	特別保育等を利用している者	企業主導型保育事業を利用している者	地方単独事業を利用している者	育児休業中の者	特定の保育園等希望している者	求職活動を休止している者	待機児童
585	千葉県 佐倉市	2,434	2,254	21	8	56	0	4	0	22	47	7	15
586	千葉県 東金市	759	481	109	0	99	0	11	0	5	51	0	3
587	千葉県 旭市	1,839	1,657	2	179	1	0	0	0	0	0	0	0
588	千葉県 習志野市	3,023	2,087	549	6	111	3	0	60	0	63	0	144
589	千葉県 勝浦市	240	231	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0
590	千葉県 市原市	3,475	2,035	587	349	171	0	8	57	4	129	83	52
591	千葉県 流山市	5,257	4,668	228	0	217	0	47	0	0	39	29	29
592	千葉県 八千代市	2,975	2,398	142	124	101	1	4	0	27	19	15	144
593	千葉県 我孫子市	2,055	1,702	277	36	39	0	1	0	0	0	0	0
594	千葉県 鴨川市	523	170	353	0	0	0	0	0	0	0	0	0
595	千葉県 鎌ヶ谷市	1,334	1,210	0	0	98	0	0	0	2	18	6	0
596	千葉県 君津市	1,247	1,151	0	2	14	0	17	0	0	17	0	45
597	千葉県 富津市	614	571	0	29	0	0	0	0	0	14	0	0
598	千葉県 浦安市	3,760	3,001	219	178	42	0	0	55	0	97	0	168
599	千葉県 四街道市	1,337	1,182	32	4	50	0	0	0	5	54	8	2
600	千葉県 袖ヶ浦市	1,288	1,132	100	1	41	0	0	0	0	14	0	0
601	千葉県 八街市	936	846	57	0	22	0	0	0	0	0	0	11
602	千葉県 印西市	2,062	1,666	202	20	11	3	7	0	5	15	0	133
603	千葉県 白井市	1,005	809	112	0	25	0	2	0	0	35	0	22
604	千葉県 富里市	713	457	218	0	18	0	0	0	1	8	5	6
605	千葉県 南房総市	398	356	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0
606	千葉県 匝瑳市	934	876	40	17	0	0	1	0	0	0	0	0
607	千葉県 香取市	1,658	1,155	484	0	16	0	0	0	0	3	0	0
608	千葉県 山武市	690	387	292	2	9	0	0	0	0	0	0	0
609	千葉県 いすみ市	852	852	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
610	千葉県 大網白里市	706	609	7	0	58	0	3	0	11	10	2	6
611	千葉県 酒々井町	274	176	88	0	0	0	0	0	0	7	1	2
612	千葉県 栄町	294	246	0	41	7	0	0	0	0	0	0	0
613	千葉県 神崎町	126	126	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
614	千葉県 多古町	261	11	250	0	0	0	0	0	0	0	0	0
615	千葉県 東庄町	310	297	1	4	0	0	1	0	0	0	0	7
616	千葉県 九十九里町	161	43	118	0	0	0	0	0	0	0	0	0
617	千葉県 芝山町	139	138	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
618	千葉県 横芝光町	567	545	2	18	2	0	0	0	0	0	0	0
619	千葉県 一宮町	375	374	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
620	千葉県 睦沢町	129	0	129	0	0	0	0	0	0	0	0	0
621	千葉県 長生村	328	327	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
622	千葉県 白子町	250	250	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
623	千葉県 長柄町	91	0	91	0	0	0	0	0	0	0	0	0
624	千葉県 長南町	126	126	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
625	千葉県 大多喜町	194	194	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
626	千葉県 御宿町	118	117	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(人)

都道府県	市区町村	申込者数	保育所を利用している者	幼保連携型認定こども園を利用している者	幼稚園型認定こども園等を利用している者	地域型保育事業を利用している者	特別保育等を利用している者	企業主導型保育事業を利用している者	地方単独事業を利用している者	育児休業中の者	特定の保育園等のみ希望している者	求職活動を休止している者	待機児童
627	千葉県 船南町	49	47	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
628	東京都 千代田区	1,551	1,236	0	0	56	12	4	81	0	162	0	0
629	東京都 中央区	4,882	4,206	2	0	48	28	25	144	80	161	0	188
630	東京都 港区	7,393	4,901	0	0	189	0	0	1,954	18	237	5	89
631	東京都 新宿区	6,423	5,712	346	7	136	0	3	123	1	70	0	25
632	東京都 文京区	5,022	4,361	0	0	105	17	3	168	173	90	5	100
633	東京都 台東区	3,838	2,781	73	0	205	0	40	283	0	273	0	183
634	東京都 墨田区	6,567	5,333	348	17	255	0	7	138	100	104	76	189
635	東京都 江東区	13,460	11,486	188	71	212	3	1	569	181	587	86	76
636	東京都 品川区	10,115	9,310	0	0	248	2	4	262	46	181	43	19
637	東京都 目黒区	5,719	4,384	8	49	311	0	7	449	0	181	0	330
638	東京都 大田区	13,983	12,101	0	0	433	28	42	561	70	236	162	250
639	東京都 世田谷区	17,306	15,196	383	73	247	20	33	541	22	299	6	486
640	東京都 渋谷区	4,966	4,360	0	0	28	0	11	333	0	83	0	151
641	東京都 中野区	6,120	4,957	104	68	276	3	0	282	0	207	52	171
642	東京都 杉並区	11,658	9,615	3	17	505	135	15	1,084	96	179	9	0
643	東京都 豊島区	5,685	5,231	0	27	296	0	4	27	0	93	7	0
644	東京都 北区	8,153	7,525	67	32	263	0	0	26	6	192	0	42
645	東京都 荒川区	5,371	5,127	0	0	14	0	0	85	0	56	9	80
646	東京都 板橋区	12,529	10,955	0	85	950	1	4	45	69	142	93	185
647	東京都 練馬区	15,680	13,395	1	200	1,118	86	2	184	126	409	80	79
648	東京都 足立区	12,739	10,967	181	169	755	3	8	302	0	149	0	205
649	東京都 葛飾区	10,922	9,823	275	66	306	30	0	113	25	220	0	64
650	東京都 江戸川区	13,214	11,357	10	214	284	0	37	238	261	107	266	440
651	東京都 八王子市	11,389	10,411	380	265	185	2	2	23	0	47	18	56
652	東京都 立川市	3,933	3,725	10	17	82	1	2	12	0	36	0	48
653	東京都 武蔵野市	2,772	2,248	0	2	239	11	19	144	0	56	0	53
654	東京都 三鷹市	3,835	3,354	0	34	92	0	8	126	0	31	0	190
655	東京都 青梅市	3,166	3,040	1	38	49	0	0	0	0	25	0	13
656	東京都 府中市	5,602	5,049	0	1	31	6	12	0	0	50	27	248
657	東京都 昭島市	2,996	2,691	147	4	25	2	24	1	4	16	47	35
658	東京都 調布市	5,718	5,242	1	0	23	0	10	209	0	66	0	167
659	東京都 町田市	7,780	6,572	281	534	156	0	0	32	0	59	0	146
660	東京都 小平市	2,511	2,093	81	4	147	0	2	69	0	27	0	88
661	東京都 日野市	4,040	3,432	0	240	67	1	1	96	24	32	51	96
662	東京都 東村山市	3,879	3,528	4	40	64	2	5	61	1	0	35	139
663	東京都 国分寺市	2,774	2,318	84	50	173	1	2	31	0	110	0	5
664	東京都 国立市	2,848	2,559	7	3	22	2	3	38	0	12	0	202
665	東京都 福生市	1,557	1,380	65	0	31	3	0	5	0	20	0	53
666	東京都 狛江市	1,386	1,325	0	2	36	0	0	8	0	15	0	0
667	東京都 東大和市	1,879	1,568	0	0	67	4	0	116	11	29	9	75
668	東京都	2,227	1,919	3	130	73	0	1	14	0	63	0	24

(人)

都道府県	市区町村	申込者数	保育所を利用している者	幼保連携型認定こども園を利用している者	幼稚園型認定こども園等を利用している者	地域型保育事業を利用している者	特別保育等を利用している者	企業主導型保育事業を利用している者	地方単独事業を利用している者	育児休業中の者	特定の保育園等希望している者	求職活動を休止している者	待機児童
東京都	清瀬市	1,458	1,283	0	22	89	0	0	4	0	16	0	44
東京都	東久留米市	2,334	2,008	0	76	142	1	0	15	5	35	14	38
東京都	武蔵村山市	1,968	1,900	2	7	2	0	0	5	0	13	0	39
東京都	多摩市	2,887	2,485	126	34	55	4	0	57	0	43	0	83
東京都	稲城市	2,260	1,873	0	120	26	1	6	68	0	88	24	54
東京都	羽村市	1,398	1,154	134	74	3	0	0	14	0	10	5	4
東京都	あきる野市	1,850	1,687	7	72	47	0	1	3	0	25	0	8
東京都	西東京市	3,914	3,332	0	6	321	4	0	69	0	53	0	129
東京都	瑞穂町	730	634	1	40	18	0	0	8	0	15	0	14
東京都	日の出町	553	536	0	2	1	0	0	0	1	4	0	9
東京都	檜原村	39	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京都	奥多摩町	115	115	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京都	大島町	219	218	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
東京都	利島村	12	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京都	新島村	50	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京都	神津島村	59	59	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京都	三宅村	60	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京都	御蔵島村	21	0	0	0	0	21	0	0	0	0	0	0
東京都	八丈町	229	227	0	0	0	6	0	0	0	0	0	2
東京都	青ヶ島村	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京都	小笠原村	60	39	0	0	0	21	0	0	0	0	0	0
東京都	横浜市	67,703	60,559	1,438	82	2,544	0	0	788	458	1,511	260	63
東京都	川崎市	31,769	27,674	302	111	722	92	107	1,355	419	826	143	18
神奈川県	相模原市	12,893	9,486	2,156	237	544	17	4	81	12	161	112	83
神奈川県	横浜質市	4,346	3,238	831	58	72	0	0	0	9	66	35	37
神奈川県	平塚市	4,206	3,739	222	53	1	1	0	0	4	77	75	34
神奈川県	鎌倉市	2,676	2,189	240	28	50	0	7	0	12	37	20	93
神奈川県	藤沢市	7,518	6,545	24	23	316	1	11	100	9	239	76	174
神奈川県	小田原市	3,425	3,147	63	12	89	0	2	0	6	64	25	17
神奈川県	茅ヶ崎市	4,222	3,566	126	56	249	1	14	0	29	82	56	13
神奈川県	逗子市	906	812	5	0	54	0	3	0	0	24	0	8
神奈川県	三浦市	371	369	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
神奈川県	秦野市	2,419	1,580	727	6	41	0	0	0	0	58	0	7
神奈川県	厚木市	3,332	2,825	19	217	124	0	0	0	0	114	9	24
神奈川県	大和市	3,993	3,474	108	13	192	14	1	31	0	137	23	0
神奈川県	伊勢原市	1,566	1,128	114	148	85	0	0	0	6	25	3	57
神奈川県	海老名市	2,169	2,033	4	2	59	0	0	1	0	42	0	28
神奈川県	座間市	1,753	1,530	6	1	25	0	4	0	29	26	66	66
神奈川県	南足柄市	726	666	7	13	12	0	0	0	0	9	9	10
神奈川県	綾瀬市	1,116	1,043	1	0	0	0	2	0	0	25	0	45
神奈川県	葉山町	435	324	5	2	32	0	3	0	0	17	13	39
神奈川県	寒川町	739	650	19	1	9	0	0	0	2	27	26	5

(人)

都道府県	市区町村	申込者数	保育所を利用している者	幼保連携型認定こども園を利用している者	幼稚園型認定こども園等を利用している者	地域型保育事業を利用している者	特別保育等を利用している者	企業主導型保育事業を利用している者	地方単独事業を利用している者	育児休業中の者	特定の保育園等のみ希望している者	求職活動を休止している者	待機児童
711	神奈川県 大磯町	375	237	100	0	9	10	0	0	4	2	0	13
712	神奈川県 二宮町	388	383	1	0	0	0	0	0	0	2	1	1
713	神奈川県 中井町	121	50	71	0	0	0	0	0	0	0	0	0
714	神奈川県 大井町	227	217	3	0	2	0	0	0	0	1	2	2
715	神奈川県 松田町	143	143	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
716	神奈川県 山北町	153	59	94	0	0	0	0	0	0	0	0	0
717	神奈川県 開成町	391	389	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
718	神奈川県 箱根町	148	50	97	0	0	0	0	0	0	0	1	0
719	神奈川県 真鶴町	93	93	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
720	神奈川県 湯河原町	320	309	1	0	0	0	0	0	9	1	0	0
721	神奈川県 愛川町	599	438	1	40	33	0	0	0	0	25	35	27
722	神奈川県 清川村	38	34	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0
723	神奈川県 新淵市	22,199	17,845	3,951	90	219	0	0	0	6	86	2	0
724	神奈川県 長岡市	7,253	5,971	1,014	15	246	0	3	0	1	3	0	0
725	神奈川県 三条市	2,949	2,799	104	4	31	0	11	0	0	0	0	0
726	神奈川県 柏崎市	2,222	2,131	0	91	0	0	0	0	0	0	0	0
727	神奈川県 新発田市	2,974	2,114	831	0	0	0	6	0	5	17	1	0
728	神奈川県 小千谷市	835	654	173	0	0	8	0	0	0	0	0	0
729	神奈川県 加茂市	543	392	150	0	1	0	0	0	0	0	0	0
730	神奈川県 十日町市	1,431	1,053	295	45	0	38	0	0	0	0	0	0
731	神奈川県 星附市	1,149	897	51	65	2	114	9	0	2	9	0	0
732	神奈川県 村上市	1,505	1,410	55	0	30	0	0	0	2	1	7	0
733	神奈川県 燕市	2,498	1,939	557	0	1	0	1	0	0	0	0	0
734	神奈川県 糸魚川市	861	798	7	33	17	6	0	0	0	0	0	0
735	神奈川県 妙高市	811	418	393	0	0	0	0	0	0	0	0	0
736	神奈川県 五泉市	1,254	825	419	0	10	0	0	0	0	0	0	0
737	神奈川県 上越市	5,135	5,135	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
738	新潟県 阿賀野市	1,049	181	850	16	2	0	0	0	0	0	0	0
739	新潟県 佐渡市	1,604	1,497	94	0	0	13	0	0	0	0	0	0
740	新潟県 魚沼市	969	906	61	0	2	0	0	0	0	0	0	0
741	新潟県 南魚沼市	1,855	1,651	196	0	8	0	0	0	0	0	0	0
742	新潟県 胎内市	869	643	226	0	0	0	0	0	0	0	0	0
743	新潟県 聖籠町	236	235	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
744	新潟県 弥彦村	259	259	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
745	新潟県 田上町	258	0	254	0	4	0	0	0	0	0	0	0
746	新潟県 阿賀町	194	194	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
747	新潟県 出雲崎町	123	122	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
748	新潟県 湯沢町	164	164	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
749	新潟県 津南町	275	274	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
750	新潟県 刈羽村	160	158	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
751	新潟県 関川村	135	135	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
752	新潟県 粟島浦村	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(人)

都道府県	市区町村	申込者数	保育所を利用している者	幼保連携型認定こども園を利用している者	幼稚園型認定こども園等を利用している者	地域型保育事業を利用している者	特別保育等を利用している者	企業主導型保育事業を利用している者	地方単独事業を利用している者	育児休業中の者	特定の保育園等のみ希望している者	求職活動を休止している者	待機児童
753	富山県 富山市	11,062	3,738	6,939	118	56	15	6	0	0	190	0	0
754	富山県 高岡市	4,435	3,449	974	0	7	0	5	0	0	0	0	0
755	富山県 魚津市	1,212	769	443	0	0	0	0	0	0	0	0	0
756	富山県 氷見市	985	750	162	70	3	0	0	0	0	0	0	0
757	富山県 滑川市	1,124	825	299	0	0	0	0	0	0	0	0	0
758	富山県 黒部市	1,306	1,302	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
759	富山県 砺波市	1,253	940	291	21	1	0	0	0	0	0	0	0
760	富山県 小矢部市	837	399	438	0	0	0	0	0	0	0	0	0
761	富山県 南砺市	1,459	1,366	90	0	0	0	3	0	0	0	0	0
762	富山県 射水市	2,925	2,600	315	0	10	0	0	0	0	0	0	0
763	富山県 舟橋村	108	2	106	0	0	0	0	0	0	0	0	0
764	富山県 上市町	500	355	145	0	0	0	0	0	0	0	0	0
765	富山県 立山町	725	561	163	0	1	0	0	0	0	0	0	0
766	富山県 入善町	656	656	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
767	富山県 朝日町	267	266	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
768	石川県 金沢市	12,343	7,915	4,202	217	0	0	0	0	0	9	0	0
769	石川県 七尾市	1,518	620	898	0	0	0	0	0	0	0	0	0
770	石川県 小松市	3,818	928	2,559	331	0	0	0	0	0	0	0	0
771	石川県 輪島市	579	422	157	0	0	0	0	0	0	0	0	0
772	石川県 珠洲市	299	298	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
773	石川県 加賀市	2,124	1,789	315	20	0	0	0	0	0	0	0	0
774	石川県 羽咋市	581	470	111	0	0	0	0	0	0	0	0	0
775	石川県 かほく市	1,282	949	202	114	17	0	0	0	0	0	0	0
776	石川県 白山市	3,511	2,345	1,127	4	35	0	0	0	0	0	0	0
777	石川県 能美市	1,960	1,841	89	30	0	0	0	0	0	0	0	0
778	石川県 野々市市	1,985	1,140	845	0	0	0	0	0	0	0	0	0
779	石川県 川北町	327	325	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
780	石川県 津幡町	1,277	715	560	2	0	0	0	0	0	0	0	0
781	石川県 内灘町	939	754	128	57	0	0	0	0	0	0	0	0
782	石川県 志賀町	535	350	185	0	0	0	0	0	0	0	0	0
783	石川県 宝達志水町	313	304	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0
784	石川県 中能登町	626	525	101	0	0	0	0	0	0	0	0	0
785	石川県 穴水町	156	69	87	0	0	0	0	0	0	0	0	0
786	石川県 能登町	349	235	114	0	0	0	0	0	0	0	0	0
787	福井県 福井市	8,168	2,577	5,560	14	0	0	2	0	0	12	3	0
788	福井県 敦賀市	1,930	1,530	319	11	29	0	0	0	7	34	0	0
789	福井県 小浜市	896	729	134	0	33	0	0	0	0	0	0	0
790	福井県 大野市	1,021	641	380	0	0	0	0	0	0	0	0	0
791	福井県 勝山市	732	475	257	0	0	0	0	0	0	0	0	0
792	福井県 鯖江市	2,498	2,171	298	0	16	0	0	0	0	0	0	13
793	福井県 あわら市	891	7	884	0	0	0	0	0	0	0	0	0
794	福井県 越前市	2,583	1,317	1,261	0	0	0	0	0	0	0	0	5

(人)

都道府県	市区町村	申込者数	保育所を利用している者	幼保連携型認定こども園を利用している者	幼稚園型認定こども園等を利用している者	地域型保育事業を利用している者	特別保育等を利用している者	企業主導型保育事業を利用している者	地方単独事業を利用している者	育児休業中の者	特定の保育園等希望している者	求職活動を休止している者	待機児童
795	福井県 坂井市	3,422	3,409	0	0	0	0	0	0	7	6	0	0
796	福井県 永平寺町	558	558	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
797	福井県 池田町	21	0	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0
798	福井県 南越前町	351	85	266	0	0	0	0	0	0	0	0	0
799	福井県 越前町	679	672	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
800	福井県 美浜町	245	245	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
801	福井県 高浜町	336	325	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
802	福井県 おおい町	311	56	255	0	0	0	0	0	0	0	0	0
803	福井県 若狭町	473	465	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
804	福井県 甲府市	4,327	2,390	1,687	179	29	0	0	0	0	42	0	0
805	福井県 富士吉田市	979	902	17	4	49	0	0	0	0	2	5	0
806	福井県 都留市	979	658	54	79	0	0	0	0	0	0	0	0
807	福井県 山梨県 大月市	900	770	87	43	0	0	0	0	0	0	0	0
808	福井県 山梨県 大月市	276	266	8	2	0	0	0	0	0	0	0	0
809	福井県 山梨県 韮崎市	560	497	59	2	1	0	0	0	0	1	0	0
810	福井県 山梨県 南アルプス市	2,174	1,887	214	69	4	0	0	0	0	0	0	0
811	福井県 山梨県 北杜市	1,077	1,072	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0
812	福井県 山梨県 甲斐市	2,272	1,812	344	86	30	0	0	0	0	0	0	0
813	福井県 山梨県 笛吹市	2,151	1,711	412	4	9	15	0	0	0	0	0	0
814	福井県 山梨県 上野原市	260	253	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0
815	福井県 山梨県 甲州市	839	596	199	44	0	0	0	0	0	0	0	0
816	福井県 山梨県 中央市	842	515	289	14	24	0	0	0	0	0	0	0
817	福井県 山梨県 市川三郷町	371	305	1	65	0	0	0	0	0	0	0	0
818	福井県 山梨県 早川町	11	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0	0
819	福井県 山梨県 身延町	186	186	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
820	福井県 山梨県 南都町	115	114	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
821	福井県 山梨県 富士川町	326	326	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
822	福井県 山梨県 昭和町	718	220	474	12	12	0	0	0	0	0	0	0
823	福井県 山梨県 道志村	36	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
824	福井県 山梨県 西桂町	131	121	2	7	1	0	0	0	0	0	0	0
825	福井県 山梨県 忍野村	308	262	3	23	1	1	1	17	0	0	0	0
826	福井県 山梨県 山中湖村	183	183	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
827	福井県 山梨県 鳴沢村	94	92	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
828	福井県 山梨県 富士河口湖町	825	746	53	8	16	0	0	0	0	0	2	0
829	福井県 山梨県 小菅村	9	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0
830	福井県 山梨県 丹波山村	7	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0
831	福井県 長野県 長野市	8,291	7,029	1,180	40	19	0	0	0	0	23	0	0
832	福井県 長野県 松本市	5,615	4,989	483	16	0	1	5	0	2	66	0	43
833	福井県 長野県 上田市	3,631	3,556	42	0	33	0	0	0	0	0	0	0
834	福井県 長野県 岡谷市	1,096	977	111	0	8	0	0	0	0	0	0	0
835	福井県 長野県 飯田市	3,264	2,816	431	10	5	0	0	0	0	2	0	0
836	福井県 長野県 諏訪市	1,341	1,316	0	0	24	1	0	0	0	0	0	0

(人)



都道府県	市区町村	申込者数	保育所を利用している者	幼保連携型認定こども園を利用している者	幼稚園型認定こども園等を利用している者	地域型保育事業を利用している者	特別保育等を利用している者	企業主導型保育事業を利用している者	地方単独事業を利用している者	育児休業中の者	特定の保育園等希望している者	求職活動を休止している者	待機児童
837	長野県 須坂市	1,275	1,205	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0
838	長野県 小諸市	643	611	12	0	18	0	2	0	0	0	0	0
839	長野県 伊那市	1,954	1,872	53	0	0	0	0	0	0	29	0	0
840	長野県 駒ヶ根市	813	813	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
841	長野県 中野市	1,281	1,183	98	0	0	0	0	0	0	0	0	0
842	長野県 大田市	461	425	11	25	0	0	0	0	0	0	0	0
843	長野県 飯山市	483	482	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
844	長野県 茅野市	1,425	1,318	107	0	0	0	0	0	0	0	0	0
845	長野県 塩尻市	1,769	1,682	55	0	0	0	0	0	0	32	0	0
846	長野県 佐久市	2,483	2,479	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0
847	長野県 千曲市	1,483	1,447	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0
848	長野県 東御市	843	815	2	0	26	0	0	0	0	0	0	0
849	長野県 安曇野市	2,223	1,996	53	31	53	0	6	0	0	39	38	7
850	長野県 小海町	98	98	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
851	長野県 川上村	104	104	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
852	長野県 南牧村	63	63	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
853	長野県 南相木村	16	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
854	長野県 北相木村	12	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
855	長野県 佐久穂町	260	260	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
856	長野県 軽井沢町	426	426	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
857	長野県 御代田町	331	320	0	0	11	0	0	0	0	0	0	0
858	長野県 立科町	170	170	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
859	長野県 青木村	88	88	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
860	長野県 長和町	127	127	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
861	長野県 下諏訪町	433	427	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0
862	長野県 富士見町	302	302	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
863	長野県 原村	196	196	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
864	長野県 辰野町	452	451	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
865	長野県 箕輪町	735	735	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
866	長野県 飯島町	260	260	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
867	長野県 南箕輪村	666	666	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
868	長野県 中川村	146	145	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
869	長野県 宮田村	298	298	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
870	長野県 松川町	399	390	2	1	0	6	0	0	0	0	0	0
871	長野県 高森町	443	427	15	1	0	0	0	0	0	0	0	0
872	長野県 阿南町	113	113	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
873	長野県 阿智村	204	187	1	0	0	16	0	0	0	0	0	0
874	長野県 平谷村	11	2	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0
875	長野県 根羽村	11	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
876	長野県 下條村	125	122	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
877	長野県 売木村	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
878	長野県 天龍村	17	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(人)

都道府県	市区町村	申込者数	保育所を利用している者	幼保連携型認定こども園を利用している者	幼稚園型認定こども園等を利用している者	地域型保育事業を利用している者	特別保育等を利用している者	企業主導型保育事業を利用している者	地方単独事業を利用している者	育児休業中の者	特定の保育園等のみ希望している者	求職活動を休止している者	待機児童
879	長野県	泰阜村	39	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0
880	長野県	喬木村	194	192	2	0	0	0	0	0	0	0	0
881	長野県	豊丘村	219	218	1	0	0	0	0	0	0	0	0
882	長野県	大鹿村	22	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0
883	長野県	上松町	110	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0
884	長野県	南木曽町	90	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0
885	長野県	木祖村	64	64	0	0	0	0	0	0	0	0	0
886	長野県	王滝村	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
887	長野県	大桑村	62	62	0	0	0	0	0	0	0	0	0
888	長野県	木曽町	197	197	0	0	0	0	0	0	0	0	0
889	長野県	麻績村	58	58	0	0	0	0	0	0	0	0	0
890	長野県	生坂村	29	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0
891	長野県	山形村	277	277	0	0	0	0	0	0	0	0	0
892	長野県	朝日村	105	105	0	0	0	0	0	0	0	0	0
893	長野県	筑北村	85	85	0	0	0	0	0	0	0	0	0
894	長野県	池田町	170	170	0	0	0	0	0	0	0	0	0
895	長野県	松川村	239	237	2	0	0	0	0	0	0	0	0
896	長野県	白馬村	149	149	0	0	0	0	0	0	0	0	0
897	長野県	小谷村	38	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0
898	長野県	坂城町	324	324	0	0	0	0	0	0	0	0	0
899	長野県	小布施町	255	198	57	0	0	0	0	0	0	0	0
900	長野県	高山村	166	166	0	0	0	0	0	0	0	0	0
901	長野県	山ノ内町	267	266	1	0	0	0	0	0	0	0	0
902	長野県	木島平村	153	153	0	0	0	0	0	0	0	0	0
903	長野県	野沢温泉村	94	0	94	0	0	0	0	0	0	0	0
904	長野県	信濃町	120	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0
905	長野県	小川村	45	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0
906	長野県	飯綱町	226	225	1	0	0	0	0	0	0	0	0
907	長野県	栄村	32	31	0	1	0	0	0	0	0	0	0
908	岐阜県	岐阜市	5,759	4,442	967	22	328	0	0	0	0	0	0
909	岐阜県	大垣市	3,933	3,161	771	0	1	0	0	0	0	0	0
910	岐阜県	高山市	2,430	2,422	0	0	8	0	0	0	0	0	0
911	岐阜県	多治見市	1,741	1,578	63	0	86	0	0	0	14	0	0
912	岐阜県	関市	1,912	1,902	4	2	4	0	0	0	0	0	0
913	岐阜県	中津川市	1,636	1,515	90	0	23	0	0	0	8	0	0
914	岐阜県	美濃市	411	256	155	0	0	0	0	0	0	0	0
915	岐阜県	瑞浪市	588	569	1	0	18	0	0	0	0	0	0
916	岐阜県	羽島市	1,447	1,060	387	0	0	0	0	0	0	0	0
917	岐阜県	恵那市	938	429	474	0	20	0	0	3	4	8	0
918	岐阜県	美濃加茂市	1,399	1,362	10	0	12	0	0	0	15	0	0
919	岐阜県	土岐市	869	750	84	0	35	0	0	0	0	0	0
920	岐阜県	各務原市	1,855	1,555	180	109	11	0	0	0	0	0	0

(人)

都道府県	市区町村	申込者数	保育所を利用している者	幼保連携型認定こども園を利用している者	幼稚園型認定こども園等を利用している者	地域型保育事業を利用している者	特別保育等を利用している者	企業主導型保育事業を利用している者	地方単独事業を利用している者	育児休業中の者	特定の保育園等のみ希望している者	求職活動を休止している者	待機児童
921	岐阜県 可児市	1,436	1,374	0	0	60	0	1	0	0	1	0	0
922	岐阜県 山県市	558	553	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0
923	岐阜県 瑞穂市	1,402	1,262	98	3	27	0	2	0	0	10	0	0
924	岐阜県 飛騨市	630	624	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0
925	岐阜県 本巣市	207	193	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0
926	岐阜県 郡上市	905	890	1	6	0	8	0	0	0	0	0	0
927	岐阜県 下呂市	581	561	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0
928	岐阜県 海津市	520	376	144	0	0	0	0	0	0	0	0	0
929	岐阜県 岐南町	609	600	2	0	1	0	0	0	0	2	4	0
930	岐阜県 笠松町	372	365	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0
931	岐阜県 養老町	673	267	406	0	0	0	0	0	0	0	0	0
932	岐阜県 垂井町	749	627	122	0	0	0	0	0	0	0	0	0
933	岐阜県 関ヶ原町	136	135	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
934	岐阜県 神戸町	374	370	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
935	岐阜県 輪之内町	349	4	345	0	0	0	0	0	0	0	0	0
936	岐阜県 安八町	456	454	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
937	岐阜県 揖斐川町	406	384	8	3	11	0	0	0	0	0	0	0
938	岐阜県 大野町	557	178	354	20	5	0	0	0	0	0	0	0
939	岐阜県 池田町	659	470	185	1	3	0	0	0	0	0	0	0
940	岐阜県 北方町	424	407	4	0	13	0	0	0	0	0	0	0
941	岐阜県 坂祝町	146	62	84	0	0	0	0	0	0	0	0	0
942	岐阜県 富加町	193	192	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
943	岐阜県 川辺町	239	82	157	0	0	0	0	0	0	0	0	0
944	岐阜県 七宗町	53	53	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
945	岐阜県 八百津町	252	251	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
946	岐阜県 白川町	150	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
947	岐阜県 東白川村	39	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
948	岐阜県 御嵩町	317	317	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
949	岐阜県 白川村	59	59	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
950	静岡県 静岡市	13,323	5,209	7,485	50	481	0	0	0	12	86	0	0
951	静岡県 浜松市	13,550	6,124	6,234	0	701	4	26	70	0	265	29	97
952	静岡県 沼津市	2,690	2,214	366	12	29	0	2	3	0	51	0	13
953	静岡県 熱海市	375	339	0	17	13	0	0	0	0	6	0	0
954	静岡県 三島市	2,169	1,856	133	0	44	19	5	0	0	109	0	3
955	静岡県 富士宮市	2,463	1,510	764	30	111	0	28	0	3	17	0	0
956	静岡県 伊東市	899	790	0	0	21	24	9	0	3	9	6	37
957	静岡県 島田市	2,051	1,775	175	33	62	0	0	0	0	6	0	0
958	静岡県 富士市	4,520	3,556	586	38	232	0	6	0	0	83	17	2
959	静岡県 磐田市	3,138	1,946	817	46	159	3	38	2	13	79	29	6
960	静岡県 掛津市	1,986	1,636	13	0	152	29	14	24	0	86	9	23
961	静岡県 掛川市	2,359	1,425	582	105	86	43	8	28	0	23	13	46
962	静岡県 藤枝市	2,067	1,388	335	10	315	6	0	0	0	13	0	0

(人)

都道府県	市区町村	申込者数	保育所を利用している者	幼保連携型認定こども園を利用している者	幼稚園型認定こども園等を利用している者	地域型保育事業を利用している者	特別保育等を利用している者	企業主導型保育事業を利用している者	地方単独事業を利用している者	育児休業中の者	特定の保育園等希望している者	求職活動を休止している者	待機児童
963	静岡県 御殿場市	2,056	1,725	215	0	40	0	9	0	0	45	22	0
964	静岡県 袋井市	1,658	1,206	166	0	74	5	47	29	6	97	0	28
965	静岡県 下田市	350	233	108	0	0	0	9	0	0	0	0	0
966	静岡県 裾野市	1,145	1,027	22	0	20	0	39	0	0	25	12	0
967	静岡県 湖西市	938	549	342	0	2	5	4	0	2	20	9	5
968	静岡県 伊豆市	542	69	473	0	0	0	0	0	0	0	0	0
969	静岡県 御前崎市	585	320	211	26	4	0	0	0	1	0	0	23
970	静岡県 菊川市	1,318	1,009	212	15	0	12	0	0	5	40	0	25
971	静岡県 伊豆の国市	924	701	198	0	12	0	0	0	0	13	0	0
972	静岡県 牧之原市	997	875	110	0	9	0	0	0	0	3	0	0
973	静岡県 東伊豆町	112	101	0	0	11	0	0	0	0	0	0	0
974	静岡県 河津町	80	58	1	0	21	0	0	0	0	0	0	0
975	静岡県 南伊豆町	138	1	136	0	1	0	0	0	0	0	0	0
976	静岡県 松崎町	74	74	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
977	静岡県 西伊豆町	75	1	69	0	5	0	0	0	0	0	0	0
978	静岡県 函南町	659	595	9	0	1	0	1	0	2	15	29	7
979	静岡県 清水町	637	547	0	0	43	0	14	0	0	25	0	8
980	静岡県 長泉町	908	745	63	0	40	0	7	28	0	15	8	2
981	静岡県 小山町	402	272	128	0	2	0	0	0	0	0	0	0
982	静岡県 吉田町	506	484	13	0	9	0	0	0	0	0	0	0
983	静岡県 川根本町	99	99	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
984	静岡県 森町	242	220	0	0	15	0	1	5	1	0	0	0
985	静岡県 名古屋市	46,638	38,417	5,412	44	1,932	8	11	0	0	814	0	0
986	静岡県 豊橋市	8,572	6,222	2,326	0	0	0	3	0	5	16	0	0
987	静岡県 豊田市	7,479	6,289	886	11	80	64	0	8	13	128	0	0
988	静岡県 岡崎市	7,488	7,453	34	1	0	0	0	0	0	0	0	0
989	静岡県 一宮市	8,466	8,223	20	0	172	0	3	0	0	48	0	0
990	静岡県 瀬戸市	2,205	2,113	0	0	19	0	4	0	0	20	31	18
991	静岡県 半田市	2,493	2,280	111	38	30	0	3	0	4	27	0	0
992	静岡県 春日井市	6,165	5,397	383	60	178	0	1	0	58	88	0	0
993	静岡県 豊川市	4,826	4,750	42	0	34	0	0	0	0	0	0	0
994	静岡県 津島市	925	735	190	0	0	0	0	0	0	0	0	0
995	静岡県 碧南市	1,533	1,524	0	0	1	0	0	0	8	0	0	0
996	静岡県 刈谷市	2,385	2,291	0	0	0	0	1	51	11	1	22	8
997	静岡県 愛知県 安城市	4,112	3,909	154	0	0	0	0	0	24	25	0	0
998	静岡県 愛知県 西尾市	4,301	4,301	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
999	静岡県 愛知県 蒲都市	1,492	1,349	143	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1000	静岡県 愛知県 大山市	1,145	1,144	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
1001	静岡県 愛知県 常滑市	1,537	907	500	0	66	0	0	0	46	18	0	0
1002	静岡県 愛知県 江南市	1,884	1,822	44	0	1	0	0	0	0	17	0	0
1003	静岡県 愛知県 小牧市	2,740	2,372	27	0	185	0	0	0	9	141	0	6
1004	静岡県 愛知県 稲沢市	3,433	3,399	12	0	22	0	0	0	0	0	0	0

(人)

都道府県	市区町村	申込者数	保育所を利用している者	幼保連携型認定こども園を利用している者	幼稚園型認定こども園等を利用している者	地域型保育事業を利用している者	特別保育等を利用している者	企業主導型保育事業を利用している者	地方単独事業を利用している者	育児休業中の者	特定の保育園等のみ希望している者	求職活動を休止している者	待機児童
1005	愛知県 新城市	929	910	0	0	19	0	0	0	0	0	0	0
1006	愛知県 東海市	2,453	2,357	37	0	43	1	0	0	0	10	5	0
1007	愛知県 大府市	2,150	1,935	0	35	19	0	9	73	0	61	0	18
1008	愛知県 知多市	1,620	1,587	0	0	19	0	0	0	10	4	0	0
1009	愛知県 尾張旭市	1,638	1,565	0	2	27	0	0	0	0	3	13	28
1010	愛知県 高浜市	1,518	1,359	2	0	60	0	4	4	0	75	0	14
1011	愛知県 岩倉市	1,221	1,041	117	0	25	4	0	0	0	15	0	19
1012	愛知県 豊明市	760	528	187	0	7	0	0	0	3	3	29	3
1013	愛知県 日進市	1,443	1,342	0	1	62	0	0	0	0	29	9	0
1014	愛知県 田原市	1,972	1,708	0	36	70	0	8	7	39	73	0	31
1015	愛知県 愛西市	1,634	1,446	187	0	0	0	0	0	0	1	0	0
1016	愛知県 清須市	1,358	1,091	267	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1017	愛知県 北名古屋	1,775	1,685	68	0	19	0	3	0	0	0	0	0
1018	愛知県 弥富市	1,771	1,633	0	0	112	0	0	0	9	17	0	0
1019	愛知県 みよし市	930	851	78	0	0	0	0	0	0	1	0	0
1020	愛知県 あま市	1,278	1,237	0	0	17	0	1	0	2	0	0	21
1021	愛知県 長久手市	1,919	1,258	660	1	30	0	8	8	7	16	14	41
1022	愛知県 東郷町	1,482	1,357	0	3	18	0	0	0	7	17	0	0
1023	愛知県 豊山町	1,046	1,001	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1024	愛知県 大口町	394	394	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1025	愛知県 扶桑町	596	596	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1026	愛知県 大治町	767	742	1	0	2	0	0	0	0	6	0	16
1027	愛知県 蟹江町	809	602	153	0	11	0	0	0	1	42	0	0
1028	愛知県 飛鳥村	688	642	46	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1029	愛知県 阿久比町	133	59	74	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1030	愛知県 東浦町	910	903	0	0	2	0	1	0	0	4	0	0
1031	愛知県 南知多町	855	829	0	0	10	0	1	0	1	14	0	0
1032	愛知県 美浜町	333	333	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1033	愛知県 武豊町	371	352	17	0	2	0	0	0	0	0	0	0
1034	愛知県 幸田町	944	933	2	0	2	0	7	0	0	0	0	0
1035	愛知県 設楽町	1,103	941	49	47	20	0	0	0	3	12	16	15
1036	愛知県 豊根村	90	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1037	愛知県 津市	65	65	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1038	愛知県 豊根村	13	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1039	三重県 四日市市	6,069	4,455	1,443	0	75	0	0	0	0	96	0	0
1040	三重県 伊勢市	5,654	5,096	231	0	160	0	0	0	9	110	15	33
1041	三重県 松阪市	2,902	2,172	656	40	0	0	0	0	0	34	0	0
1042	三重県 桑名市	4,104	4,064	4	0	0	0	2	0	0	34	0	0
1043	三重県 鈴鹿市	2,731	2,598	109	0	5	0	1	0	0	12	6	0
1044	三重県 名張市	4,461	4,217	220	0	0	0	15	0	0	9	0	0
1045	三重県 尾鷲市	1,604	1,265	183	0	128	0	9	0	0	0	0	19
1046	三重県 尾鷲市	359	359	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(人)

都道府県	市区町村	申込者数	保育所を利用している者	幼保連携型認定こども園を利用している者	幼稚園型認定こども園等を利用している者	地域型保育事業を利用している者	特別保育等を利用している者	企業主導型保育事業を利用している者	地方単独事業を利用している者	育児休業中の者	特定の保育園等希望している者	求職活動を休止している者	待機児童
三重県	亀山市	1,182	999	112	0	26	0	0	9	0	19	14	3
三重県	鳥羽市	412	411	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重県	熊野市	423	418	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0
三重県	いなべ市	1,396	1,386	1	0	0	4	0	0	0	5	0	0
三重県	志摩市	746	746	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重県	伊賀市	2,503	2,415	44	0	0	0	0	0	2	7	35	0
三重県	木曾岬町	60	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重県	東員町	505	505	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重県	菟野町	874	849	1	0	2	0	0	0	0	0	0	22
三重県	朝日町	237	237	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重県	川越町	348	348	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重県	多気町	490	488	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
三重県	明和町	626	316	292	2	13	0	0	0	0	0	0	3
三重県	大台町	213	213	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重県	玉城町	552	552	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重県	度会町	231	231	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重県	大紀町	159	159	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重県	南伊勢町	194	193	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重県	紀北町	334	334	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重県	御浜町	182	182	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重県	紀宝町	317	317	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重県	大津市	8,094	6,051	1,664	21	216	0	3	0	0	60	21	58
滋賀県	彦根市	2,767	2,532	71	29	57	0	0	0	9	40	0	29
滋賀県	長浜市	2,953	1,470	1,445	0	1	0	0	0	2	20	0	15
滋賀県	近江八幡市	1,925	1,446	315	0	125	0	0	0	0	32	0	7
滋賀県	守山市	3,691	2,405	949	30	205	0	9	0	0	93	0	0
滋賀県	栗東市	2,089	1,011	824	0	120	0	4	0	0	46	0	84
滋賀県	栗東市	1,599	1,450	3	0	36	0	10	0	0	30	0	70
滋賀県	甲賀市	2,275	2,049	143	0	5	0	0	0	12	18	0	48
滋賀県	野洲市	1,148	1,073	1	0	2	0	0	0	0	50	0	22
滋賀県	湖南市	1,300	770	438	12	41	0	1	0	0	1	10	27
滋賀県	高島市	1,034	400	606	0	0	0	0	0	0	0	0	28
滋賀県	東近江市	2,358	757	1,485	0	74	0	0	0	0	5	2	35
滋賀県	米原市	1,139	452	670	0	0	0	0	0	1	16	0	0
滋賀県	日野町	428	369	54	0	0	0	0	0	4	0	0	1
滋賀県	竜王町	223	223	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀県	愛荘町	504	466	0	0	3	0	0	0	1	3	0	11
滋賀県	豊郷町	173	165	2	0	2	0	0	0	0	2	0	2
滋賀県	甲良町	156	154	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
滋賀県	多賀町	196	174	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府	京都市	31,917	26,015	3,945	49	1,424	70	12	0	5	397	0	0
京都府	福知山市	2,609	2,476	65	0	17	0	0	0	0	51	0	0

(人)

都道府県	市区町村	申込者数	保育所を利用している者	幼保連携型認定こども園を利用している者	幼稚園型認定こども園等を利用している者	地域型保育事業を利用している者	特別保育等を利用している者	企業主導型保育事業を利用している者	地方単独事業を利用している者	育児休業中の者	特定の保育園等のみ希望している者	求職活動を休止している者	待機児童
1089	京都府 舞鶴市	1,512	1,497	0	0	0	0	0	0	0	15	0	0
1090	京都府 綾都市	801	227	542	0	1	31	0	0	0	0	0	0
1091	京都府 宇治市	4,007	2,160	1,733	0	55	0	0	0	0	59	0	0
1092	京都府 亀岡市	318	270	48	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1093	京都府 城陽市	2,250	1,827	399	0	0	0	0	0	2	13	6	3
1094	京都府 向日市	1,602	1,554	1	0	1	0	0	8	13	24	1	0
1095	京都府 長岡京市	1,317	1,211	0	0	31	0	1	2	0	0	0	72
1096	京都府 八幡市	1,809	1,300	320	0	117	0	0	16	0	56	0	0
1097	京都府 京田辺市	1,660	975	663	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1098	京都府 京丹波市	1,417	1,308	17	42	1	5	3	0	20	21	0	0
1099	京都府 南丹市	1,475	722	747	0	0	0	0	0	0	6	0	0
1100	京都府 木津川市	712	712	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1101	京都府 大山崎町	2,292	1,105	1,156	0	2	0	0	0	0	29	0	0
1102	京都府 久御山町	419	387	0	0	30	0	0	0	0	2	0	0
1103	京都府 井手町	387	0	387	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1104	京都府 宇治田原町	176	176	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1105	京都府 空置町	190	190	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1106	京都府 和束町	13	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1107	京都府 精華町	78	78	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1108	京都府 南山城村	848	820	0	0	27	0	0	0	0	1	0	0
1109	京都府 京丹波町	37	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1110	京都府 伊根町	214	214	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1111	京都府 与謝野町	46	46	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1112	大阪府 大阪市	524	379	145	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1113	大阪府 堺市	53,426	44,322	4,064	693	2,192	11	70	5	244	1,300	460	65
1114	大阪府 高槻市	18,266	2,610	13,882	268	739	80	11	1	102	271	241	61
1115	大阪府 東大阪市	6,745	3,605	2,086	51	463	81	12	25	0	351	71	0
1116	大阪府 豊中市	9,000	4,145	4,090	69	325	32	24	16	23	95	101	80
1117	大阪府 枚方市	7,716	3,308	3,667	196	247	0	0	54	100	114	30	0
1118	大阪府 八尾市	8,130	7,092	416	105	164	0	33	0	0	281	9	30
1119	大阪府 岸和田市	5,745	1,706	3,727	143	0	0	24	11	0	108	8	18
1120	大阪府 吹田市	4,447	2,403	1,741	4	40	0	1	0	0	220	0	38
1121	大阪府 池田市	1,760	1,160	511	0	23	6	0	8	20	32	0	0
1122	大阪府 泉大津市	7,587	4,677	1,386	156	667	49	8	0	129	413	47	55
1123	大阪府 貝塚市	1,473	242	1,215	0	0	0	0	0	0	16	0	0
1124	大阪府 守口市	2,061	315	1,702	0	1	0	3	0	0	40	0	0
1125	大阪府 茨木市	3,427	195	2,450	201	339	9	5	0	9	98	73	48
1126	大阪府 泉佐野市	6,145	1,948	3,266	114	356	10	21	68	44	187	96	35
1127	大阪府 富田林市	2,175	102	2,050	0	0	0	0	0	0	9	14	0
1128	大阪府 豊屋川市	1,968	1,831	8	8	4	0	0	0	0	69	7	41
1129	大阪府 河内長野市	4,518	3,188	1,255	5	23	0	5	0	0	42	0	0
1130	大阪府 河内長野市	1,658	1,222	144	268	4	0	0	0	0	12	0	8

(人)

都道府県	市区町村	申込者数	保育所を利用している者	幼保連携型認定こども園を利用している者	幼稚園型認定こども園等を利用している者	地域型保育事業を利用している者	特別保育等を利用している者	企業主導型保育事業を利用している者	地方単独事業を利用している者	育児休業中の者	特定の保育園等希望している者	求職活動を休止している者	待機児童
1131	大阪府 松原市	2,150	1,924	106	92	0	0	0	0	12	13	3	0
1132	大阪府 大東市	2,476	1,370	984	25	41	0	1	0	0	21	34	0
1133	大阪府 和泉市	3,752	1,205	2,314	88	20	0	0	0	9	72	0	44
1134	大阪府 箕面市	2,474	2,052	191	18	88	20	0	0	35	67	0	3
1135	大阪府 柏原市	1,358	1,279	1	15	36	0	0	0	0	15	0	12
1136	大阪府 羽曳野市	2,099	1,854	156	5	0	3	26	0	0	38	17	0
1137	大阪府 門真市	2,334	859	1,317	1	101	9	0	0	4	36	0	7
1138	大阪府 摂津市	2,233	1,188	796	0	50	0	0	0	0	155	0	44
1139	大阪府 高石市	1,301	117	1,149	0	0	0	0	0	4	5	26	0
1140	大阪府 藤井寺市	1,256	955	213	1	16	0	1	11	2	16	26	15
1141	大阪府 泉南市	963	387	543	0	16	0	0	0	0	17	0	0
1142	大阪府 四條畷市	1,152	532	490	48	34	0	13	0	0	29	0	6
1143	大阪府 交野市	1,557	140	1,148	41	118	28	3	0	0	44	27	8
1144	大阪府 大阪狭山市	1,123	599	489	0	6	1	0	0	0	15	0	13
1145	大阪府 阪南市	848	296	545	0	0	0	0	0	0	7	0	0
1146	大阪府 島本町	738	675	0	0	22	0	0	0	0	5	0	36
1147	大阪府 豊能町	135	93	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1148	大阪府 能勢町	89	76	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1149	大阪府 忠岡町	386	360	0	0	0	0	0	0	0	6	10	10
1150	大阪府 熊取町	1,098	954	144	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1151	大阪府 田尻町	160	150	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1152	大阪府 岫町	190	181	1	8	0	0	0	0	0	0	0	0
1153	大阪府 太子町	261	185	0	76	0	0	0	0	0	0	0	0
1154	大阪府 河南町	268	106	153	9	0	0	0	0	0	0	0	0
1155	大阪府 千早赤阪村	69	67	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1156	兵庫県 神戸市	28,232	11,312	13,389	589	1,667	0	31	3	94	719	96	332
1157	兵庫県 姫路市	11,700	6,361	4,592	292	1	0	14	0	1	233	21	185
1158	兵庫県 明石市	7,149	5,559	595	54	113	32	28	2	0	195	0	571
1159	兵庫県 西宮市	8,166	5,136	1,447	107	648	8	9	0	10	311	77	413
1160	兵庫県 尼崎市	8,349	6,508	549	303	365	0	1	0	58	247	163	155
1161	兵庫県 洲本市	915	567	344	0	3	0	1	0	0	0	0	0
1162	兵庫県 芦屋市	1,485	1,066	186	19	69	6	10	0	43	42	8	36
1163	兵庫県 伊丹市	3,168	2,746	311	17	56	0	1	0	0	37	0	0
1164	兵庫県 相生市	418	270	82	49	5	0	3	0	0	12	0	0
1165	兵庫県 豊岡市	2,108	1,047	998	0	33	7	3	0	0	0	0	20
1166	兵庫県 加古川市	5,200	2,983	1,951	1	168	0	0	0	0	62	18	17
1167	兵庫県 赤穂市	401	342	3	48	0	0	0	0	0	0	0	8
1168	兵庫県 西脇市	1,077	5	1,041	1	1	0	0	0	3	4	18	4
1169	兵庫県 宝塚市	4,273	3,477	49	146	61	0	3	222	23	135	41	116
1170	兵庫県 三木市	1,989	151	1,697	0	100	0	0	0	0	41	0	0
1171	兵庫県 高砂市	2,060	804	1,236	0	2	0	0	0	0	18	0	0
1172	兵庫県 川西市	2,275	1,477	571	0	88	0	18	4	18	41	22	36

(人)



都道府県	市区町村	申込者数	保育所を利用している者	幼保連携型認定こども園を利用している者	幼稚園型認定こども園等を利用している者	地域型保育事業を利用している者	特別保育等を利用している者	企業主導型保育事業を利用している者	地方単独事業を利用している者	育児休業中の者	特定の保育園等のみ希望している者	求職活動を休止している者	待機児童
兵庫県	小野市	1,553	1,322	229	1	1	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県	三田市	1,677	761	425	363	77	1	2	2	0	18	0	28
兵庫県	加西市	1,142	587	529	1	1	0	0	0	0	14	2	8
兵庫県	養父市	707	320	387	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県	丹波市	675	24	651	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県	南あわじ市	1,747	394	1,320	0	10	0	2	0	0	21	0	0
兵庫県	朝来市	1,295	964	295	0	29	0	0	0	0	0	0	7
兵庫県	淡路市	876	169	707	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県	兵庫市	1,226	609	610	0	7	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県	兵庫市	825	711	113	0	0	0	0	0	0	1	0	0
兵庫県	加東市	1,156	193	897	1	0	14	4	0	8	29	7	3
兵庫県	たつの市	1,883	942	914	10	0	0	0	0	4	4	9	0
兵庫県	猪名川町	365	184	178	0	0	0	0	0	0	3	0	0
兵庫県	多可町	445	208	230	0	5	0	0	0	0	2	0	0
兵庫県	稲美町	626	554	42	0	14	0	0	0	0	16	0	0
兵庫県	播磨町	720	430	254	0	4	0	0	0	8	22	0	2
兵庫県	市川町	258	238	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県	福崎町	519	10	509	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県	神河町	145	137	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県	太子町	740	431	257	5	0	0	0	0	0	0	0	47
兵庫県	上郡町	206	113	93	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県	佐用町	333	333	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県	香美町	320	290	1	29	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県	新温泉町	307	63	244	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県	奈良市	5,997	3,631	2,085	17	77	8	14	0	0	89	0	76
兵庫県	大和高田市	1,094	886	208	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県	大和郡山田市	1,638	1,231	292	0	0	0	1	0	0	102	0	12
兵庫県	天理市	1,404	1,016	281	0	8	0	0	0	30	44	0	25
兵庫県	橿原市	2,413	2,019	269	0	2	0	0	0	0	110	0	13
兵庫県	桜井市	1,077	962	89	0	17	0	0	0	0	9	0	0
兵庫県	五條市	617	515	102	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県	御所市	456	456	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県	生駒市	2,515	1,261	986	29	90	0	2	0	0	84	0	63
兵庫県	香芝市	1,758	1,402	320	0	35	0	1	0	0	0	0	0
兵庫県	葛城市	941	923	10	0	0	0	0	0	0	2	0	6
兵庫県	宇陀市	372	266	101	0	2	0	0	0	1	2	0	0
兵庫県	山添村	46	0	0	0	0	46	0	0	0	0	0	0
兵庫県	平群町	318	3	313	0	2	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県	三郷町	469	468	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県	斑鳩町	562	535	3	0	24	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県	安堵町	142	142	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県	川西市	158	99	58	0	0	0	0	0	0	1	0	0

(人)

都道府県	市区町村	申込者数	保育所を利用している者	幼保連携型認定こども園を利用している者	幼稚園型認定こども園等を利用している者	地域型保育事業を利用している者	特別保育等を利用している者	企業主導型保育事業を利用している者	地方単独事業を利用している者	育児休業中の者	特定の保育園等希望している者	求職活動を休止している者	待機児童
奈良県	三宅町	117	6	111	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良県	田原本町	552	513	10	0	0	0	0	0	9	14	0	6
奈良県	菅橋村	28	0	0	0	0	28	0	0	0	0	0	0
奈良県	御杖村	10	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0
奈良県	高取町	94	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良県	明日香村	70	63	6	0	1	0	0	0	0	0	0	0
奈良県	上牧町	326	325	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
奈良県	王寺町	570	569	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良県	広陵町	907	759	139	0	3	0	0	0	0	6	0	0
奈良県	河合町	256	256	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良県	吉野町	59	7	47	5	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良県	大淀町	371	303	68	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良県	下市町	48	46	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
奈良県	黒滝村	9	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0
奈良県	天川村	12	1	0	0	0	11	0	0	0	0	0	0
奈良県	野迫川村	5	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0
奈良県	十津川村	68	0	0	0	0	68	0	0	0	0	0	0
奈良県	下北山村	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0
奈良県	上北山村	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0
奈良県	川上村	19	0	2	0	17	0	0	0	0	22	0	0
奈良県	東吉野村	9	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	和歌山市	6,855	4,253	2,562	28	0	0	0	0	0	0	0	12
和歌山県	海南市	843	470	367	6	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	橋本市	1,374	1,204	170	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	有田市	568	568	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	御坊市	558	536	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	田辺市	1,594	1,267	215	0	0	112	0	0	0	0	0	0
和歌山県	新宮市	602	574	0	0	0	28	0	0	0	0	0	0
和歌山県	紀の川市	1,620	1,466	117	0	23	2	6	0	3	3	0	0
和歌山県	岩出市	1,388	1,010	348	0	30	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	紀美野町	136	136	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	かつらぎ町	427	427	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	九度町	63	62	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	高野町	66	66	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	湯浅町	267	248	0	19	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	広川町	167	164	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	有田川町	805	805	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	美浜町	145	38	107	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	日高町	286	282	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	由良町	108	108	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	印南町	214	6	208	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	みなべ町	280	257	1	0	9	13	0	0	0	0	0	0

(人)

都道府県	市区町村	申込者数	保育所を利用している者	幼保連携型認定こども園を利用している者	幼稚園型認定こども園等を利用している者	地域型保育事業を利用している者	特別保育等を利用している者	企業主導型保育事業を利用している者	地方単独事業を利用している者	育児休業中の者	特定の保育園等希望している者	求職活動を休止している者	待機児童
和歌山県	日高川町	254	254	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	白浜町	476	473	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	上富田町	376	343	33	4	19	0	7	0	0	1	1	0
和歌山県	すさみ町	80	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	那智勝浦町	361	351	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0
和歌山県	太地町	49	49	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	古座川町	62	48	7	0	0	7	0	0	0	0	0	0
和歌山県	北山村	18	0	0	0	0	18	0	0	0	0	0	0
和歌山県	串本町	307	7	285	0	0	12	0	0	0	0	0	3
鳥取県	鳥取市	5,781	4,870	727	84	90	0	0	0	1	9	0	0
鳥取県	米子市	4,430	3,381	682	77	266	10	7	0	2	0	5	0
鳥取県	倉吉市	1,585	1,234	351	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	境港市	1,038	906	93	0	35	0	0	0	0	4	0	0
鳥取県	境美町	314	314	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	若桜町	44	0	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	智頭町	192	188	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	八頭町	529	529	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	三朝町	214	203	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	湯梨浜町	675	217	458	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	琴浦町	606	500	106	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	北栄町	564	42	522	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	日吉津村	142	115	1	0	26	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	大山町	485	481	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	南部町	331	323	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0
鳥取県	伯耆町	341	328	0	0	13	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	日野町	91	91	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	鳥取市	53	53	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	江府町	73	73	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	松江市	7,064	6,248	521	27	30	0	10	0	0	207	0	21
鳥取県	浜田市	1,776	1,773	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0
鳥取県	出雲市	5,950	5,622	227	0	0	2	7	0	0	89	0	3
鳥取県	森田市	1,548	1,482	0	60	6	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	大田市	1,141	1,099	0	0	42	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	安来市	1,180	897	278	5	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	江津市	764	682	69	0	13	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	雲南市	1,120	790	265	59	0	0	0	0	0	3	0	3
鳥取県	奥出雲町	374	374	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	飯南町	131	131	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	川本町	113	113	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	美郷町	143	143	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	島根町	341	341	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	津和野町	190	154	0	0	36	0	0	0	0	0	0	0

(人)

都道府県	市区町村	申込者数	保育所を利用している者	幼保連携型認定こども園を利用している者	幼稚園型認定こども園等を利用している者	地域型保育事業を利用している者	特別保育等を利用している者	企業主導型保育事業を利用している者	地方単独事業を利用している者	育児休業中の者	特定の保育園等のみ希望している者	求職活動を休止している者	待機児童(人)
1299	島根県	吉賀町	182	172	0	10	0	0	0	0	0	0	0
1300	島根県	海士町	77	77	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1301	島根県	西ノ島町	90	87	0	0	0	0	0	0	0	0	3
1302	島根県	知夫村	22	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1303	島根県	隠岐の島町	533	533	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1304	岡山県	岡山市	17,491	12,397	94	521	80	117	101	6	564	28	551
1305	岡山県	倉敷市	11,701	10,099	25	338	0	20	0	0	344	0	125
1306	岡山県	津山市	3,172	2,867	0	1	0	1	0	0	19	0	0
1307	岡山県	玉野市	1,212	1,198	0	0	0	0	0	1	5	1	7
1308	岡山県	笠岡市	1,170	974	0	12	0	0	0	0	0	0	0
1309	岡山県	井原市	801	783	0	16	0	0	0	0	0	0	0
1310	岡山県	総社市	1,648	1,424	0	54	0	0	0	0	39	0	0
1311	岡山県	高梁市	572	473	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1312	岡山県	新見市	686	321	0	19	0	24	0	0	0	0	0
1313	岡山県	備前市	702	323	0	0	0	1	0	1	0	0	0
1314	岡山県	瀬戸内市	779	763	0	0	0	0	16	0	0	0	0
1315	岡山県	赤磐市	1,345	1,271	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1316	岡山県	真庭市	1,243	661	0	0	0	4	0	1	0	0	0
1317	岡山県	美作市	667	527	0	1	0	0	0	0	0	0	0
1318	岡山県	浅口市	657	362	280	0	0	0	0	0	14	0	0
1319	岡山県	和気町	244	239	0	0	0	0	0	0	1	0	4
1320	岡山県	早島町	426	410	0	1	0	0	0	0	7	0	8
1321	岡山県	里庄町	356	349	2	0	0	0	0	0	2	0	3
1322	岡山県	矢掛町	320	320	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1323	岡山県	新庄村	26	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1324	岡山県	鏡野町	373	373	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1325	岡山県	勝央町	424	424	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1326	岡山県	奈義町	99	99	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1327	岡山県	西粟倉村	17	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1328	岡山県	久米南町	109	109	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1329	岡山県	美咲町	420	419	0	1	0	0	0	0	0	0	0
1330	岡山県	吉備中央町	263	174	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1331	広島県	広島市	27,398	23,568	40	436	4	7	0	0	435	215	63
1332	広島県	呉市	3,783	2,824	0	40	0	0	2	0	7	0	0
1333	広島県	福山市	12,335	8,274	37	284	0	1	3	0	67	0	0
1334	広島県	竹原市	423	198	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1335	広島県	三原市	1,677	944	0	38	0	0	0	0	41	0	0
1336	広島県	尾道市	2,318	1,502	0	60	0	0	136	0	21	17	24
1337	広島県	府中市	1,018	1,006	0	11	0	1	0	0	0	0	0
1338	広島県	三次市	1,433	1,411	0	15	0	0	0	0	6	1	0
1339	広島県	庄原市	999	918	0	24	10	0	0	0	3	0	0
1340	広島県	大竹市	568	567	0	1	0	0	0	0	0	0	0

(人)

都道府県	市区町村	申込者数	保育所を利用している者	幼保連携型認定こども園を利用している者	幼稚園型認定こども園等を利用している者	地域型保育事業を利用している者	特別保育等を利用している者	企業主導型保育事業を利用している者	地方単独事業を利用している者	育児休業中の者	特定の保育園等のみ希望している者	求職活動を休止している者	待機児童
1341	広島県 東広島市	4,714	4,103	420	0	12	0	21	0	0	40	0	118
1342	広島県 廿日市市	2,719	2,647	37	0	6	0	29	0	0	0	0	0
1343	広島県 安芸高田市	724	654	62	0	0	7	0	0	0	0	0	1
1344	広島県 江田島市	397	397	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1345	広島県 府中町	1,139	913	172	1	26	0	1	0	0	25	0	1
1346	広島県 海田町	607	597	1	2	4	0	0	0	0	3	0	0
1347	広島県 龍野町	423	422	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1348	広島県 坂町	456	196	252	0	0	0	0	0	0	0	8	0
1349	広島県 安芸太田町	151	151	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1350	広島県 北広島町	497	366	131	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1351	広島県 大崎上島町	68	0	68	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1352	広島県 世羅町	401	116	285	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1353	広島県 広島市 神石高原町	158	158	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1354	山口県 下関市	5,315	3,560	1,504	171	1	0	0	0	2	77	0	0
1355	山口県 宇部市	2,764	2,572	0	46	67	0	44	0	0	35	0	0
1356	山口県 山口市	3,935	3,385	0	304	86	15	9	0	0	100	0	36
1357	山口県 萩市	994	862	107	0	11	14	0	0	0	0	0	0
1358	山口県 防府市	2,382	2,022	0	305	36	0	0	0	0	5	14	0
1359	山口県 下松市	1,104	980	0	4	53	0	31	31	0	5	0	0
1360	山口県 岩国市	2,378	2,035	0	341	2	0	0	0	0	0	0	0
1361	山口県 光市	1,104	1,064	40	0	0	20	0	0	0	0	0	0
1362	山口県 長門市	621	540	0	61	0	0	0	0	0	0	0	0
1363	山口県 柳井市	683	681	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
1364	山口県 美祇市	450	341	0	95	3	9	0	0	0	2	0	0
1365	山口県 周南市	2,248	1,979	96	77	57	1	18	0	5	15	0	0
1366	山口県 山陽小野田市	1,382	1,332	2	0	19	0	1	0	0	28	0	0
1367	山口県 周防大島町	280	280	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1368	山口県 和木町	158	60	0	98	0	0	0	0	0	0	0	0
1369	山口県 上関町	41	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1370	山口県 田布施町	260	260	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1371	山口県 平生町	206	206	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1372	山口県 阿武町	78	78	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1373	徳島県 徳島市	6,361	4,372	1,632	0	156	4	27	0	0	140	0	30
1374	徳島県 鳴門市	898	742	147	0	0	0	0	0	0	9	0	0
1375	徳島県 小松島市	844	489	352	1	0	0	0	0	0	1	0	0
1376	徳島県 阿南市	1,811	1,736	62	9	0	2	0	0	0	2	0	0
1377	徳島県 吉野川市	914	289	620	0	0	0	0	0	0	3	0	2
1378	徳島県 阿波市	719	394	322	0	0	0	0	0	0	3	0	0
1379	徳島県 美馬市	581	265	301	0	14	0	0	0	0	1	0	0
1380	徳島県 三好市	526	523	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1
1381	徳島県 勝浦町	135	132	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1382	徳島県 上勝町	30	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(人)

都道府県	市区町村	申込者数	保育所を利用している者	幼保連携型認定こども園を利用している者	幼稚園型認定こども園等を利用している者	地域型保育事業を利用している者	特別保育等を利用している者	企業主導型保育事業を利用している者	地方単独事業を利用している者	育児休業中の者	特定の保育園等のみ希望している者	求職活動を休止している者	待機児童
徳島県	佐那河内村	43	42	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島県	石井町	482	372	104	0	6	0	0	0	0	0	0	0
徳島県	神山町	82	82	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島県	那賀町	128	12	116	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島県	牟岐町	61	61	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島県	美波町	131	13	118	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島県	海陽町	159	159	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島県	松茂町	297	291	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
徳島県	北島町	575	563	9	0	2	0	1	0	0	5	0	0
徳島県	藍住町	627	615	5	0	1	0	0	0	5	0	1	0
徳島県	板野町	217	215	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島県	上板町	174	166	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島県	つるぎ町	82	82	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島県	東みよし町	363	363	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県	高松市	9,939	7,438	1,731	405	161	7	11	2	0	77	45	62
香川県	丸亀市	3,059	2,386	556	0	37	0	9	0	0	44	0	36
香川県	坂出市	1,351	1,232	0	78	7	0	0	0	0	7	6	1
香川県	善通寺市	542	540	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
香川県	観音寺市	1,394	1,269	3	51	41	0	2	0	6	21	0	1
香川県	さぬき市	817	627	188	0	2	0	0	0	0	0	0	0
香川県	東かがわ市	576	372	204	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県	三豊市	1,171	1,118	0	0	47	0	5	0	0	1	0	0
香川県	土庄町	224	219	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県	小豆島町	264	135	128	0	0	0	1	0	0	0	0	0
香川県	三木町	658	635	1	0	22	0	0	0	0	0	0	0
香川県	直島町	36	0	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県	宇多津町	498	482	0	33	2	0	0	0	1	0	0	0
香川県	綾川町	749	748	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
香川県	琴平町	158	158	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県	多度津町	563	551	0	0	1	0	0	0	1	2	0	8
香川県	まんのう町	593	130	382	81	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	松山市	7,655	5,368	1,211	367	485	55	14	0	0	119	0	36
愛媛県	今治市	2,530	1,918	529	0	70	0	0	0	0	10	3	0
愛媛県	宇和島市	1,690	1,571	104	0	6	0	0	0	0	5	0	4
愛媛県	八幡浜市	567	566	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	新居浜市	2,812	2,627	41	58	86	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	西条市	2,723	2,452	202	22	47	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	大洲市	1,162	1,059	0	89	0	0	0	0	0	14	0	0
愛媛県	伊予市	659	526	72	46	13	0	0	0	0	2	0	0
愛媛県	四国中央市	1,876	1,499	296	0	24	0	0	0	0	57	0	0
愛媛県	西予市	898	881	0	15	2	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	東温市	601	495	4	49	45	8	0	0	0	0	0	0

(人)

都道府県	市区町村	申込者数	保育所を利用している者	幼保連携型認定こども園を利用している者	幼稚園型認定こども園等を利用している者	地域型保育事業を利用している者	特別保育等を利用している者	企業主導型保育事業を利用している者	地方単独事業を利用している者	育児休業中の者	特定の保育園等のみ希望している者	求職活動を休止している者	待機児童
愛媛県	上島町	134	134	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	久万高原町	60	0	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	松前町	545	433	67	39	3	0	1	0	0	2	0	0
愛媛県	砥部町	378	246	75	46	1	0	1	0	0	0	0	9
愛媛県	内子町	327	325	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	伊方町	171	171	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	松野町	80	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	鬼北町	252	251	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	愛南町	482	482	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	高知市	10,682	9,302	416	692	133	51	4	0	0	41	0	43
愛媛県	室戸市	284	284	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	安芸市	439	437	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	南園市	1,574	1,311	178	39	32	0	0	0	0	13	0	1
愛媛県	土佐市	836	828	2	2	4	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	須崎市	562	553	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	宿毛市	628	543	0	85	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	土佐清水市	279	209	0	67	0	0	0	0	0	0	0	3
愛媛県	四万十市	1,068	966	0	80	18	0	0	0	0	0	0	4
愛媛県	香美市	920	861	19	5	34	0	0	0	0	1	0	0
愛媛県	東洋町	701	666	19	19	11	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	奈半和町	35	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	田野町	89	3	86	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	安田町	29	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	北川村	79	0	79	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	馬路村	32	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	芸西村	28	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	本山町	85	85	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	大豊町	96	96	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	土佐町	62	62	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	大川村	130	130	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	いの町	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	仁淀川町	532	516	1	3	0	12	0	0	0	0	0	0
愛媛県	中土佐町	94	94	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	佐川町	159	159	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	越知町	397	397	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	栲原町	102	102	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	日高村	113	0	113	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	津野町	130	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	四万十町	55	1	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	大月町	493	454	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	三原村	89	87	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	三原村	35	34	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0

(人)

都道府県	市区町村	申込者数	保育所を利用している者	幼保連携型認定こども園を利用している者	幼稚園型認定こども園等を利用している者	地域型保育事業を利用している者	特別保育等を利用している者	企業主導型保育事業を利用している者	地方単独事業を利用している者	育児休業中の者	特定の保育園等希望している者	求職活動を休止している者	待機児童(人)
高知県	黒潮町	240	239	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	北九州市	17,754	15,773	1	657	727	18	11	0	0	406	161	0
福岡県	福岡市	38,262	34,653	278	101	1,753	6	5	0	0	1,424	2	40
福岡県	久留米市	9,123	8,224	341	262	15	29	0	57	0	127	24	44
福岡県	大牟田市	2,500	2,124	99	250	1	0	8	0	0	18	0	0
福岡県	直方市	1,449	1,298	139	0	0	0	0	0	0	12	0	0
福岡県	飯塚市	3,391	2,710	405	209	0	0	0	0	4	35	0	28
福岡県	田川市	1,568	1,554	0	2	12	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	柳川市	2,001	1,921	24	53	3	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	八女市	1,686	1,511	0	139	36	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	筑後市	1,678	1,473	81	13	78	0	0	0	0	15	0	18
福岡県	大川市	965	744	0	218	0	0	3	0	0	0	0	0
福岡県	行橋市	1,616	1,379	202	0	15	0	0	0	0	20	0	0
福岡県	豊前市	752	750	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	中間市	807	779	0	1	16	4	0	0	0	4	0	3
福岡県	小都市	1,244	1,178	0	1	24	0	3	0	0	30	1	7
福岡県	筑紫野市	2,218	1,947	5	56	5	0	10	0	1	13	0	181
福岡県	春日市	1,915	1,800	0	0	0	0	4	0	1	44	0	66
福岡県	大野城市	2,290	1,979	79	0	19	0	13	0	0	27	0	173
福岡県	宗像市	1,879	1,694	58	51	2	0	0	0	0	66	2	6
福岡県	太宰府市	1,451	1,324	0	2	14	2	3	0	9	3	0	94
福岡県	古賀市	1,320	1,162	115	0	27	0	0	0	0	16	0	0
福岡県	福津市	1,422	1,114	0	101	131	0	4	0	12	12	11	37
福岡県	うきは市	820	724	89	6	1	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	宮若市	685	500	145	0	1	0	0	0	5	18	0	16
福岡県	嘉麻市	1,017	1,016	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	朝倉市	1,465	1,415	2	40	0	0	0	0	0	8	0	0
福岡県	みやま市	973	794	100	77	2	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	糸島市	2,794	2,644	0	25	15	0	2	0	0	95	0	13
福岡県	那珂川町	1,225	1,077	59	13	30	0	3	0	0	14	0	29
福岡県	宇美町	751	639	0	55	47	0	0	0	0	10	0	0
福岡県	篠栗町	755	489	1	244	1	2	0	0	0	4	0	14
福岡県	志免町	1,126	917	0	79	17	3	26	0	3	15	9	57
福岡県	須恵町	656	436	176	7	0	1	2	0	3	4	6	21
福岡県	新宮町	807	743	0	0	1	5	1	0	9	13	0	35
福岡県	久山町	123	122	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
福岡県	粕屋町	1,449	1,152	88	0	16	12	17	0	0	90	0	74
福岡県	芦屋町	274	273	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	水巻町	527	450	41	4	2	0	0	0	0	12	7	11
福岡県	岡垣町	294	237	0	27	25	0	0	0	0	3	0	2
福岡県	速賀町	452	450	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	小竹町	126	8	118	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(人)



都道府県	市区町村	申込者数	保育所を利用している者	幼保連携型認定こども園を利用している者	幼稚園型認定こども園等を利用している者	地域型保育事業を利用している者	特別保育等を利用している者	企業主導型保育事業を利用している者	地方単独事業を利用している者	育児休業中の者	特定の保育園等希望している者	求職活動を休止している者	待機児童
1509	福岡県	鞍手町	344	337	3	0	1	0	0	0	2	0	1
1510	福岡県	桂川町	391	387	4	0	0	0	0	0	0	0	0
1511	福岡県	筑前町	666	655	1	4	1	0	0	0	3	0	0
1512	福岡県	栗峰村	54	50	2	2	0	0	0	0	0	0	0
1513	福岡県	大刀洗町	616	592	1	0	0	5	0	0	1	0	17
1514	福岡県	大木町	580	482	3	87	6	0	0	0	2	0	0
1515	福岡県	広川町	587	554	0	5	2	23	0	0	3	0	0
1516	福岡県	香春町	334	333	0	0	1	0	0	0	0	0	0
1517	福岡県	添田町	257	257	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1518	福岡県	糸田町	380	376	0	0	0	0	0	0	4	0	0
1519	福岡県	川崎町	580	580	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1520	福岡県	大任町	197	196	0	0	0	0	1	0	0	0	0
1521	福岡県	赤村	96	96	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1522	福岡県	福岡町	863	859	0	0	2	0	0	0	2	0	0
1523	福岡県	荏田町	850	837	5	0	1	0	0	0	0	0	7
1524	福岡県	みやこ町	409	407	2	0	0	0	0	0	0	0	0
1525	福岡県	吉富町	241	238	2	0	1	0	0	0	0	0	0
1526	福岡県	上毛町	328	320	4	4	0	0	0	0	0	0	0
1527	福岡県	筑上町	501	501	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1528	福岡県	佐賀市	6,144	3,537	1,587	663	222	0	0	0	113	0	22
1529	福岡県	唐津市	3,839	2,952	812	0	0	0	0	1	21	0	0
1530	福岡県	鳥栖市	1,851	1,558	159	54	29	0	0	0	51	0	0
1531	福岡県	多久市	609	499	110	0	0	0	0	0	0	0	0
1532	福岡県	伊万里市	1,995	1,611	279	105	0	0	0	0	0	0	0
1533	福岡県	武雄市	1,548	795	736	5	0	0	0	0	0	0	0
1534	福岡県	鹿島市	1,084	1,036	48	0	0	0	0	0	0	0	0
1535	福岡県	小城市	1,413	788	552	21	4	0	0	0	42	0	0
1536	福岡県	嬉野市	794	610	184	0	0	0	0	0	0	0	0
1537	福岡県	神埼市	852	627	225	0	0	0	0	0	0	0	0
1538	福岡県	吉野ヶ里町	466	283	182	0	0	0	0	0	1	0	0
1539	福岡県	基山町	371	351	2	18	0	0	0	0	0	0	0
1540	福岡県	上峰町	228	96	127	2	0	0	0	0	3	0	0
1541	福岡県	みやま町	641	604	16	3	10	0	0	0	0	0	8
1542	福岡県	玄海町	202	194	8	0	0	0	0	0	0	0	0
1543	福岡県	有田町	603	363	239	0	0	0	0	0	0	0	0
1544	福岡県	大町町	190	173	15	2	0	0	0	0	0	0	0
1545	福岡県	江北町	291	258	14	16	0	0	0	0	0	0	3
1546	福岡県	白石町	702	628	71	2	0	0	0	0	0	0	0
1547	福岡県	太良町	235	190	45	0	0	0	0	0	0	0	0
1548	福岡県	長崎市	9,968	7,224	2,507	61	8	4	0	0	100	0	64
1549	福岡県	佐世保市	6,537	4,925	858	635	42	0	0	0	77	0	0
1550	福岡県	長崎県	1,714	1,358	257	87	0	0	0	0	0	0	0

(人)

都道府県	市区町村	申込者数	保育所を利用している者	幼保連携型認定こども園を利用している者	幼稚園型認定こども園等を利用している者	地域型保育事業を利用している者	特別保育等を利用している者	企業主導型保育事業を利用している者	地方単独事業を利用している者	育児休業中の者	特定の保育園等のみ希望している者	求職活動を休止している者	待機児童
1551	長崎県 諫早市	4,120	3,376	567	116	4	0	2	0	0	55	0	0
1552	長崎県 大村市	3,110	2,193	574	0	219	9	8	0	0	32	0	75
1553	長崎県 平戸市	973	744	203	0	26	0	0	0	0	0	0	0
1554	長崎県 松浦市	729	619	104	0	6	0	0	0	0	0	0	0
1555	長崎県 杵岐市	878	495	201	73	0	105	0	0	0	0	0	4
1556	長崎県 豊岐市	698	554	0	0	63	76	0	0	0	0	0	5
1557	長崎県 五島市	978	795	103	56	24	0	0	0	0	0	0	0
1558	長崎県 西海市	815	717	89	0	9	0	0	0	0	0	0	0
1559	長崎県 雲仙市	1,582	1,168	413	1	0	0	0	0	0	0	0	0
1560	長崎県 南島原市	1,492	1,217	219	56	0	0	0	0	0	0	0	0
1561	長崎県 長与町	1,103	965	78	14	0	0	8	0	0	29	0	9
1562	長崎県 時津町	685	636	4	29	10	0	0	0	0	6	0	0
1563	長崎県 東彼杵町	218	42	176	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1564	長崎県 川棚町	404	152	252	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1565	長崎県 波佐見町	476	245	231	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1566	長崎県 小値賀町	59	0	59	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1567	長崎県 佐々町	526	333	190	3	0	0	0	0	0	0	0	0
1568	長崎県 新上五島町	319	313	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0
1569	熊本県 熊本市	21,513	11,830	7,817	212	1,096	0	155	0	0	403	0	0
1570	熊本県 八代市	4,394	4,332	0	31	31	0	0	0	0	0	0	0
1571	熊本県 人吉市	1,052	531	477	44	0	0	0	0	0	0	0	0
1572	熊本県 荒尾市	1,628	1,187	137	272	0	0	0	0	0	14	0	18
1573	熊本県 水俣市	642	483	179	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1574	熊本県 玉名市	1,941	1,551	190	167	0	0	0	0	2	0	0	31
1575	熊本県 山鹿市	1,744	1,702	0	18	0	0	0	0	0	3	20	1
1576	熊本県 菊池市	1,890	1,685	80	125	0	0	0	0	0	0	0	0
1577	熊本県 宇土市	1,314	1,288	2	0	23	3	0	0	0	18	0	0
1578	熊本県 上天草市	824	791	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1579	熊本県 宇城市	2,041	1,843	144	15	7	0	0	0	0	32	0	0
1580	熊本県 阿蘇市	876	687	51	134	0	0	0	0	0	4	0	0
1581	熊本県 天草市	2,450	2,440	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0
1582	熊本県 合志市	2,469	2,115	171	86	68	0	0	0	0	15	4	10
1583	熊本県 美里町	243	215	0	28	0	0	0	0	0	0	0	0
1584	熊本県 玉東町	200	192	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0
1585	熊本県 南関町	306	288	0	48	0	0	0	0	0	0	0	0
1586	熊本県 長洲町	445	295	133	17	0	0	0	0	0	0	0	0
1587	熊本県 和水町	340	322	0	18	0	0	0	0	0	0	0	0
1588	熊本県 大津町	1,407	1,290	43	2	41	0	1	0	0	6	0	24
1589	熊本県 菊陽町	1,538	1,158	93	0	82	0	6	0	14	132	0	53
1590	熊本県 南小国町	117	115	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
1591	熊本県 小国町	186	176	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0
1592	熊本県 産山村	44	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(人)

都道府県	市区町村	申込者数	保育所を利用している者	幼保連携型認定こども園を利用している者	幼稚園型認定こども園等を利用している者	地域型保育事業を利用している者	特別保育等を利用している者	企業主導型保育事業を利用している者	地方単独事業を利用している者	育児休業中の者	特定の保育園等のみ希望している者	求職活動を休止している者	待機児童
1593	熊本県 高森町	186	131	0	55	0	0	0	0	0	0	0	0
1594	熊本県 西原村	219	218	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
1595	熊本県 南阿蘇村	286	271	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0
1596	熊本県 御船町	620	593	0	27	0	0	0	0	0	0	0	0
1597	熊本県 嘉島町	428	391	0	0	1	0	6	0	0	3	0	27
1598	熊本県 森城町	1,158	960	98	0	82	0	0	0	0	0	0	18
1599	熊本県 甲佐町	392	392	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1600	熊本県 山都町	366	356	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0
1601	熊本県 氷川町	347	341	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0
1602	熊本県 戸北町	468	460	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0
1603	熊本県 津奈木町	127	127	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1604	熊本県 錦町	499	296	202	1	0	0	0	0	0	0	0	0
1605	熊本県 多良木町	318	305	6	7	0	0	0	0	0	0	0	0
1606	熊本県 湯前町	122	78	43	1	0	0	0	0	0	0	0	0
1607	熊本県 水上村	80	76	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1608	熊本県 相良村	144	133	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1609	熊本県 五木村	19	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1610	熊本県 山江村	185	101	81	3	0	0	0	0	0	0	0	0
1611	熊本県 球磨村	124	124	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1612	熊本県 あさき町	641	562	65	14	0	0	0	0	0	0	0	0
1613	熊本県 琴北町	255	255	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1614	大分県 大分市	10,577	6,627	3,127	117	252	29	7	0	0	394	11	13
1615	大分県 別府市	2,497	2,164	205	0	0	0	21	0	0	107	0	0
1616	大分県 中津市	2,544	1,896	505	86	12	0	13	0	0	32	0	0
1617	大分県 日田市	1,745	847	623	236	33	0	0	0	0	6	0	0
1618	大分県 佐伯市	1,211	1,160	0	31	10	0	0	0	0	10	0	0
1619	大分県 臼杵市	903	835	0	67	1	0	0	0	0	0	0	0
1620	大分県 津久見市	259	216	0	20	0	23	0	0	0	0	0	0
1621	大分県 竹田市	400	360	38	0	2	0	0	0	0	0	0	0
1622	大分県 豊後高田市	587	566	11	10	0	0	0	0	0	0	0	0
1623	大分県 杵築市	539	128	396	0	13	0	2	0	0	0	0	0
1624	大分県 宇佐市	1,710	794	683	207	0	0	0	0	0	26	0	0
1625	大分県 豊後大野市	807	173	807	0	43	0	0	0	0	0	0	0
1626	大分県 大分市	941	764	137	0	11	0	0	0	0	29	0	0
1627	大分県 国東市	599	334	265	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1628	大分県 姫島村	26	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1629	大分県 日出町	680	233	437	0	2	0	0	0	0	6	0	0
1630	大分県 九重町	212	3	196	0	4	0	0	0	0	0	0	0
1631	大分県 玖珠町	358	1	321	21	12	0	0	0	0	0	0	0
1632	宮崎県 宮崎市	12,139	7,216	4,296	363	106	0	4	0	0	81	0	56
1633	宮崎県 都城市	4,947	2,642	1,765	418	82	0	0	0	0	40	0	0
1634	宮崎県 延岡市	2,989	1,581	1,129	279	0	0	0	0	0	0	0	0

都道府県	市区町村	申込者数	保育所を利用している者	幼保連携型認定こども園を利用している者	幼稚園型認定こども園等を利用している者	地域型保育事業を利用している者	特別保育等を利用している者	企業主導型保育事業を利用している者	地方単独事業を利用している者	育児休業中の者	特定の保育園等のみ希望している者	求職活動を休止している者	待機児童
1635	宮崎県 日南市	1,518	752	664	85	15	0	0	0	0	2	0	0
1636	宮崎県 小林市	1,413	955	406	52	0	0	0	0	0	0	0	0
1637	宮崎県 日向市	1,790	1,212	385	191	0	0	0	0	0	2	0	0
1638	宮崎県 串間市	640	393	247	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1639	宮崎県 西都市	893	524	305	64	0	0	0	0	0	0	0	0
1640	宮崎県 えびの市	518	355	122	41	0	0	0	0	0	0	0	0
1641	宮崎県 三股町	1,134	722	301	110	1	0	0	0	0	0	0	0
1642	宮崎県 高原町	231	162	64	5	0	0	0	0	0	0	0	0
1643	宮崎県 国富町	572	536	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1644	宮崎県 綾町	280	223	0	57	0	0	0	0	0	0	0	0
1645	宮崎県 高鍋町	673	597	6	61	9	0	0	0	0	0	0	0
1646	宮崎県 新富町	586	573	11	2	0	0	0	0	0	0	0	0
1647	宮崎県 西米良村	46	0	0	0	46	0	0	0	0	0	0	0
1648	宮崎県 木城町	274	271	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0
1649	宮崎県 川南町	477	476	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
1650	宮崎県 都農町	435	387	0	68	0	0	0	0	0	0	0	0
1651	宮崎県 門川町	575	299	298	0	0	0	0	0	1	2	0	5
1652	宮崎県 諸塚村	36	0	0	0	36	0	0	0	0	0	0	0
1653	宮崎県 椎葉村	78	0	0	0	5	71	0	0	0	0	0	2
1654	宮崎県 美郷町	76	0	1	0	37	0	0	0	0	0	0	0
1655	宮崎県 高千穂町	400	332	47	14	7	0	0	0	0	0	0	0
1656	宮崎県 日之影町	116	106	6	4	0	0	0	0	0	0	0	0
1657	宮崎県 五ヶ瀬町	105	105	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1658	鹿児島県 鹿児島市	13,309	10,571	2,080	291	0	0	10	0	0	199	0	158
1659	鹿児島県 鹿屋市	3,273	1,867	1,210	0	124	0	1	0	0	71	0	0
1660	鹿児島県 杵崎市	471	314	157	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1661	鹿児島県 阿久根市	532	429	103	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1662	鹿児島県 出水市	1,628	1,090	479	1	46	0	0	0	0	5	0	7
1663	鹿児島県 指宿市	1,102	626	429	5	13	1	1	0	0	27	0	0
1664	鹿児島県 西之表市	441	297	107	0	0	37	0	0	0	0	0	0
1665	鹿児島県 垂水市	237	77	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1666	鹿児島県 薩摩川内市	2,677	1,837	647	0	134	27	0	0	0	28	0	4
1667	鹿児島県 日置市	1,157	915	226	2	1	0	0	0	0	13	0	0
1668	鹿児島県 曾於市	963	609	349	4	1	0	0	0	0	0	0	0
1669	鹿児島県 霧島市	3,394	800	2,382	0	47	0	0	0	22	143	0	0
1670	鹿児島県 いちき串木野市	633	524	106	0	3	0	0	0	0	0	0	0
1671	鹿児島県 南さつま市	897	852	27	11	0	0	6	0	0	1	0	0
1672	鹿児島県 志布志市	1,240	889	340	0	0	11	0	0	0	0	0	0
1673	鹿児島県 奄美市	1,079	960	1	1	64	39	0	0	0	12	0	2
1674	鹿児島県 南九州市	967	676	291	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1675	鹿児島県 伊佐市	857	815	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1676	鹿児島県 始良市	1,958	1,053	707	1	35	0	5	0	1	94	0	62

都道府県	市区町村	申込者数	保育所を利用している者	幼保連携型認定こども園を利用している者	幼稚園型認定こども園等を利用している者	地域型保育事業を利用している者	特別保育等を利用している者	企業主導型保育事業を利用している者	地方単独事業を利用している者	育児休業中の者	特定の保育園等希望している者	求職活動を休止している者	待機児童
1677	鹿児島県 三島村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1678	鹿児島県 十島村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1679	鹿児島県 さつま町	588	401	185	0	2	0	0	0	0	0	0	0
1680	鹿児島県 長島町	402	226	164	0	6	0	0	0	0	6	0	0
1681	鹿児島県 湧水町	209	162	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1682	鹿児島県 大崎町	384	90	294	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1683	鹿児島県 東串良町	243	236	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1684	鹿児島県 錦江町	150	110	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1685	鹿児島県 南大隅町	133	133	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1686	鹿児島県 肝付町	474	297	113	0	4	49	11	0	0	0	0	0
1687	鹿児島県 中種子町	225	141	0	81	3	0	0	0	0	0	0	0
1688	鹿児島県 南種子町	149	90	47	0	12	0	0	0	0	0	0	0
1689	鹿児島県 屋久島町	319	164	147	0	8	0	0	0	0	0	0	0
1690	鹿児島県 大和村	45	0	0	0	6	39	0	0	0	0	0	0
1691	鹿児島県 宇検村	65	59	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0
1692	鹿児島県 瀬戸内町	166	90	0	0	33	43	0	0	0	0	0	0
1693	鹿児島県 龍郷町	287	240	0	0	15	32	0	0	0	0	0	0
1694	鹿児島県 喜界町	106	106	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1695	鹿児島県 徳之島町	363	287	0	0	15	57	0	0	2	1	1	0
1696	鹿児島県 天城町	234	220	0	0	0	3	0	0	0	0	0	11
1697	鹿児島県 伊仙町	252	225	0	0	0	27	0	0	0	0	0	0
1698	鹿児島県 和泊町	250	249	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1699	鹿児島県 知名町	236	68	166	0	0	0	0	0	0	2	0	0
1700	鹿児島県 与論町	206	119	87	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1701	沖縄県 那覇市	10,779	8,372	1,875	1	303	0	1	0	0	89	0	138
1702	沖縄県 宜野湾市	3,824	3,216	154	50	275	13	2	0	0	15	0	99
1703	沖縄県 石垣市	2,273	1,651	81	97	209	182	5	0	3	9	0	36
1704	沖縄県 浦添市	4,309	3,648	81	4	299	8	1	0	42	163	0	63
1705	沖縄県 名護市	3,100	2,404	531	49	45	47	0	0	0	23	0	1
1706	沖縄県 糸満市	2,960	1,736	863	37	214	0	0	0	0	83	2	25
1707	沖縄県 沖繩市	5,272	4,415	112	40	277	3	29	0	0	132	0	264
1708	沖縄県 豊見城市	2,759	2,150	149	6	199	3	3	18	0	162	0	69
1709	沖縄県 うるま市	4,462	3,869	3	8	168	52	16	0	0	60	50	236
1710	沖縄県 宮古島市	2,294	1,882	235	0	122	0	0	0	0	27	0	28
1711	沖縄県 沖縄市	1,951	1,465	284	0	32	0	3	0	0	24	0	143
1712	沖縄県 国頭村	188	98	0	0	0	85	0	0	5	0	0	0
1713	沖縄県 大宜味村	79	79	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1714	沖縄県 東村	65	65	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1715	沖縄県 今帰仁村	401	387	0	0	14	0	0	0	0	0	0	0
1716	沖縄県 本部町	515	478	2	0	35	0	0	0	0	0	0	0
1717	沖縄県 恩納村	307	279	0	2	5	0	0	0	0	0	0	21
1718	沖縄県 宜野座村	316	300	3	1	1	0	0	0	0	0	0	11

(人)

(人)

都道府県	市区町村	申込者数	保育所を利用している者	幼保連携型認定こども園を利用している者	幼稚園型認定こども園等を利用している者	地域型保育事業を利用している者	特別保育等を利用している者	企業主導型保育事業を利用している者	地方単独事業を利用している者	育児休業中の者	特定の保育園等希望している者	求職活動を休止している者	待機児童
1719	沖縄県 金武町	589	117	428	1	43	0	0	0	0	0	0	0
1720	沖縄県 伊江村	174	174	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1721	沖縄県 豊谷村	1,199	1,118	0	0	0	0	0	0	0	34	0	47
1722	沖縄県 嘉手納町	474	338	0	32	38	6	1	0	8	4	0	47
1723	沖縄県 北谷町	1,136	935	0	13	79	35	3	0	6	19	0	46
1724	沖縄県 北中城村	591	396	94	4	23	0	0	0	0	11	0	63
1725	沖縄県 中城村	1,032	516	283	60	44	0	0	0	0	87	0	42
1726	沖縄県 西原町	1,218	1,026	3	4	50	0	2	0	1	8	18	106
1727	沖縄県 与那原町	939	762	0	0	56	15	0	0	0	7	0	99
1728	沖縄県 南風原町	1,919	1,636	7	0	70	0	7	0	0	5	0	194
1729	沖縄県 渡嘉敷村	13	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1730	沖縄県 座間味村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1731	沖縄県 粟国村	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0
1732	沖縄県 渡名喜村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1733	沖縄県 南大東村	38	0	0	0	0	38	0	0	0	0	0	0
1734	沖縄県 北大東村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1735	沖縄県 伊平屋村	45	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1736	沖縄県 伊是名村	47	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1737	沖縄県 久米島町	253	250	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0
1738	沖縄県 八重瀬町	1,717	1,584	0	0	41	0	0	0	0	0	0	92
1739	沖縄県 多良間村	23	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1740	沖縄県 竹富町	118	0	0	0	0	118	0	0	0	0	0	0
1741	沖縄県 与那国町	41	33	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0
計		2,712,359	2,088,406	417,194	37,086	71,719	6,759	3,401	14,157	4,966	41,002	7,774	19,895

報道関係者 各位

平成 30 年 9 月 7 日

【照会先】

子ども家庭局 保育課

課長 補佐 香取 徹 (内線 4833)

待機児童対策係長 堀江 博朗 (内線 4840)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)2542

### 「待機児童解消加速化プラン」及び 「子育て安心プラン」集計結果を公表します

～2017 年度（平成 29 年度）末までの 5 年間で約 53.5 万人分の保育の受け皿を拡大し、政府目標の 50 万人分を達成。「子育て安心プラン」に基づく現時点の市区町村等の見込みでは、2020 年度末までに約 29.3 万人分の受け皿拡大～

厚生労働省では、このほど「待機児童解消加速化プラン」及び「子育て安心プラン」に基づく自治体の取組状況を取りまとめたので、公表します。

待機児童解消加速化プランは、待機児童の解消に向けて、2013 年度（平成 25 年度）から 2017 年度（平成 29 年度）末までの 5 年間で約 50 万人分の保育の受け皿確保を目標に、自治体が行う保育所の整備などの取組みに対して支援してまいりました。

その結果、企業主導型保育事業による保育の受け皿拡大とあわせて、約 53.5 万人の保育の受け皿を確保し、政府目標を達成しました。

また、子育て安心プランの実施方針に基づく各市区町村の「子育て安心プラン実施計画」の集計を行ったところ、企業主導型保育事業の事業主拠出金による整備予定量とあわせて、現時点で 2020 年度末までに、約 29.3 万人分の保育の受け皿を拡大する見込みとなっています。

なお、待機児童を解消するためには、市区町村において、「保育コンシェルジュ」などを活用しながら、潜在的ニーズも含めた保育の利用意向を適切に把握し、それを反映した受け皿整備を進めることが重要であり、毎年度、計画を見直すこととしています。

国としても、毎年度、直近の待機児童の状況等を踏まえつつ、潜在的ニーズにも対応しうる保育の受け皿拡大が着実に進むよう、市区町村に働きかけ、支援していきます。

※ 全市区町村の「子育て安心プラン実施計画」については、本年 9 月中に厚生労働省ホームページに公表する予定です。

## 1. 待機児童解消加速化プランの期間における保育の受け皿拡大量（実績）

	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	5か年合計	子育て安心プラン公表時（平成29年6月）の見込みとの差
市区町村拡大量	72,430人	147,233人	94,585人	93,055人	68,423人	475,726人	▲8,069人
企業主導型 保育拡大量	—	—	—	20,284人	39,419人	59,703人	9,703人
	(計 219,663人)		(計 256,063人+59,703人)			535,429人	1,634人

- 待機児童解消加速化プランによる2013年度（平成25年度）から2017年度（平成29年度）末までの5年間の保育の受け皿拡大量は、約53.5万人となり、政府目標の50万人の保育の受け皿拡大を達成。

## 2. 2017年度（平成29年度）の保育の受け皿拡大量

単位（人）

認可保育所	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園	小規模保育 事業	家庭的保育 事業	事業所内保育 事業	居宅訪問型 保育事業	地方単独保育 施策	その他	小計	企業主導型 保育事業	合計
▲7,196	80,724	7,574	4	13,888	▲305	2,501	34	7,879	▲36,680	68,423	39,419	107,842

注) 認可保育所：保育所型認定こども園の保育所部分を含む。

注) 企業主導型保育事業については、平成30年3月31日時点における平成29年度の拡大量見込み。

- 2017年度（平成29年度）の保育の受け皿拡大量は、市区町村分で約6.8万人分、企業主導型保育事業で約3.9万人分拡大。

## 3. 2018年（平成30年）4月1日の保育の受け皿

単位（人）

認可保育所	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園	小規模保育 事業	家庭的保育 事業	事業所内保育 事業	居宅訪問型 保育事業	地方単独保育 施策	その他	小計	企業主導型 保育事業	合計
2,231,144	440,147	39,510	3,214	71,181	3,951	11,235	197	50,016	33,825	2,884,420	59,703	2,944,123

注) 認可保育所：保育所型認定こども園の保育所部分を含む。

注) 企業主導型保育事業については、平成30年3月31日時点における平成30年4月1日の受け皿見込み。

- 2018年（平成30年）4月1日時点の保育の受け皿は約294.4万人分となり、昨年から、約10.8万人分拡大。



#### 4. 子育て安心プラン実施計画

	年齢	2018年4月1日	2019年4月1日		2020年4月1日		2021年4月1日	
		実績	見込・計画数	実績	見込・計画数	実績	見込・計画数	実績
申込者数 (保育ニーズ)	0歳児	165,344人	200,119人		205,034人		210,936人	
	1・2歳児	985,341人	1,002,958人		1,024,029人		1,041,302人	
	3歳以上児	1,561,674人	1,604,959人		1,618,321人		1,626,633人	
	合計	2,712,359人	2,808,037人		2,847,384人		2,878,872人	
利用定員数 (整備量)	0歳児	252,325人	268,040人		277,363人		280,551人	
	1・2歳児	942,704人	1,008,916人		1,038,570人		1,056,743人	
	3歳以上児	1,689,391人	1,734,733人		1,765,877人		1,779,942人	
	合計	2,884,420人	3,011,689人		3,081,809人		3,117,236人	
待機児童数	0歳児	2,868人	1,447人		557人		0人	
	1・2歳児	14,758人	5,627人		1,791人		0人	
	3歳以上児	2,269人	1,453人		334人		0人	
	合計	19,895人	8,526人		2,682人		0人	

<企業主導型保育事業の利用定員数の実績及び見込・計画数>

利用定員数 (整備量)	2018年4月1日	2019年4月1日	2020年4月1日	2021年4月1日
	59,703人	約90,000人	約90,000人～ 約110,000人	約110,000人

※ 2019年4月1日以降は、事業主拠出金による整備予定量

- 全国の市区町村から提出された「子育て安心プラン実施計画」に基づく、申込者数（保育ニーズ）、利用定員数（整備量）、待機児童数の見込・計画値を集計したところ、2018年度から2020年度末までの3年間で、申込者数は約16.7万人分増加、利用定員数は約23.3万人分増加（\*1）、待機児童は解消する見込みとなっている。

また、企業主導型保育事業の事業主拠出金による整備予定量は、3年間で約6万人分（\*2）を見込んでおり、市区町村の計画とあわせると約29.3万人分が拡大できる見込みとなっている。

- \*1 市区町村の計画には、2017年度までの積み残し分（8,069人）を含む。
- \*2 企業主導型保育事業の整備予定量には、2017年度末までの前倒し分（9,703人）を含む。

- 子育て安心プランを推進するための財政支援を希望する市区町村として実施計画が採択されたのは、8月10日時点で575市区町村。（別紙参照）

- 財政支援の対象となる事業は以下のとおり。
  - ・ 保育所等整備交付金
  - ・ 保育所等改修費等支援事業  
賃貸物件による保育所改修費等、小規模保育改修費等、認可化移行改修費等、家庭的保育改修費等、幼稚園における長時間預かり保育改修費等
  - ・ 安心こども基金  
保育所緊急整備事業、賃貸物件による保育所整備事業、小規模保育整備事業、小規模保育設置促進事業、家庭的保育改修等事業、認定こども園整備事業

(別紙)

## 「子育て安心プラン実施計画」採択市区町村一覧

都道府県	採択 市区町村数	採択市区町村				
北海道	15	札幌市 苫小牧市 北広島市	小樽市 江別市 石狩市	旭川市 名寄市 美瑛町	釧路市 千歳市 遠軽町	帯広市 深川市 音更町
青森県	7	青森市 鱒ヶ沢町	弘前市 板柳町	八戸市	むつ市	平川市
岩手県	12	盛岡市 釜石市 田野畑村	宮古市 八幡平市 洋野町	花巻市 奥州市	北上市 矢巾町	一関市 大槌町
宮城県	25	仙台市 角田市 大崎市 亘理町 大衡村	石巻市 多賀城市 大河原町 山元町 加美町	塩竈市 岩沼市 村田町 松島町 涌谷町	気仙沼市 登米市 柴田町 利府町 美里町	名取市 東松島市 丸森町 大和町 女川町
秋田県	2	秋田市	大館市			
山形県	18	山形市 寒河江市 南陽市 川西町	米沢市 村山市 山辺町 白鷹町	鶴岡市 長井市 河北町 庄内町	酒田市 天童市 真室川町	新庄市 東根市 高島町
福島県	16	福島市 須賀川市 伊達市 矢吹町	会津若松市 喜多方市 本宮市	郡山市 二本松市 川俣町	いわき市 田村市 鏡石町	白河市 南相馬市 西郷村
茨城県	21	水戸市 常総市 つくば市 筑西市 阿見町	日立市 常陸太田市 ひたちなか市 坂東市	土浦市 笠間市 鹿嶋市 神栖市	古河市 取手市 守谷市 つくばみらい市	龍ヶ崎市 牛久市 那珂市 茨城町
栃木県	14	宇都宮市 小山市 那須烏山市	足利市 真岡市 下野市	佐野市 大田原市 上三川町	鹿沼市 矢板市 那須町	日光市 那須塩原市
群馬県	7	前橋市 吉岡町	高崎市 玉村町	伊勢崎市	沼田市	館林市
埼玉県	42	さいたま市 秩父市 春日部市 上尾市 入間市 久喜市 蓮田市 ふじみ野市 宮代町	川越市 所沢市 狭山市 草加市 朝霞市 北本市 坂戸市 白岡市 杉戸町	熊谷市 飯能市 羽生市 越谷市 志木市 八潮市 幸手市 滑川町	川口市 本庄市 鴻巣市 蕨市 和光市 富士見市 鶴ヶ島市 嵐山町	行田市 東松山市 深谷市 戸田市 新座市 三郷市 吉川市 上里町
千葉県	24	千葉市 野田市 市原市 君津市 白井市	市川市 佐倉市 流山市 浦安市 香取市	船橋市 東金市 八千代市 四街道市 大網白里市	木更津市 習志野市 我孫子市 八街市 酒々井町	松戸市 柏市 鎌ヶ谷市 印西市
東京都	49	千代田区 台東区 大田区 豊島区 足立区 武蔵野市 調布市 東村山市 東大和市 羽村市	中央区 墨田区 世田谷区 北区 葛飾区 三鷹市 町田市 国分寺市 清瀬市 あきる野市	港区 江東区 渋谷区 荒川区 江戸川区 青梅市 小金井市 国立市 東久留米市 西東京市	新宿区 品川区 中野区 板橋区 八王子市 府中市 小平市 福生市 多摩市 瑞穂町	文京区 目黒区 杉並区 練馬区 立川市 昭島市 日野市 狛江市 稲城市
神奈川県	21	横浜市 鎌倉市 秦野市 座間市 松田町	川崎市 藤沢市 厚木市 南足柄市	相模原市 小田原市 大和市 綾瀬市	横須賀市 茅ヶ崎市 伊勢原市 葉山町	平塚市 逗子市 海老名市 二宮町
新潟県	3	新潟市	長岡市	新発田市		

都道府県	採択 市区町村数	採択市区町村				
富山県	0	-				
石川県	1	金沢市				
福井県	4	福井市	敦賀市	鯖江市	越前市	
山梨県	0	-				
長野県	11	松本市 阿南町 小川村	上田市 泰阜村	岡谷市 朝日村	飯田市 白馬村	安曇野市 高山村
岐阜県	5	岐阜市	多治見市	美濃加茂市	可児市	瑞穂市
静岡県	18	静岡市 島田市 藤枝市 伊豆の国市	浜松市 富士市 袋井市 牧之原市	三島市 磐田市 裾野市 森町	富士宮市 焼津市 湖西市	伊東市 掛川市 菊川市
愛知県	31	名古屋市 春日井市 安城市 東海市 岩倉市 みよし市 豊根村	豊橋市 豊川市 西尾市 大府市 豊明市 長久手市	一宮市 碧南市 蒲郡市 知多市 田原市 東郷町	瀬戸市 刈谷市 小牧市 尾張旭市 清須市 豊山町	半田市 豊田市 稲沢市 高浜市 北名古屋市 大治町
三重県	6	津市 明和町	四日市市	松阪市	桑名市	名張市
滋賀県	11	大津市 栗東市 米原市	彦根市 甲賀市	近江八幡市 湖南市	草津市 高島市	守山市 東近江市
京都府	11	京都市 長岡京市 精華町	福知山市 京田辺市	亀岡市 南丹市	城陽市 木津川市	向日市 大山崎町
大阪府	32	大阪市 吹田市 茨木市 松原市 羽曳野市 泉南市 忠岡町	堺市 高槻市 八尾市 大東市 門真市 四條畷市 熊取町	岸和田市 貝塚市 富田林市 和泉市 摂津市 交野市	豊中市 守口市 寝屋川市 箕面市 藤井寺市 大阪狭山市	池田市 枚方市 河内長野市 柏原市 東大阪市 島本町
兵庫県	16	神戸市 芦屋市 宝塚市 播磨町	姫路市 伊丹市 川西市	尼崎市 相生市 三田市	明石市 豊岡市 加西市	西宮市 加古川市 南あわじ市
奈良県	8	奈良市 平群町	大和郡山市 田原本町	天理市 広陵町	生駒市	香芝市
和歌山県	6	和歌山市 印南町	海南市	橋本市	紀の川市	かつらぎ町
鳥取県	3	鳥取市				
島根県	6	松江市 雲南市	米子市 浜田市	湯梨浜町 出雲市	大田市	安来市
岡山県	4	岡山市				
広島県	7	広島市 廿日市市	倉敷市 呉市 海田町	里庄町 尾道市	矢掛町 福山市	東広島市
山口県	4	宇部市				
徳島県	6	徳島市 藍住町	吉野川市	下松市 勝浦町	周南市 松茂町	北島町
香川県	5	高松市				
愛媛県	2	松山市				
高知県	2	高知市				
福岡県	31	北九州市 柳川市 豊前市 宗像市 宮若市 粕屋町 大刀洗町	福岡市 八女市 小郡市 太宰府市 糸島市 水巻町	大牟田市 筑後市 筑紫野市 古賀市 志免町 岡垣町	久留米市 大川市 春日市 福津市 須恵町 鞍手町	飯塚市 行橋市 大野城市 うきは市 新宮町 筑前町
佐賀県	6	佐賀市 江北町	唐津市	小城市	神埼市	みやき町
長崎県	9	長崎市 五島市	佐世保市 長与町	島原市 時津町	大村市 東彼杵町	松浦市

都道府県	採択 市区町村数	採択市区町村				
熊本県	11	熊本市 宇城市 益城町	荒尾市 合志市	水俣市 大津町	玉名市 菊陽町	宇土市 嘉島町
大分県	5	大分市	別府市	佐伯市	竹田市	由布市
宮崎県	5	宮崎市	都城市	延岡市	小林市	日向市
鹿児島県	10	鹿児島市 曾於市	鹿屋市 霧島市	出水市 志布志市	指宿市 南九州市	薩摩川内市 始良市
沖縄県	23	那覇市 糸満市 恩納村 嘉手納町 与那原町	宜野湾市 沖縄市 宜野座村 北谷町 南風原町	石垣市 うるま市 金武町 北中城村 八重瀬町	浦添市 宮古島市 伊江村 中城村	名護市 南城市 読谷村 西原町
合計	575					

# 待機児童解消に向けた取組の状況について

## 【保育の受け皿拡大の状況】

○ 待機児童解消加速化プランによる市区町村と企業主導型保育事業における保育の受け皿拡大を合わせると、2013年度から2017年度末までの5年間の合計は、約53.5万人分(※)。待機児童解消加速化プランの政府目標50万人分を達成。

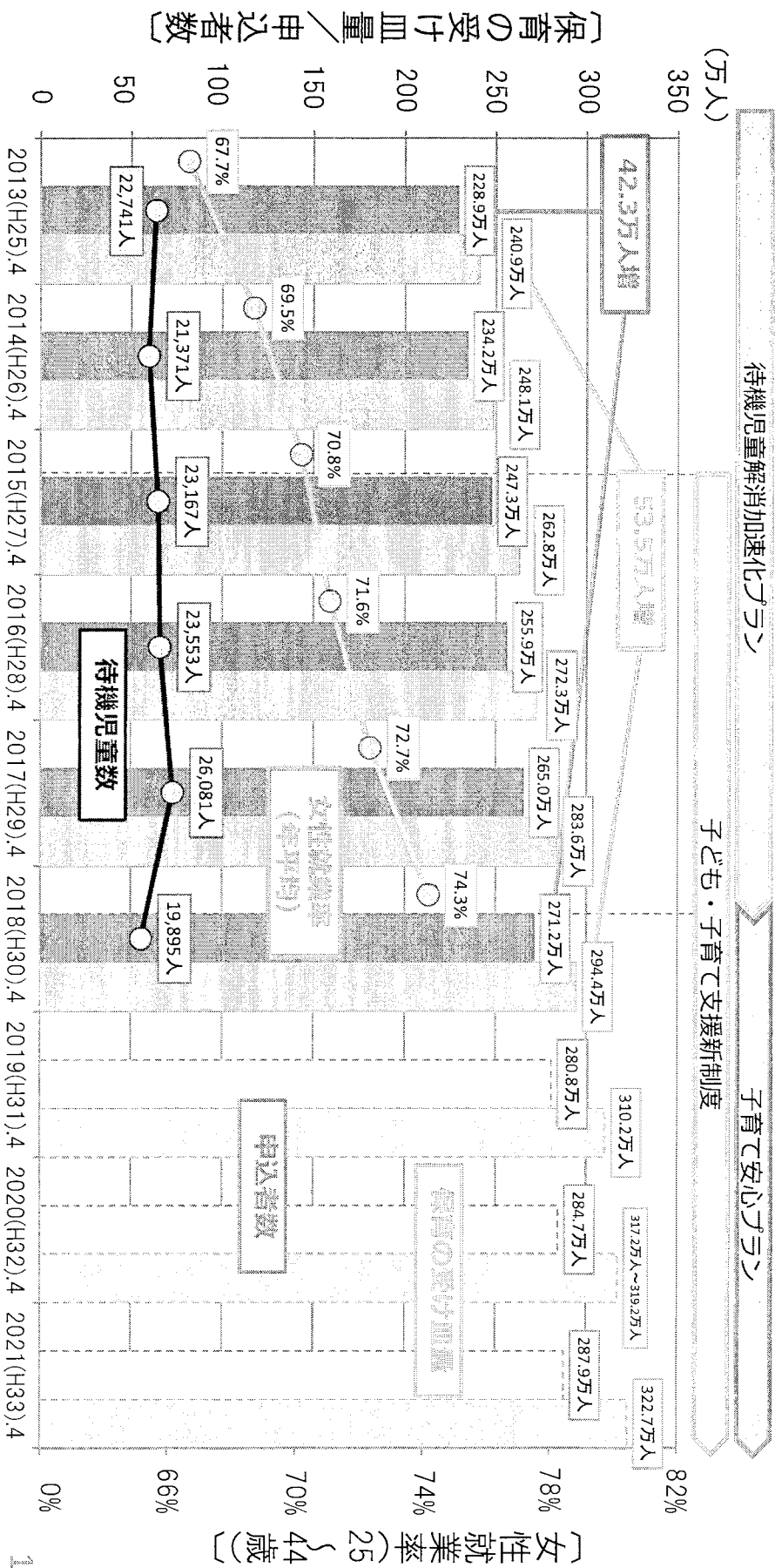
※ 市区町村の受け皿拡大量：約47.6万人分 企業主導型保育事業の受け皿拡大量：約6万人分

○ 子育て安心プランによる保育の受け皿拡大量は、現時点の市区町村等の計画を積み上げると、2017年度末までの子育て安心プランの前倒し分を含め、2018年度から2020年度末までの3年間で約29.3万人分が拡大できる見込み。

## 【保育の申込者数、待機児童数の状況】

○ 一方、女性就業率(25歳から44歳)は年々上昇しており、それに伴い申込者数も年々増加。2018年4月時点の申込者数は、約271.2万人で、昨年度と比較して増加(約6.2万人増)。

○ 2018年4月時点の待機児童数は、19,895人となり、10年ぶりに2万人を下回る結果。



# 待機児童の解消に向けた取組状況

## ◆ 待機児童解消加速化プランの期間における保育の受け皿拡大量の推移

	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	5か年合計	子育て安心プラン公表時(平成29年6月)の見込みとの差	
市区町村拡大量	72,430人	147,233人	94,585人	93,055人	68,423人	475,726人	▲8,069人	
企業主導型 拡大量	—	—	—	20,284人	39,419人	59,703人	9,703人	
	(計 219,663人)					(計 256,063人+59,703人)	535,429人	1,634人

## ◆ 子育て安心プランによる保育の受け皿拡大量の見込み

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	3か年合計	(参考) 子育て安心プラン公表時(平成29年6月公表)
市区町村拡大量	127,269人*1	70,120人	35,427人	232,816人	約26万人
企業主導型 拡大量	約40,000人*2 (事業主拠出金による整備予定量)	約20,000人		約60,000人	約6万人
	(計 232,816人+約60,000人)			約29.3万人	約32万人

\*1 2017年度(平成29年度) 未までの積み残し分(8,069人)を含む。

\*2 2017年度(平成29年度) 未までの子育て安心プランの前倒し分(9,703人)を含む。

## ◆ 2017年度(平成29年度)の保育の受け皿拡大量

認可保育所	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園	小規模保育 事業	家庭的保育 事業	事業所内保育 事業	居宅訪問型 保育事業	地方単独保育 施設	その他	小計	企業主導型 保育事業	合計
▲7,196	80,724	7,574	4	13,888	▲305	2,501	34	7,879	▲36,680	68,423	39,419	107,842

単位(人)

注) 「認可保育所」は保育所型認定こども園の保育所部分を含む。

注) 「企業主導型保育事業」については、平成30年3月31日時点における平成29年度の拡大量見込み。

## ◆ 2018年(平成30年)4月1日の保育の受け皿

単位(人)

認可保育所	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園	小規模保育 事業	家庭的保育 事業	事業所内保育 事業	居宅訪問型 保育事業	地方単独保育 施設	その他	小計	企業主導型 保育事業	合計
2,231,144	440,147	39,510	3,214	71,181	3,951	11,235	197	50,016	33,825	2,884,420	59,703	2,944,123

注) 「認可保育所」は保育所型認定こども園の保育所部分を含む。

注) 「企業主導型保育事業」については、平成30年3月31日時点における平成30年4月1日の受け皿見込み。

前回公表と今回公表における「待機児童解消加速化プランの期間における保育の受け皿拡大量」の差について

- 「待機児童解消加速化プランの期間における保育の受け皿拡大量」については、前回公表（平成29年9月）時の「約59.3万人」から今回「約53.5万人」と約5.8万人減少しているが、これは29年度拡大量が「見込み」から「実績」に置き換わったことによるもの（表1）

- 市区町村整備分（約4.7万人減少）のうち認可施設・事業分（約2.4万人減少）については、土地の確保の遅れ等によるものと考えられる

※ 例年2万人程度減少  
また、本年調査から区分を細分化したことにより、「その他」が2万人程度減少しており、これは企業主導型保育事業の重複計上が排除されたことによるものと考えられる。（表2）

※ 企業主導型保育事業の数値は、児童育成協会が内閣府へ報告している助成決定数を別途計上しているが、昨年調査においては、市区町村によって市区町村整備分の「その他」として計上している例があった。本年調査では、「その他」を「特別保育」「企業主導型保育事業」「その他」に細分化した上で、企業主導型保育事業の数値は市区町村整備分からは除外した。

- 企業主導型保育事業分（約1万人減少）については、工事着工の遅れや事業者の申請取下げなどによるものと考えられる。

（表1）待機児童解消加速化プランの期間における保育の受け皿拡大量

	平成25～28実績	29年9月公表時 (a)		今回公表 (b)		b-a
		29見込み	5か年合計	29実績	5か年合計	
市区町村分	407,303	115,713	523,016	68,423	475,726	▲ 47,290
企業主導型保育分	20,284	約50,000	約70,000	39,419	59,703	▲ 10,297
合計	427,587	165,713	593,016	107,842	535,429	▲ 57,587

（表2）市区町村整備分の利用定員の推移

	28年9月公表		29年9月公表		今回公表	
	28.4実績	29.4実績	30.4見込み (a)	30.4実績 (b)	b-a	
認可施設・事業	2,604,210	2,703,355	2,824,884	2,800,579	▲ 24,305	
地方単独保育施策	45,062	42,137	40,144	50,016	9,872	
認可化移行支援等	56,175	34,351	30,773	17,511	▲ 13,262	
その他（特別保育等）	17,495	36,154	35,909	16,314	▲ 19,595	
合計	2,722,942	2,815,997	2,931,710	2,884,420	▲ 47,290	

企業主導型保育の創設が主要因 企業主導型保育の重複計上排除が主要因

（注1）p2の表では、上表の「認可化移行支援等」と「その他」の合計を「その他」として計上  
（注2）本年調査では、従前の「認可化移行支援等」の一部を「地方単独保育施策」に移管

# 待機児童等の状況（地域別）

- 待機児童については、全国の市区町村（1,741）のうち、約8割の市区町村（1,306）においてゼロ。
- 待機児童は都市部（\*）に多く見られる状況にあり、全体の70%（待機児童数13,930人）を占めている。  
（\*都市部：首都圏（埼玉・千葉・東京・神奈川）、近畿圏（京都・大阪・兵庫）の7都府県（指定都市・中核市含む）とその他指定都市・中核市）
- 待機児童数が100人以上減少した自治体の傾向をみると、自治体の保育の受け皿整備の取組みが待機児童の改善に表れている。

## <待機児童数に100人以上増減のあった地方自治体>

### 1. 待機児童数が100人以上減少した地方自治体

都道府県	市区町村	待機児童数		減少数	利用定員数 増加数 (H29.4.1⇒ H30.4.1)	申込者数 増加数 (H29.4.1⇒ H30.4.1)	利用定員数 — 申込者数
		H30.4.1	H29.4.1				
1	大分県 大分市	13人	463人	▲450人	1,066人	520人	536人
2	東京都 世田谷区	486人	861人	▲375人	721人	950人	▲229人
3	東京都 大田区	250人	572人	▲322人	1,185人	395人	1,061人
4	岡山県 岡山市	551人	849人	▲298人	1,464人	403人	1,061人
5	東京都 目黒区	330人	617人	▲287人	753人	432人	321人
6	大阪府 大阪市	65人	325人	▲260人	3,105人	753人	2,352人
7	東京都 江東区	76人	322人	▲246人	536人	493人	43人
8	東京都 中野区	171人	375人	▲204人	503人	51人	452人
9	東京都 品川区	19人	219人	▲200人	630人	873人	▲154人
10	千葉県 習志野市	144人	338人	▲194人	503人	349人	154人
11	千葉県 市川市	385人	576人	▲191人	947人	523人	424人
12	沖縄県 沖縄市	264人	440人	▲176人	536人	325人	211人
13	沖縄県 浦添市	63人	236人	▲173人	601人	5人	596人
14	東京都 足立区	205人	374人	▲169人	872人	403人	469人
15	香川県 高松市	62人	224人	▲162人	530人	337人	193人
16	東京都 調布市	167人	312人	▲145人	869人	543人	326人
17	東京都 京田辺市	0人	140人	▲140人	50人	67人	▲17人
18	東京都 中央区	188人	324人	▲136人	534人	429人	105人
19	東京都 府中市	248人	383人	▲135人	470人	▲45人	515人
20	大阪府 豊中市	0人	121人	▲121人	1,034人	322人	712人
21	東京都 渋谷区	151人	266人	▲115人	574人	373人	201人
22	東京都 日野市	139人	252人	▲113人	420人	120人	300人
23	福島県 福島市	112人	223人	▲111人	1,104人	80人	1,024人
24	東京都 荒川区	80人	181人	▲101人	17人	13人	4人

### 2. 待機児童数が100人以上増加した地方自治体

都道府県	市区町村	待機児童数		増加数	利用定員数 増加数 (H29.4.1⇒ H30.4.1)	申込者数 増加数 (H29.4.1⇒ H30.4.1)	利用定員数 — 申込者数
		H30.4.1	H29.4.1				
1	埼玉県 さいたま市	315人	0人	315人	1,229人	2,202人	▲973人
2	兵庫県 神戸市	332人	93人	239人	529人	675人	▲146人
3	東京都 国分寺市	202人	92人	110人	126人	260人	▲134人

### <待機児童数の多い上位10地方自治体>

都道府県	市区町村	平成30年4月 待機児童数
1	兵庫県 明石市	571人
2	岡山県 岡山市	551人
3	東京都 世田谷区	486人
4	東京都 江戸川区	440人
5	兵庫県 西宮市	413人
6	千葉県 市川市	385人
7	兵庫県 神戸市	332人
8	東京都 目黒区	330人
9	埼玉県 さいたま市	315人
10	沖縄県 沖縄市	264人

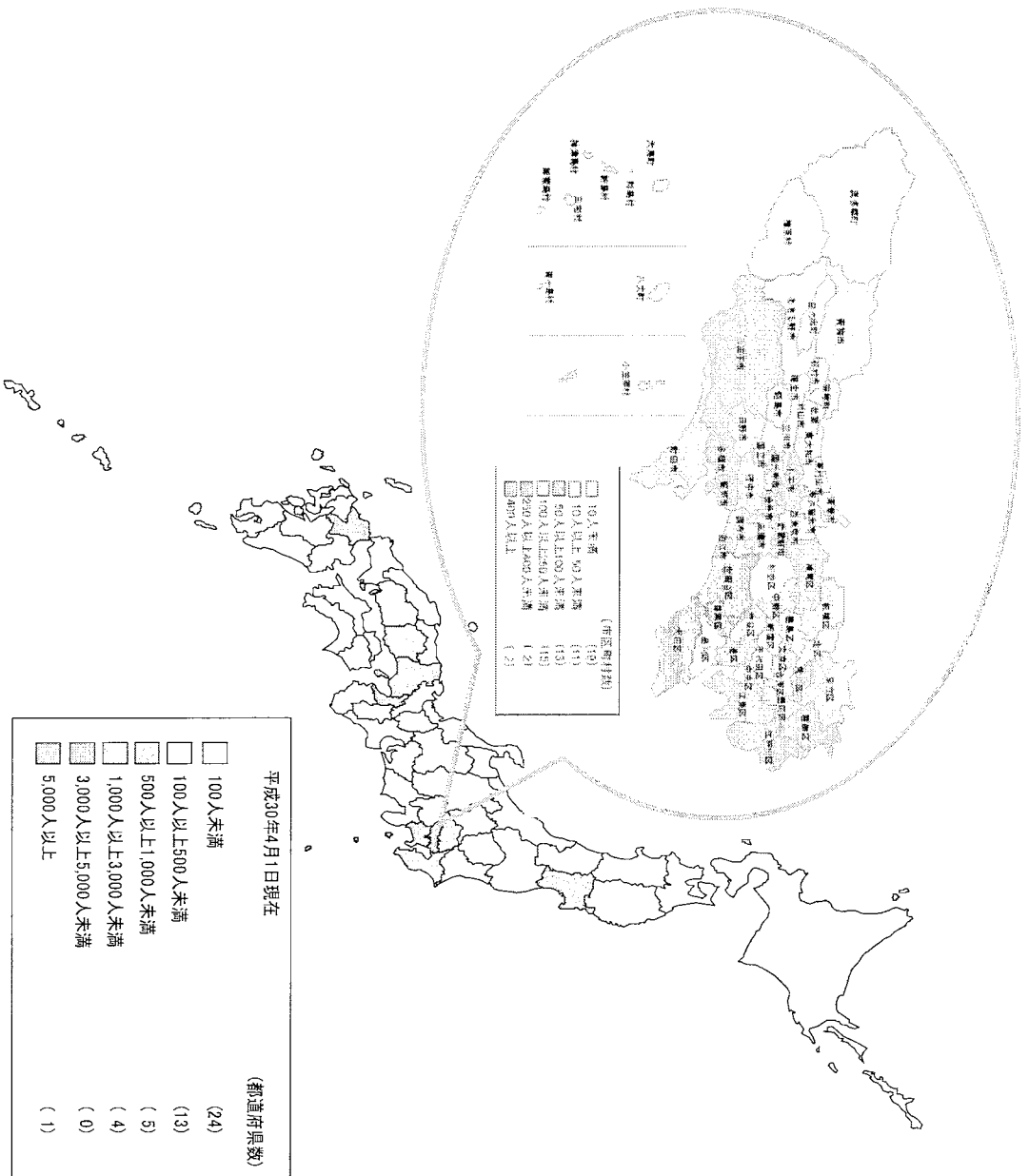
### <待機児童数が100人以上で待機児童率の高い上位10地方自治体>

都道府県	市区町村	平成30年4月 申込者数	平成30年4月 待機児童数	平成30年4月 待機児童率
1	沖縄県 南風原町	1,919人	194人	10.11%
2	沖縄県 西原町	1,218人	106人	8.70%
3	福岡県 筑紫野市	2,218人	181人	8.16%
4	兵庫県 明石市	7,149人	571人	7.99%
5	福岡県 大野城市	2,290人	173人	7.55%
6	沖縄県 南城市	1,951人	143人	7.33%
7	東京都 国分寺市	2,848人	202人	7.09%
8	千葉県 印西市	2,062人	133人	6.45%
9	東京都 目黒区	5,719人	330人	5.77%
10	沖縄県 さいたま市	4,462人	236人	5.29%

\*待機児童率=待機児童数/申込者数



# (参考)平成30年4月1日 全国待機児童マップ(都道府県別)



平成30年4月1日現在

(都道府県数)

100人未満	(24)
100人以上500人未満	(13)
500人以上1,000人未満	(5)
1,000人以上3,000人未満	(4)
3,000人以上5,000人未満	(0)
5,000人以上	(1)

注:各都道府県には指定都市・中核市を含む。

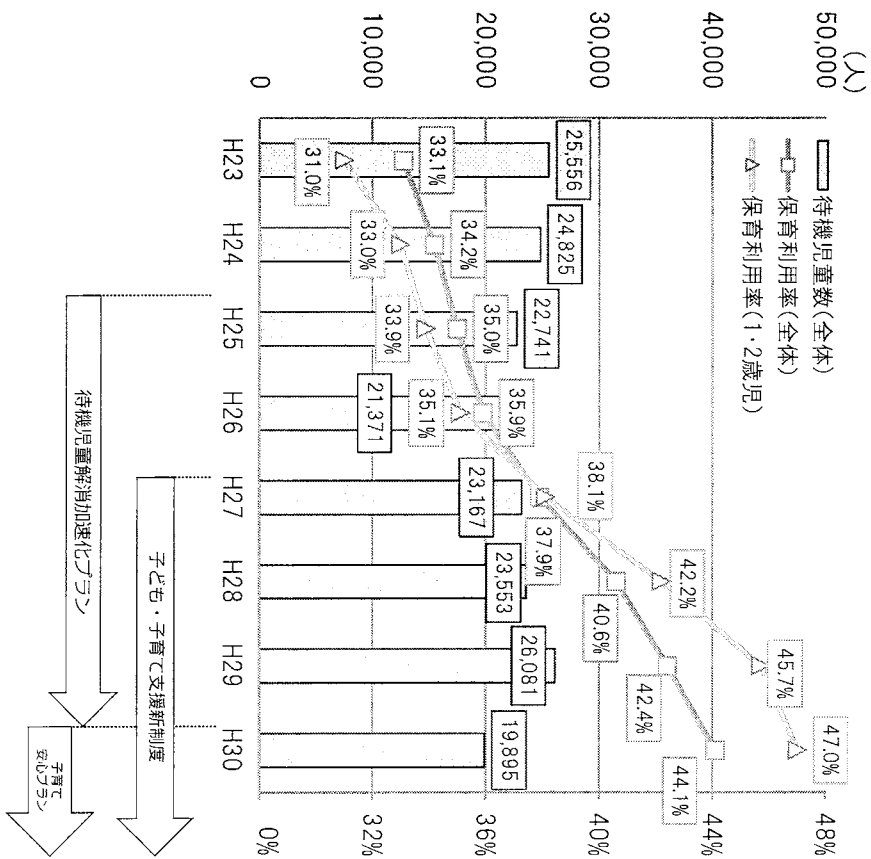
都道府県	待機児童数	待機児童率	参考	
			(12月)	増減
北海道	129	0.16	65	64
青森県	0	0.00	0	0
岩手県	145	0.48	178	▲33
宮城県	613	1.43	793	▲177
秋田県	37	0.16	41	▲4
山形県	46	0.18	67	▲21
福島県	371	1.15	616	▲245
茨城県	386	0.88	516	▲130
栃木県	41	0.10	131	▲90
群馬県	28	0.06	2	26
埼玉県	1,552	1.23	1,258	294
千葉県	1,392	1.27	1,787	▲395
東京都	5,414	1.84	8,556	▲3,172
神奈川県	894	0.54	756	109
新潟県	1	0.00	2	▲1
富山県	0	0.00	0	0
石川県	0	0.00	0	0
福井県	18	0.07	0	18
山梨県	0	0.00	0	0
長野県	50	0.10	0	50
岐阜県	0	0.00	2	▲2
静岡県	325	0.49	456	▲131
愛知県	238	0.15	185	53
三重県	80	0.20	100	▲20
滋賀県	439	1.29	356	83
京都府	75	0.13	227	▲152
大阪府	677	0.38	1,190	▲513
兵庫県	1,988	1.83	1,572	416
奈良県	201	0.79	287	▲86
和歌山県	16	0.08	29	▲13
鳥取県	0	0.00	0	0
島根県	30	0.13	119	▲89
岡山県	698	1.46	1,048	▲350
広島県	207	0.32	186	21
山口県	36	0.14	100	▲64
徳島県	33	0.20	94	▲61
香川県	108	0.48	227	▲119
愛媛県	49	0.19	97	▲48
高知県	51	0.24	73	▲22
福岡県	995	0.82	1,297	▲302
佐賀県	33	0.14	34	▲1
長崎県	157	0.42	190	▲33
熊本県	182	0.32	276	▲93
大分県	13	0.05	508	▲492
宮崎県	63	0.19	38	27
鹿児島県	244	0.58	354	▲110
沖縄県	1,870	3.26	2,247	▲377
計	19,995	0.73	26,081	▲6,186

※ 待機児童率=待機児童数/申込者数

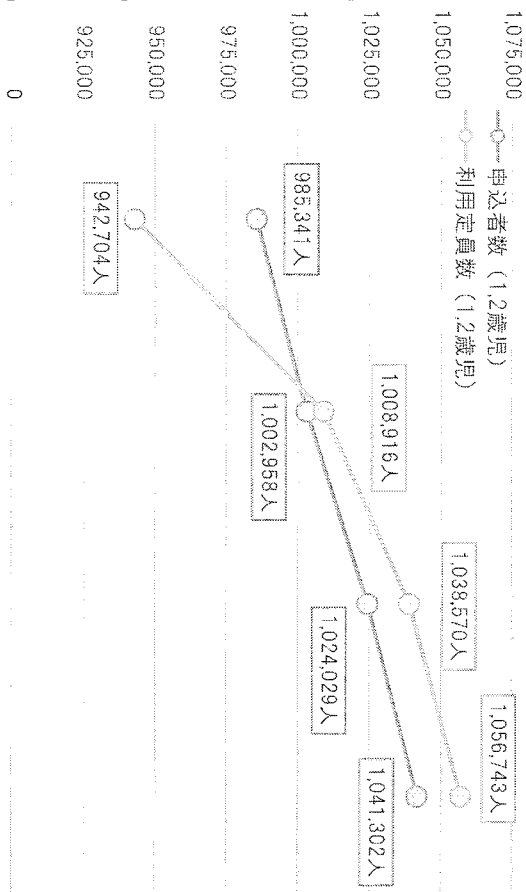
## 待機児童等の状況（年齢別）

- 保育利用率（利用児童数／就学前児童数）は年々上昇しており、1・2歳児の利用率は1年間で1.3ポイント上昇し、平成30年4月1日の保育利用率は47.0%となっている。
- 待機児童は1・2歳児に多く、全体の74.2%を占めており、今後も1・2歳児の受け皿拡大を中心に取り組を進めていく。

待機児童数及び保育利用率の実績の推移



1・2歳児の申込者数及び保育の受け皿整備等の見込み

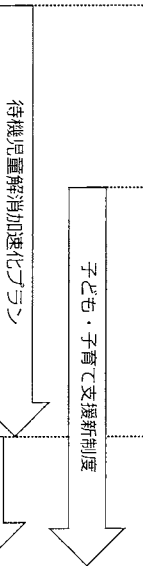


年齢別の待機児童数及び利用児童数

	30年待機児童数	30年利用児童数	保育利用率	就学前児童数
低年齢児(0～2歳)	17,626人 (88.6%)	1,071,261人 (36.6%)		2,923,000人
うち0歳児	2,888人 (14.4%)	149,948人 (15.6%)		963,000人
うち1・2歳児	14,738人 (74.2%)	921,313人 (47.0%)		1,960,000人
3歳以上児	2,269人 (11.4%)	1,543,144人 (51.4%)		3,003,000人
全年齢児計	19,895人 (100.0%)	2,614,405人 (44.1%)		5,926,000人

※ 利用定員数は、市区町村の受け皿整備量の拡大見込み量

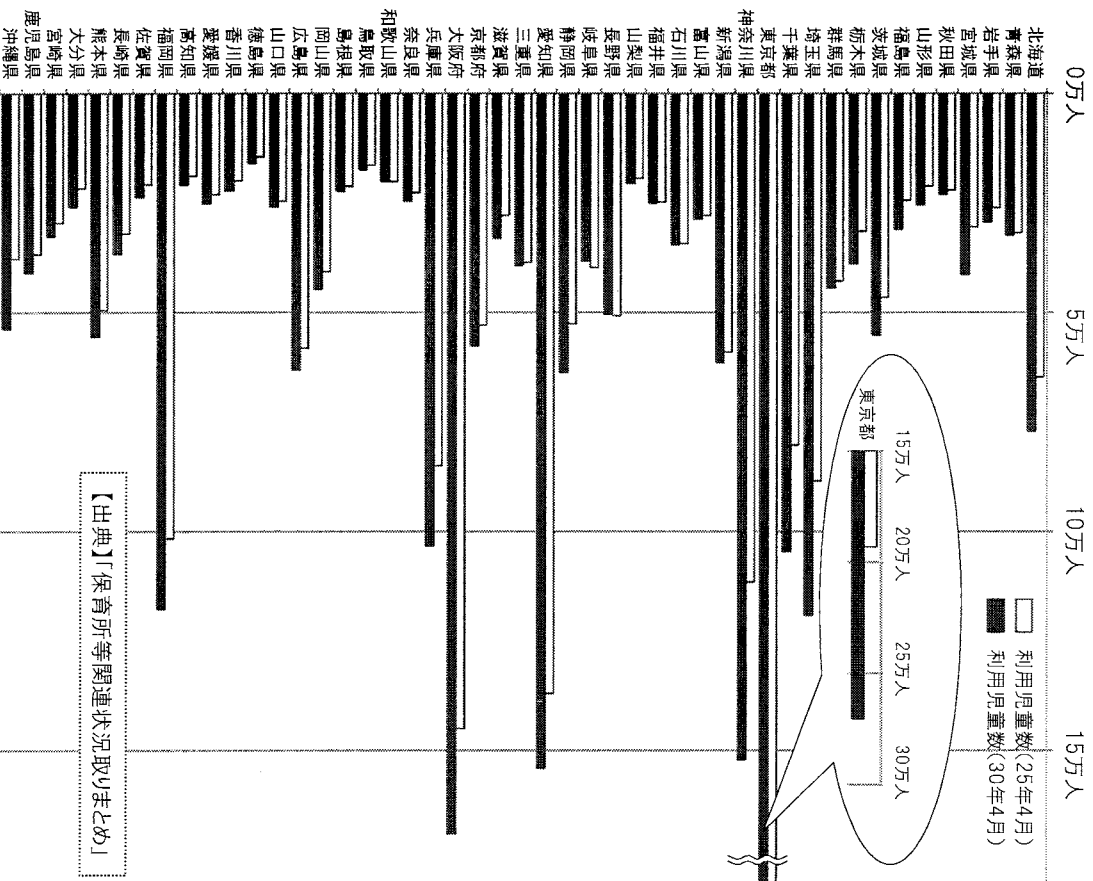
2018(H30)4 2019(H31)4 2020(H32)4 2021(H33)4



# (参考)都道府県別の利用児童数及び保育所等の運営に要する費用(試算)の推移

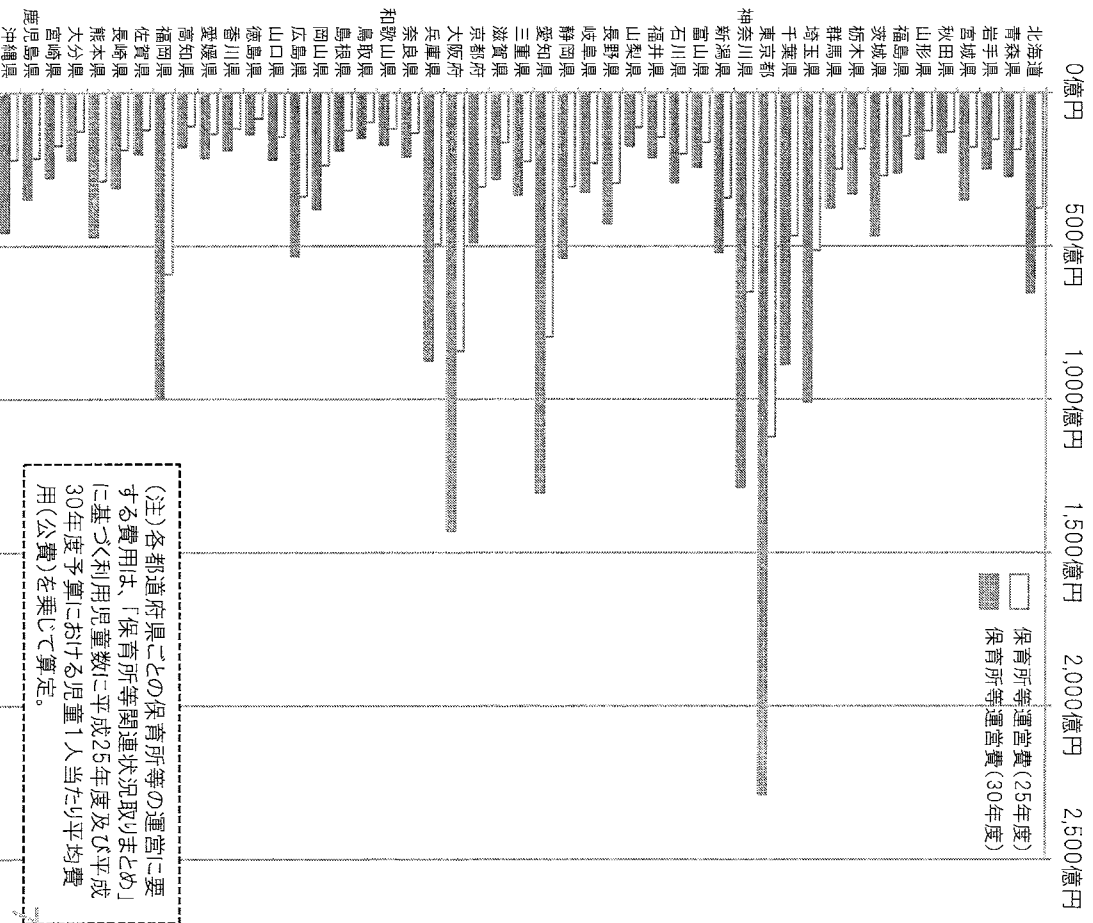
- 「待機児童解消加速化プラン」の期間において、利用児童数は都市部だけでなく、全国的に増加。
- それに伴い、保育所等の運営に要する費用についても全国的に増加。

【利用児童数の推移(25年4月-30年4月)】



【出典】「保育所等関連状況取りまとめ」

【保育所等の運営に要する費用(試算)の推移(25-30年度)】



(注)各都道府県ごとの保育所等の運営に要する費用は、「保育所等関連状況取りまとめ」に基づき(利用児童数に平成25年度及び平成30年度予算における児童1人当たり平均費用(公費)を乗じて算定。

事務連絡  
平成30年8月24日

各 都道府県・指定都市・中核市  
子ども・子育て支援新制度 担当部局担当課 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）

第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の  
算出等の考え方について（送付）

子ども・子育て支援施策の推進につきましては、平素からご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

各市町村（特別区を含む。以下同じ。）においては、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、2020年度を始期とする市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「第二期支援事業計画」という。）を作成いただく必要があること及び作成に当たって利用希望把握調査等の実施が必要となることを「市町村子ども・子育て支援事業計画作成に係る利用希望把握調査等について」（平成30年5月24日付事務連絡）において周知したところです。

今般、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」（以下「考え方」という。）を別添のとおり作成いたしました。考え方においては、「子育て安心プラン」（平成29年6月2日公表）や「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方（作業の手引き）【改訂版】」（平成29年6月29日付事務連絡）等現在の子ども・子育てをめぐる政策動向やこうした事務連絡を踏まえ、第二期支援事業計画の作成に当たり、「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」（平成26年1月20日付事務連絡。以下「第一期手引き」という。）の内容に追加、修正が必要な項目等を記載しています。

なお、放課後児童健全育成事業及び幼稚園における預かり保育等の取扱いに関する量の見込みの算出方法等については、後日お示しする予定でありますが、各市町村においては、これを待たずに第一期手引きを活用しつつ、考え方を参照の上、調査対象や調査項目の選定を含め、適切に利用希望把握調査等を実施いただきますようお願いいたします。

なお、都道府県におかれましては、内容について十分御了知の上、指定都市及び中核市を除く管内市町村への周知・助言をお願いいたします。

問合せ先  
内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当） 付  
島田、眞柄  
TEL：03-6257-1468 FAX:03-3581-2521

第二期市町村子ども・子育て支援事業計画  
における「量の見込み」の算出等の考え方

平成30年8月24日

## はじめに

子ども・子育て支援法第61条において、市町村は、国が示す基本指針（「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年内閣府告示第159号）をいう。以下同じ。）に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「支援事業計画」という。）を定めるものとされている。

各市町村（特別区を含む。以下同じ。）においては、平成27年度を始期とする支援事業計画の計画期間の終期が平成31年度（2019年度）であることから、2020年度を始期とする第二期の支援事業計画を改めて作成する必要がある。

そこで、第一期の支援事業計画の作成にあたって示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」（平成26年1月20日内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室事務連絡。以下「第一期手引き」という。）を基本としつつ、「子育て安心プラン」（平成29年6月2日公表）、「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方（作業の手引き）【改訂版】」（平成29年6月29日内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）事務連絡）等を踏まえ、第二期の支援事業計画作成にあたっての「量の見込み」の算出等の考え方を提示する。

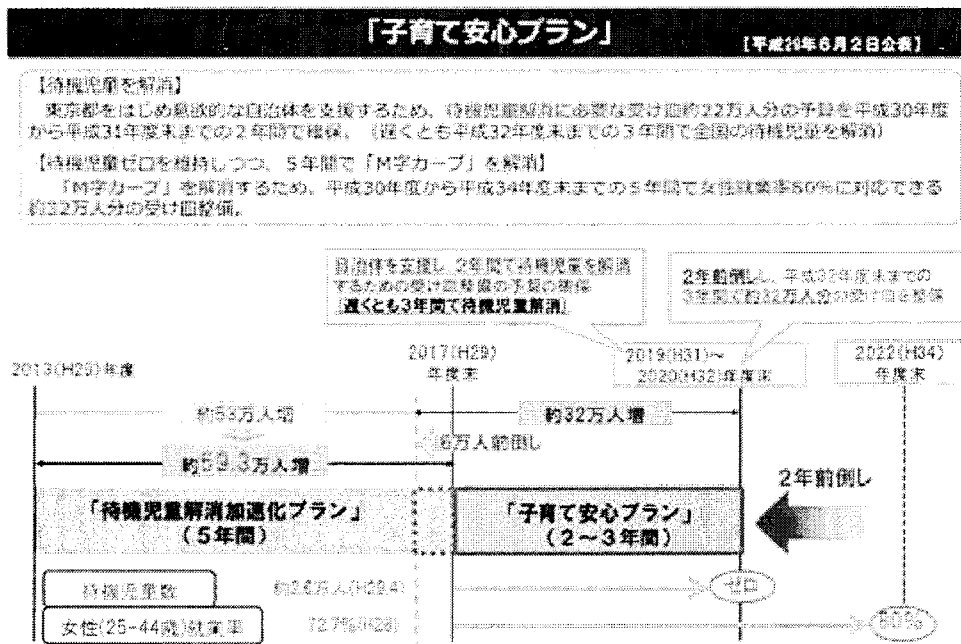
なお、今回提示する考え方の活用方法も含め、具体的な算出方法等については、各市町村において地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、適切に判断頂きたい。

※ 各項目名後の（ ）内は、第一期手引きにおける該当ページを示している

## 1 提供体制確保の実施時期の設定 (P3)

支援事業計画における提供体制確保の実施時期は、「子育て安心プラン」において目標年次としている 2020 年度末までに、量の見込みに対応する教育・保育施設及び地域型保育事業を整備することを目指し、設定する。

【参考】子育て安心プラン



## 2 量の見込みの算出に用いる子どもの年齢について (P9)

量の見込みの算出に用いる子どもの年齢については、「調査又は抽出時における年齢」が回答時点における年齢に最も近く、各年齢のニーズをより適切に把握できると考えられるが、市町村の判断で4月1日時点での年齢（学年齢）によることも可能である。

## 3 トрендや政策動向、地域の実情等の考慮

教育・保育の量の見込みの算出に当たっては、トレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえること。

特に、保育の受け皿整備の進捗による潜在需要の喚起や、「子育て安心プラン」において、国においては、2018 年度末から 2020 年度末までの3年間で女性就業率 80%に対応できる 32 万人分の保育の受け皿整備をすることとしていることに留意するとともに、『子育て安心プラン』の実施方針について（平成 29 年 12 月 21 日子保発 1221 第 1 号厚生労働省子ども

も家庭局保育課長通知)に基づく子育て安心プラン実施計画との整合性の確保を図ること。

また、保育ニーズ(2・3号)のみならず、教育ニーズ(1号)についても、政策動向や地域の実情等によって変動する可能性があることから、実態を適切に把握した上で、仮に提供体制に不足が見込まれる場合には、幼稚園・認定こども園(1号)の定員増や、公立幼稚園の入園対象年齢の満3歳への引下げ等により確実に提供体制を整備すること。

なお、トレンドや政策動向、地域の実情等を考慮し、量の見込みに補正が必要であると見込まれる場合には、例えば、第一期の支援事業計画作成に当たって実施した利用希望把握調査等(基本指針第三の〜3(二)に規定する教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等をいう。以下同じ。)と第二期の支援事業計画作成に当たって実施する利用希望把握調査等の結果を比較する方法や、これまでの支給認定の実績値の推移の傾向を把握する方法などが考えられる。

#### 4 都市開発部局との十分な情報共有

都市開発部局と十分に情報共有、連携を行い、大規模マンション等の開発が行われる際には、量の見込みを大きく変動させる要因となり得ることから、必要に応じて補正を行うこと。なお、保育所や地域型保育事業所等を併せて整備することにより、社会増に伴い必要となる保育の受け皿を確保すること。

※ 「10 放課後児童健全育成事業の量の見込み」(後述)も参照。

#### 5 0歳児保育の量の見込み(P38)

0歳児保育の量の見込みについては、次の点を考慮する必要がある。

- ・現在の育児休業の取得状況
- ・「1歳から必ず利用できる事業があれば、1歳になるまで育児休業を取得したい」者の保育ニーズの、今後の保育サービスの拡充に伴う変動
- ・1年超の育児休業取得の希望
- ・年度当初から年度末にかけて、出生に伴い段階的に利用者数が増加すること

このため、育児休業の取得状況の実態等を踏まえ、よりニーズの実態に近いものとなるよう、適切に量を見込むこと。

#### 6 「調査票のイメージ」における設問の修正

第一期の支援事業計画作成時に示した「調査票のイメージ」(「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概ねの案について」(平成25年8月6日内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室事務連絡)別紙4をいう。以下同じ。)問15-1の選択肢について、次のように修正すること。ただし、既に調査を実施している市町村においては、追加調査を依頼するものではない。

なお、これに伴い、第一期手引きにおいて一部変更となる箇所があるため、次の表のとおり



り読み替えること。

問 15-1 の選択肢（設問省略）	
1. 幼稚園	2. 幼稚園の預かり保育 (通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ)
3. 認可保育所 (国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員 20 人以上のもの)	4. 認定こども園 (幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設)
5. 小規模な保育施設 (国が定める最低基準に適合した施設で市町村の認可を受けた定員が概ね 6 ～ 19 人のもの)	6. 家庭的保育 (保育者の家庭等で 5 人以下の子どもを保育する事業)
7. 事業所内保育施設 (企業が主に従業員用に運営する施設)	8. 自治体の認証・認定保育施設 (認可保育所ではないが自治体が認証・認定した施設)
9. その他の認可外の保育施設	10. 居宅訪問型保育 (ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業)
11. ファミリー・サポート・センター (地域住民が子どもを預かる事業)	12. その他 ( )

第一期手引き 該当ページ	読み替え前	読み替え後
12, 19, 21, 24, 26	選択肢 3 から 9	選択肢 3 から 10
38	「3 認可保育所」から「9 居宅訪問型保育」	「3 認可保育所」から「10 居宅訪問型保育」

## 7 共働き等家庭の子どもの幼稚園利用について (P33)

共働き等家庭の子どもの幼稚園利用について、正確にニーズを把握することを目的として、「調査票のイメージ」に問 16-2 を追加すること。ただし、既に調査を実施している市町村においては、追加調査を依頼するものではない。

なお、幼稚園における預かり保育等の取扱いについての量の見込みの算出・確保方策の考え方については、後日別途示す予定である。

問 16-2 問 16 で「1. 幼稚園（通常の就園時間の利用）」または「2. 幼稚園の預かり保育」に○をつけ、かつ 3～12 にも○をつけた方にうかがいます。特に幼稚園（幼稚園の預かり保育をあわせて利用する場合を含む）の利用を強く希望しますか。当てはまる番号に○をつけてください。

1. はい 2. いいえ

## 8 企業主導型保育施設の地域枠の活用

基本指針において、企業主導型保育施設について、企業主導型保育施設の設置者と調整を行い、地域枠について、市町村の利用者支援の対象とした場合には、2号認定子ども及び3号認定子どもに係る教育・保育の提供体制の確保の内容に含めて差し支えないとされていることから、その積極的な活用を図ること。

		2020 年度				2021	2022	2023	2024
		1号	2号	3号		…	…	…	…
				0歳	1・2歳				
量の見込み		500	500	150	300	…	…	…	…
確保 方 策	特定教育・ 保育施設	500	480	140	290	…	…	…	…
	企業主導型 保育施設の 地域枠	—	30	10	10	…	…	…	…

## 9 特定教育・保育施設等の定員の取扱い

(1) 当該年度の翌年度の教育・保育提供区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数が当該年度の必要利用定員総数を上回る場合には、当該年度の翌年度の必要利用定員総数に基づき需給調整を行うこと。

(2) 保育所や認定こども園の整備を新たに行った後、4・5歳児定員については、定員割れが生じる一方で、0～2歳児については、定員超過が生じることが多いことに鑑み、運営開始後1～3年目については、4・5歳児定員を少なく設定し、2年目以降については、入所児童の進級に伴い、4・5歳児の定員の増加を図るなど、施設側と調整し、地域の保育ニーズに伴い、柔軟な定員設定を行うこと。

## 10 放課後児童健全育成事業の量の見込み (P40)

(1) 新たに策定するプランにおいては、女性の就業率の上昇や保育ニーズの高まりを踏まえ、2023年度末までに放課後児童クラブの約30万人分の更なる受け皿を拡大することと

しており、これを踏まえ、量の見込みを算出すること（基本指針を改正予定）。

(2) 小学校2年生以上の量の見込みについては、これまでの放課後児童健全育成事業の利用の伸び率や小学校1年生に係る量の見込みとのバランスを見ながら、適切な数字を算出すること。

(3) 放課後児童健全育成事業の利用の申し込みや登録児童・待機児童の実績値の分析に加え、地域の実態に応じ、保育所の新設や大規模マンションの新設等、今後、量の見込みを大きく変動させ得る要因の動向の分析や小学校4年生以上の高学年児童の利用ニーズの分析を踏まえ、適切な補正を行うこと。

※ 新たなプランを策定・発出後、本考え方の補足として、当該事業の量の見込みの算出及び提供体制の確保の内容について、新たに策定するプランに基づく考え方を示す予定である。市町村においては、本考え方及び追って発出予定の放課後児童健全育成事業に関する補足の事務連絡の双方を参照いただき、量の見込みの算出等を行っていただきたい。

なお、放課後児童健全育成事業に係る利用希望把握調査等については、上記補足の事務連絡の発出を待たず、他の調査と併せて行うことも差し支えない。

## 11 子育て短期支援事業の量の見込み（P43）

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）においては、孤立した育児によって虐待につながることをないよう、子育て短期支援事業等の市町村の在宅支援サービスの充実と受け皿の確保を図ることとしている。

これを踏まえ、子育て短期支援事業の量の見込みについては、ニーズ調査の結果に加え、市町村における児童虐待相談等から、保護者の育児疲れや育児不安などの事由により本事業の活用が想定される数を算出し、量の見込みに加えるなど、適切な補正を行うこと。

## 12 利用者支援事業の量の見込み（P66）

利用者支援事業については、子育て中の親子にとって、より身近な場所に設置することができるよう、地域子育て支援拠点事業における量の見込みや、子育て世代包括支援センターの設置を見据えた見込みとなるよう留意すること。

なお、次のように基本型・特定型と母子保健型を分けて計画に記載すること。

		2020年度	2021	2022	2023	2024
量の見込み	基本型・特定型	5か所	…	…	…	…
確保方策	基本型・特定型	5か所	…	…	…	…

		2020年度	2021	2022	2023	2024
量の見込み	母子保健型	5か所	…	…	…	…
確保方策	母子保健型	5か所	…	…	…	…

### 13 今後のスケジュール（イメージ）

国	都道府県・市町村
2018年度 【～3月】基本指針の改正作業 改正基本指針の公布	【～3月】利用状況把握調査等の実施・ 集計（市町村）
2019年度 【2月頃～】量の見込みと確保方策の 調査（～2020年4月頃）	【～3月】量の見込みの算出・確保方策 の検討等、第二期支援事業計 画の作成作業（市町村及び都 道府県）
2020年度	【4月～】第二期支援事業計画期間開始 （市町村及び都道府県）

事 務 連 絡  
平成 30 年 9 月 7 日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会全国保育協議会 御中

厚生労働省子ども家庭局保育課

### 北海道胆振東部地震に伴う節電の協力について

9月6日に発生した北海道胆振東部地震により、苫東厚真火力発電所が損傷し、北海道全域に渡る停電が発生しているところです。

現在、経済産業省においては、北海道電力と連携し、他の発電所の再稼働等により、停電の解消に全力を挙げているところですが、苫東厚真火力発電所の本格復旧までの間、ピーク時の需要に比して電力供給の不足が見込まれています。

つきましては、経済産業省より、下記のような節電への協力の要請がありましたので、貴会におかれましては、北海道内の所属会員に対し、周知を図るとともに、節電に向けた具体的な取組について、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 記

1. 経済産業省資源エネルギー庁 HP ([http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity\\_and\\_gas/setsuden/archive/2016summer/jigyo/menu/other/office.html](http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/setsuden/archive/2016summer/jigyo/menu/other/office.html)) に掲載される節電メニューチェックリストを参考に、照明の間引きや使用していないエリアの空調停止、給湯器等のプラグのコンセントからの抜去など、個々の施設・事業所等において節電に向けた具体的な取組の実施に努めること。
2. 自家用発電機を保有している場合には、極力、当該発電機を活用し、外部電源への依存を最大限回避・低減すること。

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

—今号の目次—

- ◆ 「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会（第5回）」が開催される（厚生労働省）……………1
- ◆ 「認定こども園に関する状況について（平成30年4月1日現在）」を公表（内閣府）……………2
- ◆ 「平成29年 社会福祉施設等調査の概況」を公表（厚生労働省）……………2
- ◆ 9月30日は「交通事故死ゼロを目指す日」です  
—9月21～30日「交通安全週間」（中央交通安全対策会議）……………2
- ◆ 北海道電力管内の節電御礼と引き続き「無理のない範囲での節電」のお願い  
—北海道の会員の皆さま（経済産業省）……………3
- ◆ 「第9回子ども・子育て支援全国研究大会」のご案内  
（日本子ども子育て支援センター連絡協議会）……………3
- ◆ 「保育所等における保育の質の確保・向上に関する  
検討会（第5回）」が開催される（厚生労働省）

平成30年9月3日、厚生労働省は標記検討会を開催しました。

秋田県・香川県・東京都世田谷区のヒアリングの後に、これまでの検討会をふまえて、主な意見について協議されました。主な意見については、「1. 基本的な視点」「2. 現場における保育実践」「3. 保護者や地域住民との関係」「4. 自治体や地域の関係機関との連携・協働」の項目が柱立てとして示されています。「3. 保護者や地域住民との関係」では、保育の質を向上させるうえで、保育内容の「見える化」や、保護者や地域住民の参画等が必要との議論が行われています。詳細は、別添の資料1をご参照ください。厚生労働省ホームページに資料が公表されています。

なお、第6回の本検討会（平成30年9月26日開催予定）において、論点の整理（案）が検討される予定です。

厚生労働省トップページ > 政策について > 審議会・研究会等 > 子ども家庭局が実施する検討会等 > 保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会 > 保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会（第5回）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_01184.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_01184.html)

## ◆「認定こども園に関する状況について（平成30年4月1日現在）」を公表（内閣府）

平成30年9月14日、内閣府は、認定こども園の園数等について公表しました。

平成30年4月1日現在の認定こども園合計数は6,160園（平成29年4月1日5,081園）、公立は1,006園（平成29年852園）、社会福祉法人は2,748園（平成29年2,174園）であり、在籍園児数は806,621人（平成29年689,781人）となっています。詳細は、別添の資料2-1、2-2をご参照ください。内閣府ホームページに資料が公表されています。

内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 認定こども園 > 関連情報

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/jouhou.html>

## ◆「平成29年 社会福祉施設等調査の概況」を公表（厚生労働省）

平成30年9月20日、厚生労働省は、社会福祉施設等調査の概況を公表し、保育所等の調査結果についても発表されました。

平成29年の保育所等（幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、保育所）の総数は27,137園、定員は2,645,050人となっています。詳細は、別添の資料3をご参照ください。

厚生労働省ホームページと政府統計の総合窓口 e-Stat に資料が公表されています。

厚生労働省トップページ > 統計情報・白書 > 各種統計調査 > 厚生労働統計一覧 > 社会福祉施設等調査 > 結果の概要 > 平成29年社会福祉施設等調査の概況

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/17/index.html>

政府統計の総合窓口 > 統計データを探す > ファイルから探す

<https://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001030513>

## ◆9月30日は「交通事故死ゼロを目指す日」です —9月21～30日「交通安全週間」 (中央交通安全対策会議)

9月30日は「交通事故死ゼロを目指す日」、9月21～30日は「交通安全週間」です。

子どもたちの交通安全をすすめるため、会員の施設におかれても交通ルールの周知・警

察等と協力しての交通安全教育へのご協力をお願いいたします。

歩行、道路横断、乗車用ヘルメットの着用促進等も含めた自転車の安全な乗り方等の正しい交通ルールと交通マナーについて、子どもたちの理解を深めるよう、交通安全週間へご協力ください。

あわせて、別添の資料 4-1、4-2 をご参照ください。

## ◆北海道電力管内の節電御礼と引き続き「無理のない範囲での節電」のお願い —北海道の会員の皆さま（経済産業省）

本ニュース前号（No.18-22、平成 30 年 9 月 12 日号）において、北海道の会員の皆さまに節電をお願いいたしました。先般、厚生労働省を通じて、『経済産業省より、苫東厚真発電所 1 号機が復旧したことに伴い、一定の供給力の上積みができたため、今後は、例年のように、冬に向けて「無理のない範囲での節電」へのご協力をお願いしたい』との連絡がありましたので、お知らせいたします。

復旧への取り組みのなか、節電にご協力をいただき、御礼申し上げます。引き続き、無理のない範囲で節電のご協力をお願い申し上げます。詳細は、下記ホームページもご参照ください。

【経済産業省プレスリリース】北海道における節電について（平成 30 年 9 月 19 日）

<http://www.meti.go.jp/press/2018/09/20180919001/20180919001.html>

【北海道電力プレスリリース】苫東厚真発電所 1 号機の復旧（第 3 報）および今後の節電へのご協力のお願いについて（平成 30 年 9 月 19 日）

<http://www.hepco.co.jp/pdf/18091901.pdf>

【今後の情報の掲載ページ】北海道電力管内における節電協力のお願いについて

<http://www.enecho.meti.go.jp/category/others/setsuden/>

## ◆「第 9 回子ども・子育て支援全国研究大会」のご案内 内（日本子ども子育て支援センター連絡協議会）

平成 30 年 12 月 3～4 日、日本子ども子育て支援センター連絡協議会では、標記研究大会を埼玉県川越市で開催いたします。

本会も研究大会を後援しており、別添の資料 5 にて開催案内をお送りいたしますので、ご参照ください。



保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会  
(第5回)  
議 事 次 第

平成30年9月3日  
10:00～12:00  
中央合同庁舎5号館 専用第22会議室

1. 開 会

2. 議 題

- (1) 保育所等における保育の質の確保・向上について
- (2) その他

3. 閉 会

< 配付資料 >

資料1-1 秋田県 提出資料

資料1-2 香川県 提出資料

資料1-3 東京都世田谷区 提出資料

資料2 これまでの検討会(第1回～第4回)における主な意見(案)

資料3 今後の検討スケジュールについて(案)

## これまでの検討会（第1回～第4回）における主な意見（案）

### 1. 基本的な視点

- 保育の質の確保・向上を図る前提として、子どもを一人の人間として尊重するという子ども観に基づき、「子どもにとってどうか」という、子どもを中心に捉えた視点を関係者全員が共通して持つことが重要。
- 保育所保育指針に示す「子どもの主体としての思いや願いを受け止めること」、「環境を通して、養護及び教育を一体的に行うこと」など、保育の基本的な理念について、保育所の職員が現場における保育の実践と結びつけて具体的に理解すること、さらには、それを組織全体で共有することが重要。
- 子どもが主体的に周囲の環境に関わることや、子ども同士が共通の目的の実現を目指して工夫や協力を重ねていく協同的な学びの土台は、低年齢からの子どもの思いや興味を大切にされた保育により培われるもの。保育の改善には、子どもの声を聞くことも必要。
- 保育の質は、社会的・文化的背景も関わる相対的で多元的なもの。また、保育所の職員、組織、自治体、国の仕組みや取組が連動して関係しており、一つの取組や一律の基準のみで質を確保することは難しい。
- 保育所や地域・自治体ごとに課題や強みは多様であり、保育の質に関する認識や取組に格差があるのが現状。保育の質の標準化と各地域や保育所の自律性のバランスをとりつつ、現場の取組を支える仕組みを検討することが必要。
- 質の確保すら覚束ない状態の現場もあるという実態を踏まえるべきであり、現場・保護者・地域等の実情を把握した上で、最低限の質の確保に必要な取組と、更なる質の向上のための取組の二層のアプローチが必要。
- 現場での保育の実践内容に関する研究では、個々の事例の検討が中心となりがちであり、これらから得られる成果や知見について、どのように保育所全体や他の保育所でも共有し、活用できるものとするかが課題。
- 様々な現場、地域において、保育の質の確保・向上に資する取組が行われている。これらは、他の現場や地域にとっても参考になったり、課題の解決に役立ったりすることが多いため、好事例を収集し、周知していくことも有効。

## 2. 現場における保育実践

### （職員間の対話による理念・情報の共有）

- 質の高い保育に向けた取組の大きな方向性となる保育の理念や方針を職員間で共有し日頃から念頭に置きつつ、具体的にどのような保育を計画、実践、評価するかが重要。
- 質の向上には、日常的に職員間で子どもや保育について「語り合う」風土（同僚性）が重要。対話を通し、子どもや保育に関する様々な気づきや理解が得られ、共有される。
- 職員同士が自分たちの保育の現状や課題について共有できる環境（ポートフォリオ、ドキュメンテーション等の記録の活用、話し合いの機会の確保や進め方の工夫等）を整備することが必要。
- 低年齢児の保育において担当制をとる場合にも、担当不在時などに支障なく保育や保護者への対応ができるよう、日常的に職員間の細やかな情報共有が重要。

### （保育の振り返り）

- 保育の質の確保・向上を図るには、保育を振り返ることが重要。日々の保育の記録や職員間での話し合い、保育の自己評価とその結果に基づく改善に向けた取組の公表等の過程全体を通じて、質の確保・向上が図られる。
- 保育の質の確保・向上に資するものとして、現場の保育実践にとって実効性のある評価システム（自己評価の工夫、公開保育型の評価等）が必要。また、保育の評価は行って終わりではなく、研修と一連のものとして捉えていくべき。
- 保育の「評価」を実施する際の主眼は、子どもの学びや教育の成果を客観的に提示する「総括的評価」ではなく、学びの支援や教育の改善に活用していくことを目的とした「形成的評価」であることを認識することも重要。

### （保育の環境や業務運営の工夫・改善）

- 時間・空間・人的配置を工夫することで、子ども同士のトラブルを発生しにくくしたり、遊びの発展や深まりを支えたりすることが可能。
- 保育所の職員は、保育時間が長く、研修やドキュメンテーション作成など、保育の質向上の取組を進めていく上で、そのための時間や資源の確保が課題。業務負担の軽減について検討することも必要。
- 専門性を備えた外部人材などの資源には限りがあり、地域間で状況の違いもある中、

全ての現場へのアプローチが必要であり、資源配分や活用の仕組みをどのように構築するかが課題。

- 保育士の業務負担等、現場の実態を踏まえ、ICT や保育士以外の保育を支える人材の活用、保育の構造的理解に基づく人の配置、時間空間の工夫など、効率的運営が必要。

#### （保育士等の資質向上）

- 保育士が子ども一人一人に向き合うには、「ゆとり」、「専門性」、「経験」が必要。
- 保育に関して、ベテランの保育士がかつて学んだことと、現在の養成施設や研修において学生や受講者（若手の保育士）が学んでいることは、内容や質が異なっており、時代に即した情報や知識を得るための研修も重要。
- 外部研修で習得した内容を園内研修で共有し、保育実践に生かしたり、園内研修で取り組んだことについて、外部研修や公開保育を通じてより理解を深めたりするなど、内外の研修をリンクさせることが重要。
- 施設長の役割として、職員の資質と能力を見極め、それらを職場で生かせる場面をいかに作っていくかが求められている。
- 職員間の対話の機会確保や対話が促される組織的な風土の醸成には、リーダーのマネジメントやリーダーシップも求められる。リーダーシップについては、施設長だけでなく、ミドルリーダーの存在も重要であり、組織内で多層的なリーダーシップをどのように形成していくかが課題。
- 施設長や主任保育士のリーダーシップは、現場の保育の質に関わるものと考えられ、研修機会の確保等、施設長等のリーダーシップを支える方策についても検討が必要。
- 研修等において、ICT や映像資料等を活用し、保育の理念や基本的考え方に基づく保育の実践を「見える化」して全国的に共有していくことが必要。
- 研修を行う講師が、保育の基本的考え方や理念について認識を共有することが必要。
- 保育士の専門性を確立するために、研修の体系化を進めるとともに、研修履歴の記録など、一人一人の研修の積み重ねを「見える化」していくことが必要。

### 3. 保護者や地域住民との関係

#### (保育内容の「見える化」)

- 保護者の多くは、保育所への入所の前後で「保育の質」として大切と考える点が変わっており、保育所を選ぶ段階で、保護者に対して質を捉える視点（保育士の子どもへの関わりなど）を示すことが重要。
- 保育の質の向上の取組を進めるに当たっては、その重要性や方向性について、保育の「見える化」の取組などを通じて、現場の職員だけでなく、保護者や地域住民、経営者も理解を共有することが必要。
- 保育の評価を踏まえた改善の内容について、保護者や地域の人々にも伝えていくことは、その保育所に対する理解や信頼につながる。
- 保育所が自らの保育を地域に向けて開いていくような取組として、情報公開の他、地域の資源の活用を通じて地域全体を保育の場としていく活動などが重要。

#### (保護者や地域住民の参画)

- 保育の質の向上には、子どもの育ちや保育に関する情報の発信、保護者や地域住民などの関係者による保育の評価等、その保育所や保育所保育について、外部の人々が知り、参画する機会を通して、理解を広めることが重要。
- 保育所での子どもの育ちを通じて、保護者は育児に対する安心感やその保育所への信頼感をもつ。育児の不安・負担感や孤立感の軽減は、児童虐待の予防にもつながる。質の高い保育は、保護者支援の面でも重要。
- 職員はもとより、子ども、保護者、地域の人々といった当事者間の対話を通して、子どもの育ちを支え、保育の環境やプロセスを作っていくことが大切。
- 保育の質を向上させる上で、自己評価を初めとする取組が保育所の職員間のみで留まっていたのでは不十分。子どもや保護者など「当事者の声」を聞くこと、公開保育等を通じて他の保育所の職員など「外部の声」を聞くこと、外部評価等を実施することも必要。
- 地域における保育所の社会的な意義や目指すものを理解してもらうためには、保育所の評価を地域と協働して行う体制を整備することも必要。
- 学校評価における関係者評価のように、「地域」をどのようにして保育所における質の向上の取組に組み入れていくかが課題。

#### 4. 自治体や地域の関係機関との連携・協働

- 自治体等による保育所への支援には、個々の課題への対処・対策をアドバイスする面と、保育所全体の雰囲気を作ったり変えたりする面がある。
- 研修等の仕組み・体制づくりとともに、研修において講師や現場を支えるファシリテーター、アドバイザーの役割を担う人材の養成が課題。自治体による支援や地域の教育資源の活用等も考えられる。
- 自治体の保育所への関与の仕方や保育現場への働きかけは、地域差が大きい。園内研修や自己評価の位置づけの明確化、実施の義務化、情報公表などの仕組みづくりが必要。
- 相談相手が不在となりがちな施設長のリーダーシップを高める上で、巡回型の支援、地域のネットワークづくり、公開保育の仕組みづくりなど、自治体の役割は大きい。
- 様々な要件で保育所に入所してくる子どもと、その保護者への支援体制を整えるためには、自治体、児童相談所、療育センター等と連携することが重要。
- 保・幼・小連携についても、自治体における所管部局の違い等により、自治体間で取組の差が大きい。行政の体制においても、教育部局と児童福祉部局との本質的な連携・協働が求められる。
- 保育所、幼稚園、認定こども園といった種別の異なる各関連施設が合同で研修を行うなど、幼児教育の本質的な理解のもとで、地域の子どもを共に育み、小学校へとつなげていくような協働体制の構築が重要。

(以 上)

今後の検討スケジュールについて（案）

2018（平成30）年5月18日（金）13:00～15:00 第1回検討会

- 座長の選任等
- 構成員発表（大豆生田氏、古賀氏、野澤氏）

2018（平成30）年6月12日（火）10:00～12:00 第2回検討会

- 構成員発表（普光院氏、松井氏）
- 関係者ヒアリング（事業者）
  - ・瀬沼幹太氏（（社福）はとの会理事長）（神奈川県横浜市）
  - ・妹尾正教氏（（社福）仁慈保幼稚園理事長）（鳥取県米子市）

2018（平成30）年7月4日（水）10:00～12:00 第3回検討会

- 関係者ヒアリング（事業者）
  - ・若山望氏（（社福）村山中藤保育園「櫻」副園長）（東京都武蔵村山市）
  - ・上岡米子氏（（社福）えひめ乳児保育園副園長）（愛媛県松山市）
  - ・森田達郎氏（（社福）さくら保育園園長）（京都府舞鶴市）
  - ・伊賀上知子氏（（株）ベネッセ日吉保育園園長）（神奈川県横浜市）
  - ・久保正子氏（北区立西ヶ原保育園園長）（東京都北区）

2018（平成30）年8月2日（木）16:30～18:30 第4回検討会

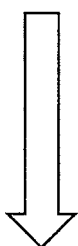
- 関係者ヒアリング（事業者団体）
  - ・（社福）全国社会福祉協議会全国保育協議会
  - ・（公社）全国私立保育園連盟
  - ・（社福）日本保育協会
- 自由討議

2018（平成30）年9月3日（月）10:00～12:00 第5回検討会

- 関係者ヒアリング（自治体）
  - ・秋田県
  - ・香川県
  - ・東京都世田谷区
- 自由討議

2018（平成30）年9月26日（水）9:30～11:30 第6回検討会

- 論点整理（案）



※以後、論点整理に基づき、引き続き中期的に検討（適宜、個別論点に係るWGの設置・検討、調査研究、実態調査等を実施予定）



内閣府

平成30年9月14日  
内閣府子ども・子育て本部

## 認定こども園に関する状況について(平成30年4月1日現在)

(括弧内は平成29年4月1日時点の数)

## 1. 園数

## (1) 公立・私立別園数

(園)

公私の別	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型	合計
公立	647 (551)	69 (48)	288 (251)	2 (2)	1,006 (852)
私立	3,762 (3,067)	897 (759)	432 (341)	63 (62)	5,154 (4,229)
合計	4,409 (3,618)	966 (807)	720 (592)	65 (64)	6,160 (5,081)

※認定こども園へ移行した施設の内訳は、幼稚園423か所、認可保育所694か所、その他の保育施設16か所、認定こども園として新規開園したものが69か所となっている。複数の施設が合併して1つの認定こども園になった場合等があるため、移行数と増加数は一致しない。

※また、認定こども園から認定こども園以外の施設へ移行したものが1か所ある。

※都道府県別の内訳は別紙参照

## (2) 設置者別園数

(園)

設置主体		幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型	合計
公立		647 (551)	69 (48)	288 (251)	2 (2)	1,006 (852)
私立	社会福祉法人	2,400 (1,897)	0 0	347 (276)	1 (1)	2,748 (2,174)
	学校法人	1,360 (1,167)	878 (741)	13 (12)	0 (0)	2,251 (1,920)
	宗教法人	1 (2)	9 (8)	15 (11)	3 (2)	28 (23)
	営利法人	0 0	0 0	34 (26)	37 (37)	71 (63)
	その他法人	0 0	0 0	18 (12)	18 (16)	36 (28)
	個人	1 (1)	10 (10)	5 (4)	4 (6)	20 (21)
	(私立計)	3,762 (3,067)	897 (759)	432 (341)	63 (62)	5,154 (4,229)
合計		4,409 (3,618)	966 (807)	720 (592)	65 (64)	6,160 (5,081)

※その他法人はNPO法人、公益法人、協同組合等



＜参考＞認定こども園数の推移(各年4月1日時点)

(園)

年度	認定こども園数	(公私の内訳)		(類型別の内訳)			
		公立	私立	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
平成23年	762	149	613	406	225	100	31
平成24年	909	181	728	486	272	121	30
平成25年	1,099	220	879	595	316	155	33
平成26年	1,360	252	1,108	720	411	189	40
平成27年	2,836	554	2,282	1,930	525	328	53
平成28年	4,001	703	3,298	2,785	682	474	60
平成29年	5,081	852	4,229	3,618	807	592	64
平成30年	6,160	1,006	5,154	4,409	966	720	65

2. 支給認定別・年齢別在籍園児数

(1) 支給認定別在籍園児数

(人)

類型	1号認定子ども	2号認定子ども	3号認定子ども	合計
幼保連携型	181,222 (160,310)	251,153 (215,977)	164,621 (135,266)	596,996 (511,553)
幼稚園型	100,280 (87,633)	25,534 (19,914)	9,044 (7,984)	134,858 (115,531)
保育所型	7,876 (6,630)	38,884 (32,407)	24,021 (19,638)	70,781 (58,675)
地方裁量型	1,044 (986)	1,703 (1,754)	1,239 (1,282)	3,986 (4,022)
合計	290,422 (255,559)	317,274 (270,052)	198,925 (164,170)	806,621 (689,781)

(2) 年齢別在籍園児数

(人)

類型	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
幼保連携型	21,016 (18,630)	64,705 (52,490)	78,900 (64,146)	140,288 (118,994)	145,595 (123,216)	146,492 (134,077)	596,996 (511,553)
幼稚園型	482 (1,048)	3,260 (2,565)	5,302 (4,371)	39,649 (33,511)	42,529 (36,475)	43,636 (37,561)	134,858 (115,531)
保育所型	3,062 (2,442)	9,267 (7,694)	11,692 (9,502)	15,481 (12,760)	15,754 (12,941)	15,525 (13,336)	70,781 (58,675)
地方裁量型	176 (189)	464 (497)	599 (596)	916 (935)	917 (932)	914 (873)	3,986 (4,022)
合計	24,736 (22,309)	77,696 (63,246)	96,493 (78,615)	196,334 (166,200)	204,795 (173,564)	206,567 (185,847)	806,621 (689,781)

問い合わせ先

内閣府子ども・子育て本部（認定こども園担当）

TEL：03-5253-2111（内線38445）

認定こども園の数(平成30年4月1日現在)

(別紙)都道府県別の認定こども園数

都道府県	幼保連携型			幼稚園型			保育所型			地方裁量型			計			前年
	公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立	総計	
北海道	17	174	191	4	59	63	26	58	84		6	6	47	297	344	284
青森県	2	203	205		25	25	1	29	30				3	257	260	237
岩手県	9	54	63		10	10	6	2	8				15	66	81	63
宮城県	5	28	33		6	6	1	2	3	1	1	2	7	37	44	30
秋田県	12	53	65		14	14	4	6	10				16	73	89	81
山形県	2	44	46		13	19	4	6	10				6	69	75	60
福島県	24	54	78		10	10	2		2				26	64	90	76
茨城県	15	108	123	2	61	63	4	8	12				21	177	198	185
栃木県	4	90	94		17	17	2	2	4		1	1	6	110	116	101
群馬県	3	144	147	7	42	49	1	3	4		6	6	11	195	206	159
埼玉県		77	77		13	13		2	2		1	1		83	93	70
千葉県	25	52	77	9	39	48	6	11	17		3	3	40	105	145	103
東京都	9	21	30	3	43	46	18	29	46		7	7	30	99	129	120
神奈川県	11	73	84		52	52		3	3		1	1	11	129	140	100
新潟県	9	107	116	1	20	21	4	11	15				14	138	152	116
富山県	4	85	89	1	3	4	1	8	9		1	1	6	97	103	88
石川県	1	108	109		14	14	39	18	57				40	140	180	145
福井県	19	84	103		2	2		2	2				19	88	107	88
山梨県		41	41	1	13	14	5	3	8		1	1	6	58	64	50
長野県	3	31	34		6	6	23	3	26		2	2	26	42	68	59
岐阜県	28	35	63		6	6	14	18	32				42	59	101	87
静岡県	75	144	219	6	12	18	1	7	8		2	2	82	165	247	194
愛知県	5	116	121	1	4	5	21	21	42		1	1	27	142	169	123
三重県	8	25	33		1	1	5	1	6				13	27	40	27
滋賀県	35	42	77	1	3	4	4		4				40	45	85	71
京都府	10	60	70		3	3		4	4				10	67	77	49
大阪府	69	412	481	16	63	79	1	12	13				86	487	573	505
兵庫県	64	318	382	2	46	48		29	29	1	3	4	67	396	463	400
奈良県	29	27	56	2	1	3		1	1				31	29	60	47
和歌山県	4	30	34		3	3	12	3	15				16	36	52	42
鳥取県	10	17	27		4	4	7	2	9				17	29	40	34
島根県	3	13	16	7	1	8	11	16	27		1	1	21	31	52	41
岡山県	42	25	67		3	3	13	3	16				55	31	86	62
広島県	4	105	109		2	2	11	12	23				15	119	134	111
山口県	9	11	20	1	31	32	1		1				11	42	53	46
徳島県	13	24	37		1	1	15	1	16				28	28	54	46
香川県	16	16	32	2	9	11	1		1		2	2	19	27	46	33
愛媛県	8	31	39		11	11	4	12	16		8	8	12	62	74	60
高知県	6	7	13		13	13		6	6		2	2	6	28	34	34
福岡県	5	27	32		53	53	1	13	14		13	13	6	106	112	93
佐賀県		59	59		12	12		3	3					74	74	66
長崎県	4	77	81	1	33	34	1	19	20				6	129	135	119
熊本県		97	97		31	31		5	5					133	133	110
大分県	4	81	85		21	21	11	10	21				15	112	127	113
宮崎県		125	125		38	38	1	13	14		1	1	1	177	178	160
鹿児島県	3	162	165		19	19	6	8	14				9	189	198	156
沖縄県	19	45	64	2	5	7		8	8				21	58	79	37
合計	647	3,762	4,409	69	897	966	288	432	720	2	63	65	1,006	5,154	6,160	5,081

認定こども園の認定件数(平成19年8月1日現在)

都道府県	認定数	公立	私立	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
北海道	10	2	8	2	5	1	2
青森県	1		1	1			
岩手県	3		3		3		
宮城県	1		1		1		
秋田県	9	4	5	7	2		
山形県	3	1	2	2		1	
福島県	1		1	1			
茨城県	4	1	3	3	1		
栃木県	5	1	4	1	4		
群馬県	5	1	4	2	3		
埼玉県	0						
千葉県	2	1	1	1			1
東京都	3	1	2	3			
神奈川県	4	1	3	4			
新潟県	0						
富山県	1		1	1			
石川県	5	1	4	1	3	1	
福井県	0						
山梨県	0						
長野県	2		2	2			
岐阜県	0						
静岡県	0						
愛知県	3	2	1			3	
三重県	0						
滋賀県	1	1		1			
京都府	0						
大阪府	1		1	1			
兵庫県	12	1	11	1	8	3	
奈良県	0						
和歌山県	0						
鳥取県	0						
島根県	0						
岡山県	1	1		1			
広島県	5	1	4	4		1	
山口県	1		1		1		
徳島県	1	1				1	
香川県	0						
愛媛県	1		1	1			
高知県	3	1	2	1	1		1
福岡県	6	1	5	2	1	1	2
佐賀県	4		4	3	1		
長崎県	1		1	1			
熊本県	0						
大分県	1		1		1		
宮崎県	2		2		2		
鹿児島県	3	2	1	2		1	
沖縄県	0						
合計	105	25	80	49	37	13	6

認定こども園の認定件数(平成20年4月1日現在)

都道府県	認定件数	公立	私立	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
北海道	16 (7)	6	10	4	5	4	3
青森県	1 (1)	0	1	1	0	0	0
岩手県	5 (1)	0	5	1	4	0	0
宮城県	1 (1)	0	1	0	1	0	0
秋田県	12 (9)	5	7	10	2	0	0
山形県	4 (3)	1	3	2	1	1	0
福島県	5 (1)	2	3	3	1	1	0
茨城県	5 (2)	1	4	4	1	0	0
栃木県	7 (5)	2	5	2	4	1	0
群馬県	12 (4)	1	11	5	7	0	0
埼玉県	4 (0)	0	4	2	2	0	0
千葉県	8 (1)	4	4	5	0	2	1
東京都	19 (3)	5	14	4	9	3	3
神奈川県	12 (4)	5	7	11	1	0	0
新潟県	2 (0)	0	2	2	0	0	0
富山県	2 (1)	0	2	1	1	0	0
石川県	5 (5)	1	4	1	3	1	0
福井県	1 (0)	1	0	1	0	0	0
山梨県	1 (0)	0	1	1	0	0	0
長野県	7 (2)	0	7	6	0	0	1
岐阜県	1 (0)	0	1	1	0	0	0
静岡県	0 (0)	0	0	0	0	0	0
愛知県	4 (3)	2	2	1	0	3	0
三重県	0 (0)	0	0	0	0	0	0
滋賀県	3 (1)	1	2	1	0	2	0
京都府	0 (0)	0	0	0	0	0	0
大阪府	2 (1)	1	1	2	0	0	0
兵庫県	15 (12)	1	14	1	10	3	1
奈良県	0 (0)	0	0	0	0	0	0
和歌山県	2 (0)	2	0	1	0	1	0
鳥取県	0 (0)	0	0	0	0	0	0
島根県	0 (0)	0	0	0	0	0	0
岡山県	3 (0)	3	0	2	1	0	0
広島県	7 (5)	2	5	6	0	1	0
山口県	1 (1)	0	1	0	1	0	0
徳島県	2 (1)	2	0	0	0	2	0
香川県	1 (0)	0	1	0	1	0	0
愛媛県	4 (0)	0	4	3	0	0	1
高知県	3 (3)	1	2	1	1	0	1
福岡県	9 (6)	1	8	3	1	2	3
佐賀県	8 (4)	0	8	6	2	0	0
長崎県	15 (1)	0	15	4	8	3	0
熊本県	1 (0)	0	1	0	1	0	0
大分県	5 (1)	1	4	1	3	1	0
宮崎県	5 (2)	0	5	1	3	1	0
鹿児島県	9 (3)	4	5	4	2	3	0
沖縄県	0 (0)	0	0	0	0	0	0
合計	229 (94)	55	174	104	76	35	14

\*「認定件数」の括弧内の数字は、平成19年4月1日現在の認定件数

認定こども園の認定件数（平成21年4月1日現在）

No.	都道府県	認定件数	公立	私立	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
1	北海道	22 (16)	8 (6)	14 (10)	8 (4)	4 (5)	7 (4)	3 (3)
2	青森県	2 (1)		2 (1)	1 (1)	1		
3	岩手県	7 (5)		7 (5)	2 (1)	5 (4)		
4	宮城県	1 (1)		1 (1)		1 (1)		
5	秋田県	15 (12)	8 (5)	7 (7)	11 (10)	2 (2)	2	
6	山形県	7 (4)	1 (1)	6 (3)	5 (2)	1 (1)	1 (1)	
7	福島県	8 (5)	2 (2)	6 (3)	5 (3)	2 (1)	1 (1)	
8	茨城県	11 (5)	3 (1)	8 (4)	9 (4)	1 (1)	1	
9	栃木県	7 (7)	2 (2)	5 (5)	2 (2)	4 (4)	1 (1)	
10	群馬県	18 (12)	2 (1)	16 (11)	7 (5)	11 (7)		
11	埼玉県	8 (4)		8 (4)	4 (2)	4 (2)		
12	千葉県	12 (8)	5 (4)	7 (4)	8 (5)	2	1 (2)	1 (1)
13	東京都	33 (19)	6 (5)	27 (14)	4 (4)	20 (9)	5 (3)	4 (3)
14	神奈川県	19 (12)	6 (5)	13 (7)	15 (11)	4 (1)		
15	新潟県	5 (2)	1	4 (2)	5 (2)			
16	富山県	3 (2)		3 (2)	1 (1)	2 (1)		
17	石川県	5 (5)	1 (1)	4 (4)	1 (1)	3 (3)	1 (1)	
18	福井県	2 (1)	1 (1)	1	2 (1)			
19	山梨県	1 (1)		1 (1)	1 (1)			
20	長野県	8 (7)	1	7 (7)	6 (6)		1	1 (1)
21	岐阜県	2 (1)		2 (1)	1 (1)	1		
22	静岡県	2	1	1		1		1
23	愛知県	5 (4)	2 (2)	3 (2)	2 (1)		3 (3)	
24	三重県							
25	滋賀県	7 (3)	5 (1)	2 (2)	5 (1)		2 (2)	
26	京都府							
27	大阪府	5 (2)	1 (1)	4 (1)	5 (2)			
28	兵庫県	19 (15)	4 (1)	15 (14)	4 (1)	11 (10)	3 (3)	1 (1)
29	奈良県	1	1			1		
30	和歌山県	4 (2)	3 (2)	1	1 (1)	1	2 (1)	
31	鳥取県							
32	島根県	2		2			2	
33	岡山県	5 (3)	5 (3)		4 (2)	1 (1)		
34	広島県	12 (7)	4 (2)	8 (5)	9 (6)	1	2 (1)	
35	山口県	2 (1)		2 (1)		2 (1)		
36	徳島県	2 (2)	2 (2)				2 (2)	
37	香川県	1 (1)		1 (1)		1 (1)		
38	愛媛県	8 (4)		8 (4)	4 (3)		1	3 (1)
39	高知県	5 (3)	2 (1)	3 (2)	2 (1)	2 (1)		1 (1)
40	福岡県	13 (9)	2 (1)	11 (8)	4 (3)	2 (1)	2 (2)	5 (3)
41	佐賀県	10 (8)		10 (8)	6 (6)	4 (2)		
42	長崎県	26 (15)		26 (15)	8 (4)	11 (8)	7 (3)	
43	熊本県	1 (1)		1 (1)		1 (1)		
44	大分県	5 (5)	1 (1)	4 (4)	1 (1)	3 (3)	1 (1)	
45	宮崎県	11 (5)	1	10 (5)	1 (1)	8 (3)	2 (1)	
46	鹿児島県	16 (9)	6 (4)	10 (5)	4 (4)	7 (2)	5 (3)	
47	沖縄県							
合 計		358 (229)	87 (55)	271 (174)	158 (104)	125 (76)	55 (35)	20 (14)

※ 「認定件数」の括弧内の数値は、平成20年4月1日現在の認定件数

認定こども園の認定件数（平成22年4月1日現在）

No.	都道府県	認定件数	公立	私立	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
1	北海道	32 (22)	13 (8)	19 (14)	12 (8)	6 (4)	10 (7)	4 (3)
2	青森県	4 (2)		4 (2)	2 (1)	2 (1)		
3	岩手県	11 (7)	1	10 (7)	5 (2)	5 (5)	1	
4	宮城県	2 (1)	1	1 (1)	1	1 (1)		
5	秋田県	20 (15)	11 (8)	9 (7)	15 (11)	1 (2)	4 (2)	
6	山形県	7 (7)	1 (1)	6 (6)	5 (5)	1 (1)	1 (1)	
7	福島県	12 (8)	2 (2)	10 (6)	9 (5)	2 (2)	1 (1)	
8	茨城県	22 (11)	5 (3)	17 (8)	15 (9)	3 (1)	4 (1)	
9	栃木県	8 (7)	2 (2)	6 (5)	4 (2)	3 (4)	1 (1)	
10	群馬県	21 (18)	2 (2)	19 (16)	8 (7)	13 (11)		
11	埼玉県	13 (8)		13 (8)	11 (4)	2 (4)		
12	千葉県	15 (12)	6 (5)	9 (7)	10 (8)	3 (2)	1 (1)	1 (1)
13	東京都	51 (33)	7 (6)	44 (27)	7 (4)	32 (20)	5 (5)	7 (4)
14	神奈川県	25 (19)	6 (6)	19 (13)	17 (15)	7 (4)	1	
15	新潟県	10 (5)	1 (1)	9 (4)	8 (5)	2		
16	富山県	5 (3)		5 (3)	4 (1)	(2)		1
17	石川県	7 (5)	1 (1)	6 (4)	1 (1)	4 (3)	2 (1)	
18	福井県	2 (2)	1 (1)	1 (1)	2 (2)			
19	山梨県	2 (1)		2 (1)	1 (1)	1		
20	長野県	8 (8)	1 (1)	7 (7)	6 (6)		1 (1)	1 (1)
21	岐阜県	3 (2)		3 (2)	1 (1)	2 (1)		
22	静岡県	5 (2)	4 (1)	1 (1)	3	1 (1)		1 (1)
23	愛知県	9 (5)	3 (2)	6 (3)	5 (2)		4 (3)	
24	三重県	1		1			1	
25	滋賀県	14 (7)	10 (5)	4 (2)	12 (5)		2 (2)	
26	京都府							
27	大阪府	13 (5)	1 (1)	12 (4)	9 (5)	1	3	
28	兵庫県	31 (19)	6 (4)	25 (15)	8 (4)	15 (11)	8 (3)	(1)
29	奈良県	4 (1)	4 (1)		1	2 (1)	1	
30	和歌山県	6 (4)	4 (3)	2 (1)	3 (1)	1 (1)	2 (2)	
31	鳥取県							
32	島根県	2 (2)		2 (2)			2 (2)	
33	岡山県	6 (5)	6 (5)		5 (4)	1 (1)		
34	広島県	14 (12)	5 (4)	9 (8)	10 (9)	1 (1)	3 (2)	
35	山口県	3 (2)		3 (2)		3 (2)		
36	徳島県	2 (2)	2 (2)				2 (2)	
37	香川県	1 (1)		1 (1)		1 (1)		
38	愛媛県	10 (8)		10 (8)	6 (4)		1 (1)	3 (3)
39	高知県	10 (5)	3 (2)	7 (3)	3 (2)	6 (2)		1 (1)
40	福岡県	14 (13)	2 (2)	12 (11)	4 (4)	3 (2)	2 (2)	5 (5)
41	佐賀県	20 (10)		20 (10)	10 (6)	10 (4)		
42	長崎県	37 (26)		37 (26)	8 (8)	18 (11)	11 (7)	
43	熊本県	2 (1)		2 (1)		1 (1)		1
44	大分県	7 (5)	3 (1)	4 (4)	1 (1)	3 (3)	3 (1)	
45	宮崎県	17 (11)	1 (1)	16 (10)	1 (1)	14 (8)	2 (2)	
46	鹿児島県	24 (16)	7 (6)	17 (10)	8 (4)	9 (7)	7 (5)	
47	沖縄県							
合 計		532 (358)	122 (87)	410 (271)	241 (158)	180 (125)	86 (55)	25 (20)

※ 「認定件数」の括弧内の数値は、平成21年4月1日現在の認定件数

認定こども園の認定件数（平成23年4月1日現在）

No.	都道府県	認定件数	公立	私立	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
1	北海道	41 (32)	15 (13)	26 (19)	24 (12)	3 (6)	10 (10)	4 (4)
2	青森県	10 (4)		10 (4)	3 (2)	7 (2)		
3	岩手県	18 (11)	5 (1)	13 (10)	12 (5)	4 (5)	2 (1)	
4	宮城県	9 (2)	5 (1)	4 (1)	8 (1)	1 (1)		
5	秋田県	24 (20)	9 (11)	15 (9)	18 (15)	2 (1)	4 (4)	
6	山形県	15 (7)	1 (1)	14 (6)	9 (5)	5 (1)	1 (1)	
7	福島県	22 (12)	2 (2)	20 (10)	20 (9)	1 (2)	1 (1)	
8	茨城県	28 (22)	6 (5)	22 (17)	20 (15)	4 (3)	4 (4)	
9	栃木県	12 (8)	3 (2)	9 (6)	7 (4)	3 (3)	2 (1)	
10	群馬県	24 (21)	2 (2)	22 (19)	9 (8)	15 (13)		
11	埼玉県	25 (13)		25 (13)	23 (11)	2 (2)		
12	千葉県	18 (15)	6 (6)	12 (9)	14 (10)	2 (3)	1 (1)	1 (1)
13	東京都	65 (51)	9 (7)	56 (44)	9 (7)	40 (32)	6 (5)	10 (7)
14	神奈川県	28 (25)	6 (6)	22 (19)	18 (17)	8 (7)	2 (1)	
15	新潟県	16 (10)	2 (1)	14 (9)	11 (8)	4 (2)	1	
16	富山県	7 (5)		7 (5)	6 (4)			1 (1)
17	石川県	7 (7)	1 (1)	6 (6)	3 (1)	2 (4)	2 (2)	
18	福井県	7 (2)	2 (1)	5 (1)	7 (2)			
19	山梨県	3 (2)		3 (2)	2 (1)	1 (1)		
20	長野県	9 (8)	1 (1)	8 (7)	7 (6)		1 (1)	1 (1)
21	岐阜県	8 (3)	3	5 (3)	5 (1)	2 (2)	1	
22	静岡県	9 (5)	4 (4)	5 (1)	7 (3)	1 (1)		1 (1)
23	愛知県	14 (9)	4 (3)	10 (6)	10 (5)		4 (4)	
24	三重県	2 (1)	1	1 (1)	1		1 (1)	
25	滋賀県	17 (14)	10 (10)	7 (4)	15 (12)		2 (2)	
26	京都府							
27	大阪府	19 (13)	2 (1)	17 (12)	15 (9)	1 (1)	3 (3)	
28	兵庫県	60 (31)	11 (6)	49 (25)	21 (8)	24 (15)	14 (8)	1
29	奈良県	4 (4)	4 (4)		2 (1)	1 (2)	1 (1)	
30	和歌山県	8 (6)	4 (4)	4 (2)	4 (3)	2 (1)	2 (2)	
31	鳥取県	3		3	2	1		
32	島根県	2 (2)		2 (2)			2 (2)	
33	岡山県	7 (6)	7 (6)		6 (5)	1 (1)		
34	広島県	22 (14)	5 (5)	17 (9)	18 (10)	1 (1)	3 (3)	
35	山口県	5 (3)		5 (3)	1	4 (3)		
36	徳島県	2 (2)	2 (2)				2 (2)	
37	香川県	1 (1)		1 (1)		1 (1)		
38	愛媛県	11 (10)		11 (10)	7 (6)		1 (1)	3 (3)
39	高知県	15 (10)	4 (3)	11 (7)	4 (3)	9 (6)		2 (1)
40	福岡県	24 (14)	2 (2)	22 (12)	11 (4)	5 (3)	2 (2)	6 (5)
41	佐賀県	28 (20)		28 (20)	15 (10)	13 (10)		
42	長崎県	40 (37)		40 (37)	10 (8)	19 (18)	11 (11)	
43	熊本県	3 (2)		3 (2)		2 (1)	1	(1)
44	大分県	19 (7)	3 (3)	16 (4)	2 (1)	11 (3)	5 (3)	1
45	宮崎県	21 (17)	1 (1)	20 (16)	2 (1)	17 (14)	2 (2)	
46	鹿児島県	30 (24)	7 (7)	23 (17)	18 (8)	6 (9)	6 (7)	
47	沖縄県							
合 計		762 (532)	149 (122)	613 (410)	406 (241)	225 (180)	100 (86)	31 (25)

※ 「認定件数」の括弧内の数値は、平成22年4月1日現在の認定件数

認定こども園の認定件数(平成24年4月1日現在)

No.	都道府県	認定件数	公立	私立	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
1	北海道	48 (41)	17 (15)	31 (26)	30 (24)	3 (3)	13 (10)	2 (4)
2	青森県	17 (10)	0 (0)	17 (10)	4 (3)	12 (7)	1 (0)	0 (0)
3	岩手県	21 (18)	7 (5)	14 (13)	14 (12)	4 (4)	3 (2)	0 (0)
4	宮城県	10 (9)	5 (5)	5 (4)	9 (8)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
5	秋田県	28 (24)	11 (9)	17 (15)	21 (18)	3 (2)	4 (4)	0 (0)
6	山形県	17 (15)	1 (1)	16 (14)	10 (9)	6 (5)	1 (1)	0 (0)
7	福島県	26 (22)	4 (2)	22 (20)	23 (20)	2 (1)	1 (1)	0 (0)
8	茨城県	31 (28)	6 (6)	25 (22)	22 (20)	4 (4)	5 (4)	0 (0)
9	栃木県	16 (12)	3 (3)	13 (9)	10 (7)	4 (3)	2 (2)	0 (0)
10	群馬県	27 (24)	2 (2)	25 (22)	10 (9)	16 (15)	0 (0)	1 (0)
11	埼玉県	27 (25)	0 (0)	27 (25)	24 (23)	3 (2)	0 (0)	0 (0)
12	千葉県	21 (18)	7 (6)	14 (12)	16 (14)	2 (2)	2 (1)	1 (1)
13	東京都	74 (65)	13 (9)	61 (56)	12 (9)	43 (40)	9 (6)	10 (10)
14	神奈川県	34 (28)	6 (6)	28 (22)	20 (18)	12 (8)	2 (2)	0 (0)
15	新潟県	22 (16)	2 (2)	20 (14)	17 (11)	4 (4)	1 (1)	0 (0)
16	富山県	10 (7)	1 (0)	9 (7)	7 (6)	2 (0)	1 (0)	0 (1)
17	石川県	8 (7)	1 (1)	7 (6)	3 (3)	3 (2)	2 (2)	0 (0)
18	福井県	7 (7)	2 (2)	5 (5)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
19	山梨県	3 (3)	0 (0)	3 (3)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
20	長野県	10 (9)	1 (1)	9 (8)	8 (7)	0 (0)	1 (1)	1 (1)
21	岐阜県	9 (8)	3 (3)	6 (5)	5 (5)	3 (2)	1 (1)	0 (0)
22	静岡県	14 (9)	5 (4)	9 (5)	11 (7)	1 (1)	1 (0)	1 (1)
23	愛知県	16 (14)	4 (4)	12 (10)	11 (10)	0 (0)	5 (4)	0 (0)
24	三重県	4 (2)	1 (1)	3 (1)	2 (1)	1 (0)	1 (1)	0 (0)
25	滋賀県	18 (17)	10 (10)	8 (7)	17 (15)	0 (0)	1 (2)	0 (0)
26	京都府	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
27	大阪府	26 (19)	3 (2)	23 (17)	22 (15)	1 (1)	3 (3)	0 (0)
28	兵庫県	72 (60)	14 (11)	58 (49)	26 (21)	28 (24)	17 (14)	1 (1)
29	奈良県	7 (4)	7 (4)	0 (0)	4 (2)	2 (1)	1 (1)	0 (0)
30	和歌山県	9 (8)	5 (4)	4 (4)	4 (4)	2 (2)	3 (2)	0 (0)
31	鳥取県	11 (3)	4 (0)	7 (3)	7 (2)	1 (1)	3 (0)	0 (0)
32	島根県	4 (2)	2 (0)	2 (2)	1 (0)	0 (0)	3 (2)	0 (0)
33	岡山県	9 (7)	8 (7)	1 (0)	6 (6)	2 (1)	1 (0)	0 (0)
34	広島県	27 (22)	5 (5)	22 (17)	23 (18)	1 (1)	3 (3)	0 (0)
35	山口県	6 (5)	0 (0)	6 (5)	1 (1)	5 (4)	0 (0)	0 (0)
36	徳島県	3 (2)	3 (2)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)
37	香川県	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
38	愛媛県	16 (11)	0 (0)	16 (11)	10 (7)	1 (0)	1 (1)	4 (3)
39	高知県	17 (15)	5 (4)	12 (11)	5 (4)	10 (9)	0 (0)	2 (2)
40	福岡県	26 (24)	2 (2)	24 (22)	12 (11)	6 (5)	2 (2)	6 (6)
41	佐賀県	31 (28)	0 (0)	31 (28)	15 (15)	16 (13)	0 (0)	0 (0)
42	長崎県	42 (40)	0 (0)	42 (40)	11 (10)	20 (19)	11 (11)	0 (0)
43	熊本県	3 (3)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	2 (2)	1 (1)	0 (0)
44	大分県	23 (19)	3 (3)	20 (16)	2 (2)	15 (11)	5 (5)	1 (1)
45	宮崎県	27 (21)	1 (1)	26 (20)	2 (2)	23 (17)	2 (2)	0 (0)
46	鹿児島県	30 (30)	7 (7)	23 (23)	19 (18)	5 (6)	6 (6)	0 (0)
47	沖縄県	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計		909 (762)	181 (149)	728 (613)	486 (406)	272 (225)	121 (100)	30 (31)

※「認定件数」の括弧内の数値は、平成23年4月1日現在の認定件数



No.	都道府県	認定件数	公立	私立	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
1	北海道	56 (48)	20 (17)	36 (31)	34 (30)	4 (3)	16 (13)	2 (2)
2	青森県	20 (17)	0 (0)	20 (17)	4 (4)	15 (12)	1 (1)	0 (0)
3	岩手県	23 (21)	7 (7)	16 (14)	17 (14)	3 (4)	3 (3)	0 (0)
4	宮城県	12 (10)	5 (5)	7 (5)	10 (9)	1 (1)	1 (0)	0 (0)
5	秋田県	32 (28)	10 (11)	22 (17)	24 (21)	4 (3)	4 (4)	0 (0)
6	山形県	20 (17)	1 (1)	19 (16)	14 (10)	5 (6)	1 (1)	0 (0)
7	福島県	31 (26)	4 (4)	27 (22)	27 (23)	3 (2)	1 (1)	0 (0)
8	茨城県	39 (31)	6 (6)	33 (25)	25 (22)	9 (4)	5 (5)	0 (0)
9	栃木県	20 (16)	3 (3)	17 (13)	15 (10)	3 (4)	2 (2)	0 (0)
10	群馬県	27 (27)	2 (2)	25 (25)	10 (10)	16 (16)	0 (0)	1 (1)
11	埼玉県	32 (27)	0 (0)	32 (27)	29 (24)	3 (3)	0 (0)	0 (0)
12	千葉県	26 (21)	12 (7)	14 (14)	22 (16)	1 (2)	2 (2)	1 (1)
13	東京都	91 (74)	20 (13)	71 (61)	14 (12)	46 (43)	21 (9)	10 (10)
14	神奈川県	40 (34)	6 (6)	34 (28)	24 (20)	14 (12)	2 (2)	0 (0)
15	新潟県	26 (22)	3 (2)	23 (20)	21 (17)	4 (4)	1 (1)	0 (0)
16	富山県	14 (10)	2 (1)	12 (9)	10 (7)	2 (2)	2 (1)	0 (0)
17	石川県	8 (8)	1 (1)	7 (7)	4 (3)	2 (3)	2 (2)	0 (0)
18	福井県	10 (7)	3 (2)	7 (5)	10 (7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
19	山梨県	5 (3)	0 (0)	5 (3)	3 (2)	2 (1)	0 (0)	0 (0)
20	長野県	11 (10)	1 (1)	10 (9)	9 (8)	0 (0)	1 (1)	1 (1)
21	岐阜県	9 (9)	3 (3)	6 (6)	5 (5)	3 (3)	1 (1)	0 (0)
22	静岡県	16 (14)	5 (5)	11 (9)	13 (11)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
23	愛知県	19 (16)	4 (4)	15 (12)	14 (11)	0 (0)	5 (5)	0 (0)
24	三重県	5 (4)	1 (1)	4 (3)	3 (2)	1 (1)	1 (1)	0 (0)
25	滋賀県	23 (18)	11 (10)	12 (8)	22 (17)	0 (0)	1 (1)	0 (0)
26	京都府	1 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
27	大阪府	35 (26)	3 (3)	32 (23)	31 (22)	1 (1)	3 (3)	0 (0)
28	兵庫県	93 (72)	19 (14)	74 (58)	31 (26)	37 (28)	23 (17)	2 (1)
29	奈良県	7 (7)	7 (7)	0 (0)	4 (4)	2 (2)	1 (1)	0 (0)
30	和歌山県	10 (9)	5 (5)	5 (4)	4 (4)	2 (2)	4 (3)	0 (0)
31	鳥取県	14 (11)	6 (4)	8 (7)	8 (7)	2 (1)	4 (3)	0 (0)
32	島根県	6 (4)	3 (2)	3 (2)	3 (1)	0 (0)	3 (3)	0 (0)
33	岡山県	13 (9)	12 (8)	1 (1)	9 (6)	1 (2)	3 (1)	0 (0)
34	広島県	32 (27)	6 (5)	26 (22)	27 (23)	1 (1)	4 (3)	0 (0)
35	山口県	9 (6)	0 (0)	9 (6)	1 (1)	8 (5)	0 (0)	0 (0)
36	徳島県	6 (3)	6 (3)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	4 (2)	0 (0)
37	香川県	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
38	愛媛県	16 (16)	0 (0)	16 (16)	10 (10)	1 (1)	1 (1)	4 (4)
39	高知県	18 (17)	5 (5)	13 (12)	5 (5)	10 (10)	0 (0)	3 (2)
40	福岡県	36 (26)	5 (2)	31 (24)	17 (12)	10 (6)	2 (2)	7 (6)
41	佐賀県	36 (31)	0 (0)	36 (31)	17 (15)	18 (16)	1 (0)	0 (0)
42	長崎県	50 (42)	0 (0)	50 (42)	14 (11)	23 (20)	13 (11)	0 (0)
43	熊本県	4 (3)	0 (0)	4 (3)	1 (0)	2 (2)	1 (1)	0 (0)
44	大分県	28 (23)	3 (3)	25 (20)	3 (2)	18 (15)	6 (5)	1 (1)
45	宮崎県	34 (27)	1 (1)	33 (26)	2 (2)	30 (23)	2 (2)	0 (0)
46	鹿児島県	34 (30)	8 (7)	26 (23)	22 (19)	6 (5)	6 (6)	0 (0)
47	沖縄県	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
合計		1099 (909)	220 (181)	879 (728)	595 (486)	316 (272)	155 (121)	33 (30)

※「認定件数」の括弧内の数値は、平成24年4月1日現在の認定件数

## 認定こども園の認定件数(平成26年4月1日現在)

No.	都道府県	認定件数	公立	私立	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
1	北海道	72 (56)	21 (20)	51 (36)	45 (34)	7 (4)	19 (16)	1 (2)
2	青森県	23 (20)	0 (0)	23 (20)	4 (4)	16 (15)	3 (1)	0 (0)
3	岩手県	30 (23)	7 (7)	23 (16)	22 (17)	5 (3)	3 (3)	0 (0)
4	宮城県	14 (12)	5 (5)	9 (7)	12 (10)	1 (1)	1 (1)	0 (0)
5	秋田県	37 (32)	10 (10)	27 (22)	27 (24)	6 (4)	4 (4)	0 (0)
6	山形県	21 (20)	1 (1)	20 (19)	14 (14)	6 (5)	1 (1)	0 (0)
7	福島県	35 (31)	6 (4)	29 (27)	30 (27)	4 (3)	1 (1)	0 (0)
8	茨城県	99 (39)	8 (6)	91 (33)	43 (25)	49 (9)	7 (5)	0 (0)
9	栃木県	25 (20)	3 (3)	22 (17)	19 (15)	4 (3)	2 (2)	0 (0)
10	群馬県	30 (27)	2 (2)	28 (25)	10 (10)	18 (16)	0 (0)	2 (1)
11	埼玉県	38 (32)	0 (0)	38 (32)	34 (29)	3 (3)	0 (0)	1 (0)
12	千葉県	28 (26)	13 (12)	15 (14)	23 (22)	2 (1)	2 (2)	1 (1)
13	東京都	103 (91)	23 (20)	80 (71)	16 (14)	51 (46)	26 (21)	10 (10)
14	神奈川県	43 (40)	7 (6)	36 (34)	25 (24)	16 (14)	2 (2)	0 (0)
15	新潟県	35 (26)	5 (3)	30 (23)	30 (21)	4 (4)	1 (1)	0 (0)
16	富山県	16 (14)	2 (2)	14 (12)	11 (10)	3 (2)	2 (2)	0 (0)
17	石川県	9 (8)	1 (1)	8 (7)	4 (4)	2 (2)	3 (2)	0 (0)
18	福井県	10 (10)	3 (3)	7 (7)	10 (10)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
19	山梨県	6 (5)	0 (0)	6 (5)	4 (3)	2 (2)	0 (0)	0 (0)
20	長野県	15 (11)	1 (1)	14 (10)	13 (9)	0 (0)	1 (1)	1 (1)
21	岐阜県	9 (9)	3 (3)	6 (6)	5 (5)	3 (3)	1 (1)	0 (0)
22	静岡県	23 (16)	9 (5)	14 (11)	19 (13)	1 (1)	2 (1)	1 (1)
23	愛知県	24 (19)	4 (4)	20 (15)	17 (14)	0 (0)	6 (5)	1 (0)
24	三重県	5 (5)	1 (1)	4 (4)	3 (3)	1 (1)	1 (1)	0 (0)
25	滋賀県	25 (23)	12 (11)	12 (12)	23 (22)	0 (0)	1 (1)	0 (0)
26	京都府	2 (1)	1 (1)	1 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
27	大阪府	51 (35)	4 (3)	47 (32)	40 (31)	6 (1)	5 (3)	0 (0)
28	兵庫県	118 (93)	20 (19)	98 (74)	38 (31)	45 (37)	31 (23)	4 (2)
29	奈良県	12 (7)	9 (7)	3 (0)	4 (4)	4 (2)	4 (1)	0 (0)
30	和歌山県	13 (10)	7 (5)	6 (5)	5 (4)	2 (2)	6 (4)	0 (0)
31	鳥取県	17 (14)	7 (6)	10 (8)	11 (8)	1 (2)	5 (4)	0 (0)
32	島根県	7 (6)	3 (3)	4 (3)	4 (3)	0 (0)	3 (3)	0 (0)
33	岡山県	17 (13)	16 (12)	1 (1)	12 (9)	1 (1)	4 (3)	0 (0)
34	広島県	39 (32)	7 (6)	32 (26)	34 (27)	0 (1)	4 (4)	1 (0)
35	山口県	11 (9)	0 (0)	11 (9)	1 (1)	10 (8)	0 (0)	0 (0)
36	徳島県	9 (6)	8 (6)	1 (0)	4 (2)	0 (0)	5 (4)	0 (0)
37	香川県	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
38	愛媛県	16 (16)	0 (0)	16 (16)	10 (10)	1 (1)	1 (1)	4 (4)
39	高知県	20 (18)	5 (5)	15 (13)	5 (5)	11 (10)	0 (0)	4 (3)
40	福岡県	40 (36)	5 (5)	35 (31)	18 (17)	11 (10)	3 (2)	8 (7)
41	佐賀県	38 (36)	0 (0)	38 (36)	18 (17)	19 (18)	1 (1)	0 (0)
42	長崎県	56 (50)	1 (0)	55 (50)	18 (14)	25 (23)	13 (13)	0 (0)
43	熊本県	6 (4)	0 (0)	6 (4)	2 (1)	3 (2)	1 (1)	0 (0)
44	大分県	33 (28)	4 (3)	29 (25)	4 (3)	22 (18)	6 (6)	1 (1)
45	宮崎県	42 (34)	1 (1)	41 (33)	2 (2)	38 (30)	2 (2)	0 (0)
46	鹿児島県	35 (34)	7 (6)	29 (26)	24 (22)	6 (5)	6 (6)	0 (0)
47	沖縄県	2 (1)	0 (0)	2 (1)	1 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
合計		1360 (1099)	252 (220)	1108 (879)	720 (595)	411 (316)	189 (155)	40 (33)

※「認定件数」の括弧内の数値は、平成25年4月1日現在の認定件数

No.	都道府県	認定こども園数		公立		私立		幼保連携型		幼稚園型		保育所型		地方裁量型	
		H27	(H26)	H27	(H26)	H27	(H26)	H27	(H26)	H27	(H26)	H27	(H26)	H27	(H26)
1	北海道	109	(72)	28	(21)	81	(51)	61	(45)	18	(7)	25	(19)	5	(1)
2	青森県	158	(23)	2	(0)	156	(23)	119	(4)	22	(16)	17	(3)	0	(0)
3	岩手県	39	(30)	7	(7)	32	(23)	30	(22)	6	(5)	3	(3)	0	(0)
4	宮城県	21	(14)	5	(5)	16	(9)	15	(12)	5	(1)	1	(1)	0	(0)
5	秋田県	53	(37)	11	(10)	42	(27)	44	(27)	5	(6)	4	(4)	0	(0)
6	山形県	29	(21)	2	(1)	27	(20)	20	(14)	7	(6)	2	(1)	0	(0)
7	福島県	35	(35)	6	(6)	29	(29)	29	(30)	5	(4)	1	(1)	0	(0)
8	茨城県	164	(99)	12	(8)	152	(91)	94	(43)	65	(49)	5	(7)	0	(0)
9	栃木県	56	(25)	3	(3)	53	(22)	43	(19)	8	(4)	4	(2)	1	(0)
10	群馬県	68	(30)	2	(2)	66	(28)	34	(10)	27	(18)	1	(0)	6	(2)
11	埼玉県	40	(38)	0	(0)	40	(38)	32	(34)	6	(3)	1	(0)	1	(1)
12	千葉県	49	(28)	24	(13)	25	(15)	27	(23)	13	(2)	8	(2)	1	(1)
13	東京都	93	(103)	24	(23)	69	(80)	17	(16)	34	(51)	34	(26)	8	(10)
14	神奈川県	56	(43)	8	(7)	48	(36)	37	(25)	18	(16)	1	(2)	0	(0)
15	新潟県	51	(35)	6	(5)	45	(30)	39	(30)	8	(4)	4	(1)	0	(0)
16	富山県	34	(16)	3	(2)	31	(14)	26	(11)	3	(3)	5	(2)	0	(0)
17	石川県	87	(9)	32	(1)	55	(8)	47	(4)	1	(2)	39	(3)	0	(0)
18	福井県	39	(10)	10	(3)	29	(7)	39	(10)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
19	山梨県	26	(6)	1	(0)	25	(6)	15	(4)	9	(2)	2	(0)	0	(0)
20	長野県	20	(15)	1	(1)	19	(14)	16	(13)	2	(0)	2	(1)	0	(1)
21	岐阜県	29	(9)	19	(3)	10	(6)	20	(5)	5	(3)	4	(1)	0	(0)
22	静岡県	120	(23)	72	(9)	48	(14)	110	(19)	6	(1)	4	(2)	0	(1)
23	愛知県	58	(24)	8	(4)	50	(20)	38	(17)	2	(0)	16	(6)	2	(1)
24	三重県	8	(5)	3	(1)	5	(4)	5	(3)	1	(1)	2	(1)	0	(0)
25	滋賀県	45	(24)	23	(12)	22	(12)	41	(23)	0	(0)	4	(1)	0	(0)
26	京都府	13	(2)	1	(1)	12	(1)	13	(2)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
27	大阪府	287	(51)	33	(4)	254	(47)	259	(40)	24	(6)	4	(5)	0	(0)
28	兵庫県	230	(118)	43	(20)	187	(98)	163	(38)	42	(45)	19	(31)	6	(4)
29	奈良県	27	(12)	17	(9)	10	(3)	25	(4)	1	(4)	1	(4)	0	(0)
30	和歌山県	21	(13)	10	(7)	11	(6)	12	(5)	0	(2)	9	(6)	0	(0)
31	鳥取県	29	(17)	16	(7)	13	(10)	24	(11)	0	(1)	5	(5)	0	(0)
32	島根県	12	(7)	3	(3)	9	(4)	5	(4)	0	(0)	6	(3)	1	(0)
33	岡山県	32	(17)	28	(16)	4	(1)	22	(12)	1	(1)	9	(4)	0	(0)
34	広島県	56	(39)	11	(7)	45	(32)	41	(34)	0	(0)	13	(4)	2	(1)
35	山口県	33	(11)	6	(0)	27	(11)	13	(1)	20	(10)	0	(0)	0	(0)
36	徳島県	30	(9)	26	(8)	4	(1)	13	(4)	0	(0)	17	(5)	0	(0)
37	香川県	13	(1)	8	(0)	5	(1)	10	(0)	1	(1)	1	(0)	1	(0)
38	愛媛県	32	(16)	3	(0)	29	(16)	17	(10)	4	(1)	5	(1)	6	(4)
39	高知県	27	(20)	6	(5)	21	(15)	9	(5)	11	(11)	5	(0)	2	(4)
40	福岡県	58	(40)	7	(5)	51	(35)	20	(18)	22	(11)	5	(3)	11	(8)
41	佐賀県	48	(38)	0	(0)	48	(38)	36	(18)	10	(19)	2	(1)	0	(0)
42	長崎県	85	(56)	3	(1)	82	(55)	43	(18)	33	(25)	9	(13)	0	(0)
43	熊本県	52	(6)	0	(0)	52	(6)	34	(2)	17	(3)	1	(1)	0	(0)
44	大分県	87	(33)	12	(4)	75	(29)	53	(4)	19	(22)	15	(6)	0	(1)
45	宮崎県	82	(42)	1	(1)	81	(41)	52	(2)	29	(38)	1	(2)	0	(0)
46	鹿児島県	90	(36)	8	(7)	82	(29)	64	(24)	15	(6)	11	(6)	0	(0)
47	沖縄県	5	(2)	0	(0)	5	(2)	4	(1)	0	(1)	1	(0)	0	(0)
合計		2,836	(1,360)	554	(252)	2,282	(1,108)	1,930	(720)	525	(411)	328	(189)	53	(40)

認定こども園の数(平成28年4月1日現在)

(別紙)都道府県別の認定こども園数

都道府県	幼保連携型			幼稚園型			保育所型			地方裁量型			計			前年
	公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立	総計	
北海道	13	104	117	3	34	37	21	25	46		6	6	37	169	206	109
青森県	3	153	156		25	25		27	27				3	205	208	158
岩手県	5	37	42		6	6	5	1	6				10	44	54	39
宮城県	5	12	17		5	5		2	2	1	1	2	6	20	26	21
秋田県	6	43	49		13	13	5	2	7				11	58	69	53
山形県	2	28	30		11	11	1	2	3				3	41	44	29
福島県	21	34	55		11	11	1		1				22	45	67	35
茨城県	11	97	108	2	61	63	4	6	10				17	164	181	164
栃木県	1	62	63		13	13	2	2	4		1	1	3	78	81	56
群馬県	2	70	72		34	34		1	1		6	6	2	111	113	68
埼玉県		45	45		6	6		2	2		1	1		54	54	40
千葉県	13	23	36	8	12	20	4	5	9		2	2	25	42	67	49
東京都	6	15	21	3	37	40	18	22	40		8	8	27	82	109	93
神奈川県	9	41	50		26	26		1	1		1	1	9	69	78	56
新潟県	7	52	59		13	13	2	8	10				9	73	82	51
富山県	2	56	58	1	2	3	1	6	7				4	64	68	34
石川県	1	65	66		7	7	33	12	45				34	84	118	87
福井県	14	58	72		2	2							14	60	74	39
山梨県		22	22		13	13	4	1	5				4	36	40	26
長野県	2	24	26		3	3	5	2	7				7	29	36	20
岐阜県	19	16	35		6	6	9	9	18				28	31	59	29
静岡県	69	65	134	3	3	6	1	6	7				73	74	147	120
愛知県	1	55	56	1	2	3	6	14	20		2	2	8	73	81	58
三重県	3	8	11		1	1	4	1	5				7	10	17	8
滋賀県	24	28	52	1	1	2	4		4				29	29	58	45
京都府	2	34	36					2	2				2	36	38	13
大阪府	32	299	331	2	37	39	1	5	6				35	341	376	287
兵庫県	52	196	248	2	43	45		22	22	1	6	7	55	267	322	230
奈良県	19	10	29	1		1		1	1				20	11	31	27
和歌山県	2	16	18		1	1	11	1	12				13	18	31	21
鳥取県	11	15	26				6		6				17	15	32	29
島根県	3	3	6	3	2	5	10	7	17		1	1	16	13	29	12
岡山県	27	9	36		2	2	9	2	11				36	13	49	32
広島県	3	58	61		1	1	11	5	16		2	2	14	66	80	56
山口県	7	7	14	1	24	25							8	31	39	33
徳島県	11	12	23				15	1	16				26	13	39	30
香川県	13	3	16	2	3	5	1		1		1	1	16	7	23	13
愛媛県	7	18	25		6	6	3	6	9		6	6	10	36	46	32
高知県	6	3	9		15	15		6	6		2	2	6	26	32	27
福岡県	6	18	24		32	32	1	9	10		11	11	7	70	77	58
佐賀県		39	39		11	11		3	3					53	53	48
長崎県	2	59	61		32	32	1	10	11				3	101	104	85
熊本県		61	61		24	24		3	3					88	88	52
大分県	4	62	66		20	20	9	7	16				13	89	102	87
宮崎県		91	91		30	30	1	4	5		1	1	1	126	127	82
鹿児島県	2	94	96		17	17	6	7	13				8	118	126	90
沖縄県	3	14	17	2		2		1	1				5	15	20	5
合計	451	2,334	2,785	35	647	682	215	259	474	2	58	60	703	3,298	4,001	2,836

認定こども園の数(平成29年4月1日現在)

(別紙)都道府県別の認定こども園数

都道府県	幼保連携型			幼稚園型			保育所型			地方裁量型			計			前年
	公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立	総計	
北海道	15	140	155	3	47	50	25	48	73	0	6	6	43	241	284	206
青森県	3	177	180	0	27	27	1	29	30	0	0	0	4	233	237	208
岩手県	8	41	49	0	7	7	6	1	7	0	0	0	14	49	63	54
宮城県	5	16	21	0	5	5	0	2	2	1	1	2	6	24	30	26
秋田県	9	48	57	0	14	14	5	5	10	0	0	0	14	67	81	69
山形県	2	37	39	0	15	15	1	5	6	0	0	0	3	57	60	44
福島県	21	42	63	0	11	11	2	0	2	0	0	0	23	53	76	67
茨城県	12	100	112	2	60	62	4	7	11	0	0	0	18	167	185	181
栃木県	4	77	81	0	15	15	2	2	4	0	1	1	6	95	101	81
群馬県	2	111	113	1	36	37	1	2	3	0	6	6	4	155	159	113
埼玉県	0	60	60	0	7	7	0	2	2	0	1	1	0	70	70	54
千葉県	17	38	55	8	26	34	5	7	12	0	2	2	30	73	103	67
東京都	9	18	27	3	39	42	18	25	43	0	8	8	30	90	120	109
神奈川県	11	50	61	0	36	36	0	2	2	0	1	1	11	89	100	78
新潟県	7	82	89	0	16	16	2	9	11	0	0	0	9	107	116	82
富山県	4	75	79	1	2	3	1	5	6	0	0	0	6	82	88	68
石川県	1	86	87	0	11	11	32	15	47	0	0	0	33	112	145	118
福井県	16	69	85	0	2	2	0	1	1	0	0	0	16	72	88	74
山梨県	0	32	32	0	11	11	5	1	6	0	1	1	5	45	50	40
長野県	2	29	31	0	3	3	23	1	24	0	1	1	25	34	59	36
岐阜県	27	27	54	0	7	7	14	12	26	0	0	0	41	46	87	59
静岡県	73	102	175	4	7	11	1	6	7	0	1	1	78	116	194	147
愛知県	5	88	93	1	3	4	6	19	25	0	1	1	12	111	123	81
三重県	5	16	21	0	1	1	4	1	5	0	0	0	9	18	27	17
滋賀県	30	33	63	1	3	4	4	0	4	0	0	0	35	36	71	58
京都府	2	44	46	0	0	0	0	3	3	0	0	0	2	47	49	38
大阪府	61	373	434	10	54	64	1	6	7	0	0	0	72	433	505	376
兵庫県	58	265	323	2	45	47	0	25	25	1	4	5	61	339	400	322
奈良県	23	21	44	2	0	2	0	1	1	0	0	0	25	22	47	31
和歌山県	3	26	29	0	1	1	11	1	12	0	0	0	14	28	42	31
鳥取県	10	16	26	0	0	0	7	1	8	0	0	0	17	17	34	32
島根県	3	10	13	4	2	6	10	11	21	0	1	1	17	24	41	29
岡山県	32	14	46	0	2	2	11	3	14	0	0	0	43	19	62	49
広島県	3	84	87	0	2	2	11	9	20	0	2	2	14	97	111	80
山口県	7	9	16	1	29	30	0	0	0	0	0	0	8	38	46	39
徳島県	11	19	30	0	0	0	15	1	16	0	0	0	26	20	46	39
香川県	16	8	24	2	5	7	1	0	1	0	1	1	19	14	33	23
愛媛県	7	24	31	0	9	9	3	8	11	0	9	9	10	50	60	46
高知県	6	7	13	0	13	13	0	6	6	0	2	2	6	28	34	32
福岡県	5	23	28	0	41	41	1	11	12	0	12	12	6	87	93	77
佐賀県	0	52	52	0	11	11	0	3	3	0	0	0	0	66	66	53
長崎県	4	67	71	1	32	33	1	14	15	0	0	0	6	113	119	104
熊本県	0	82	82	0	25	25	0	3	3	0	0	0	0	110	110	88
大分県	4	67	71	0	23	23	10	9	19	0	0	0	14	99	113	102
宮崎県	0	114	114	0	34	34	1	10	11	0	1	1	1	159	160	127
鹿児島県	3	122	125	0	18	18	6	7	13	0	0	0	9	147	156	126
沖縄県	5	26	31	2	2	4	0	2	2	0	0	0	7	30	37	20
合計	551	3,067	3,618	48	759	807	251	341	592	2	62	64	852	4,229	5,081	4,001

認定こども園の数(平成30年4月1日現在)

(別紙)都道府県別の認定こども園数

都道府県	幼保連携型			幼稚園型			保育所型			地方裁量型			計			前年
	公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立	総計	
北海道	17	174	191	4	59	63	26	58	84		6	6	47	297	344	284
青森県	2	203	205		25	25	1	29	30				3	257	260	237
岩手県	9	54	63		10	10	6	2	8				15	66	81	63
宮城県	5	28	33		6	6	1	2	3	1	1	2	7	37	44	30
秋田県	12	53	65		14	14	4	6	10				16	73	89	81
山形県	2	44	46		19	19	4	6	10				6	69	75	60
福島県	24	54	78		10	10	2		2				26	64	90	76
茨城県	15	108	123	2	61	63	4	8	12				21	177	198	185
栃木県	4	90	94		17	17	2	2	4		1	1	6	110	116	101
群馬県	3	144	147	7	42	49	1	3	4		6	6	11	195	206	159
埼玉県		77	77		13	13		2	2		1	1		93	93	70
千葉県	25	52	77	9	39	48	6	11	17		3	3	40	105	145	103
東京都	9	21	30	3	43	46	18	28	46		7	7	30	99	129	120
神奈川県	11	73	84		52	52		3	3		1	1	11	129	140	100
新潟県	9	107	116	1	20	21	4	11	15				14	138	152	116
富山県	4	85	89	1	3	4	1	8	9		1	1	6	97	103	88
石川県	1	108	109		14	14	39	18	57				40	140	180	145
福井県	19	84	103		2	2		2	2				19	88	107	88
山梨県		41	41	1	13	14	5	3	8		1	1	6	58	64	50
長野県	3	31	34		6	6	23	3	26		2	2	26	42	68	59
岐阜県	28	35	63		6	6	14	18	32				42	59	101	87
静岡県	75	144	219	6	12	18	1	7	8		2	2	82	165	247	194
愛知県	5	116	121	1	4	5	21	21	42		1	1	27	142	169	123
三重県	8	25	33		1	1	5	1	6				13	27	40	27
滋賀県	35	42	77	1	3	4	4		4				40	45	85	71
京都府	10	60	70		3	3		4	4				10	67	77	49
大阪府	69	412	481	16	63	79	1	12	13				86	487	573	505
兵庫県	64	318	382	2	46	48		29	29	1	3	4	67	396	463	400
奈良県	29	27	56	2	1	3		1	1				31	29	60	47
和歌山県	4	30	34		3	3	12	3	15				16	36	52	42
鳥取県	10	17	27		4	4	7	2	9				17	23	40	34
島根県	3	13	16	7	1	8	11	16	27		1	1	21	31	52	41
岡山県	42	25	67		3	3	13	3	16				55	31	86	62
広島県	4	105	109		2	2	11	12	23				15	119	134	111
山口県	9	11	20	1	31	32	1		1				11	42	53	46
徳島県	13	24	37		1	1	15	1	16				28	26	54	46
香川県	16	16	32	2	9	11	1		1		2	2	19	27	46	33
愛媛県	8	31	39		11	11	4	12	16		8	8	12	62	74	60
高知県	6	7	13		13	13		6	6		2	2	6	28	34	34
福岡県	5	27	32		53	53	1	13	14		13	13	6	106	112	93
佐賀県		59	59		12	12		3	3					74	74	66
長崎県	4	77	81	1	33	34	1	19	20				6	129	135	119
熊本県		97	97		31	31		5	5					133	133	110
大分県	4	81	85		21	21	11	10	21				15	112	127	113
宮崎県		125	125		38	38	1	13	14		1	1	1	177	178	160
鹿児島県	3	162	165		19	19	6	8	14				9	189	198	156
沖縄県	19	45	64	2	5	7		8	8				21	58	79	37
合計	647	3,762	4,409	69	897	966	288	432	720	2	63	65	1,006	5,154	6,160	5,081

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス〔 <http://www.zenhokyo.gr.jp> 〕

—今号の目次—

- ◆ 「幼児教育の無償化に関する住民・事業者向け説明資料」が公表される  
（内閣府） ..... 1
- ◆ 「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会（第6回）」が開催  
される（厚生労働省） ..... 3

## ◆ 「幼児教育の無償化に関する住民・事業者向け説明資料」が公表される（内閣府）

平成30年9月27日、内閣府は、幼児教育の無償化に関する資料として、住民・事業者向けの説明資料を公表しました。

別添の資料1「説明資料1」には、『実費として徴収されている費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外です』と記載されています。本会は、食材料費について、無償化後についても現行と同様に公定価格に含むよう意見表明しています。子ども・子育て会議において、認可施設における食材料費の取り扱いが保育の必要性の認定種別間で異なっている現状があり、「その他今後検討する事項」として示されており、今後議論される予定です。

また、同資料に『幼稚園（4時間程度）については満3歳（3歳になった日）から、保育所については3歳児クラス（3歳になった後の最初の4月以降）から無償化されます。その他の施設等については、上記取扱いも踏まえて、検討が行われているところです』とされています。

本会は、子ども・子育て支援新制度へ移行後に、年齢についての考え方、特に「満3歳児」の支給認定について、整理をする必要があることを以前から一貫して意見表明してきました。さらに、前回の子ども・子育て会議（第36回、平成30年7月30日開催）において、次の意見を提出し、発言しています。

**抜粋** ※本会提出の意見全文は全保協ニュース№18-18（平成30年8月10日号）資料4をご参照ください。

子ども・子育て会議「制度の施行状況を勘案し、今後検討が必要と考えられる事項」  
全国保育協議会 意見

社会福祉法人全国社会福祉協議会  
全国保育協議会  
平成30年7月6日提出

(4) 年齢についての考え方

- 幼児教育の無償化にともない、満3歳児の支給認定について整理すべきである。子ども・子育て支援法 第19条において「満3歳に達したとき」3号認定から2号認定となるものとされている。2号認定子どもである満3歳児（3号認定子どもであった時から引き続き2歳児クラスである子ども）と、1号認定子どもである満3歳児（3歳児クラスの満3歳児の子ども等）は、同じ満3歳児であるにも関わらず扱いが異なっている。この考え方を統一することで、保護者（子ども）にとってもわかりやすく、事業者にとっても運営しやすくなるのではないかと考える。

3号認定子どもが満3歳となった時点で支給の変更を行うのではなく、年度による支給認定とし、支給認定の始期は、学年初日の前日とすべきと考える。そのことにより、幼児教育の無償化の「満3歳児」の範囲も確定される。

- 子ども・子育て支援法において、「子ども」は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう、とされている。

改正認定こども園法において、「子ども」とは、小学校就学の始期に達するまでの者をいう、とされている。文言の定義について整合をとるべきである。

なお、別添の資料2「説明資料2」には、「幼児教育の無償化の具体的なイメージ（例）」が示されています。これは、平成30年5月31日に公表された「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」の図の一部を修正したもので、無償化の範囲についてこれまでの考え方をあらためてわかりやすく説明しています。

この2点の資料は、内閣府のホームページに掲載されています。

内閣府ホームページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 制度の概要等

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/index.html>



# ◆「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会（第6回）」が開催される（厚生労働省）

平成30年9月26日、標記検討会が開催されました。

検討会では「中間的な論点の整理（案）」が示され、今後の検討にあたっての基本的な視点や、検討の方向性（具体的な検討事項）が説明されました。

今後の検討の方向性については、適宜、実態調査や調査研究を行いつつ、検討会の下に「作業チーム」を設置し、実務的な検討や作業を行い、引き続き議論を深めることとされています（下記「中間的な論点の整理（案）【概要】」をご参照ください）。

中間的な論点の整理（案）【概要】 （保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会）		保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会（第6回） 平成30年9月26日	資料 1-2				
<b>1. 今後の検討にあたっての「基本的な視点」</b>							
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育の質の検討にあたっては、「<b>子どもを中心に考えることが最も基本</b>。それを前提として、様々な保育の現場において、職員全員の参画の下、子どもの思いや願いを受け止め、子ども一人一人の発達過程に応じて、<b>保育所保育指針に基づく保育実践（※）を充実させる取組が日常的に実施される</b>ことが重要。（※環境を通じた保育、養護と教育の一体性、健康・安全の確保等）</li> <li>○ また、保育の質の確保・向上には、保育をめぐる多様な関係者の参画や連携・協働、保育に関する理解の共有も必要。</li> </ul>							
<b>2. 現時点で考えられる「検討の方向性」（具体的な検討事項）</b>							
<p><b>(1) 基本的事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 様々な主体による取組が連動し、全体として機能するための<b>保育の質に関する基本的な考え方や、その具体的な捉え方・示し方等の明確化</b></li> </ul>							
<p><b>(2) 着目する事項</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;"> <p><b>職員間の対話を通じた理念共有</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各保育所等における<b>保育の理念の明確化・園全体での共有</b></li> <li>○ 子どもや保育に関する<b>職員間の対話</b>が促される環境の構築</li> </ul> <p><b>保育の振り返りを通じた質の向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 改定指針を踏まえた「<b>保育所における自己評価ガイドライン</b>」の見直し・評価結果の公表や活用等</li> </ul> </td> <td style="width: 25%; padding: 5px;"> <p><b>保育の環境や業務運営改善</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全快適性と保育充実に資する<b>環境（人・物・空間・時間）工夫</b></li> <li>○ 質向上や保育士等の<b>業務負担軽減</b>に資する業務運営</li> </ul> <p><b>保育士等の資質・専門性向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>各種研修の質的充実</b></li> <li>○ 多様な経歴の初任保育士支援</li> <li>○ 園長等のマネジメント能力向上</li> </ul> </td> <td style="width: 25%; padding: 5px;"> <p><b>保育実践の内容の「見える化」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>保護者や地域住民等のニーズを踏まえた保育実践の「見える化」</b></li> <li>・ 保育の評価や取組の情報公表</li> <li>・ 日常保育に係る交流機会 等</li> </ul> <p><b>保護者や地域住民等の関与</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育所等における保育実践や質向上の取組への関与促進</li> <li>・ <b>関係者との交流機会の充実</b> 等</li> </ul> </td> <td style="width: 25%; padding: 5px;"> <p><b>保育所と自治体等との連携協働</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自治体や関係機関との連携方策</li> <li>・ <b>地域の保育所、幼稚園等との連携（実践事例の共有等）</b></li> <li>・ 地域のネットワークづくり 等</li> </ul> <p><b>自治体の役割充実や連携促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>保育実践に係る相談・助言</b></li> <li>○ 指導監査の効果・効率的実施</li> <li>○ 自治体間の効果・効率的連携</li> </ul> </td> </tr> </table>				<p><b>職員間の対話を通じた理念共有</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各保育所等における<b>保育の理念の明確化・園全体での共有</b></li> <li>○ 子どもや保育に関する<b>職員間の対話</b>が促される環境の構築</li> </ul> <p><b>保育の振り返りを通じた質の向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 改定指針を踏まえた「<b>保育所における自己評価ガイドライン</b>」の見直し・評価結果の公表や活用等</li> </ul>	<p><b>保育の環境や業務運営改善</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全快適性と保育充実に資する<b>環境（人・物・空間・時間）工夫</b></li> <li>○ 質向上や保育士等の<b>業務負担軽減</b>に資する業務運営</li> </ul> <p><b>保育士等の資質・専門性向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>各種研修の質的充実</b></li> <li>○ 多様な経歴の初任保育士支援</li> <li>○ 園長等のマネジメント能力向上</li> </ul>	<p><b>保育実践の内容の「見える化」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>保護者や地域住民等のニーズを踏まえた保育実践の「見える化」</b></li> <li>・ 保育の評価や取組の情報公表</li> <li>・ 日常保育に係る交流機会 等</li> </ul> <p><b>保護者や地域住民等の関与</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育所等における保育実践や質向上の取組への関与促進</li> <li>・ <b>関係者との交流機会の充実</b> 等</li> </ul>	<p><b>保育所と自治体等との連携協働</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自治体や関係機関との連携方策</li> <li>・ <b>地域の保育所、幼稚園等との連携（実践事例の共有等）</b></li> <li>・ 地域のネットワークづくり 等</li> </ul> <p><b>自治体の役割充実や連携促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>保育実践に係る相談・助言</b></li> <li>○ 指導監査の効果・効率的実施</li> <li>○ 自治体間の効果・効率的連携</li> </ul>
<p><b>職員間の対話を通じた理念共有</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各保育所等における<b>保育の理念の明確化・園全体での共有</b></li> <li>○ 子どもや保育に関する<b>職員間の対話</b>が促される環境の構築</li> </ul> <p><b>保育の振り返りを通じた質の向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 改定指針を踏まえた「<b>保育所における自己評価ガイドライン</b>」の見直し・評価結果の公表や活用等</li> </ul>	<p><b>保育の環境や業務運営改善</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全快適性と保育充実に資する<b>環境（人・物・空間・時間）工夫</b></li> <li>○ 質向上や保育士等の<b>業務負担軽減</b>に資する業務運営</li> </ul> <p><b>保育士等の資質・専門性向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>各種研修の質的充実</b></li> <li>○ 多様な経歴の初任保育士支援</li> <li>○ 園長等のマネジメント能力向上</li> </ul>	<p><b>保育実践の内容の「見える化」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>保護者や地域住民等のニーズを踏まえた保育実践の「見える化」</b></li> <li>・ 保育の評価や取組の情報公表</li> <li>・ 日常保育に係る交流機会 等</li> </ul> <p><b>保護者や地域住民等の関与</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育所等における保育実践や質向上の取組への関与促進</li> <li>・ <b>関係者との交流機会の充実</b> 等</li> </ul>	<p><b>保育所と自治体等との連携協働</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自治体や関係機関との連携方策</li> <li>・ <b>地域の保育所、幼稚園等との連携（実践事例の共有等）</b></li> <li>・ 地域のネットワークづくり 等</li> </ul> <p><b>自治体の役割充実や連携促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>保育実践に係る相談・助言</b></li> <li>○ 指導監査の効果・効率的実施</li> <li>○ 自治体間の効果・効率的連携</li> </ul>				
<b>3. 今後の検討の進め方</b>							
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今般整理した具体的な検討事項について、その内容を踏まえ、<b>適宜、実態調査や調査研究</b>を行いつつ、検討会の下に<b>作業チーム</b>を設置し、<b>実務的な検討や作業</b>を行う。</li> <li>○ その上で、<b>本検討会において、作業チームにおける検討状況等を踏まえ</b>、保育の質に関連する様々な動向や取組状況等に留意し、<b>引き続き多角的な観点から、更に議論</b>を深める。</li> </ul>							

検討会の資料は、厚生労働省ホームページに掲載されています。

厚生労働省トップページ > 政策について > 審議会・研究会等 > 子ども家庭局が実施する検討会等 > 保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会 > 保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会（第6回）資料

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_01624.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_01624.html)

3歳から5歳までの子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料が無償化されます。

消費税率引上げ時の2019年10月1日からの実施を目指すこととされています。

- 子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速することとされました。幼児教育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り込まれるものです。
- 「新しい経済政策パッケージ」（2017年12月8日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（2018年6月15日閣議決定）において、以下の方針が示され、消費税率引上げ時の2019年10月1日からの実施を目指すこととされています。具体的な手続き等については、現在検討が行われているところです。

## 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たち

### 【対象者・利用料】

- 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳の全ての子供たちの利用料が無償化されます。
  - \* 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園の利用料については、同制度における利用者負担額を上限として無償化されます(上限月額2.57万円)。
  - \* 実費として徴収されている費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は、無償化の対象外です。
  - \* 幼稚園(4時間程度)については満3歳(3歳になった日)から、保育所については3歳児クラス(3歳になった後の最初の4月以降)から無償化されます。その他の施設等については、上記取扱いも踏まえて、検討が行われているところです。
- 0歳から2歳児の子供たちの利用料については、住民税非課税世帯を対象として無償化されます。

### 【対象となる施設・サービス】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象とされます。

※ 最優先の課題である待機児童解消の実現に向けては、女性就業率80%に対応できる「子育て安心プラン」を前倒し、2020年度末までに32万人分の受け皿整備を進めます。

## 幼稚園の預かり保育を利用する子供たち

### 【対象者・利用料】

- 幼稚園の預かり保育を利用する子供たちについては、新たに保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園保育料の無償化（上限月額2.57万円）に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

※ 認定こども園における子ども・子育て支援新制度の1号認定の子供たちが利用する預かり保育も含まれます。

## 認可外保育施設等を利用する子供たち

### 【対象者・利用料】

- 認可外保育施設等を利用する子供たちについても、保育の必要性があると認定された3歳から5歳の子供たちを対象として、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料が無償化されます。
- 0歳から2歳児の子供たちについては、住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料が無償化されます。

### 【対象となる施設・サービス】

- 認可外保育施設等とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。このほか、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象とします。
- 無償化の対象となる認可外保育施設等は、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たすことが必要です。ただし、経過措置として、指導監督基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

## いわゆる「障害児通園施設」を利用する子供たち

### 【対象者・利用料】

- 就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）を利用する子供たちについて、利用料が無償化されます。
  - \* 3歳から5歳が対象です（なお、0歳から2歳児の住民税非課税世帯については、既に無償となっています）。
- 幼稚園、保育所、認定こども園といわゆる障害児通園施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

# 幼稚園、保育所、認定こども園等の無償化について

○ 子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速する。幼児教育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組むもの。

○ 「新しい経済政策パッケージ」（2017年12月8日閣議決定）、 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（2018年6月15日閣議決定）において、以下の方針が示され、消費税率引上げ時の2019年10月1日からの実施を目指すこととされている。

○ 具体的な手続き等については、現在検討が行われているところ。

## 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たち

### 【対象者・利用料】

○ 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する 3歳から5歳の全ての子供たちの利用料を無償化。

\* 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園の利用料については、同制度における利用者負担額を上限として無償化（上限月額2.57万円）。

\* 実費として徴収されている費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外。

\* 幼稚園（4時間程度）については満3歳（3歳になった日）から、保育所については3歳児クラス（3歳になった後の最初の4月以降）から無償化。その他の施設等については、上記取扱いも踏まえて、検討が行われているところ。

○ 0歳から2歳児の子供たちの利用料については、住民税非課税世帯を対象として無償化。

### 【対象施設・サービス】

○ 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象。

※ 最優先の課題である待機児童解消の実現に向けては、女性就業率80%に対応できる「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿整備を進める。

## 幼稚園の預かり保育を利用する子供たち

### 【対象者・利用料】

- 幼稚園の預かり保育を利用する子供たちについては、新たに保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園保育料の無償化（上限月額2.57万円）に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料を無償化。

※ 認定こども園における子ども・子育て支援新制度の1号認定の子供たちが利用する預かり保育も含む。

## 認可外保育施設等を利用する子供たち

### 【対象者・利用料】

- 認可外保育施設等を利用する子供たちについても、保育の必要性があると認定された3歳から5歳の子供たちを対象として、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化。
- 0歳から2歳児の子供たちについては、住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化。

### 【対象施設・サービス】

- 認可外保育施設等とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指す。このほか、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業が対象。
- 無償化の対象となる認可外保育施設等は、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として、指導監督基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。

## いわゆる「障害児通園施設」を利用する子供たち

### 【対象者・利用料】

- 就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）を利用する子供たちについて、利用料を無償化。
  - \* 3歳から5歳が対象（なお、0歳から2歳児の住民税非課税世帯については、既に無償となっている）。
- 幼稚園、保育所、認定こども園といわゆる障害児通園施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象。



# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス〔 <http://www.zenhokyo.gr.jp> 〕

—今号の目次—

- ◆ 「公定価格に関するFAQ（よくある質問）」Ver.12に更新される  
（内閣府） ..... 1
- ◆ 「平成27年 地域児童福祉事業等調査結果の概況」が公表される  
（厚生労働省） ..... 3
- ◆ 「公定価格に関するFAQ（よくある質問）」Ver.12  
に更新される（内閣府）

平成30年9月27日、内閣府は、「公定価格に関するFAQ（よくある質問）」Ver.12をホームページに公表しました。

No.134、No.135が追記されています。別添の資料1（41ページ）をご参照ください。

## 公定価格に関するFAQ（よくある質問）Ver.12<<抜粋>>

### 134 処遇改善等加算Ⅰ

#### 【質問】

平均経験年数の算定にあたり、派遣労働者や、育児休業・産前産後休業を取得している職員は算定対象になるのか。

#### 【回答】

派遣労働者については、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するのであれば、算定対象となります。

一方、育児休業・産前産後休業を取得している職員（以下、「育休等取得者」）については、当該休業期間の有給・無給を問わず、算定対象となります。また、育休等取得者本人が算定対象となるため、育休等取得者の代替職員は算定対象となりません。

## 135 日割り計算

### 【質問】

各月（3月）初日の利用子どもの単価に加算する事項がいくつかあるが、月途中での入退所がある場合の日割り計算はどのようにするのか。

### 【回答】

月途中での入退所があった場合、加算部分を含め公定価格は日割りとなります（自治体向けFAQ.No132参照）。

ただし、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成28年8月23日付内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において、「各月初日の利用子どもの単価に加算」及び「3月初日の利用子どもの単価に加算」とされている加算については、日割り計算の対象から外れます。

上記のような加算についてはあくまで、各月（3月）初日に利用している子どもの単価に全額加算され、仮に月の途中で退所しても日割りは行いません。逆に、各月（3月）初日に利用していない月の途中に入所した子どもの単価には加算されません。

内閣府ホームページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 自治体向け情報 > Q&A集

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/qa/index.html>

## ◆「平成27年 地域児童福祉事業等調査結果の概況」が公表される（厚生労働省）

平成30年9月28日、厚生労働省は、標記調査結果の概況を公表しました。

この調査は、保育を中心とした児童福祉事業に対する市町村の取組などの実態を把握し、多様化した需要に的確に対応した児童福祉行政施策を推進するための基礎資料を得ることを目的としています。平成27年は、保育所等利用世帯調査、認可外保育施設調査、認定こども園（幼稚園・地方裁量型）・地域型保育事業（家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）調査が実施されています。

保育所等利用世帯の状況をみると、「両親と子ども世帯」73.4%が最も多く、次いで「三世帯世帯」14.4%。父母の就業状況は、父「常勤」87.9%、母「常勤」68.0%と常勤の割合が最も高く、保育所等を利用する理由は「保護者の就労」95.6%。利用している保育所等を選んだ理由は「自宅から近い」が最も優先した理由となっています。

調査結果の概況は、厚生労働省ホームページに掲載されています。

厚生労働省トップページ > 統計情報・白書 > 各種統計調査 > 厚生労働統計一覧 > 地域児童福祉事業等調査 > 結果の概要 > 平成27年 地域児童福祉事業等調査の概況

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jidou/15/index.html>



## 公定価格に関するFAQ（よくある質問）

このFAQは、単価を基に年間の運営費額を算定する際の参考となるよう、現行の幼稚園・保育所等における取り扱いを基に作成したものであり、今後詳細を検討していく過程で、随時その検討結果を反映させていくものです。追加・修正箇所には、セルに網掛けをしております。

No.	施設・事業			事項	質問	頁
	幼稚園	認定こども園	保育所			
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基本部分（配置基準）	幼稚園の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P9
2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基本部分（配置基準）	保育所の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P9
3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基本部分（配置基準）	認定こども園の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P9
4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基本部分（配置基準）	家庭的保育事業の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P9
5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基本部分（配置基準）	小規模保育事業A型・B型の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P10
6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基本部分（配置基準）	小規模保育事業C型の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P10
7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基本部分（配置基準）	事業所内保育事業の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P10
8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基本部分（配置基準）	公定価格上の子ども的人数・年齢に応じた配置基準については、どのように計算すれば良いのか。	P10
9	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基本部分（配置基準）	教育・保育に従事する者には短時間勤務の職員を充てることができるのか。	P11
10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基本部分（配置基準）	公定価格における配置基準を上回る（又は下回る）運用は可能か。	P11
11	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基本部分（年齢区分）	子どもの年齢については、いつ時点の年齢によることになるのか。	P11
12	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基本部分（地域区分）	地域区分ごとの市区町村はどのようになっているのか。	P11
13	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基本部分（地域区分）	他の市町村の子どもが利用する場合には、地域区分は利用者の居住地の区分が適用されるのか。それとも、施設の所在地の区分が適用されるのか。	P12
14	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基本部分	「公定価格の骨格案（詳細版）」の資料にある基本分単価の内訳には人件費、社会保険料事業主負担金、減価償却費などの経費が算定されているが、積算と異なる使途や異なる金額で人件費等を支払った場合、基本分単価は各施設・事業の実態に応じて加算・減算されるのか。	P12

No.	施設・事業			事項	質問	頁
	幼	保	小			
15	○	○		基本部分	基本分単価に含まれる教員のうち1人は主幹教諭として費用を算定されているが、主幹教諭の発令をしていない場合、減算されるのか。	P12
16	○	○	○	基本部分 調整部分（定員を恒常的に超過する場合）	定員を超えて受入れをしているが、施設型給付費は支払われるのか。	P12
17	○	○	○	定員超過の場合の減額調整	定員超過が連続する過去2年度間継続する場合には、公定価格の減額調整が行われるとのことですが、この2年間はいいつの時点からカウントされるのでしょうか。	P13
18	○	○		基本部分	学級編制調整教諭の加配はなぜ36人以上300人以下のみ対象としているのか。	P13
19	○	○	○	処遇改善等加算1	処遇改善等加算1の加算率はどのように算定するのか。	P13
20	○	○	○	処遇改善等加算1	キャリアアップの取り組みとは具体的にどのようなものか。	P13
21	○		○	所長（管理者）設置加算	所長（管理者）設置加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P13
22	○	○		副園長・教頭設置加算	副園長・教頭が学級担任をしている場合は、加算されないのか。	P13
23	○	○		副園長・教頭設置加算	副園長が免許保有者でない場合は加算の対象にならないのか。	P13
24		○		学級編制加配加算	学級編制加配加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P14
25	○	○		3歳児配置改善加算	3歳児配置改善加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P14
26	○	○		満3歳児対応教諭配置加算	満3歳児加算は、3歳児全員に適用されるのか。	P14
27	○	○		満3歳児対応教諭配置加算	年度当初から、満3歳児の受入れを想定して手厚く教員を配置し、年度途中から満3歳児を受入れて6：1配置が実現している場合、満3歳児加算はいつから適用になるのか。	P14
28	○	○		チーム保育加配加算	どういった場合にチーム保育加配加算の対象となるのか。	P14
29	○	○		チーム保育加配加算	加算人数に上限があるのはなぜか。	P14
30	○	○		通園送迎加算	運転手が兼務・外部委託の場合も加算が適用されるのか。	P14
31	○	○		通園送迎加算	長期休業期間中も加算が適用されるのか。	P14
32	○	○		給食実施加算	休業期間中において（休業期間中は除く）隔週など変則的に実施する場合の取扱いはどのようなものか。長期休業期間中も加算が適用されるのか。	P15
33	○	○		給食実施加算	外部委託、外部搬入の場合も加算が適用されるのか。	P15
34	○	○		給食実施加算	自園調理の場合は、外部委託などに比べて費用がかかるため、さらに加算すべきではないか。	P15

No.	施設・事業			事項	質問	頁
	幼保認	家小	事居			
35	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	外部監査費加算	加算額よりも高い/低い監査報酬額を支払った場合、加算単価は加算/減算されるのか。	P15
36	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	外部監査費加算	実施時期と加算時期との関係はどのようになるのか。	P15
37	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	外部監査費加算	外部監査を受けた場合も市町村による会計監査の対象となるのか。	P15
38	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	休日保育加算	他の施設（事業）を利用して子どもも休日に受け入れているが、その場合はどのように支払われるのか。	P15
39	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	休日保育加算	「休日保育の年間延べ利用子ども数」はその年度の見込みで良いのか。また、その場合、実績が見込みを上回った（下回った）場合にはどうなるのか。	P16
40	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	夜間保育加算	夜間保育加算はどのような施設（事業所）に加算されることになるのか。	P16
41	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	休日保育加算 夜間保育加算	居宅訪問型保育事業の休日保育加算や夜間保育加算の加算要件はどのようになるのか。	P16
42	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	資格保有者加算	資格保有者加算の加算要件はどのようになるのか。	P16
43	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	保育士比率向上加算	保育士比率向上加算の加算要件はどのようになるのか。	P16
44	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	家庭的保育支援加算	家庭的保育支援加算の加算要件はどのようになるのか。	P16
45	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	障害児保育加算	障害児保育加算の加算要件はどのようになるのか。	P16
46	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	減価償却費加算	保育所等の減価償却費加算はどのような施設（事業所）に加算されることになるのか。 一度、施設整備費補助を受けた施設は、何十年も前に補助を受けた場合であっても、加算を受けられないのでしょうか。	P17
47	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	賃借料加算	保育所等の賃借料加算はどのような施設（事業所）に加算されることになるのか。【修正】	P17
48	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	調整部分（分園の場合）	分園の場合はどのように計算すれば良いのか。	P17
49	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	調整部分（配置基準を下回る場合）	認定こども園の場合の不足保育教諭等数の算定方法とその具体的な適用方法はどのようになるのか。	P18
50	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	調整部分（職員資格を有しない場合）	幼保連携型認定こども園の場合であっても、幼稚園教諭免許又は保育士資格のいずれかを有していれば減算されないのか。	P18
51	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	調整部分（職員資格を有しない場合）	認定こども園の場合、3歳未満児保育を幼稚園教諭免許のみ保有する者が行っている場合や、学級担任に保育士資格のみ保有する者がなっている場合に減算されるのか。	P18
52	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	調整部分（土曜閉所する場合）	常態的に土曜日に閉所する場合の調整はどのような場合に適用されるのか。	P18
53	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	調整部分（連携施設を設定しない場合）	この調整は、どのような場合に適用されるのか。また、支援の頻度については、決まりがあるか。	P18
54	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	主幹教諭等専任加算	主幹教諭等専任加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P18

No.	施設・事業				事項	質問	頁
	幼	保	家	小			
55	○				主幹教諭等専任加算	主幹教諭等とあるが、主幹教諭以外はどのような職種が対象になるのか。	P18
56	○				主任保育士専任加算	主任保育士専任加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P19
57	○	○			主幹教諭等/主任保育士専任加算	主幹教諭や主任保育士等が学級担任やクラス担当等を兼務することはできるのか。また、代替教員や代替保育士は、他の業務と兼務することはできるのか。	P19
58	○	○			療育支援加算	療育支援加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P19
59		○			事務職員雇上費加算	認定こども園全体の利用定員が91人以上を満たしているが、非常勤事務職員がいない、もしくは専任の事務職員がいない場合などでも加算が適用されるのか。	P19
60		○			事務職員雇上費加算	事務職員雇上費加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P19
61	○	○	○	○	冷暖房費加算	冷暖房費加算はどの施設（事業所）に適用されるのか。	P19
62	○	○	○	○	除雪費加算	除雪費加算はどの施設（事業所）に適用されるのか。	P19
63	○	○	○	○	降灰除去費加算	降灰除去費加算はどの施設（事業所）に適用されるのか。	P20
64	○	○			入所児童処遇特別加算	入所児童処遇特別加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P20
65	○	○	○	○	施設機能強化推進費加算	施設機能強化推進費加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P20
66	○	○	○	○	栄養管理加算	栄養管理加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P20
67	○	○	○		小学校接続加算	小学校接続加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P20
68	○	○	○	○	第三者評価受審加算	第三者評価受審加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P20
69	○	○	○	○	第三者評価受審加算	第三者評価受審加算は5年に一度しか加算されないのか。	P21
70	○	○	○	○	加算部分全般	各月初日の状態で適否を判断する加算について、年度の途中や月の途中で加算の要件を満たした場合（満たさなくなった場合）はいつの時点から単価が変更されるのか。また、適否の変更がない場合にも、毎月確認が必要なのか。	P21
71	○	○	○	○	加算部分2	加算部分2には各月（3月）初日の利用子ども数で除す事項がいくつかあるが、端数処理はどのようにするのか。	P21
72	○	○	○	○	その他	公定価格の各種加算の具体的な適用要件は、公定価格の骨格案（詳細版）よりも詳しく示されないのか。	P21
73	○	○	○	○	その他	給付費・委託費は毎月支払われるのか。	P21
74	○	○	○	○	その他	月途中での入退所があった場合に給付費・委託費はどのように支払われるのか。	P21
75	○	○	○	○	その他	利用者負担額を誤って徴収したり、未納があった場合、経過措置として市町村が定める利用者負担額よりも低額の利用者負担額を徴収する場合は、給付額に反映されるのか。	P22

No.	施設・事業				事項	質問	頁
	幼児	保護	認定	家事			
76	○	○	○	○	基本部分 (定員区分)	公定価格の「定員区分」における「定員」は、認可定員なのか、利用定員なのか。	P22
77	○	○			基本部分 (定員区分)	認定子ども園または保育所における保育認定子どもに適用される単価の「定員区分」については、2号定員、3号定員それぞれごとの単価が適用されるのか、それとも、2号・3号の合計定員の単価が適用されるのか。	P22
78		○			基本部分 (定員区分)	認定子ども園に適用される単価の「定員区分」については、例えば、利用定員100名 (1号認定10名、2号認定60名、3号認定30名) の施設の場合、施設全体の定員をベースとして、1号については教育標準時間認定単価表の定員区分「91人から105人まで」の単価、2号・3号については保育認定単価表の定員区分「15人まで」の単価、2号・3号については保育認定単価表の定員区分「15人から90人まで」の単価がそれぞれ適用されるのか。	P23
79	○	○	○	○	調整部分 (土曜開所する場合)	公定価格において、施設が、土曜日に開所する場合は定率調整されるとなっているが、半日の開所の場合は、どのような調整がされるのか。また、まずは月1、2回の開所から始めたいという場合はどのような取扱いになるのか。	P23
80	○	○			基本部分 (配置基準と学級編制との関係)	幼稚園や認定子ども園の公定価格上の職員配置基準は、学級ごとに満たす必要があるのか。	P23
81			○		公定価格	事業所内保育所を利用する従業員の子どもが、3歳以降も利用する場合、引き続き給付を受けることは可能か。	P24
82	○	○			公定価格	私学退職金団体の負担金は公定価格 (基本分単価) に含まれますか。基本分単価の内訳を見ると、「社会保険料事業主負担金等 (私立学校教職員共済等) 」とありますが、財政支援等 (私学助成・就園奨励費・施設型給付) FA019番との関係も教えてください。	P24
83	○	○			公定価格	現在、不正行為等で一部保育費を減額しているような施設に対しても、みなし確認をして良いのでしょうか。また、みなし確認後、給付費を一部減額するということはできますか。	P24
84		○			減算調整	減算調整されるのは、施設全体の利用定員が120%以上の場合でしょうか、それとも1号、2号、3号それぞれの利用定員で減算するのは120%以上の方でしょうか。全体にかかるとは、また、減算するのは120%以上の方でしょうか。また、減算するのは100人利用定員のところ、2年間30%の実利用がある。1号は定員どおり30人、2号は定員40人のところ52人、3号は定員30人のところ48人いる場合)	P25
85	○	○	○	○	休日、夜間保育加算	休日、夜間保育は従前、保育対策促進事業補助金で組み込まれていましたが、加算で休日、夜間保育があるので補助金はなくなるのでしょうか。	P25
86	○	○	○	○	処遇改善加算	処遇改善加算がなされるのは保育士や幼稚園教諭だけなのでしょうか。	P25
87	○	○	○	○	通園バス代の実費徴収	1号認定子ども園の公定価格のみ通園送迎加算がありますが、2・3号認定子どもはバスを利用できないのでしょうか。2・3号認定子どもがバスを利用できる場合は、その実費徴収額は、1号認定子どもよりも加算額分高く設定すべきでしょうか。	P26
88	○	○			給食実施加算	1号認定子ども園の給食実施加算は全員に給食を実施する場合だけが対象でしょうか。	P26
89	○	○			公定価格	公定価格FA0 012によると、「現行の保育所運営費における地域区分から変更がある市区町村については一定の経過措置を設ける予定」とありますが、認定子ども園 (幼稚園) の場合の1号認定についても経過措置は適用されるのでしょうか。	P26
90	○	○	○	○	加算要件の確認等	処遇改善等加算の対象となるかどうかを確認し、認定する事務は市町村、都道府県どちらが行うのですか。その他の加算項目についても、都道府県が確認するのですか、それとも市町村が確認するのですか。	P26
91	○	○	○	○	休日保育加算	公定価格の休日保育加算について、休日における給食に係る費用は含まれていると考えてよいですか。構算にどのような内容が含まれているのでしょうか。	P27

No.	施設・事業			事項	質問	頁
	幼児	保護	家小			
92	○	○	○	○	処遇改善加算の要件	P27
93	○	○			障害児受入の際の加算	P27
94	○	○			特別給付の公定価格	P27
95	○	○			基本部分、調整部分（定員を恒常的に超過する場合）	P28
96	○	○	○	○	処遇改善等加算	P28
97	○	○			園長の兼務	P28
98	○	○	○	○	休日保育の利用者負担額	P28
99	○	○	○	○	休日保育の利用者負担額	P29
100	○	○	○	○	休日保育加算	P29
101	○	○	○		基本単価と必要な職員配置	P30
102	○	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	P30
103	○	○			療育支援加算	P30
104	○	○			担当職員（教育補助者）の資格要件	P31
105	○	○	○	○	休日保育加算	P31
106	○	○	○	○	休日保育加算	P31
107	○	○	○	○	処遇改善等加算	P32
108	○	○	○	○	処遇改善等加算	P32

処遇改善等加算の要件はどのようなのでしょうか。特に、現行の民費費や保育士等処遇改善臨時特例事業で課せられている要件との関係はどのようなのでしょうか。

障害児を受け入れた場合、地域型保育事業については、公定価格上、加算措置が設けられていますが、認定こども園や幼稚園、保育所については加算措置がないのでしょうか。

1号認定を受けた子どもが保育所で特別給付を受ける場合や、2号認定を受けた子どもが幼稚園で特別給付を受けるとした場合、それぞれ給付単価や利用者負担額はどのようになるのでしょうか。

平成26年10月17日付事務連絡「認可定員を超過して園児を受け入れている私立幼稚園に係る子ども・子育て支援法に基づき確認等に関する留意事項について」は、認定こども園を構成している幼稚園にはどのように適用されるのでしょうか。

処遇改善等加算の認定手続きのスケジュールはどのように想定していますか。また、認定の効果は年度当初に遡及されますか。

園長（施設長）を一人の者が兼務していますが、この場合の公定価格の扱いはどのようになるのでしょうか。認定こども園、幼稚園、保育所とで違いはありますか。

休日保育加算の対象となる利用者から、所得に応じた利用者負担とは別に、休日保育の利用料を徴収することはできませんか。また、出張等で単発的に利用する場合は、どのように取り扱うのでしょうか。

常態的に休日保育を必要とする子どもの保護者にとっての週休日（例：店の定休日である火曜日が週休日）に、単発的な仕事が入った場合や、園の行事等のために保育を行う必要があると園側が判断した場合、当該火曜日に保育を受けることは可能でしょうか。その場合の利用者負担はどのように取り扱うべきでしょうか。

休日保育加算の要件として、対象となる子どもに間食又は給食等を提供することが定められていますが、休日に自園調理を行うことが困難であること等の理由により、保護者の同意があれば弁当持参も可能とする取扱いはできないでしょうか。

保育所や認定こども園（保育認定2号・3号）の基本単価に含まれる職員構成と実際に配置すべき保育士数との関係を教えてください。特に、休けい保育士や保育標準時間認定に係る非常勤保育士の加算分について、実際に保育士を配置する必要がありますか。配置できない場合は、公定価格の減額調整などがあるのでしょうか。また、非常勤職員の配置とされている場合、その非常勤職員の従事時間などの要件はありますか。

処遇改善等加算Ⅰの経過措置の適用を受ける保育所においても、キャリアパス要件を満たしていない場合には、キャリアパス要件分を減額することになりますか。

療育支援加算は、年度途中で障害児を受け入れた場合でも対象になりますか。また、当該障害児が年度途中で退所した場合はどうなりますか。

幼稚園の教諭免許状は取得しているが教職についたことがない者をチーム保育を担当する教育補助者として配置する際に、免許状更新講習の修了確認期限を経過している場合は、配置の日までに免許状更新講習を受講・修了する必要がありますか。

ある施設が、自園に在籍する子どもだけでなく、平日は近隣市町村の別の施設を利用して子どもも受け入れて休日保育を実施する場合、休日保育にかかる給付金は、利用者数を按分した上で、利用者の居住するそれぞれの市町村が給付することとなるのでしょうか。

各市町村において休日保育の利用可能人数の上限を設定した場合でも、休日保育加算の対象となりますか。

都道府県で行う処遇改善等加算の事務を市区町村（政令市及び中核市を除く）に委ねる場合、どこまで委ねることができるのでしょうか。事務を委任する場合であっても、形式的に県に計画書や請求書を提出してもらう必要があるのでしょうか。【修正】

市独自に処遇改善のための加算制度を設けている場合、賃金改善要件の判定において、どのように取り扱えばよいのでしょうか。



No.	施設・事業			事項	質問	頁
	幼保	認定	家事居			
123	○	○	○	減価償却費加算	減価償却費加算の加算要件に「建物の整備に当たって、施設整備費又は改修費等の国庫補助金の交付を受けていないこと」とあるが、この「国庫補助金」には、地方単独補助金が含まれるのか。また、地方単独補助金が含まれないとする場合、過去に地方単独補助金の交付金を受けている施設から減価償却費加算の申請が出されてしまった場合、市町村は同加算の認定を行わざるを得ないのか。	P37
124	○	○	○	賃借料加算	賃借料加算の加算要件に、「国庫補助を受けた施設については、当該補助に係る雑額が生じていないこと」とあるが、賃借料の前払いとして一部に国庫補助が充てられている場合（前払いすることで、月額賃借料が軽減）、一部とはいえ補助を得ているので、加算の対象にならないと考えるのか。【修正】	P38
125	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	処遇改善等加算Ⅰの加算見込額の算定に当たって、公定価格上の加減調整部分の取扱いはいはどのようにすればよいのか。	P38
126	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	加算見込額の算定について、各月初日の利用子ども数で除して単価を算出するような加算の場合、処遇改善等加算の合計値を出す場合の単価に係る端数処理をどのように行えばよいのか。	P39
127	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	平均経過年数の算定に当たり、職員の勤続年数の確認はどのような書類で行うべきか。【修正】	P39
128	○	○	○	減価償却費加算	要件のうち、「建物の整備に当たって、施設整備費又は改修費等の国庫補助金の交付を受けていないこと」とはどのように判断するのでしようか。	P40
129	○	○	○	調整部分（主幹教諭等の専任化をしていない場合）	主幹教諭等の専任化をしていない場合とあるが、「主幹教諭等」としてどのような職種が対象になるのか。	P40
130	○	○	○	主幹教諭等専任加算/主任保育士専任加算/調整部分（主幹教諭等の専任化をしていない場合）	「保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等」の要件はどのようなものか。	P40
131	○	○	○	主幹教諭等専任加算/調整部分（主幹教諭等の専任化をしていない場合）	「幼稚園型一時預かり事業」の要件はどのようなものか。	P41
132	○	○	○	調整部分（主幹教諭等の専任化をしていない場合）	主幹保育教諭等を専任化により子育て支援の取組を実施していない場合に該当する場合、加算を適用することができないのでしょうか。	P41
133	○	○	○	調整部分（主幹教諭等の専任化をしていない場合）	1号認定子どもと2・3号認定子どもの区分で共通する事業要件である「一般型一時預かり事業」及び「障害児に対する教育・保育の提供」については、それぞれ1号認定子ども又は2・3号認定子どもが対象となるのでしょうか。	P41
＜以下、第12版において追加＞						
134	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	平均経過年数の算定に当たり、派遣労働者や、育児休業・産前産後休業を取得している職員は算定対象になるのか。	P41
135	○	○	○	日割り計算	各月（3月）初日の利用子どもの単価に加算する事項がいくつかあるが、月途中での入退所がある場合の日割り計算はどのようにするのか。	P41







	幼保認家小事居		
9	○	○	○
10	○	○	○
11	○	○	○
12	○	○	○

基本部分 (配置基準)	公定価格における配置基準を上回る (又は下回る) 運用は可能か。	教育・保育に従事する者には短時間勤務の職員を充てることができるか。	①短時間勤務 (1日6時間未満又は月20日未満勤務) の教育・保育従事者の条件の全てを満たす場合には、配置基準や加算算定上の定数の一部に短時間勤務者を充てることができます。 学級担任は原則常勤専任であること ・ 常勤の教育・保育に従事する者が各組や各グループに1名以上 (乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る配置基準上の定数が2名以上の場合には、最低2名) 配置されていること ・ 常勤の教育・保育に従事する者に代えて短時間勤務の教育・保育に従事する者を充てる場合の当該短時間勤務者の合計勤務時間数が、常勤を充てる場合の勤務時間数を上回ること ② 1日6時間以上かつ月20日以上勤務する教育・保育従事者 各施設・事業所の就業規則で定められた勤務時間を下回る者のうち、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者について も①と同様に取り扱いすることとします
基本部分 (配置基準)	公定価格における配置基準を上回る (又は下回る) 運用は可能か。	教育・保育に従事する者には短時間勤務の職員を充てることができるか。	①・②の従事者を配置基準等の定数の一部に充てる場合は、以下の通り、常勤職員数に換算することとします。 <常勤換算値を算出するための算式> 短時間勤務の教育・保育に従事する者及び常勤の教育・保育に従事する者以外の教育・保育に従事する者の1か月の勤務時間数 ÷ 各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数 = 常勤換算値 (小数点以下の端数処理を行わない)
基本部分 (年齢区分)	子どもの年齢については、いつ時点の年齢によることになるのか。	子どもの年齢については、いつ時点の年齢によることになるのか。	公定価格における「年齢区分」については、各月初日の子どもの満年齢により区分しています。その上で、年度の初日の前日の満年齢が一つ下の年齢区分に該当する場合には、仮単価表上「注 (認定ことも園2号・3号は「注1」)」として ( ) 内にお示ししている単価が適用されることとなります。そのため、年度を通じて同一の単価が適用されることとなります。 <例> ・ 5月5日で満4歳となる子どもの場合 4月及び5月 → 年齢区分：「3歳児」の単価を適用 6月～翌3月 → 年齢区分：「4歳以上児」の単価を適用 ただし、年度の初日の前日における満年齢は「3歳」となり、一つ下の年齢区分 (3歳児) に該当するため、「注 (認定ことも園2号・3号は「注1」)」として ( ) 内にお示ししている単価 (3歳児の単価と同額) を適用
基本部分 (地域区分)	地域区分ごとの市区町村はどのようなになっているのか。	地域区分ごとの市区町村はどのようなになっているのか。	地域区分ごとの市区町村の一覧は、別添1を参照。なお、別添1に記載のない市区町村は「その他地域」となります。また、現行の保育所運営費における地域区分から変更がある市区町村については一定の経過措置を設ける予定としており、詳細は今後検討していきます。

	幼保	認家	小事	居			
13	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	基本部分（地域区分）	他の市町村の子どもが利用する場合には、地域区分が適用されるのか。その区別も、施設の所在地の区分が適用されるのか。	他の市町村の子どもが利用する場合も、地域区分は施設の所在地の区分が適用されます。また、給付費・委託費の請求は、利用者の居住地の市町村に対して行うこととなります。なお、利用者負担額は利用者の居住地市町村が設定する金額となります。
14	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	基本部分	「公定価格の骨格案（詳細版）」の資料にある基本分単価の内訳には人件費、社会保険料事業など主負担金、減価償却費などが、積算と異なる使途や異なる金額で人件費等を支払った場合、基本分単価は各施設・事業の実態に応じて加算・減算されるのか。	公定価格の単価は、経営実態調査等に基づく費用の実態や現在の保育所運営費の単価設定などを基に積算しているものであり、各施設における人件費等の費用を全て積算と対比して支払わなければならないものではありません（個別の支出額に応じて単価を変更するものではありません）。なお、私立保育所に対しては委託費として支払われることから、その使途の取り扱いについて現行制度の対応等を踏まえ検討していくことにしています。
15	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			基本部分	基本分単価に含まれる教員のうち1人は主幹教諭として費用を算定されているが、主幹教諭の発令をしていない場合、減算されるのか。	学校教育を行うに当たり実際に主幹教諭又はそれと同等の立場の教諭が必要であることを前提に積算していますが、発令の有無を算定要件としているのではなく、減算されません。
16	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	基本部分（定員調整を恒常的に超過する場合）	定員を超えて受入れをし、施設型給付費は支払われるのか。	市町村による確認の際に設定された利用定員の範囲内での受入れが原則となりますが、年度途中での利用希望者の増加等により利用定員を超えて受入れをする場合であっても、実際の入所児童数に応じて給付が行われます。ただし、恒常的に利用定員を超えて受入れをしている場合（連続する過去2年度間常に定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の場合）には利用定員を見直すことが必要です。また、見直しが行われない場合には公定価格上定率で減額調整することになります。 なお、この減額調整を適用する定員超過状態の起算点については、NO. 17をご参照ください。実際の利用人数が恒常的に認可定員を超えている場合には、利用定員の適正化（都道府県等の認可権者の認可・届出等）も必要になります。 また、私立幼稚園の利用定員の取扱いや公定価格の減額調整などについては、平成26年10月17日付事務連絡「認可定員を超過して園児を受け入れている私立幼稚園に係る子ども・子育て支援法に基づく確認等に関する留意事項について」及び自治体向けFAQ第6版の参考資料をご参照ください。

	幼保認家小事居		
17	○	○	定員超過の場合の減額調整
18	○	○	基本部分
19	○	○	処遇改善等加算1
20	○	○	処遇改善等加算1
21	○	○	所長（管理者）設置加算
22	○	○	副園長・教頭設置加算
23	○	○	副園長・教頭設置加算

定員超過が連続する過去2年度間継続する場合に、公定価格の減額調整が行われることでの時点からカウントされるのでしょうか。	学級編制調整教諭の加配はなぜ36人以上300人以下のみ対象としているか。	いずれの施設においても「連続する2年度間」の起算点を、制度施行の平成27年度から又は施行後確認を受けた時点からとすることを予定しています。（よって、減算措置が適用されるのは、早いところでは平成29年度からとなります。）ただし、現行の都道府県の私学助成における減額の仕組み等による対応との整合性等を踏まえ、都道府県の判断により、現在既に認可定員を超過している私立幼稚園に対しては、施行当初から又は施行後確認を受けた時から減算を適用することも可能な取り扱いとしています。
35人以下の極めて小規模な園は、必ずしも年齢別の学級編制が行われない場合もあること、他方、大規模園は30:1（公定価格における4歳以上児配置基準）と35:1（幼稚園設置基準における原則的な学級編制基準の上限）の差が縮まるため、学級編制調整加配を行わなくとも必要な配置を満たすことが比較的容易と考えられるためです。	加算率は職員の平均勤続年数・経歴年数やキャリアアップの取組に依りて適用される加算率が段階的に上昇する仕組みとしており、具体的な算定方法は現在検討しているところです。そのため、現段階では、暫定的に以下の現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費における加算率の区分に当てはめて計算してください。	※平成28年10月17日付事務連絡「認可定員を超過して園児を受け入れている私立幼稚園に係る子ども・子育て支援法に基づく権限等に関する留意事項について」参照。
<p>＜民間施設給与等改善費＞</p> <p>施設・事業所に勤務する全ての常勤職員1人当たりの平均勤続年数</p> <p>10年以上：12（％）、7年以上10年未満：10（％）、4年以上7年未満：8（％）、4年未満：4（％）</p> <p>※賃改善後の運営費を試算する場合は上記の加算率に+3（％）を加算</p> <p>また、処遇改善等加算の単価を計算する場合は、単価に加算率の「数値」を乗じて算出してください。</p> <p>例：加算率が10％の場合 「100円（単価）×10（加算率）＝1,000円」</p>	<p>例えば、介護保険制度では、以下のうちいずれかを満たすこと及び職員に対してその内容を周知することを要件としており、こうした取り組みを参考に検討していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（職員の賃金に関するものを含む）を定めている。</li> <li>職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している。</li> </ul>	<p>所長（管理者）が保育士等の配置基準とは別途配置されており、かつ以下の要件を満たしている場合に加算されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>所長（管理者）が児童福祉事業に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその施設（事業所）の運営管理の業務に専従し、かつ有給のものである場合</li> <li>※ そのため、2以上の施設（事業所）と兼務し、所長（管理者）としての職務を行っていないものは役員とみなして加算の対象にはなりません。</li> </ul>
副園長又は教頭を置く場合には、学級担任をしているか否かにかかわらず、加算されます。	副園長が学級担任をしている場合は、加算されないのか。	副園長が免許保有者でない場合は加算の対象にならないのか。

	幼稚園	保育園	認定こども園	小児科	居宅				
24		○				学級編制加配加算	学級編制加配加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	学級編制加配加算は、幼稚園との整合性を踏まえ、認定こども園全体の3歳以上児（1号・2号）の利用定員が36人以上300人以下の施設の場合に加算の対象にすることをしています。	
25	○	○	○			3歳児配置改善加算	3歳児配置改善加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	3歳児の配置基準を15人につき1人としている場合に加算することを要件としており、実際に施設に配置されている幼稚園教諭、保育士、保育教諭数が、 【No.1～No.31及び【No.8】】で示した配置基準、計算方法について、3歳児の配置基準を20人ではなく15人として計算して算定された必要職員数以上となる場合に加算することになっています。	
26	○	○	○			満3歳児対応教諭配置加算	満3歳児加算は、3歳児全員に適用されるのか。	満3歳児の配置基準を6人につき1人とする場合に満3歳児のみに加算が適用されます。	
27	○	○	○			満3歳児対応教諭配置加算	年度当初から、満3歳児の受入れを想定して手厚く教員を配置し、年度途中から満3歳児を受入れる6：1配置が実現している場合、満3歳児加算はいつから適用になるのか。	満3歳児の受入れがされた時点からその年度内までの間について加算が適用されます。	
28	○	○	○			チーム保育加配加算	どういった場合にチーム保育加配加算の対象となるのか。	低年齢児を中心として小集団化したグループ教育・保育を実施している場合や、副担任を設けている場合などにおいて、基本分単価で求められる教員数に、他の加算の認定を受けた場合はその加算により求められる教員数を加えた「必要教員数」を超えて教諭等を配置している場合に、その人数に応じて加算が行われることとなります。（利用定員の区分ごとにおお、3歳児配置改善加算や満3歳児対応加配加算、チーム保育加配加算などの各種加配加算については、各園の実情に応じて必要な加算を選択することができます。	
29	○	○	○			チーム保育加配加算	加算人数に上限があるのはなぜか。	従前の幼稚園の教諭配置状況や私学助成からの円滑な移行を踏まえて、上限数を設定しています。（上限は利用定員45人以下は1人、46人以上150人以下は2人、151人以上240人以下は3人、241人以上270人以下は3.5人、271人以上300人以下は5人（平成27年は4人）、301人以上450人以下は6人（平成27年は5人）、451人以上は8人（平成27年6人））なお、施設の判断でこの基準を上回る配置を行うことも可能であり、この場合の人員費は、上乘せ徴収等により賄うこととなります。	
30	○	○	○			通園送迎加算	運転手が兼務・外部委託の場合も加算が適用されるのか。	必ずしも専任運転手の配置を要件としておらず、例えば、運行委託によることも可能です。	
31	○	○	○			通園送迎加算	長期休業期間中も加算が適用されるのか。	年間に必要な経費を平準化して公定価格を設定しているため、長期休業期間の公定価格にも加算が適用されます。	

	幼保認	家小	専居			
32	○	○			給食実施加算	休業期間中において（休業期間中は除く）隔週など変則的に実施する場合の取扱いはどのようになるのか。長期休業期間中も加算が適用されるのか。
33	○	○			給食実施加算	外部委託、外部搬入の場合も加算が適用されるのか。
34	○	○			給食実施加算	自園調理の場合は、外部委託などに比べて費用がかかるため、さらに加算すべきではないか。
35	○	○			外部監査費加算	加算額よりも高い/低い監査報酬額を支払った場合、加算単価は加算/減算されるのか。
36	○	○			外部監査費加算	実施時期と加算時期との関係はどのようになるのか。
37	○	○			外部監査費加算	外部監査を受けた場合も市町村による会計監査の対象となるのか。
38	○	○	○	○	休日保育加算	他の施設（事業）を利用して入れている子どもも、その場合はどのように支払われるのか。
						休業期間中の平均的な月当たり実施日数を4（週）で除して「適当たり実施日数」を算出してください（小数点第1位を四捨五入）。また、年間に必要な経費を平準化して公定価格を設定しているため、長期休業期間の公定価格にも加算が適用されます。
						給食の実施方法の別にかかわらず、給食を実施している場合には加算されます。その際の要件については、保育所における業務委託、外部搬入の際の要件を参考に検討していきます。
						給食実施に係る現実の費用（人件費）の実態を踏まえて平均的な額で設定しているため、給食の実施方法の別にかかわらず加算額は同額になります。
						加算/減算はされません。本加算の金額は実際の費用の実態を踏まえて平均的な額として設定しています。
						当年度の3月時点で、当年度会計について会計監査人による監査を受けていることが確認できれば、当年度の3月分の単価に加算されます。（例えば、当年度会計について、監査報告書の発行の時期は翌年度となりますが、当年度の3月時点で、監査法人等と監査実施契約を締結していることが確認できれば、当年度（当該会計年度）の3月分の単価に加算されることとなります。）
						公認会計士等の外部監査を受けた私立幼稚園や認定こども園については、施設型給付の用途等に関する市町村等による会計監査の対象外とする方向で検討しています。なお、加算の前提となる職員配置等の事実関係の確認等は市町村が行うこととなります。
						休日保育加算については、「休日保育の年間の延べ利用子ども数」の区分に応じた加算額となっておりますが、この利用子ども数には、平日は他の施設（事業）を利用して入っている子どもであっても、休日保育の利用を受け入れる場合にはその子ども数も含まれます。なお、加算については、上記の延べ利用子ども数（平日に他の施設（事業）を利用する子どもを含む）に応じて適用される加算額を休日保育を実施する施設（事業）を利用する各月初日の子ども数（平日は他の施設（事業）を利用する子どもを含まない）で除して加算されることとなります。

	幼保認	家小	事居			
39	○	○	○	休日保育加算	「休日保育の年間延べ利用子ども数」はその年度の見込みで良いのか。また、その場合、実績が見込みを上回った（下回った）場合にはどうなるのか。	「休日保育の年間の延べ利用子ども数」は、過去の実績等を踏まえて利用見込みを算出し、市町村により加算額を認定することを想定しており、年度を通じて利用見込みに応じた同一の加算額が適用されることとなります。なお、利用見込みまた、実績が見込みを上回った（下回った）場合であっても、加算額の増額（減額）は行われません。なお、実績が見込みと実績が大きく異なった場合には、翌年度の利用見込みの算出及び市町村による加算額の認定の際に、その実績を踏まえて適切な利用見込み数の算出・認定をする必要があります。
40	○	○	○	夜間保育加算	夜間保育加算はどのような施設（事業所）に加算されることになるのか。	夜間保育加算については、夜間保育を専門的に行う施設（事業）として認可（認定）を受けた施設に加算されることとなる。なお、保育所以外の施設・事業における具体的な要件等については、現在の夜間保育所の設置認可に当たっての要件を参考に検討していく予定です。
41			○	休日保育加算 夜間保育加算	居宅訪問型保育事業の休日保育加算や夜間保育加算の加算要件はどのようなものか。	居宅訪問型保育事業の利用者が常態的に休日又は夜間に利用する場合に加算の対象とすることを予定しており、詳細は今後検討していきます。
42		○	○	資格保有者加算	資格保有者加算の加算要件はどのようなものか。	資格保有者加算は家庭的保育事業及び小規模保育事業C型、居宅訪問型保育事業の家庭的保育者について、保育士資格又は看護師免許を有する場合に加算されます。また、小規模保育事業C型については、資格を有する人数に応じて加算が行われます。
43		○	○	保育士比率向上加算	保育士比率向上加算の加算要件はどのようなものか。	保育士比率向上加算は小規模保育事業のB型及び同基準が適用される事業所内保育事業において、常態的に保育比率を3/4以上として保育を実施する場合に適用されます。 また、その際の必要保育士数については「No.5」の回答に準じて以下のとおり計算します。 （*）必要保育従事者数（整数化後）×3/4＝必要保育士数（小数点第1位を四捨五入）
44		○		家庭的保育支援加算	家庭的保育支援加算の加算要件はどのようなものか。	家庭的保育支援者又は運携施設から代替保育等の特別な支援を受けて保育を実施する事業所に加算されます。 詳細については、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成27年3月31日付内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙5。II.4（1）をご確認ください。
45		○	○	障害児保育加算	障害児保育加算の加算要件はどのようなものか。	障害児（*）を受け入れる事業所において、障害児2人につき1人の保育士等により保育する場合に加算の対象となります。 （*）市町村が認める障害児（身体障害者手帳等の交付の有無は問わない）



	幼	保	認	家	小	事	居			
46		○	○	○	○	○		減価償却費加算	<p>保育所等の減価償却費加算はどのような施設（事業所）に算入されることになるのか。一度、施設整備補助を受けた施設は、何十年でも前に補助を受けた場合からあっても、加算を受けないのか。</p>	<p>減価償却費加算は、以下の要件全てに該当する施設を対象とします。                      (ア) 保育所等の用に供する建物が自己所有であること（注1）                      (イ) 建物を整備又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること                      (ウ) 建物の整備に当たって、施設整備費又は改修費等（以下「施設整備費等」という。）の国庫補助金の交付を受けていないこと（注2）                      (エ) 賃借料加算の対象となっていないこと</p> <p>（注1）施設の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること                      （注2）施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には（ウ）に該当することとして差し支えありません。                      ①老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合                      ②当該施設に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと                      ③1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること</p> <p>よって、注2①～③に全て該当する建物については、（ウ）に該当するものであるので、（ア）、（イ）、（エ）の要件も全て該当している場合は、加算の対象とすることができます。                      ※詳細は、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成27年3月31日付内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）をご参照ください。                      また、減価償却費加算の地域区分については、別添2のとおりとなります。</p>
47		○	○	○	○	○		賃借料加算	<p>保育所等の賃借料加算はどのような施設（事業所）に算入されるのか。【修正】</p>	<p>保育所の賃借料加算については以下の要件全てに該当する場合に加算されます。                      (ア) 保育所の用に供する建物が賃貸物件であること（注）                      (イ) (ア) の賃貸物件に対する賃借料が発生していること                      (ウ) 「賃貸物件による保育所整備事業」等の国庫補助（「認可保育所等設置支援事業の実施について」（平成29年3月31日雇発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める「都市部における保育所への賃借料支援事業」による国庫補助を除く。）を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと                      (エ) 減価償却費加算の対象となっていないこと                      (五) 施設の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること                      （注） 賃借料加算の地域区分については、別添2のとおりとなります。                      また、賃借料加算の要件については、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成28年8月23日付内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）をご確認ください。</p>
48		○	○					調整部分（分園の場合）	<p>分園の場合はどのように計算すれば良いのか。</p>	<p>分園を設置する施設の場合、「基本分単価」、「処遇改善等加算」、「所長設置加算」については、中心園と分園それぞれを定員区分を基に単価を計算します。その上で、分園については、その会計額の「10/100」を差し引いた額が適用されます。また、その他の加算については中心園と分園の定員を合計した定員区分を基に単価を計算します。</p>

	幼保認	家小	事居			
49	○			調整部分（配置基準を下回る場合）	認定こども園の場合の算定方法とその他の具体的な適用方法とはどのようなものか。	施設全体（1号～3号）の実配置数（常勤換算値）が基本分単価における保育教諭等の配置基準を下回る場合に、不足保育教諭等数＝年齢別配置基準－園全体の实配置数（常勤換算）で算定し、不足保育教諭等数を1号と2・3号で等分（1人不足している場合はそれぞれ0.5人ずつ）して減算することになります。 ※「No. 3、No. 8」の回答を参照
50	○			調整部分（職員資格を有しない場合）	幼保連携型認定こども園の場合であっても、幼稚園教諭又は保育士資格のいずれかを有していない場合は減算されないのか。	幼保連携型認定こども園の保育教諭については当分の間は経過措置が適用されるため、資格要件に係る減算は適用しないこととしています。この調整項目については、幼保連携型認定こども園以外の3類型の幼稚園機能部分・保育所機能部分について、国の示す基準（職員資格）とは異なる基準により運営されている場合に調整することになります。
51	○			調整部分（職員資格を有しない場合）	認定こども園の場合、3歳未満児保育を幼稚園教諭免許のみ保有する者が行っている場合や、学級担任に保育士資格のみ保有する者がなっている場合に減算されるのか。	「No. 49」のとおり、この調整項目については、幼保連携型認定こども園以外の3類型の幼稚園機能部分・保育所機能部分について、国の示す基準（職員資格）とは異なる基準により運営されている場合に調整することを想定しています。国の示す基準では、幼稚園型認定こども園における2号認定こどもの保育については幼稚園教諭免許を保有する者とする特別及びび保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園における学級担任については保育士資格を保有する者とする特別を設けていることから、その場合については調整の対象にはなりません。
52	○	○	○	調整部分（土曜閉所する場合）	常態的に土曜日に閉所する場合の調整はどのような場合適用されるのか。	保育が必要な子どもについて、土曜日の利用希望がない場合で、土曜日に閉所することが常態的な施設（事業所）に適用されます。
53	○	○	○	調整部分（連携施設を設定しない場合）	この調整は、どのような場合に適用されるのか。また、支援の頻度については、決まりがあるか。	連携施設から受ける支援内容については、原則として全ての支援を受けることが想定されていますが、給食に関する支援や嘱託医による健康診断等に関する支援については、自園で調理する場合や事業所において直接医師に嘱託し健康診断等を実施する場合は不要であり、また、屋外遊戯場の利用に関する支援については、小規模保育事業所が十分な広さの屋外遊戯場を有していると認められる場合は不要とすることも可能にするなど、詳細については今後検討していきます。また、支援を受ける頻度については、小規模保育事業所の置かれている状況や支援の内容等を踏まえてご判断頂くことになります。
54	○			主幹教諭等専任加算	主幹教諭等専任加算の具体的な要件はどのようなものか。	主幹教諭等が保護者からの育児相談や地域の子育て支援活動等に専任させることができるよう、基本分単価に含まれる配置基準や3歳児配置改善加算等の職員配置による必要幼稚園教諭数に加えて代替要員を1人加配する場合で、以下の事業等を複数実施する場合は加算が適用されます。また、その場合は子育て支援活動費加算も対象になります。 ・一時預かり事業、満3歳児が入所している施設、障害児が入所している施設 詳細は、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成27年3月31日付内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）をご覧ください。
55	○			主幹教諭等専任加算	主幹教諭等とあるが、主幹教諭以外はどのような職種が対象になるのか。	主幹教諭以外に副園長、教頭、指導教諭を専任化させる場合も加算の対象となります。なお、副園長及び教頭については幼稚園教諭免許状を有していない者についても、一定の条件の下、任用が可能となっております。

	幼保認家小事居				
56	○			主任保育士専任加算 主任保育士専任加算	主任保育士が保護者からの育児相談や地域の子育て支援活動等に専任させることができるよう、基本分単価に含まれる配置基準や3歳児配置改善加算等の職員配置による必要保育士数に加えて代替要員を1人加配する場合で、以下の事業等を複数実施する場合に加算が適用されます。 ・延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所している施設、障害児が入所している施設（対象事業の詳細は今後検討）
57	○	○		主幹教諭等/主任保育士専任加算	主幹教諭や主任保育士等が学級担任やクラス担当から離れて、指導計画の立案や地域の子育て支援活動等に専任できるようにするものです。主幹教諭や主任保育士等が学級担任やクラス担当等を兼務することは適当ではありません。なお、主幹教諭や主任保育士等が教育・保育に従事することを一切排除するものではなく、その役割を適切に果たす観点から、例えば、園運営の企画・調整、他の教諭や保育士等に対する指導・助言、学級担任やクラス担当等の職員が休んだ場合に代理で教育・保育を行うことについても、療育支援加算にはありません。
58	○	○		療育支援加算	障害児を受け入れている施設で、主幹教諭等（幼稚園、保育所は主幹教諭等/主任保育士専任加算が適用されている施設）を補助する者（非常勤職員であって資格の有無は問わない）を配置して地域住民等の子どもへの療育支援に取り組む場合に加算が適用されます。また、以下の区分に応じて加算額が異なります。（加算はA又はBのいずれか） ・特別児童扶養手当の支給対象児童を受け入れている施設・・・A ・A以外の障害児（*）を受け入れている施設・・・B （*）市町村が認める障害児（身体障害者手帳等の交付の有無は問わない）
59	○			事務職員雇上費加算	本加算は施設全体（1号～3号）の定員が91人以上の場合を加算の要件としており、園長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、別途事務職員を配置する必要はありません。
60	○			事務職員雇上費加算	以下の事業等のいずれかを実施する場合に加算が適用されます。なお、所長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、別途事務職員を配置する必要はありません。 ・延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所している施設、障害児が入所している施設（対象事業の詳細は今後検討）
61	○	○	○	冷暖房費加算	冷暖房費加算は、施設（事業所）の所在地により加算額が異なりますが、「1級地から4級地」については、「国家公務員の寒冷地手当に関する法律1条第1号及び第2号」に掲げる地域となり、記載のない地域については「その他地域」の加算額が適用されます。
62	○	○	○	除雪費加算	除雪費加算は「豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項」の規定に基づく地域に所在する施設（事業所）に対して加算が適用されます。

	幼	保	認	家	小	事	居			
63	○	○	○	○	○	○	○	降灰除去費加算	降灰除去費加算はどの施設（事業所）に適用されるのか。	降灰除去費加算は「活動火山対策特別措置法」の規定に基づく降灰防除地域に所在する施設（事業所）に対して加算が適用されます。（別添3を参照）
64	○	○	○	○	○	○	○	入所児童処遇特別加算	入所児童処遇特別加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	<p>（*）を非常勤職員として雇用（年間総雇用時間が400時間以上）し、児童の処遇の向上を図る場合であって、以下の事業等のうちいずれかを実施する場合に加算が適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所している施設、障害児が入所している施設</li> </ul> <p>（*）高齢者（満60歳以上）、身体障害者、知的障害者、精神障害者、母子家庭等の母及び寡婦</p>
65	○	○	○	○	○	○	○	施設機能強化推進費加算	施設機能強化推進費加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	<p>職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、施設（事業所）の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設で、以下の事業等のうち複数を実施する場合に加算が適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所している施設、障害児が入所している施設</li> <li>・一時預かり事業、満3歳児が入所している施設、障害児が入所している施設</li> <li>（幼稚園の場合）</li> <li>・幼児園以外施設・事業の場合）</li> </ul> <p>詳細は、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成27年3月31日付内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）をご覧ください。</p>
66	○	○	○	○	○	○	○	栄養管理加算	栄養管理加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	<p>栄養士を活用して給食を実施する場合に加算の対象となります。なお、栄養士については雇用形態は問わず、嘱託する場合などについても加算の対象となります。（調理員として栄養士を雇用している場合も含まれます。）</p>
67	○	○	○	○	○	○	○	小学校接続加算	小学校接続加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	<p>小学校との接続を見通した教育課程その他の教育・保育内容を策定・実施し、実施結果を踏まえた、改善のための検討や研修等が行われている場合に加算を適用することを想定しており、具体的な加算要件は次のとおりです。（すべての要件を満たす必要があります。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ⅰ 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。</li> <li>ⅱ 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。</li> <li>ⅲ 小学校との接続を見通した教育課程を編成していること。なお、継続的な協議会の開催等により具体的な編成に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。</li> </ul> <p>詳細は、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成27年3月31日付内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）をご覧ください。</p>
68	○	○	○	○	○	○	○	第三者評価受審加算	第三者評価受審加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	<p>「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」や「幼稚園における学校評価ガイドライン」等に沿って第三者評価を受審しており、その結果をHP等で公表している場合に加算を行うこととしています。</p> <p>詳しくは、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成27年3月31日付内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）をご覧ください。</p>

	幼	保	認	家	小	事	居				
69	○	○	○	○	○	○	○	○	第三者評価受審加算	第三者評価受審加算は5年に一度しか加算されないのか。	第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、その期間内において、1回限りの加算としています。
70	○	○	○	○	○	○	○	○	加算部分全般	各月初日の状態で適否を判断する加算について、年度の途中や月の途中で加算の要件を満たした場合（満たさなくなった場合）はいつの時点から単価が変更されるのか。また、適否の変更がない場合にも、毎月確認が必要なのか。	加算の適否は、各月初日の状態で判断しますので、年度の途中や月の途中で加算の適否が変わる場合には、加算の適否が変更した日の属する月の翌月（各月初日に加算の適否が変更となった場合には、その月）から単価が変更されます。ただし、自治体や事業者の事務負担に配慮し、加算の適否に変更がない場合において、国としては、毎月事業者が自治体に対して申請書を提出したり、自治体が事業者に対して加算要件の適合状況を確認したりすることを求めるものではありません。例えば、4月に加算の適用が認められれば、その後毎月申請書を提出するのではなく、加算要件を満たさなかった場合にその変更を踏まえた申請書を改めて提出することにより翌月から新しい単価を適用する取扱いも可能です。（この場合、指導監査により、事後的に各月の施設の状況と加算の適用状況の整合性について確認を行うこととなります。）
71	○	○	○	○	○	○	○	○	加算部分2	加算部分2には各月（3月）初日の利用子ども数で除す事項がいくつかあるが、端数処理はどのようにするのか。	算式に従い単価を計算した結果については、加算項目ごとに10円未満端数切り捨てとなります。
72	○	○	○	○	○	○	○	○	その他	公定価格の各種加算の具体的な適用要件は、公定価格の骨格案（詳細版）よりも詳しく示されないのか。	「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成27年3月31日付内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の各加算の要件をご確認ください。
73	○	○	○	○	○	○	○	○	その他	給付費・委託費は毎月支払われるのか。	給付費・委託費については、「各月初日の在籍児」に係る給付費等はその月中に支払い、「月中での入退所」がある場合については、翌月の支給時（翌月初日の在籍児の支給時）に併せて支払うことを基本としています。
74	○	○	○	○	○	○	○	○	その他	月中での入退所があった場合にはどのように支払われるのか。	月中での入退所があった場合には、以下により計算します。 ※計算の結果10円未満の端数が生じた場合は切り捨て （教育標準時間認定の場合） 1人当たりの単価（基本部分及び加算部分、調整部分の合計額）×その月の途中入所日からの開所日数（その月途中退所日の前日までの開所日数）（20日を超える場合は20日）÷20日 （保育認定の場合） 1人当たりの単価（基本部分及び加算部分、調整部分の合計額）×その月の途中入所日からの開所日数（その月途中退所日の前日までの開所日数）（25日を超える場合は25日）÷25日

	幼保認家小事居		
75	○	○	○
76	○	○	○
77	○	○	○
		その他	
		基本部分 (定員区分)	
		基本部分 (定員区分)	
		基本部分 (定員区分)	
			利用者負担額を誤って徴収したり、未納があった場合、経過措置として市町村が定める利用者負担額よりも低額の利用者負担額を徴収する場合は、給付額に反映されるのか。
			給付費は、公定価格から市町村が定める利用者負担額を控除した額により支払われます（子ども子育て支援法附則9条）。徴収額を誤った場合や未納の場合、経過措置により低額の徴収を行う場合であっても市町村から給付費の額は変わっていません（公費補填される仕組みではありません）。なお、徴収額を誤った場合や未納の場合は、施設・事業者において適正な金額を保護者から徴収してください。
			公定価格の「定員区分」における「定員」は、定員なのか、利用定員なのか。
			認定こども園または保育所における保育認定の「定員区分」については、2号定員、3号定員それぞれのか、それと併用されるのか、2号・3号の合計定員の単価が適用されるのか。
			利用定員です。
			2号・3号の合計定員の単価が適用されます。

	幼保	認家	小	事	居		
78		○				基本部分（定員区分）	<p>認定こども園に適用される単価の「定員区分」については、例えば、利用定員100名（1号認定10名、2号認定60名、3号認定30名）の施設の場合、施設全体の定員をベースとして、1号については教育標準時間認定単価表の定員区分「91人から105人まで」の単価、2号・3号については保育認定単価表の定員区分「15人まで」の単価、2号・3号については保育認定単価表の定員区分「91人から90人まで」の単価がそれぞれ適用されるか。</p> <p>後者となります。</p>
79		○	○	○	○	調整部分（土曜閉所する場合）	<p>公定価格において、施設場が、土曜日に閉所する場合などは定率調整されるとなっているが、半日のような調整がされるのか。また、閉所から始めたいという場合はどのような取扱いになるか。</p> <p>帰的に土曜日に閉所する場合の公定価格の定率調整は、土曜日に係る保育の利用希望が無いなどの場合に、月を通じて土曜日に閉所する施設に適用されず。</p> <p>ご指摘の事例のように、園側の一方的な都合（考え）により隔週や半日閉所するという場合は、地域のニーズがないために閉園する場合に当たらないため、同様に土曜日閉所の減算の対象となります。</p>
80	○	○				基本部分（配置基準と学級編制との関係）	<p>幼稚園や認定こども園の公定価格上の職員配置基準は、学級ごとに満たす必要があるのか。</p> <p>各年齢ごとの子どもの総数に対して各年齢ごとの職員配置基準を満たす必要があります。</p>

	幼児	保認	家小	事居			
81				<input type="radio"/>	公定価格	事業所内保育所を利用する従業員の子どもが、3歳以降も利用する場合、引き続き給付を受けることは可能か。	3歳以上児の保育は、保育所又は認定こども園で行うことが原則ですが、必要に応じて、定員の範囲内で、特例給付を受けて事業所内保育事業を引き続き利用することは可能です。
82	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			公定価格	私学退職金団体の負担金は公定価格（基本分単価）に含まれますか。基本分単価の内訳を見ると、「社会保険料事業業主負担金等（私立学校教職員共済等）」とありますが、財政支援等（私学助成・就園奨励費・施設型給付）FA019番との関係も教えてください。	公定価格の基本分単価の常勤職員の人件費については、引き続き都道府県による団体補助が行われることを前提に必要な退職金経費を賄うよう積算しているものです。
83	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			公定価格	現在、不正行為等で一部保育費を減額しているような施設に対しても、みなし確認をして良いのではありませんか。また、みなし確認後、給付費を一部減額することは可能ですか。	私学助成で支給停止している園に、新制度では自動的に停止を引き継ぐことはできませんが、最終的には市町村が給付費を支給するかどうかが判断することになります。例えば、新制度移行に際してみなし確認はするが、すぐ確認を取り消すという対応も考えられます。



	幼保	認家	小	事	居			
84						減算調整	<p>減算調整されるのは、施設全体の利用定員が120%以上の場合でしょうか、それとも1号、2号、3号それぞれの利用定員で減算になるのでしょうか。</p> <p>また、減算するのは120%以上の分だけでしょうか。</p> <p>(例：施設全体で100人利用定員のところ、2年間130%の実利用がある。1号は定員40人のところ52人、2号は定員30人のところ48人いる場合)</p>	<p>認定子ども園の公定価格上適用される定員区分の考え方と同様に、1号の利用定員と、2・3号の利用定員を分けて考えることとなります。(2・3号は合計の定員)</p> <p>※例の場合は、2号と3号の超過率が143% (2・3号の合計の定員70人に対して100人が利用) となっており、これが2年間連続で120%以上の場合には2・3号の公定価格全体を減算(120%未満の児童も含め) することになります。(この場合は、1号の公定価格は、利用定員を超過しておらず、減算しません。)</p>
85						休日、夜間保育加算	<p>休日、夜間保育は従前、保育対策促進事業補助金で組み込まれていました加算で休日、夜間保育があるので補助金はなくなるのでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
86						処遇改善加算	<p>処遇改善加算がなされるのは保育士や幼稚園教諭だけなのでしょうか。</p>	<p>保育士や幼稚園教諭だけでなく、事務職員や調理員等も対象となります。なお、勤続年数の算定は常勤職員のみで算定しますが、処遇改善は非常勤職員も対象となります。</p>



	幼保認家小事居			
91	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	休日保育加算 公定価格の休日保育加算について、休日における給食に係る費用は含まれていないと考えてよいですか。積算にどのような内容が含まれているのでしょうか。
92	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	処遇改善加算の要件は、現行の民改費特例等に等しいかどうか。処遇改善加算の要件は、現行の民改費特例等に等しいかどうか。
93	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	障害児受入の際の加算 障害児を受け入れた場合、地域型保育事業に加入しているかどうか。公定価格上、いかに算入されるか。認定子ども園や幼稚園、保育所について加算措置がないかどうか。
94	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	特例給付の公定価格 1号認定を受けた子どもが保育所で特別給付を受ける場合や、2号認定を受けた子どもが幼稚園で特別給付を受ける場合、それぞれ給付単価や利用者負担額はどのようになっているのでしょうか。



	幼保	認家	小事	居		
99	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	休日保育の利用者負担額	<p>常態的に休日保育を必要とする子どもの保護者にとつての週休日（例：店の定休日である日曜日）が週休日）に、単発的な行事が入つた場合や、園が行う必要があると園側が判断した場合、当該火曜日に保育を受けることは可能でしようか。その場り扱ふべきでしようか。</p> <p>保育の提供は、原則として保育が必要な場合に限られますので、就労が認定事由である場合、保護者が就労していない日には、基本的には保育を受けられないこととなりますが、お尋ねのように、通常の休業日に仕事が入り、保育を必要とする状態になつた場合や、子どもに対する集団保育の観点から保育が必要であると園が判断する場合に、保育の利用を妨げるものではありません。また、その場合、別途の利用料を徴収することはできません。</p>
100	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	休日保育加算	<p>休日保育加算の要件として、対象となる子どもに間食又は給食等を提供しますが、休日に自園調理を行うことが困難であること等の理由があれば、保護者等の同意ができれば、保護も可能とする取扱いができません。</p> <p>日曜日における就労等に係る保育ニーズへの対応の観点から、間食又は給食等の提供をしていただくことが基本ですが、保護者の同意を得て并当持参により対応することも考えられます。</p>

	幼児保	家小	事居		
101	○	○	○	基本単価と必要な職員配置	<p>「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成27年3月31日付内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の各事業類型の「Ⅱ基本部分Ⅰ」にあるとおり、基本分単価に含まれる休けい保育士や保育標準時間認定に係る保育士（常勤）等についても、年齢別配置基準とは別途配置する必要があり、これを満たさない場合は、指導の対象となります。なお、保育標準時間認定子どもが少数の場合で、ローテーションシフト勤務により対応しているなど、常勤保育士を別途配置する必要が低くなる場合には非常勤職員とすることも差し支えないこととしており、教育・保育が円滑に行われるよう、実態に応じて市町村が適切に御判断ください。また、幼稚園や認定こども園については、教育・保育が円滑に行われるよう、費用を調整することになります。</p> <p>また、保育標準時間認定に係る非常勤保育士など、基本分単価に含まれる非常勤職員の取扱いについては、従事時間等の具体的な要件は定めていませんので、教育・保育が円滑に行われる体制がとられているか、実態に応じて市町村が適切に御判断ください。なお、小規模保育事業等の保育標準時間認定における非常勤保育従事者も同様の取扱いとなります。</p>
102	○	○	○	処遇改善等加算Ⅰ	<p>処遇改善等加算Ⅰの経過措置の適用を受ける保育所において、キャリアパス要件を満たしていない場合は、キャリアパス要件分を減額になりますか。</p> <p>キャリアパス要件に合致しない施設・事業所については、キャリアパス要件の区分の値（1%）を減じることになります。</p>
103	○	○	○	療育支援加算	<p>療育支援加算は、年度途中で障害児を受け入れた場合でも対象になりますか。また、当該障害児が年度途中で退所した場合はどうなりますか。</p> <p>月の初日において障害児が1人以上利用している場合、仮に当該障害児がその後退所した場合であっても、当該月以降、年度を通じて加算の対象となります。（例えば、4月当初は障害児の受け入れがなく、7月に障害児を受け入れ、当該障害児が10月に退所した場合、7月以降の9か月分が加算の対象となります。）</p>

	幼稚園	小学校	中学校	特別支援学校	認定こども園	保育所	児童福祉施設	その他
104	○	○						
105	○	○	○	○				
106	○	○	○	○				

幼稚園の教諭免許状は取得していないが教職に携わっている者がチーム保育を担当する教育補助者として配置する際に、種別免許状更新講習の修了・履修期限を経過している場合は、配置の日までに免許状更新講習を受講・修了する必要があるか。

当該者が、事業開始までに免許状更新講習の受講・修了及び免許管理者の確認等の所定の手続きを行えなかった場合については、新制度への円滑移行の観点から、各市町村の判断により、地域の免許状更新講習の開講状況などを勘案のうえ、1年以内の一定期間内に所定の手続きを行うことを条件として、チーム保育の担当職員として配置を認めることを可能とします。

ある施設が、自園に在籍する子どもだけでなく、平日は近隣市町村の別の施設を利用して休日も受け入れて休日も保育を実施する場合、休日保育にかかるとして休日保育利用者数を按分した上で、それぞれの市町村が給付するかどうか。

休日保育加算については、「休日保育の年間の延べ利用子ども数」の区分に応じた加算額となっておりますが、この利用子ども数には、平日は他の施設（事業）を利用していても、休日保育の受け入れられる場合にはその利用子ども数も含まれます。例えば、平日に他市町村の利用者が利用しない園において、休日保育のみ近隣市町村からも受入を行う場合、他市町村からの利用者も含めた「休日保育の年間延べ利用子ども数」による加算を施設所在地市町村が支払うこととなりますが、その休日保育費用相当分を居住地市町村との間で調整いただくことは差し支えありません。

各市町村において休日保育を設定した場合でも、休日保育加算の対象となりますか。

休日保育加算は、各施設・事業者が利用可能人数の上限を設定している場合であっても、「休日保育の年間のべ利用子ども数」に添じた加算の対象となります。なお、各市町村においては、休日保育に対するニーズを満たすよう取組みが求められます。

	幼保認家小事居						
107	○	○	○	○	○	○	<p>都道府県で行う処遇改善等加算の事務を市区町村（政令市及び中核市を除く）に委ねることができるとのことでしようか。事務を委任する場あてあつても、形式的に県に計画書や請求書があるのでしょうか。【修正】</p> <p>処遇改善等加算 I について、申請内容の確認等の事務を市町村に委任することは可能ですが、確認・取りまとめの具体的な程度については、都道府県と市町村の間で決定していただくことになります。</p>
108	○	○	○	○	○	○	<p>市独自に処遇改善のための加算制度を設けている場合、賃金改善要件の判定において、どのように取り扱えばよいでしょうか。</p> <p>賃金改善要件については、市独自に加算制度を設けている部分を除いて判定していただくこととなります。</p>
109	○	○	○	○	○	○	<p>処遇改善等加算 I</p> <p>臨時特別事業の対象となつていた保育所の特別が適用された場合、賃金改善要件分の加算率が軽減された結果、全体の加算率も下がることとなる</p> <p>経過措置の適用により、賃金改善要件分の加算率が軽減された分は、基礎分に加えることとなりますので、全体の加算率が下がることはありません。                      (例) 平均勤続年数4年の場合                      26年度…民改費(8%) + 処遇改善事業分(1%) = 9%                      27年度…基礎分(6%) + 賃金改善要件分(3%) = 9%                      →経過措置適用後…基礎分(8%(6%+2%)) + 賃金改善要件分(1%(3%-2%)) = 9%</p> <p>詳細は、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(平成27年3月31日付け府政共生第349号・26文科初第1483号・雇児発0331第10号(3府省連名通知)及び「施設型給付等の支払いについて」(平成27年4月20日開催子ども・子育て支援新制度説明会資料3)をご覧ください。</p>



	幼保認家小事居					
110	○				処遇改善等加算1 処遇改善等加算Ⅰの資金改善要件分における加算率や加算見込額の特例及び基準年度は、認定こども園にはどのよう適用されるのでしょうか。	「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平成27年3月31日付通知）の1（1）ただし書の保育所における資金改善要件分率の経過措置及び2（1）（フ）①（b）の平成27年3月31日以前において既に保育所として運営していた施設については平成24年度の私立幼稚園に係る資金改善の起点とする措置は、保育所型認定こども園に適用されます。また、2（1）（イ）①のただし書きの私立幼稚園に係る資金改善要件額の特例は幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園に適用されます。その際、幼保連携型認定こども園については、基準年度（新制度移行の前年度）における私学助成等及び保育所運営費による収入額が公定価格による見込み額から資金改善要件分に係る加算見込み額を控除して得た額を上回っている場合は、当該加算見込額を含む公定価格による見込額から当該私学助成等及び保育所運営費による収入額を控除して得た額を加算見込額とすることができるとなります。
111	○	○	○	○	減価償却費加算 減価償却費加算について、敷地内に複数の施設が存在し、施設整備費補助金を受けたものと受けていないものが混在している場合や、単一施設であっても新築部分とその後増築部分で施設整備費補助金を受けた受け合いが分かれている場合、どのような取扱いになるのでしょうか。	減価償却費加算は、施設整備費等の国庫補助金の交付を受けていないものが対象となります。したがって、同じ敷地内に施設整備費の国庫補助を受けた施設と受けていない施設が混在する場合、補助金を受けていない施設については、加算要件に該当する場合には、加算の対象となります。また、同じ敷地内に保育所他に別棟で給食室等を建設した場合は単一の保育施設とみなされますので、国庫補助金の交付を受けている場合は、減価償却費加算の対象となりません。他方、新築部分と増築部分で施設整備費補助金を受けた、受け合いが分かれている場合であっても、当該施設としては施設整備費の国庫補助を受けていますので加算の対象とはなりません。整備後一定年数が経過した後、老朽化等を理由として改修等が必要と市町村が認める場合であって当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと等の要件に該当する場合には、この限りではありません。
112	○	○	○	○	賃借料加算 「賃借物件による保育所整備事業」「小規模保育施設促進事業（賃貸料補助）」等の国庫補助を受けてきた施設・事業は受け取れないのでしょうか。開設前の賃借料の補助は賃借料加算と重複しないのでしょうか。	「賃借物件による保育所整備事業」「小規模保育施設促進事業（賃貸料補助）」等の国庫補助事業については、事業開設後の賃借料にも充てられることから、当該補助を受けている期間中は賃借料加算の対象とはなりません。当該国庫補助事業による補助がなくなった翌月分からは委託費や地域型保育給付等の中で賃借料加算を支払うこととなります。

	幼児	保認	家小	事居				
113	○	○	○	○	○	加算部分全般	<p>療育支援加算、事務職員雇上加算、家庭的保育補助者加算など、職員の配置に係る加算については、当該職員の勤務時間が最低何時間以上なければならぬ等の制限はありませんか。</p>	<p>加算の趣旨が実現される勤務実態となっているかどうか踏まえ、各市町村において適切に認定を行っていただくようお願いいたします。</p>
114	○					<p>基部分（主調整部分の専任教諭等でない場合）</p>	<p>認定子ども園において、主幹教諭等を専任化させ、そのための代替保育教諭等として、常勤1名と非常勤職員1名を配置するのとされ、非常勤職員を2人配置した場合に、減算調整は適用されるのでしょうか。また、主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組について、減算調整は適用されるのでしょうか。</p>	<p>認定子ども園については、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成27年3月31日付内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙3のⅣの1.（1）に示す事業等を複数実施した上で、主幹教諭等を専任化させるための代替教諭等として常勤職員1名及び非常勤職員1人の配置を求めており、配置が満たされない場合は、減算調整が適用されることとなります。質問の事例でいえば、常勤職員1人の配置が満たされなかったため、当該常勤職員分の減算調整のみが適用されることとなります。また、主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合については、1号部分及び2・3号部分のそれぞれから減額調整が行われることとなります。</p>
115	○					事務職員雇上加算	<p>認定子ども園の事務職員雇上加算は1号の利用者がいない場合には加算されないのでしょうか。</p>	<p>事務職員雇上加算は、認定子ども園全体の利用定員（1号～3号全て）が91人以上の施設である場合に1号認定子ども園につき加算ですので、1号認定子ども園ではない認定子ども園では加算されません。調整により、2、3号子どもの基本分なお、加減調整部分における1号認定子ども園の利用定員を設定しない場合の費用の調整により、2、3号子どもの基本分単価に事務職員雇上加算に相当する額を含めております。</p>

	幼児	保認	家小	事居				
116		○				土曜日に閉所する場合は減算・日割り計算	幼稚園型認定こども園で土曜日に閉所している場合も、その園を利用する2・3号認定子どもに「常態的に土曜日に閉所していることによる減算」が必要となるのか。また、日割り計算をする際、除する日数は25日となるのか。	幼稚園型認定こども園の公定価格についても、保育所等と同様、土曜日閉所が前提となっています。このため、月を通じて常態的に土曜日に閉所する場合は、「常態的に土曜日に閉所していることによる減算」が適用されます。また、日割り計算をする際にも、2・3号認定子どもの場合には25日を用いることとなります。
117			○	○		連携施設（経過措置期間中の減算）	家庭的保育事業等では、「家庭的保育事業等の基準」（平成26年厚生労働省令第61号）附則第3条の規定により、5年間は連携施設の設定をしなくても良いことになっていますが、この経過措置の間、公定価格は減算されるか。	家庭的保育事業等は、連携施設を設けることが要件となっており、公定価格上、基本分単価に「連携施設との連携に係る減算」が適用されています。このため、たとえ経過措置期間中であっても、連携施設の設定がなされていない場合には、なお、連携施設は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第6条第1項各号に掲げる全ての連携協力が確保されたものであることとします。
118		○	○	○	○	調整部分（土曜閉所する場合）	土曜日を常態的に閉所する場合の減算調整について、「半日開所のケースは減算する」となっていますが、開所時間が11時間に満たない場合も減算となるのでしょうか。また、半日開所の場合、ニーズに合わない地域の場合、日一ズレが開所しないことが考えられますが、この場合も減算の対象となるのでしょうか。	公定価格上、2・3号認定子どもを受け入れる施設については、土曜日も含め、基本的に11時間開所を想定しており、土曜日の利用ニーズがあるにも関わらず、開所時間が11時間に満たない場合は、基本的に減算の対象となります。ただし、地域のニーズに合わせ土曜日において必要とされる時間（例えば午前中のみ）のみ開所する場合や、利用希望の時間帯がない特定の土曜日において必要とされる時間だけ開所する場合は、これらを常態的に行う場合であっても減算の対象となりません。

	幼児	保認	家小	事居			
119	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	その他	保育認定子どもの利用者負担額の日割り計算において、休日保育を行っている等により開所日数が通常よりも多い場合も、土曜日に恒常的に開所日数も、通常よりも少ない場合も、どちらの場合も25日で除するとどうか。	保育認定子どもの利用者負担額の日割り計算においては、実際の開所日数に関わらず、25日で除していただくこととなります。詳しくは、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成27年3月31日付通知）第2をご参照ください。
120	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	処遇改善等加算Ⅰ	キャリアアップ要件で必要となる「研修」は、どの程度のものであれば認められるのでしょうか。また、施設・事業所職員のようなもので、どのような内容が必要でしょうか。	施設・事業所職員の職位、職務内容等に応じた研修（所長研修、主任保育士研修など職位に応じた研修、或いは職務内容に応じた研修など）を実施、又は研修の機会を確保していればよく、研修内容は、社会通念上、明らかに職員の研鑽目的でないものを除き、施設の実情に応じて取り組んでいければ認められるものになります。また、能力評価については、個別面談や、自己評価に対し施設長や管理職の職員等が評価を行うなどが考えられます。施設・事業所の職員が業務や能力に對する自己評価をし、その認識が事業者全体の方向性でどのように認められるのかを確認し合うことが重要であり、この趣旨を踏まえて適切に運用されているのであれば、要件を満たしていると考えられます。
121	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			入所児童処遇特別加算	入所児童処遇特別加算ににおける、高齢者等の範囲は高齢者（満60歳以上）、身体障害者、知的障害者、母子家庭等の母及び寡婦に限られるのでしょうか。	精神障害者（精神保健及び精神障害者法に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持している者）なども考えられます。

	幼保認	家小	事居			
122				減価償却費加算	<p>家庭的保育事業等の減価償却費加算について、自宅の一部で保育を行う場合、家庭的保育事業の用に供することと自己所有であることが事業主で自宅の名義が事業主でないならばならないという点か。また、名義に関して、親族等との共有名義である場合は、どうか。</p>	<p>加算要件に「自己所有であること」としていますので、原則として、自宅の一部を改修して保育を行う場合であっても、建物の名義が事業主でなければ、減価償却費加算の対象とはなりません。ただし、家庭的保育事業等は、保育者の居宅等を保育の提供場所としている場合もありますので、建物が配偶者や生計を一にして差支えありません。</p>
123				減価償却費加算	<p>減価償却費加算の加算要件に、「建物の整備に当たって、施設整備費又は改修費等の国庫補助金の交付を受けていないこと」とあるが、この「国庫補助金」には、地方単独補助金が含まれるのか。また、地方単独補助金が含まれないとする場合、過去に地方単独補助金の交付金を受けている施設申請から減価償却費加算の申請、市町村は同加算の認定を行わざるを得ないか。</p>	<p>加算要件（ウ）における「国庫補助金」には、地方単独補助金は含まれませんが、減価償却費加算の趣旨に鑑み、地方単独補助金と二重交付とならないよう、市町村判断で加算の認定をしないという判断も可能です。</p>

	幼児	保認	家小	事居			
124	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	賃借料加算	賃借料加算の加算要件に、「国庫補助を受けて施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと」とあるが、賃借料の前払いとして一部に国庫補助が充てられている場合（前払いすることで、月額賃借料が軽減）、一部とはいえ補助を得ているので、加算の対象にならないと考えるのか。【修正】	<p>賃借料の支払い方法により、加算の適用期間が変わるのは、公平性の観点から好ましくありませんので、国庫補助に係る残額が生じている対象期間（以下、「対象期間」）内は、賃借料加算の対象外とする取扱いとなります。</p> <p>具体的には、当該国庫補助に係る国庫補助基準額から礼金がある場合はその額を引いた額（税金は含めない）を、軽減前の各月の賃借料で除して得られた月数を経過するまでは国庫補助に係る残額が生じているため、対象期間内とみなして取り扱います。</p> <p>※対象期間内かどうかは、賃貸契約期間の経過により判断するのではなく、国庫補助に係る残額が生じているかどうかにより判断します。</p> <p>例：月額賃借料が120万円、礼金が240万円、国庫補助基準額が4,100万円（補助割合：国1/2（2,050万円））であり、賃貸契約の当初に4,100万円を前払いしたことにより、一定期間、月額賃借料が軽減される場合            国庫補助基準額4,100万円から礼金を差し引いた額を、軽減前の月額賃借料（120万円）で除して得られた月数（4,100÷240）÷120＝32.2＝33か月（小数点以下の端数切り上げ）を経過するまでは、国庫補助に係る残額が生じているため、33か月間を対象期間内として取り扱い、34か月目から賃借料加算の適用が可能となります。</p> <p>（対象期間の求め方）            月額賃借料：120万円            礼金：240万円            国庫補助基準額：4,100万円（補助割合：国1/2（2,050万円）、地方・事業者1/2（2,050万円））の場合            （4,100－240）÷120＝32.2＝33か月（小数点以下の端数切り上げ）</p>
125	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	処遇改善等加算Ⅰ	処遇改善等加算Ⅰの加算見込額の算定に当たって、公定価格上の加減調整部分の取扱いはどのようになればよいか。	<p>加算見込額の算式における「処遇改善等加算の単価の合計額」の算定に当たっては、実際の加算額と極力近い値となるよう見込む必要があります。</p> <p>従って、「常態的に土曜日に閉所する場合」など、処遇改善等加算に関連する各調整部分についても、加算見込額の正確性を高めるために、調整部分のうち処遇改善等加算部分を算出し、以下の算式で導かれる値を加算見込額から減算することになります。</p> <p>【「常態的に土曜日に閉所する場合」の加算見込額算定上の算式】            ①（⑦処遇改善等加算＋⑨3歳児配置改善加算のうち処遇改善等加算部分＋⑩夜間保育加算のうち処遇改善等加算部分）            ×賃金改善要件分の加算率÷処遇改善加算の加算率 × ○/100</p> <p>（※○/100は、各定員区分によって決定）</p>

	幼稚園	保育園	認定こども園	小学校	児童館			
126	○	○	○	○	○	○	加算改善等加算1	加算見込額の算定について、各月初日の利用子ども数で除して単価を算出するようないかなる場合の単価に係る端数処理をどのように行えばよいか。
								特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準（平成27年内閣府告示第49号）第14条の定める端数計算の取扱いに準じ、単価が10円以上であった場合は、10円未満を切り捨て、10円未満であった場合は、小数点第1位を切り捨てることとします。 例：算定こども園、各月初日の利用子ども数：35人 療育支援加算の処遇改善等加算の単価の求め方 $120 \div 35 = 3$ （小数点第1位切り捨て）
127	○	○	○	○	○	○	加算改善等加算1	平均経験年数の算定に当たり、職員の勤続年数の確認はどのような書類で行うべきか。【修正】
								平均経験年数の算定に当たり、個々の職員の勤続年数の確認に必要な書類については、国として一律の証明書を求めるものではありません。職歴証明書、雇用保険加入履歴や年金加入記録など、加算認定申請書に記載された職歴が把握・確認される資料等によつて算定することが考えられます。調理員等）、雇用形態（常勤、非常勤等）、勤務時間、雇用期間など、施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平成27年3月31日付通知）VI1（1）ア（イ）及び（ウ）の内容及び確認できるような項目が考えられます。





	幼保認	家小	事居				
131	○	○			主幹教諭等専任加算/調整部分（主幹教諭等の専任化をしていない場合）	「幼稚園型一時預かり事業」の要件はどのようなものか。	幼稚園型一時預かり事業を実施している幼稚園等において、地域の預かりニーズを適切に満たしながら、幼稚園型として非在園児の預かりを行っており、一般型一時預かり事業を実施する場合のニーズに一定程度対応していると認められる場合には、幼稚園型一時預かり事業と一般型一時預かり事業の双方を実施しているものとして取り扱って差し支えありません。（主幹教諭等専任加算等の取扱いについて）（周知）平成28年3月4日 事務連絡を参照）
132	○				調整部分（主幹教諭等の専任化をしていない場合）	主幹保育教諭等を専任化により子育て支援の取組を実施していない場合、加算を適用することか、できないか。	認定こども園において、「主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合」の減算が適用される場合でも、専任代替教諭等の配置が行われているのであれば、主幹保育教諭等の専任化や規定される複数の事業をしていないことももつて、加算を取得できなくなることはありません。 なお、代替保育教諭等の配置が行われていない場合にも、これにより直ちに加算が全く取得できなくなるわけではなく、単加算分（例：チーム保育加配加算）として位置付けている人員の一部又は全部を代替保育教諭等として充当し、基本分単価において充足すべき職員数を満たすことが確認でき、さらに加算の対象となる追加分の配置があれば、それに応じた加算の算定は可能です。（主幹教諭等専任加算等の取扱いについて）（周知）平成28年3月4日 事務連絡を参照）
133	○				調整部分（主幹教諭等の専任化をしていない場合）	1号認定子どもと2・3号認定子どもの区分で共通する事業要件である「一般型一時預かり事業」及び「障害児に対する教育・保育の提供」について、それぞれ1号認定子どもが対象となるのでしょうか。	これらの事業の実施については、認定こども園全体で一般型一時預かり事業や障害児に対する教育・保育の提供を行っているれば、1号認定子ども及び2・3号認定子どもの双方について当該事業を実施していると取り扱います。

<以下、第12版において追加>

134	○	○	○	○	○	○	加算改善等加算1	平均経験年数の算定にあたり、派遣労働者や、業を児休業・産前産後休業を算定対象になっているのか。	派遣労働者については、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するのであれば、算定対象となります。 一方、育児休業・産前産後休業を取得している職員（以下、「育児等取得者」）については、当該休業期間の有給・無給を問わず、算定対象となります。また、育児等取得者本人が算定対象となるため、育児等取得者の代替職員は算定対象となりません。
135	○	○	○	○	○	○	日割り計算	各月（3月）初日の利用子ども単価に加算する事項がいくつかあるが、月途中での入退所がある場合の日割り計算はどのようにするのか。	月途中での入退所があった場合、加算部分を含め公定価格は日割りとなります（自治体向けFAQ No132参照）。 ただし、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成28年8月23日付内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において、「各月初日の利用子ども単価に加算」及び「3月初日の利用子ども単価に加算」とされ、上記のような加算についてはあくまで、各月（3月）初日に利用している子ども単価に全額加算され、仮に月の途中に入退所しても日割りは行いません。逆に、各月（3月）初日に利用していない月の途中に入所した子ども単価には加算されません。

## 平成 27 年 地域児童福祉事業等調査結果の概況

## 目 次

調査の概要	1
結果の概要	4
I 保育所等利用世帯の状況	4
1 世帯構造	
2 父母の就業状況	
3 保育所等への入所状況	
4 保育所等の利用状況	
II 認可外保育施設の状況	9
1 施設数、利用児童数、保育従事者数	
2 設置主体	
3 開所時間、保育提供可能時間（平日）	
4 健康診断	
5 利用料	
6 施設の今後の方向性等	
III 認定こども園（幼稚園型、地方裁量型）、地域型保育事業（家庭的保育事業、 居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の状況	22
1 施設・事業数、定員数、利用者数、利用率	
2 経営主体別施設・事業数	
3 職種別常勤換算従事者数	
用語の定義	24

平成 27 年地域児童福祉事業等調査の結果は、厚生労働省ホームページに掲載しています。

アドレス (<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/25-20b.html>)

## 調 査 の 概 要

### 1 調査の目的

この調査は、保育を中心とした児童福祉事業に対する市町村の取組などの実態を把握し、多様化した需要に的確に対応した児童福祉行政施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

調査は、市町村事業調査、認可外保育施設利用世帯調査、保育所等利用世帯調査及び認可外保育施設調査から構成され、それぞれ3年周期で調査を実施している。また、平成27年からは、子ども・子育て支援新制度の創設に伴い、認定こども園（幼稚園・地方裁量型）・地域型保育事業（家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）に対する調査を毎年実施している。平成27年は、保育所等利用世帯調査、認可外保育施設調査、認定こども園（幼稚園・地方裁量型）・地域型保育事業（家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）調査を実施した。

※保育所等利用世帯とは、子ども・子育て支援新制度の施設事業である認可保育所、認定こども園、地域型保育事業を利用している世帯のことをいう。

### 2 調査の対象及び客体

#### (1) 保育所等利用世帯調査票

全国の認可保育所等を利用する世帯を対象とし、各施設・事業の客体は以下のとおりとした。

※認可保育所等とは、子ども・子育て支援新制度の施設事業である認可保育所、認定こども園、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）のことをいう。

##### ① 保育所（保育所型認定こども園を含む）

全国の保育所から層化無作為に約50分の1の保育所を抽出し、それら保育所における利用世帯の2分の1の世帯を客体とした。

##### ② ①以外の施設・事業（幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）

自治体が設置した件数及び認定又は認可した件数を上限に、全国の各施設・事業から層化無作為に25か所を抽出し、それら施設・事業における利用世帯を客体とした。

#### (2) 認可外保育施設調査票

児童福祉法第59条の2に基づいて届出された全国の認可外保育施設を対象とし、その全数を客体とした。

#### (3) 幼稚園型認定こども園調査票

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づいて

設置又は認定された全国の幼稚園型認定こども園を対象とし、その全数を客体とした。

(4) 地方裁量型認定こども園調査票

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づいて設置又は認定された全国の地方裁量型認定こども園を対象とし、その全数を客体とした。

(5) 家庭的保育事業調査票

児童福祉法に基づいて設置又は認可された全国の家庭的保育事業を対象とし、その全数を客体とした。

(6) 居宅訪問型保育事業調査票

児童福祉法に基づいて設置又は認可された全国の居宅訪問型保育事業を対象とし、その全数を客体とした。

(7) 事業所内保育事業調査票

児童福祉法に基づいて設置又は認可された全国の事業所内保育事業を対象とし、その全数を客体とした。

	調査対象数	回収数	回収率	有効回答数
保育所等利用世帯調査	19,458	16,822	86.5%	16,822
認可外保育施設調査	7,192	5,647	78.5%	5,647
幼稚園型認定こども園調査	529	441	83.4%	441
地方裁量型認定こども園調査	54	50	92.6%	50
家庭的保育事業調査	942	685	72.7%	685
居宅訪問型保育事業調査	4	3	75.0%	3
事業所内保育事業調査	198	175	88.4%	175

### 3 調査の時期

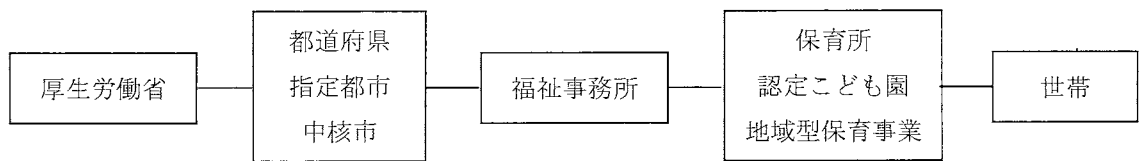
平成27年10月1日

#### 4 調査事項

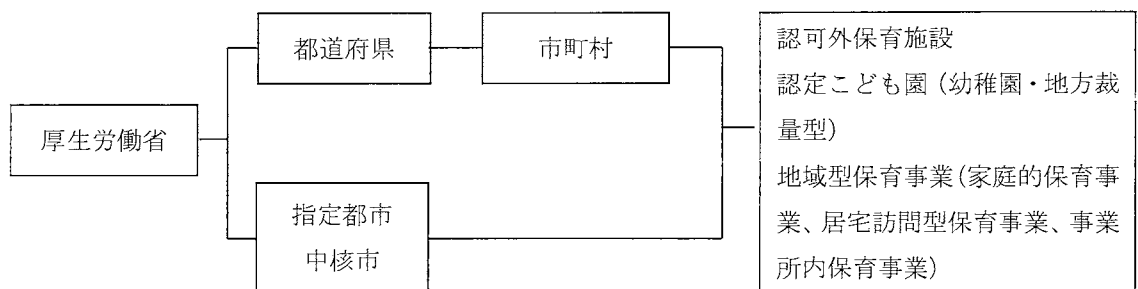
- (1) 保育所等利用世帯調査：世帯の状況、父母の就業状況、保育所等への入所状況 等
- (2) 認可外保育施設調査、認定こども園（幼稚園・地方裁量型）・地域型保育事業（家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）調査
  - ① 認可外保育施設調査：在所児童数、保育従事者数、設置主体、平日の開所時間 等
  - ② 認定こども園（幼稚園・地方裁量型）・地域型保育事業（家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）調査：施設・事業所数、利用児童数 等

#### 5 調査方法及び系統

- (1) 保育所等利用世帯調査



- (2) 認可外保育施設調査、認定こども園（幼稚園・地方裁量型）・地域型保育事業（家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）調査



#### 6 調査の集計

結果の集計は、厚生労働省子ども家庭局で行った。

#### 7 利用上の注意

計数の四捨五入により、内訳の合計が「総数」に合わない場合もある。

## 結果の概要

### I 保育所等利用世帯の状況

#### 1 世帯構造

保育所等を利用している世帯の構造をみると、「両親と子の世帯」が73.4%と最も多く、次いで「三世代世帯」が14.4%となっている。(表1)

表1 保育所を利用している世帯の世帯構造

		割合
総数		100.0%
	両親と子の世帯	73.4%
	三世代世帯	14.4%
	母子世帯	11.2%
	父子世帯	0.7%
	その他の世帯	0.2%

#### 2 父母の就業状況

父と母のいる世帯の父母の就業状況をみると、父は「常勤」が87.9%、母も「常勤」が68.0%と最も多く、次いで、父は「自営業・家業」が10.1%、母は「非常勤」が21.1%となっている。(表2)

表2 父と母のいる世帯における父母の就業状況

		割合	
		父	母
総数		100.0%	100.0%
	常勤	87.9%	68.0%
	非常勤	1.0%	21.1%
	自営業・家業	10.1%	6.4%
	内職	0.0%	0.7%
	無職	0.5%	2.3%
	その他	0.4%	1.3%
	不詳	0.1%	0.3%

注：「無職」には学生を含む。

### 3 保育所等を利用する理由

世帯の保育所等を利用する理由をみると、「保護者の就労」が95.6%と最も多い。

(表3)

表3 保育所等を利用する理由

		割合	実数
総数		100.0%	16822
	保護者の就労	95.6%	16086
	保護者の妊娠・出産	0.6%	109
	保護者の疾病・負傷・障害	0.9%	150
	同居親族の介護	0.3%	45
	保護者の求職活動	0.4%	67
	その他	0.7%	118
	不詳	1.5%	247

### 4 保育所等の利用状況

#### (1) 世帯の保育所等利用開始時刻と終了時刻

世帯の保育所等利用開始時刻をみると、「8:00～8:59」が最も多く、利用終了時刻は、

「17:01～18:00」が多い。(表4)

表4 世帯の保育所等利用開始時刻と終了時刻

		保育所等利用開始時刻					
		総数	～7:59	8:00～8:59	9:00～9:59	10:00～	不詳
保育所等 利用終了 時刻	総数	100.0%	19.5%	61.1%	19.1%	0.3%	0.0%
	～15:00	1.8%	0.2%	1.1%	0.5%	0.0%	0.0%
	15:01～16:00	14.8%	0.9%	8.9%	4.9%	0.0%	0.0%
	16:01～17:00	30.5%	3.0%	20.0%	7.3%	0.1%	0.0%
	17:01～18:00	38.9%	9.8%	24.0%	5.0%	0.1%	0.0%
	18:01～19:00	13.0%	5.2%	6.6%	1.1%	0.0%	0.0%
	19:01～	0.9%	0.3%	0.4%	0.1%	0.0%	0.0%
	不詳	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(2) 世帯の利用者負担額（月額保育料）

世帯の児童1人あたり利用者負担額（月額保育料）を保育所等を利用している児童数別でみると、「児童が1人の世帯」では「2万円以上3万円未満」31.5%、「児童が2人の世帯」では「1万円以上2万円未満」35.4%、「児童が3人の世帯」では「1万円未満」47.4%と、最も多くなっている。（表5）

表5 1世帯における児童1人あたりの月額保育料（利用児童数別）

	総数			
	児童が1人の世帯	児童が2人の世帯	児童が3人の世帯	
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1万円未満	21.9%	20.7%	22.2%	47.4%
1万円以上2万円未満	24.0%	18.8%	35.4%	44.3%
2万円以上3万円未満	31.4%	31.5%	34.0%	7.5%
3万円以上4万円未満	14.1%	17.6%	6.3%	0.7%
4万円以上5万円未満	5.3%	6.9%	1.8%	0.0%
5万円以上6万円未満	2.3%	3.1%	0.2%	0.2%
6万円以上7万円未満	0.7%	1.0%	0.1%	0.0%
7万円以上	0.3%	0.4%	0.0%	0.0%
1世帯における児童1人あたりの保育料(平均値)	21,138円	22,970円	17,555円	10,406円

注：1) 児童の人数は、調査日時点で保育所等を利用している児童の人数をいう。

2) 世帯における保育料総額ではなく、保育所等を利用している児童1人あたりに換算して集計したものである。

3) 不詳を除いて割合を算出している。

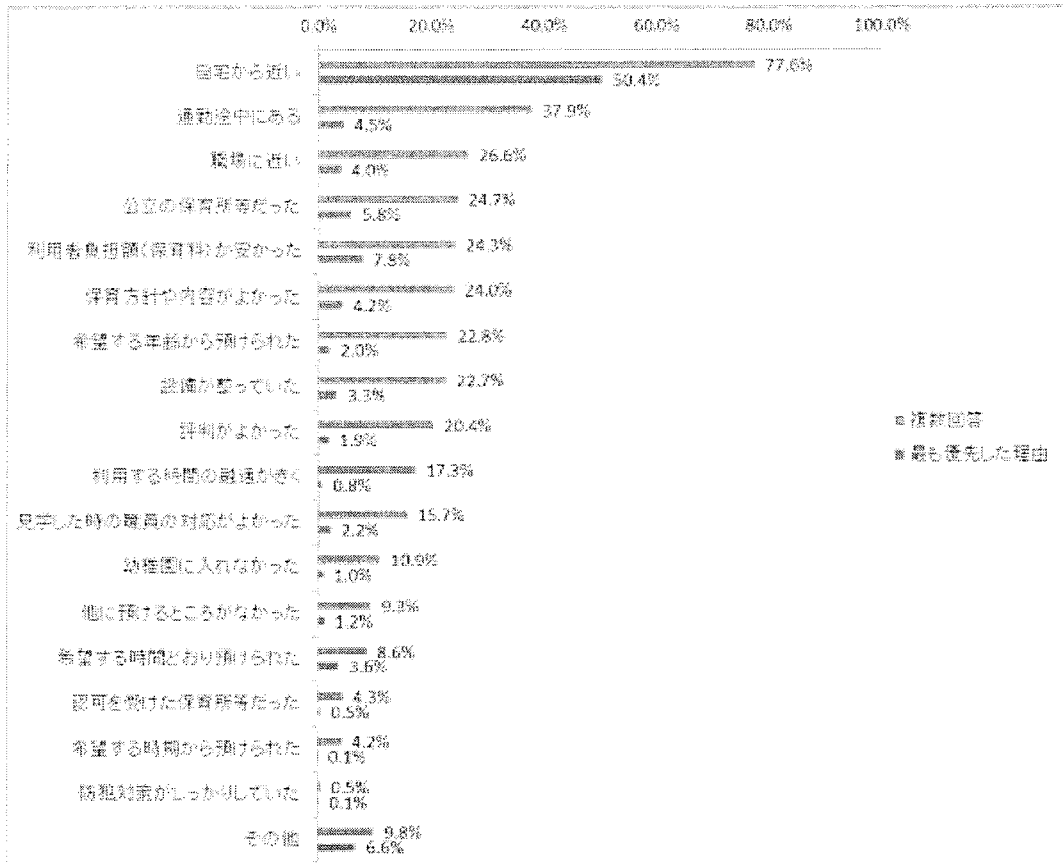


### (3) 利用している保育所等を選んだ理由

利用している保育所等を選んだ理由（複数回答）をみると、「自宅から近い」が77.6%と最も多く、次いで「通勤途中にある」が37.9%となっている。

その中で、最も優先した理由をみると、「自宅から近い」が50.4%と最も多くなっている。（図1）

図1 利用している保育所を選んだ理由（複数回答・最も優先した理由）



## II 認可外保育施設の状況

### 1 施設数、利用児童数、保育従事者数

認可外保育施設の施設数をみると、「事業所内保育施設」は912か所、「ベビーホテル」は536か所、「認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター事業者）」は63か所、「その他の認可外保育施設」は3,651か所となっている。

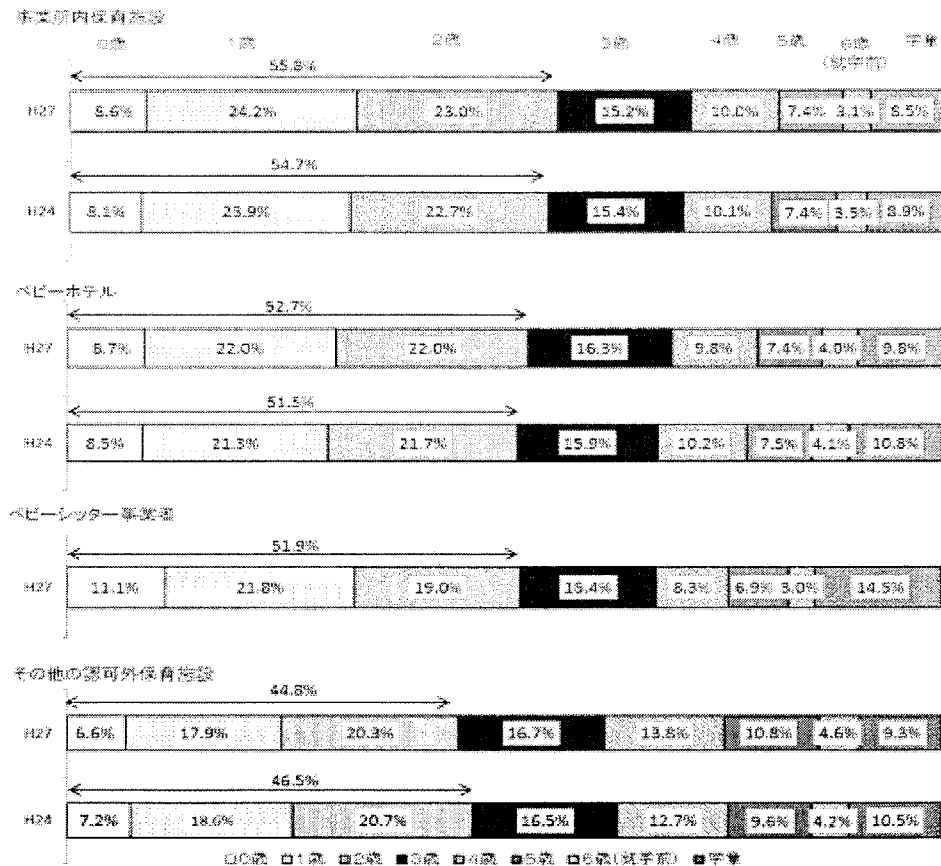
利用児童数をみると、「事業所内保育施設」は18,317人、「ベビーホテル」は12,080人、「認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター事業者）」は1,357人、「その他の認可外保育施設」は122,210人となっている。（表6）

このうち、利用児童数の割合を年齢別にみると、いずれの施設・事業も、0～2歳（低年齢児）の割合が高くなっている。（図2）

表6 認可外保育施設の類型別施設・事業数と利用児童数

	事業所内保育施設	ベビーホテル	ベビーシッター事業者	その他の認可外保育施設
施設数(箇所)	912	536	63	3,651
利用児童数(人)	18,317	12,080	1,357	122,210

図2 認可外保育施設の類型別年齢別利用児童数



注：平成27年は平成27年10月1日時点、平成24年は平成24年10月1日時点の児童の状況（満年齢）

認可外保育施設に勤務する保育従事者のうち、保育士をみると、「事業所内保育施設」は4,335人、「ベビーホテル」は2,371人、「認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター事業者）」は263人、「その他の認可外保育施設」は16,770人となっている。

また、保育従事者一人あたりの利用児童数をみると、「事業所内保育施設」は3.0人、「ベビーホテル」は2.7人、「認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター事業者）」は2.5人、「その他の認可外保育施設」は4.1人となっている。（表7）

表7 認可外保育施設の類型別保育従事者（実人数）の状況

	事業所内保育施設			ベビーホテル			ベビーシッター事業者			その他の認可外保育施設		
	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
保育従事者数(人)	6,142	3,465	2,677	4,429	2,312	2,117	537	219	318	29,575	18,203	11,372
(再掲)保育士数(人)	4,335	2,693	1,642	2,371	1,305	1,066	263	142	121	16,770	11,488	5,282

	事業所内保育施設				ベビーホテル				ベビーシッター事業者		その他の認可外保育施設			
	H24		H27		H24		H27		H27		H24		H27	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
保育従事者	60.5%	39.5%	56.4%	43.6%	56.0%	44.0%	52.2%	47.8%	40.8%	59.2%	63.0%	37.0%	61.5%	38.5%
(再掲)保育士	65.4%	34.6%	62.1%	37.9%	64.8%	35.2%	55.0%	45.0%	54.0%	46.0%	70.8%	29.2%	68.5%	31.5%
保育従事者一人あたり利用児童数(人)	3.3		3.0		3.1		2.7		2.5		4.3		4.1	
(再掲)保育士一人あたり利用児童数(人)	4.6		4.2		5.8		5.1		5.2		7.1		7.3	

## 2 設置主体

認可外保育施設の設置主体をみると、「事業所内保育施設」は、「その他法人」が40.2%と最も多く、次いで「株式会社」が37.9%となっている。

「ベビーホテル」は、「個人」が37.3%と最も多く、次いで「株式会社」が36.8%となっている。

「認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター事業者）」は「個人」が47.6%と最も多く、次いで「株式会社」が34.9%となっている。

「その他の認可外保育施設」は「個人」が44.4%と最も多く、次いで「株式会社」が30.2%となっている。（表8）

表8 認可外保育施設の類型別設置主体の状況

	総数	個人	株式会社	社会福祉法人	NPO法人	その他法人	任意団体	不詳
事業所内保育施設	100.0%	8.9%	37.9%	8.4%	2.5%	40.2%	1.0%	1.1%
ベビーホテル	100.0%	37.3%	36.8%	0.7%	8.6%	15.1%	0.4%	1.1%
ベビーシッター事業者	100.0%	47.6%	34.9%	1.6%	6.4%	7.9%	1.6%	0.0%
その他の認可外保育施設	100.0%	44.4%	30.2%	1.0%	7.8%	13.7%	2.2%	0.7%

注：1） 「その他法人」とは、「個人」「株式会社」「社会福祉法人」「NPO法人」のいずれにも該当しない法人であり、医療法人、有限会社、商法に基づかない法人等をいう。

2） 「任意団体」とは、保護者が共同で設置しているもの等、法人ではない団体をいう。

### 3 開所時間、保育提供可能時間（平日）

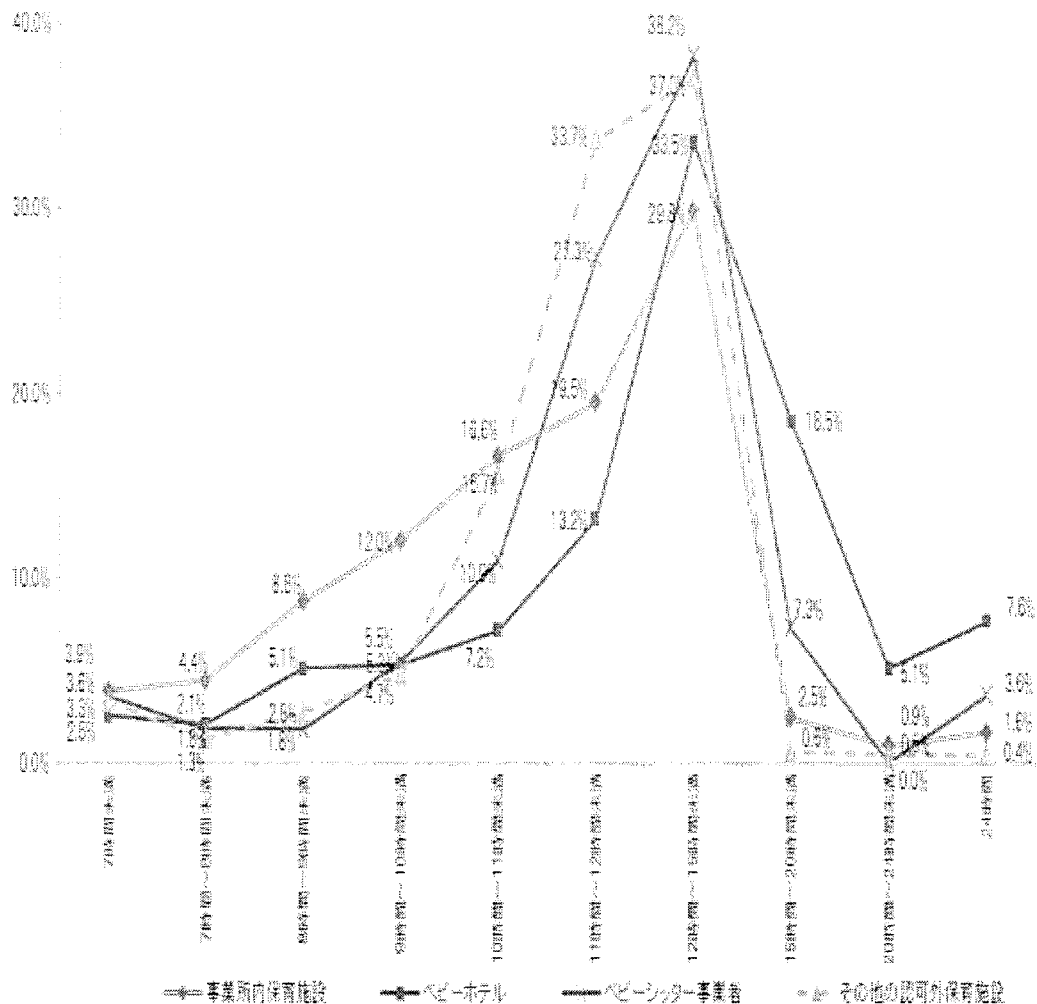
認可外保育施設の平日の開所時間をみると、「事業所内保育施設」では、「12時間以上～15時間未満」が29.8%と最も多く、次いで「11時間～12時間未満」が19.5%となっている。

「ベビーホテル」では、「12時間以上～15時間未満」が33.5%と最も多く、次いで「15時間以上～20時間未満」が18.5%となっている。

「その他の認可外保育施設」では、「12時間以上～15時間未満」が37.0%と最も多く、次いで「11時間～12時間未満」が33.7%となっている。

「認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター事業者）」では、「12時間以上～15時間未満」が38.2%と最も多く、次いで「11時間～12時間未満」が27.3%となっている。（図3）

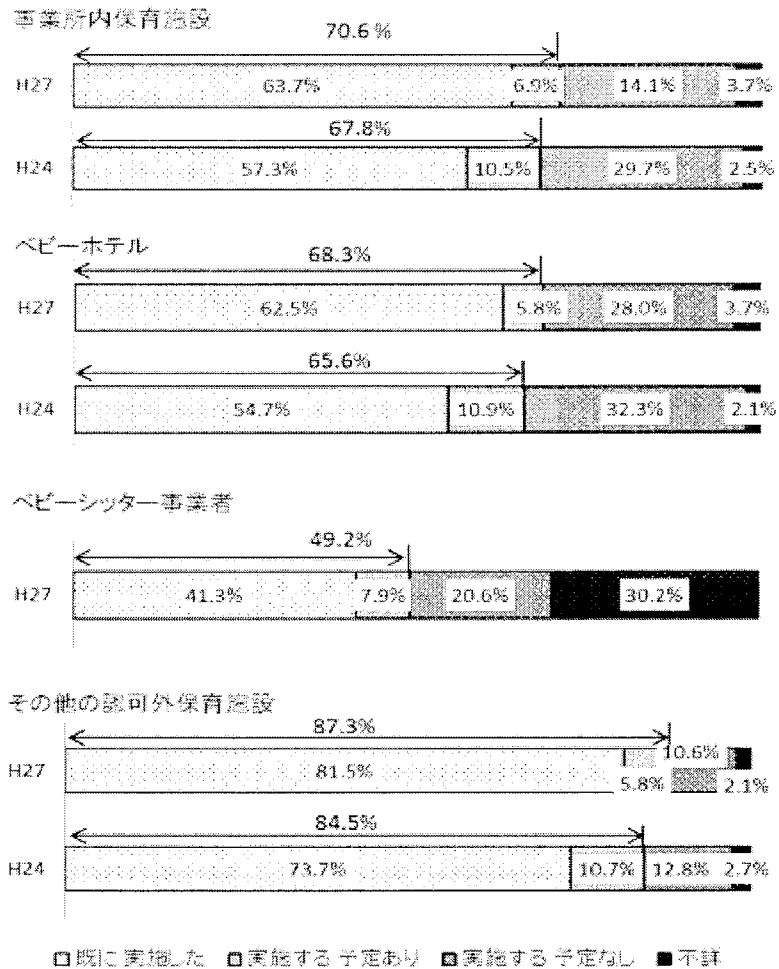
図3 認可外保育施設の類型別開所時間（平日）



#### 4 健康診断

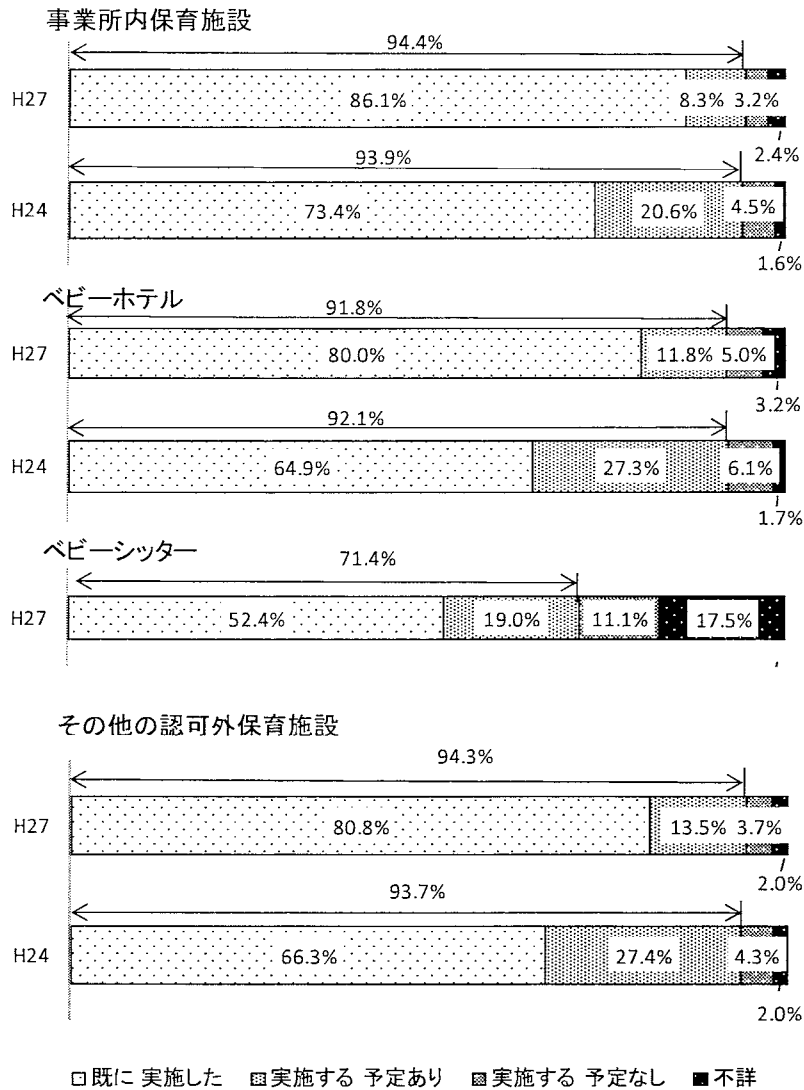
認可外保育施設における児童の健康診断の実施状況をみると、「既の実施した」「実施する予定あり」が「事業所内保育施設」では 70.6%、「ベビーホテル」では 68.3%、「認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター事業者）」では 49.2%、「その他の認可外保育施設」では 87.3%となっている。（図4）

図4 認可外保育施設の類型別にみた健康診断の実施状況（児童）



認可外保育施設における職員の健康診断の実施状況をみると、「既に実施した」「実施する予定あり」が「事業所内保育施設」では 94.4%、「ベビーホテル」では 91.8%、「認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター事業者」）」では 71.4%、「その他の認可外保育施設」では 94.3%となっている。（図 5）

図 5 認可外保育施設の類型別にみた健康診断の実施状況（職員）



## 5 利用料

### (1) 月額利用料の状況

認可外保育施設における月額利用料をみると、「事業所内保育施設」では0歳～2歳で「3～5万円未満」、3歳～6歳（就学前）で「1～3万円未満」が最も多くなっている。「ベビーホテル」、「認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター事業者）」、「その他の認可外保育施設」では「3～5万円未満」が全ての年齢で最も多くなっている。

平均利用料は、全ての施設類型で年齢が低くなるほど、利用料が高い傾向にある。

(表9)

表9 認可外保育施設の類型別にみた月額利用料

		利用料						平均利用料(円) H27
		総数	1万円未満	1～3万円未満	3万～5万円未満	5～7万円未満	7万円以上	
事業所内保育施設	0歳	100.0%	9.0%	27.8%	36.6%	20.4%	6.1%	36,331
	1歳	100.0%	17.6%	29.6%	34.2%	14.5%	4.2%	32,266
	2歳	100.0%	16.8%	32.5%	33.8%	13.3%	3.6%	31,479
	3歳	100.0%	17.4%	38.5%	33.0%	9.3%	1.8%	27,752
	4歳	100.0%	18.2%	40.4%	31.7%	8.0%	1.7%	26,559
	5歳	100.0%	17.7%	39.9%	33.0%	7.3%	2.1%	26,641
	6歳(就学前)	100.0%	19.2%	41.6%	30.4%	6.0%	2.9%	25,377
ベビーホテル	0歳	100.0%	0.9%	6.1%	46.2%	29.8%	17.0%	53,590
	1歳	100.0%	0.3%	9.0%	48.7%	27.5%	14.6%	51,299
	2歳	100.0%	0.3%	12.0%	50.3%	24.9%	12.6%	48,908
	3歳	100.0%	0.3%	18.8%	51.5%	20.3%	9.1%	44,680
	4歳	100.0%	0.3%	23.5%	50.0%	18.1%	8.1%	42,455
	5歳	100.0%	0.3%	27.6%	48.4%	16.8%	6.9%	41,099
	6歳(就学前)	100.0%	0.8%	27.3%	50.6%	15.1%	6.1%	39,991
ベビーシッター	0歳	100.0%	2.6%	2.6%	56.4%	25.6%	12.8%	50,219
	1歳	100.0%	0.0%	2.4%	63.4%	31.7%	2.4%	47,120
	2歳	100.0%	0.0%	7.7%	56.4%	33.3%	2.6%	45,897
	3歳	100.0%	0.0%	11.1%	61.1%	25.0%	2.8%	41,115
	4歳	100.0%	0.0%	24.2%	57.6%	15.2%	3.0%	38,968
	5歳	100.0%	0.0%	20.7%	62.1%	13.8%	3.4%	39,911
	6歳(就学前)	100.0%	5.6%	38.9%	44.4%	11.1%	0.0%	33,772
認可外保育施設 その他の	0歳	100.0%	1.2%	4.7%	47.1%	38.4%	8.6%	49,142
	1歳	100.0%	1.3%	10.0%	51.0%	31.5%	6.3%	46,302
	2歳	100.0%	0.9%	14.3%	52.2%	26.6%	6.1%	44,540
	3歳	100.0%	1.2%	21.7%	53.4%	19.2%	4.6%	40,888
	4歳	100.0%	1.3%	30.1%	49.1%	15.3%	4.2%	38,189
	5歳	100.0%	1.7%	30.3%	48.4%	15.4%	4.2%	38,012
	6歳(就学前)	100.0%	3.3%	29.6%	48.5%	13.8%	4.7%	37,486



(2)「認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター事業者）」の時間額利用料の状況

「認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター事業者）」の時間額利用料をみると、「会員」では「日中」、「非会員」では「深夜」の時間帯が最も高くなっている。（表 10）

表 10 会員、非会員別にみた各時間帯の時間額利用料

		総数	1千円未満	1～2千円 未満	2～3千円 未満	3～4千円 未満	4～5千円 未満	5～7千円 未満	7千円以上	平均利用料
会員	早朝 5～8時	100.0%	23.5%	41.2%	23.5%	11.8%	0.0%	0.0%	0.0%	1,087円
	日中 8～18時	100.0%	54.2%	41.7%	4.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1,620円
	夜間 18～22時	100.0%	27.8%	55.6%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1,079円
	深夜 22～5時	100.0%	0.0%	41.7%	41.7%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	1,326円
非会員	早朝 5～8時	100.0%	20.0%	40.0%	26.7%	13.3%	0.0%	0.0%	0.0%	1,150円
	日中 8～18時	100.0%	56.5%	21.7%	17.4%	0.0%	0.0%	0.0%	4.3%	1,264円
	夜間 18～22時	100.0%	25.0%	37.5%	25.0%	6.3%	0.0%	0.0%	6.3%	1,186円
	深夜 22～5時	100.0%	0.0%	54.5%	9.1%	27.3%	0.0%	0.0%	9.1%	1,547円

## 6 施設の今後の方向性等

### (1) 施設の今後の方向性

施設の類型別に今後の方向性をみると、「認可保育所等への移行を希望（移行予定を含む）」施設は「事業所内保育施設」で27.8%、「ベビーホテル」で37.5%、「認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター事業者）」で31.8%、「その他の認可外保育施設」で52.0%となっている。（表11）

そのうち、「移行する予定であり、認可を受ける見込みがある」「認可基準を満たしているが、認可を受けられない」施設は、「小規模保育事業」へ移行する予定・希望が最も多い。（表12）

また、「現在のところ移行の予定はない」施設について、「認可保育所等へ移行する上での問題点」をみると、いずれの類型も「認可基準に満たない」が最も多くなっている。（表13）

※認可保育所等とは、子ども・子育て支援新制度の施設事業である認可保育所、認定こども園、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）を利用している世帯のことをいう。

表11 認可外保育施設の類型別にみた今後の方向性

	総数	認可外保育施設として運営を続ける	認可保育所への移行を希望（移行予定を含む）	近々、認可保育所に移行する予定であり、認可を受ける見込みがある	認可保育所への移行を希望し、認可基準を満たしているが、認可を受けられない	将来的には認可保育所への移行を希望しているが、現在のところ、移行の予定はない	不詳
事業所内保育施設	100.0%	69.8%	27.8%	8.1%	3.1%	16.6%	2.4%
ベビーホテル	100.0%	57.5%	37.5%	7.4%	7.3%	22.8%	5.0%
ベビーシッター事業者	100.0%	60.3%	31.8%	14.3%	3.2%	14.3%	7.9%
その他の認可外保育施設	100.0%	42.6%	52.0%	19.1%	6.9%	26.0%	5.4%

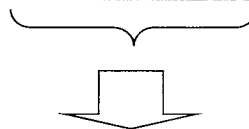


表12 認可外保育施設の類型別にみた移行する予定、希望の施設・事業

	認定こども園	保育所	小規模保育事業	家庭的保育事業	居宅訪問型保育事業	事業所内保育事業	不詳
事業所内保育施設	5.9%	25.5%	27.5%	2.9%	0.0%	29.4%	8.8%
ベビーホテル	6.3%	13.9%	48.1%	5.1%	0.0%	3.8%	22.8%
ベビーシッター事業者	0.0%	45.5%	18.2%	0.0%	27.3%	9.1%	0.0%
その他の認可外保育施設	9.7%	35.6%	46.6%	1.2%	0.0%	0.9%	6.0%

表 13 認可外保育施設の類型別にみた認可保育所へ移行しない理由（複数回答）

	認可保育所等の 基準に満たない	認可保育所等へ 移行する手続き が煩雑	認可保育所等の 経理が煩雑	その他
事業所内保育施設	66.2%	6.0%	9.3%	27.8%
ベビーホテル	57.4%	8.2%	22.1%	30.3%
ベビーシッター事業者	33.3%	0.0%	0.0%	33.3%
その他の認可外保育施設	54.5%	8.3%	23.1%	33.8%

(2) 認可保育所等になるための基準充足状況

認可外保育施設における認可保育所等になるための基準の充足状況をみると、「事業所内保育施設」と「認可外の居宅訪問型保育事業(いわゆる「ベビーシッター事業者」)」と「その他の認可外保育施設」は「認可保育所等の基準の人員配置・設備基準をいずれも満たしている」が39.9%、34.9%、32.9%と最も多く、「ベビーホテル」は「認可保育所等の基準の人員配置・設備基準をいずれも満たしていない」が32.3%と最も多い。(表14)

表14 施設の類型別にみた認可保育所等になるための基準充足状況

	総数	認可保育所等の人員配置・設備基準をいずれも満たしている	認可保育所等の人員配置を満たしているが、設備基準を満たしていない	認可保育所等の人員配置を満たしていないが、設備基準を満たしている	認可保育所等の人員配置・設備基準をいずれも満たしていない	不詳
事業所内保育施設	100.0%	39.9%	17.0%	7.9%	25.2%	10.0%
ベビーホテル	100.0%	26.5%	20.1%	8.8%	32.3%	12.3%
ベビーシッター事業者	100.0%	34.9%	11.1%	12.7%	12.7%	28.6%
その他の認可外保育施設	100.0%	32.9%	21.3%	10.1%	26.6%	9.2%



「認可保育所等の基準に満たない」施設について、基準に満たない点をみると、人員配置に関しては「事業所内保育施設」と「ベビーホテル」では「調理員をおいていないため」が45.5%、47.3%と最も多く、「認可外の居宅訪問型保育事業(いわゆる「ベビーシッター事業者」)」では「保育従事者に保育士資格を有しない者がおり、且つ配置数も基準に満たないため」が39.1%と最も多い。「その他の認可外保育施設」では「保育従事者の配置数は基準を満たしているが、保育士資格を有しない保育従事者がいるため」が40.5%と最も多くなっている。(表15-1)

表15-1 施設の類型別にみた「認可保育所等の基準に満たない」施設の認可保育所へ移行する上での問題点(複数回答)～人員配置～

	保育従事者に保育士資格を有しない者がおり、且つ配置数も基準に満たないため	保育従事者はすべて保育士資格を有しているが、配置数が基準に満たないため	保育従事者の配置数は基準を満たしているが、保育士資格を有しない保育従事者がいるため	調理員を置いていないため	嘱託医がいないため
事業所内保育施設	20.6%	7.0%	22.8%	45.5%	31.3%
ベビーホテル	21.6%	4.3%	44.5%	47.3%	31.4%
ベビーシッター事業者	39.1%	0.0%	13.0%	13.0%	13.0%
その他の認可外保育施設	17.9%	4.1%	40.5%	36.3%	21.9%

「認可保育所等の基準に満たない」施設について、基準に満たない点を見ると、施設設備に関しては、「事業所内保育施設」と「ベビーホテル」と「その他の認可外保育施設」では「調理室または調理設備を有しないため」が最も多くなっている。「認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター事業者）」では「乳児室・ほふく室・保育室の面積基準を満たさないため」が最も多くなっている。（表 15-2）

表 15-2 施設の類型別にみた「認可保育所等の基準に満たない」施設の認可保育所等へ移行する上での問題点（複数回答）～施設設備～

	乳児室・ほふく室・保育室の面積基準を満たさないため	屋外遊戯場の基準を満たさず、且つ付近に屋外遊戯場に代わるべき公園等もないため	付近に屋外遊戯場に代わるべき降園はあるが、自治体の方針により、屋外遊戯場がないと認可が得られないため	乳児室・ほふく室・保育室が2階以上に設けられており、耐火建築、避難経路等に関する基準を満たさないため	調理室または調理設備を有しないため	児童用便所を有しないため
事業所内保育施設	20.4%	12.0%	6.1%	6.8%	33.5%	8.5%
ベビーホテル	21.3%	20.1%	11.0%	18.3%	32.9%	18.0%
ベビーシッター事業者	26.1%	4.3%	0.0%	8.7%	13.0%	13.0%
その他の認可外保育施設	24.0%	9.9%	8.4%	10.3%	34.0%	13.8%

「認可保育所等の基準に満たない」施設について、認可保育所等の基準に満たない点を見ると、人員配置・施設設備以外に関しては、「事業所内保育施設」および「ベビーホテル」では「保育時間・開所時間に関する基準を満たせないため」が最も多く、「認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター事業者）」では「最低定員を満たせないため」と「その他」が同率となっている。「その他の認可外保育施設」では「その他」が最も多くなっている。（表 15-3）

表 15-3 施設の類型別にみた「認可保育所の基準に満たない」施設の認可保育所へ移行する上での問題点（複数回答）～その他～

	最低定員を満たせないため	保育時間・開所時間に関する基準を満たせないため	その他
事業所内保育施設	13.8%	17.7%	7.2%
ベビーホテル	11.0%	16.8%	8.8%
ベビーシッター事業者	8.7%	0.0%	8.7%
その他の認可外保育施設	8.7%	6.7%	11.4%

Ⅲ 認定こども園（幼稚園型、地方裁量型）、地域型保育事業（家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の状況

1 施設・事業数、定員数、利用者数、利用率

施設・事業の類型別にみると、事業数は家庭的保育事業、定員数及び利用児童数は幼稚園型認定こども園が最も多くなっており、利用率は地方裁量型認定こども園が最も高くなっている。（表 16）

表 16 施設・事業の類型別にみた施設・事業数、定員数、利用者数、利用率

	幼稚園型認定こども園	地方裁量型認定こども園	家庭的保育事業	居宅訪問型保育事業	事業所内保育事業
事業所数(箇所)	433	49	677	3	169
定員数(人)	16,565	2,662	2,764	20	3,452
利用児童数(人)	14,518	2,621	2,634	15	3,113
利用率(%)	87.6%	98.5%	95.3%	75.0%	90.2%

2 経営主体別施設・事業数

施設・事業の類型別に経営主体別施設・事業数の構成割合をみると、幼稚園型認定こども園は「その他の法人」、地方裁量型認定こども園は営利法人（会社）、家庭的保育事業は「その他（個人を含む）」、居宅訪問型保育事業は営利法人（会社）、事業所内保育事業は「社会福祉法人」がそれぞれ最も高くなっている。（表 17）

表 17 施設・事業の類型別にみた経営主体別施設・事業数及び構成割合

	総数	公営										私営						その他 (個人を含む)	不詳
		国・独立 行政法人	都道府 県	市区町 村	一部事 務組合・ 広域連 合	社会福 祉法人	医療法 人	公益法 人・日本 赤十字 社		営利法 人(会 社)	その他 の法人								
								公益法 人	日本赤 十字社		一般社 団・財団 法人	農業協 同組合 及び連 合会	消費 者生活 協同組 合及び 連合会	特定非 営利活 動法人 (NPO)	その他 の法人				
総数	100.0%	0.1%	0.2%	5.6%	0.0%	5.7%	3.0%	0.4%	0.4%	0.0%	6.6%	32.2%	0.7%	0.0%	0.1%	1.3%	30.1%	37.4%	8.9%
認定こども園	100.0%	0.0%	0.0%	3.9%	0.0%	0.6%	0.0%	0.2%	0.2%	0.0%	4.9%	82.9%	0.4%	0.0%	0.0%	1.4%	81.1%	3.3%	4.3%
幼稚園型認定こども園	100.0%	0.0%	0.0%	4.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	89.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	89.3%	1.6%	4.8%
地方裁量型認定こども園	100.0%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	6.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	48.0%	26.0%	4.0%	0.0%	0.0%	14.0%	8.0%	18.0%	0.0%
地域型保育事業	100.0%	0.1%	0.3%	6.6%	0.0%	8.6%	4.6%	0.5%	0.5%	0.0%	7.5%	3.4%	0.8%	0.0%	0.2%	1.3%	1.0%	56.8%	11.6%
家庭的保育事業	100.0%	0.1%	0.4%	8.2%	0.0%	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	1.3%	0.3%	0.0%	0.0%	0.7%	0.3%	71.4%	13.4%
居宅訪問型保育事業	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
事業所内保育事業	100.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	29.1%	22.9%	2.3%	2.3%	0.0%	28.6%	11.4%	2.9%	0.0%	1.1%	3.4%	4.0%	0.6%	4.6%

### 3 職種別常勤換算従事者数

常勤換算従事者数を施設・事業の類型別にみると、以下の表のとおりとなっている。

(表 18)

表 18 施設・事業の類型別にみた職種別常勤換算従事者数

	総数	認定こども園			地域型保育事業						
			幼稚園型認定こども園	地方裁量型認定こども園		家庭的保育事業	居宅訪問型保育事業	事業所内保育事業			
								保育所型事業所内保育事業	小規模型事業所内保育事業		
総数	20,174	16,757	15,540	1,217	3,417	2,123	15	1,280	912	368	
施設長・園長・管理者	379	64	14	49	315	149	1	165	35	130	
医師	46	26	25	1	20	14	0	5	5	0	
歯科医師	33	24	23	1	9	9	0	1	1	0	
保健師・看護師	24	17	16	1	7	2	0	5	5	0	
保育士	1,126	640	491	150	486	—	—	486	486	—	
うち幼稚園教諭免許保有者	294	—	—	—	294	—	—	294	294	—	
保育教諭	9,710	9,710	9,127	583	—	—	—	—	—	—	
うち保育士資格保有者	4,342	4,342	4,097	245	—	—	—	—	—	—	
保育従事者	119	—	—	—	119	—	—	119	—	119	
うち保育士資格保有者	119	—	—	—	119	—	—	119	—	119	
家庭的保育者	719	—	—	—	719	719	—	—	—	—	
うち保育士資格保有者	550	—	—	—	550	550	—	—	—	—	
家庭的保育補助者	498	—	—	—	498	498	—	—	—	—	
居宅訪問型保育者	8	—	—	—	8	—	8	—	—	—	
うち保育士資格保有者	6	—	—	—	6	—	6	—	—	—	
栄養士	133	106	84	22	28	13	0	15	15	0	
調理員	481	319	264	56	162	128	—	35	35	0	
事務員	510	479	455	24	31	16	0	16	16	0	
その他の教諭	338	338	314	24	—	—	—	—	—	—	
その他の職員	739	693	631	62	46	25	0	21	21	0	

注：従事者数は常勤換算従事者数であり、小数点以下第1位を四捨五入している。なお、「0」は常勤換算従事者数が0.5人未満である。従事者数は詳細票により調査した職種についてのものであり、調査した職種以外は「—」とした。

- 1) 保育教諭には主幹保育教諭、指導保育教諭、助保育教諭及び講師を含む。また、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)附則にある保育教諭等の資格の特例のため、保育士資格を有さない者を含む。
- 2) 保育従事者、家庭的保育者及び家庭的保育補助者は小規模保育事業所の従事者である。なお、保育士資格を有さない者を含む。
- 3) その他の教諭は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第14条にもとづき採用されている、園長及び保育教諭(主幹保育教諭、指導保育教諭、助保育教諭及び講師を含む)以外の教諭である。
- 4) その他の職員には、幼児連携型認定こども園の教育・保育補助員及び養護職員(看護師等を除く)を含む。

## 用語の定義

### 【全調査共通】

#### 1 「保育所」

保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて、保育を行うことを目的とする施設

#### 2 「認定こども園」

幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備え認定基準を満たす施設。

- ・就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能（保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能）
- ・地域における子育て支援を行う機能（すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能）

##### (1) 「幼保連携型認定こども園」

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ。

##### (2) 「幼稚園型認定こども園」

幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ。

##### (3) 「保育所型認定こども園」

保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ。

##### (4) 「地方裁量型認定こども園」

幼稚園、保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ。

#### 3 「地域型保育事業」

0～2歳児の保育の受け皿として、新たに公的給付の対象とされた市町村による認可事業。

##### (1) 家庭的保育事業

家庭的保育者の居宅等で、保育を行う事業。

##### (2) 小規模保育事業

保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設で、保育を行う事業。

##### (3) 居宅訪問型保育事業

保育を必要とする乳児・幼児の居宅で、保育を行う事業。

##### (4) 事業所内保育事業

主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提



供する事業。

#### 4 「保育所等」

子ども・子育て支援新制度の施設・事業である認可保育所、認定こども園、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）。

### 【保育所等利用世帯の状況（保育所等利用世帯調査）】

#### 1 「保育所等」

##### (1) 「公営保育所等」

経営主体が都道府県、市区町村及び一部事務組合（都道府県・市町村・特別区の事務の一部を共同処理するための地方公共団体の組合）の保育所等。

##### (2) 「私営保育所等」

公営保育所等以外の保育所等。

#### 2 「世帯」

調査日現在、住居と生計（日常生活を営むための収入と支出をいう）を共にしている人々の集団をいう（保育所等を利用している児童と同居している者を含み、同居していない者は除いたもの）。

#### 3 「世帯構造」

保育所等を利用している児童のいる世帯の世帯構造は、次の分類による。

##### (1) 両親と子の世帯

父母及び子で構成する世帯

##### (2) 三世代世帯

父母又はそのいずれか、祖父母又はそのいずれか及び子で構成する世帯

##### (3) 母子のみの世帯

母及び子のみで構成する世帯

##### (4) 父子のみの世帯

父及び子のみで構成する世帯

##### (5) その他の世帯

(1)～(4)以外の世帯

#### 4 「保育所等の利用料」

##### (1) 「利用者負担額（月額保育料）」

保育所等を利用する保護者が、受ける保育サービスの対価として、保育所等に支払った平成27年9月分の料金の総額をいう（延長保育の保育料を含み、実費徴収されている費用や、特定負担額（上乗せ徴収）として支払っている額を除いたもの）。

(2) 「毎月の実費徴収経費」

保育所等を利用する保護者が、保育所等に毎月支払っている日用品、文房具その他必要な物品、通園送迎にかかる費用などをいう。

(3) 「毎月の特定負担額（上乘せ徴収）」

保育所等を利用する保護者が、保育所等に毎月支払っている教員配置の充実や平均水準を超える施設整備等にかかる費用などをいう。

【認可外保育施設の状況（認可外保育施設調査）】

1 「認可外保育施設」

都道府県知事等の認可や認定を受けていないが、保育所等と同様の業務を目的とする施設。

(1) 「事業所内保育施設」

事業主が従事者のために設置している施設。

(2) 「ベビーホテル」

次のいずれかを常時運営している施設。

ア：夜8時以降の保育

イ：宿泊を伴う保育

ウ：利用児童のうち一時預かりの児童が半数以上

(3) 「その他の認可外保育施設」

事業所内保育施設、ベビーホテル以外の認可外保育施設。

(4) 認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター」事業者）

子どもの家庭において保育を行う事業者。

2 「保育従事者数」

保育士の資格の有無にかかわらず、保育に従事している者。

3 「認可外保育施設の利用料」

(1) 月額保育料

施設（事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設）が月単位で保育日や保育時間を定め、保育サービスの対価として、保護者が施設に支払う料金をいう。  
（給食費や延長料金は含み、入会金やおむつ代などにかかる費用は除いたもの）

(2) 時間額保育料

認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター」事業者）が時間単位の保育料を定め、保育サービスの対価として、保護者が事業者を支払う料金をいう。

【認定こども園（幼稚園・地方裁量型）・地域型保育事業（家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の状況（幼稚園型認定こども園調査、地方裁量型認定こども園調査、家庭的保育事業調査、居宅訪問型保育事業調査、事業所内保育事業調査）】

1 「利用率」

利用者数の定員に対する割合

2 「常勤換算従事者数」

兼務している常勤者（当該施設・事業所が定めた勤務時間数のすべてを勤務している者）及び非常勤者について、その職務に従事した1週間の勤務時間を当該施設・事業所の通常の1週間の勤務時間で除し小数点以下第2位を四捨五入した数と、常勤者の専従職員数の合計をいう。